

発 刊 登 録 番 号
12-B552783-000027-10

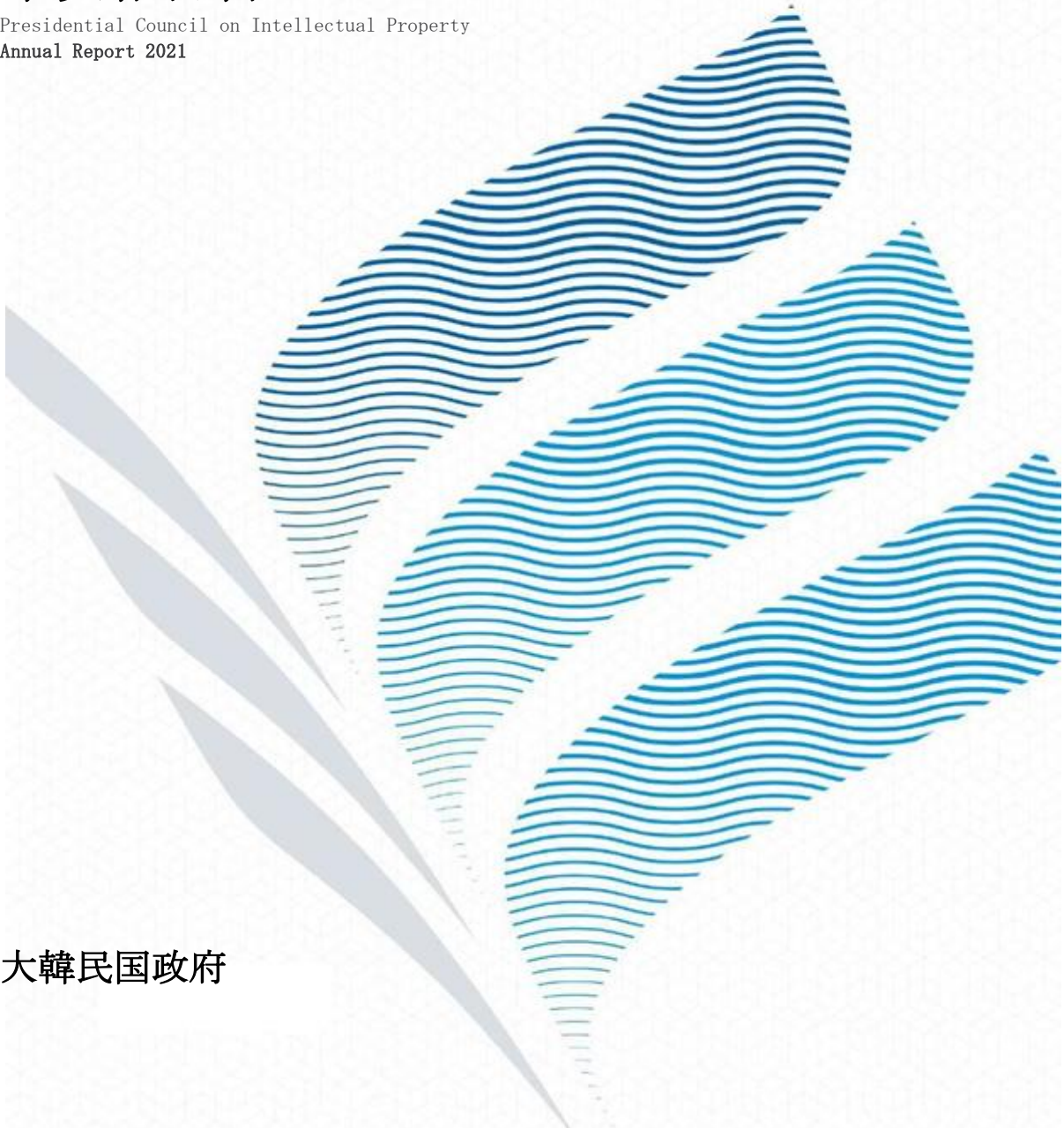


2021

国家知識財産委員会 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property
Annual Report 2021

大韓民国政府



本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2021年国家知識財産委員会年次報告書(2022年3月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

https://ipkorea.go.kr/board/articleDetail.do?bbsId=BBSMSTR_000000000009&nttId=20302&pageIndex=1&searchCnd=0

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2021年の知的財産の主要政策の成果

国家知識財産委員会は国の知的財産（IP）政策の成果を公正かつ実質的に評価し、2023年に財源配分の方向との整合性を高めるために、交差評価や段階別深層評価などを導入して評価体系を改善した。これを受け、2021年度施行計画の5大戦略及び21の中核課題に対する各部処と自治体の政策の成果を点検・評価した。

1. 市場の需要を反映した IP 資産化

技術移転及び事業化支援の強化、IP 金融の継続的拡大と充実化を図るために IP 評価体系を改善した。

特許庁は、特許を基盤とする研究開発（IP-R&D）による優秀な IP 創出を促進するために、政府 R&D 事業の課題発掘、研究企画及び課題選定、研究遂行などの全周期に特許情報の活用を積極的に促進して研究開発の効率性を高めようとした。特に、特許ビッグデータを分析して未来の有望技術を発掘し、国の特許先取り戦略を提示した。

科学技術情報通信部は、事業化有望技術の商用化開発の支援強化のために、研究産業企業とマッチングされた大学・出捐研（政府出捐研究機関）が保有する事業化有望技術について、需要に基づく追加的な R&D の支援などを行った。一方、IP と技術の取引、金融及び事業化支援を活性化させるために、金融委員会は標準技術評価モデルを設けて技術評価システムの信頼性を高めた。これにより、中小・ベンチャー企業が IP などを活用して資金調達ができるように投資の活性化を推進した。

産業通商資源部は、新技術分野の R&D の標準特許連携を強化するために、中小・中堅企業などを対象に標準コンサルタントをマッチングして標準化活動を支援した。

公共研究機関の IP 経営戦略を高度化するために、科学技術情報通信部は出捐研ごとに IP 経営戦略コンサルティングを実施した。これにより、IP 経営戦略を高度化させ、成果を普及する専門担当組織（TLO）の実務者の力量向上、保有する特許資産に対する管理の強化を図った。

2. 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護の強化

中小・ベンチャー企業のグローバルな競争力を強化するために、素材・部品・装置分野の IP-R&D を支援し、中小企業の技術革新開発のための支援を拡大した。

特許庁は、IP を基盤とする起業を活性化させ、IP サービス費用の支援を強化するために、企業間相互扶助の共済により、中小企業の海外特許出願と国内外の特許紛争などに対する費用負担を軽減し、経営の安定化につなげようとした。

中小ベンチャー企業部は、中小企業の IP 競争力を強化するための支援を拡大するために、R&D の推進過程での試行錯誤を減らし、最適な R&D の方向を提示するために IP - R&D 連携を拡大した。

公正取引委員会は、中小企業の IP・技術を保護する強化策として技術奪取行為に対して厳重な制裁と大・中小企業間の自主的な共生協力を誘導し、中小企業の技術保護の強化に貢献した。

法務部は、全国 28 の検察庁に知的財産権専門担当検事室を設け、文化体育観光部、特許庁、産業通商資源部、関税庁、韓国著作権委員会などの関係機関と協力してオンライン上の知的財産権侵害者に対して継続的な取り締まりを行った。

3. 韓国国内の IP のグローバル進出の支援強化

韓流の拡散に伴って IP 関連の紛争が増加し、韓国の知的財産権を保護するための各種支援を強化した。

関税庁は、海外での K - ブランド製品の知的財産権侵害事例が増加しているため、海外に進出している韓国企業を保護するとともに、企業の競争力を強化するために積極的に対応基盤を築いた。外交部は、海外での知的財産権の侵害に対応するために、在外公館の支援を活性化した。侵害防止と対応するために、公館主導で知財権事業を実施して現地カスタマイズ型事業を展開した。

特許庁は、IP 創出を支援するために、地域の輸出有望な中小企業 820 社を発掘して海外での権利化、特許とデザインの融合など IP 総合支援を行い、グローバルな強小企業として育成した。文化体育観光部は、韓流コンテンツが海外進出できるように海外拠点を効率的に運営し、新興市場を開拓するなど韓流コンテンツの進出先を多角化し、コンテンツの海外進出と韓流の拡散を図った。また、世界知的所有権機関 (WIPO) に信託基金を出捐して著作権分野の発展を支援し、主な韓流進出先など途上国を対象に著作権保護に対する認識向上やスキルアップのための事業を実践した。さらに、特許庁は国際協力による知的財産権保護のために知的財産共有事業 (知的財産を活用して先進国と後進国間の開発格差を減らし、最貧国及び途上国の生活の質の向上を支援する事業) でスリランカ、キルギスなどに IP を活用した適正技術とブランドの開発を支援した。これにより、途上国現地での生活問題を解決し、生活の質を向上させた。また、審査品質を高めるとともに、重複した審査を防ぐために、国同士の審査協力を強化、拡大した。

環境部は、生物遺伝資源を確保し、国際規範に対応するために、国家生物資源総合インベントリを構築して国家生物種一覧 56,248 種 (累積) を構築し、確証標本 37,034 種の情報を確保することで、韓国の自生生物の国際的な権利確保の根拠資料として活用した。

農林畜産食品部は、韓国国内の資源を確保するために獣医遺伝資源を体系的に収集し保存し、国内資源の利用活性化のために獣医生命資源銀行が保有する資源のうち、分譲可能な病原体資源 5,295 点を追加的に発掘した。また、新品種の事業化を促進し、品種保護制度を効率的に運営するために、海外現地の品種展示圃場及びゴールドンシードプロジェクト (GSP) 海外試験圃場を拡大運営して韓国で育成した優秀な品種に対する輸出先の多角化を図った。海洋水産部は、品種保護の基盤を強化するために審査体系を改善し、審査の専門性を高めた。

4. デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムの造成

公正かつ透明なコンテンツエコシステムを構築するために、不公正な行為の改善を推進し、有望なコンテンツへの投資を拡大した。

文化体育観光部は、創作者を保護し、デジタル著作権の侵害に対する対応体系を先進化するために、コンテンツ産業での不公正な取引慣行を見直し、自主的かつ創造的なコンテンツ産業のエコシステム造成しようとした。また、人工知能（AI）、メタバース、ブロックチェーン、データなど新技術の拡散による国内外の動向と著作権関連問題についていち早く議論した。

また、著作物の流通と活用に対する支援を活性化させるために、著作権ビジネス支援センターを運営して著作権の権利情報をオンラインで簡単に確認できる基盤を設けるとともに、利用許可契約を支援し、流通の透明性と利便性を高めた。教育部は遠隔授業の拡大による著作権紛争が懸念されるなか、遠隔授業が委縮しないように中長期的に制度を改善し、セーフティーネットの構築に取り組んだ。

文化体育観光部は、有望なコンテンツへの投資を活性化させ、関連産業を育成するために、先端の融融・複合コンテンツである仮想、拡張現実など実感コンテンツ技術を活用したコンテンツの制作を支援し、投資を活性化させるためにコンテンツ価値評価のモデルを拡大し、金融に連携した。

特許庁は、職務発明制度を普及させることで正当な補償文化を定着させるために、職務発明補償の優秀企業認証制度により、企業が職務発明制度の運営状況を診断し改善できるようにし、職務発明補償の優秀企業にはさまざまなインセンティブを提供し、制度導入の拡散に寄与した。

5. 人と文化を中心とする IP の土壌の構築

新たな職務能力に対する需要の高まりを受け、これに対応し、融合人材を育成するために産業分野、対象に合わせた IP 教育を強化した。

特許庁は、実務と起業を連携した IP 専門人材を育成するために、教育部の地域革新プラットフォーム事業と連携し、圏域別に IP 教育拠点の役割を果たす IP 重点大学を指定して支援した。また、特許審査のインフラ整備と専門能力を高めるために、主要国レベルで 1 人当たりの審査投入時間を確保し、安定した審査処理期間を維持するために特許審査人材の増員を推進した。

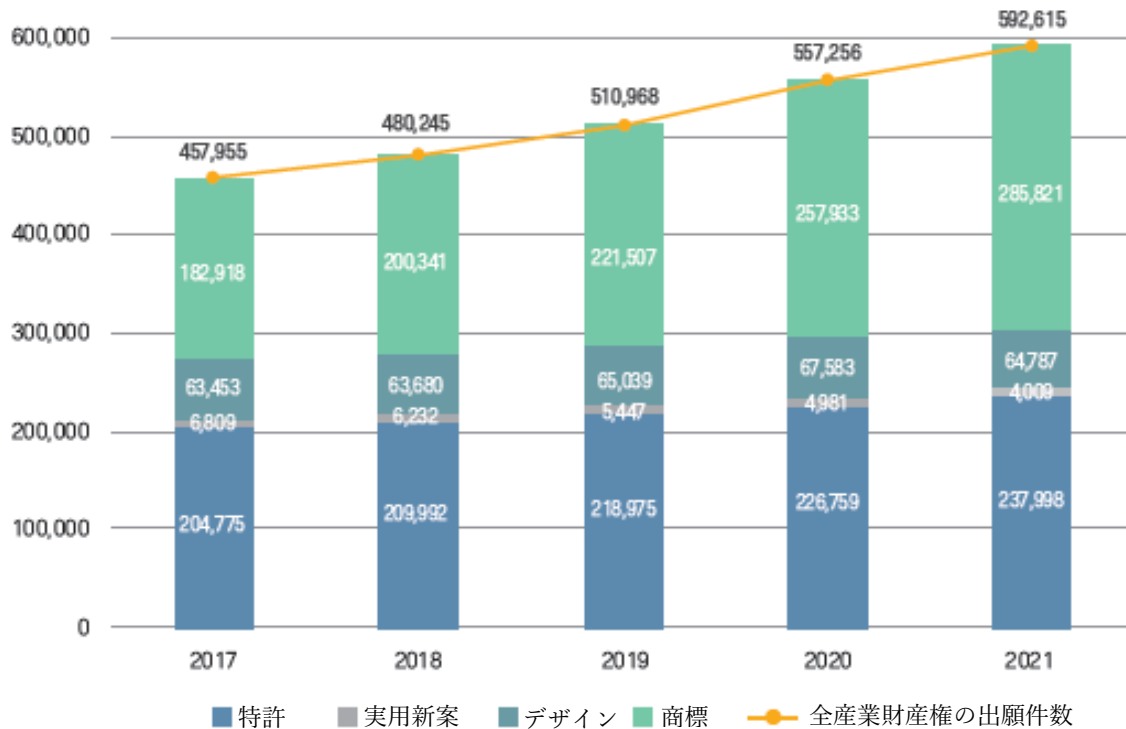
教育部は、技術起業（技術を基盤とする起業）の専門人材を確保し、R&D 資金を支援するなど、実験室での起業に特化した起業先導大学を育成し、保健福祉部は医療機器に特化した大学院と製薬産業に特化した大学院を支援して人的資源の能力を強化した。また、発明・特許素養教育を強化し、著作権尊重文化を拡散させるために、特許庁は「発明教育の活性化及び支援に関する法律」に基づき、「発明教育活性化の基本計画」を実施し、体系的な発明教育を推進した。文化体育観光部は著作権体験教室を運営した。

地域の IP 競争力を強化するために 17 の自治体は、ソウル型 R&D 支援（ソウル特別市）、釜山地域大学連合技術持株（株）の運営（釜山広域市）、R&D 成果管理システムの運用（大邱広域

市)、第四次産業革命における中核技術基盤センターの構築(仁川広域市)、光州産業化デザインプロジェクト(光州広域市)、大田デザイン産業の育成(大田広域市)、ベンチャー企業向けの R&D 技術情報の提供(蔚山広域市)、技術保護デスクの運営(京畿道)、江原道小商工人の支援に向けた知的財産の第一歩支援(江原道)、環境にやさしい農産物の広域ブランド育成(忠清南道)、市郡巡回型移動特許相談の運営(忠清北道)、気候変動に対応した新品種の開発(全羅南道)、高品質な炭素繊維用添加剤の開発(全羅北道)、優秀技術の認証と事業化の運営(慶尚南道)、職務発明補償制度の運営(慶尚北道)、済州化粧品認証制度(済州特別自治道)、世宗起業育成センターの運営(世宗特別自治市)などの固有事業と IP ナレ(翼)、中小企業 IP 即時支援事業など委任事業を推進した。

統計でみる知的財産

過去5年間の国内産業財産権の出願件数



※出処：特許庁 IPSS 知的財産統計サービス、知的財産統計月報（2021年12月号）

※特許・実用新案 - PCT 出願（指定官庁）含む、デザイン - ハーグ出願（指定国官庁）含む、
商標 - マドリッド出願（指定国官庁）含む。

主要国の産業財産権の出願状況

（2020年時点）

国	特許		商標		デザイン	
	出願件数	伸び率	出願件数	伸び率	出願件数	伸び率
中国	1,497,159 件	6.4%	9,345,757 件	16.2%	770,362 件	7.6%
米国	597,172 件	-4.1%	870,306 件	22.7%	50,743 件	1.8%
日本	288,472 件	-6.8%	421,166 件	-29.7%	31,650 件	-1.7%
韓国	226,759 件	3.4%	319,945 件	11.2%	70,821 件	2.1%
欧州	180,346 件	-0.6%	438,511 件	7.0%	113,196 件	-0.1%

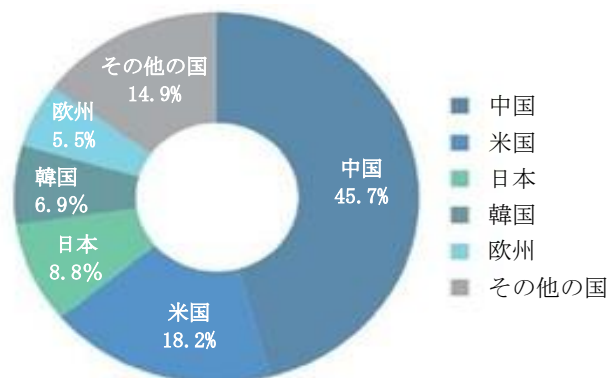
※出処：WIPO statistics database (2021.11)

※注：右側は前年比伸び率

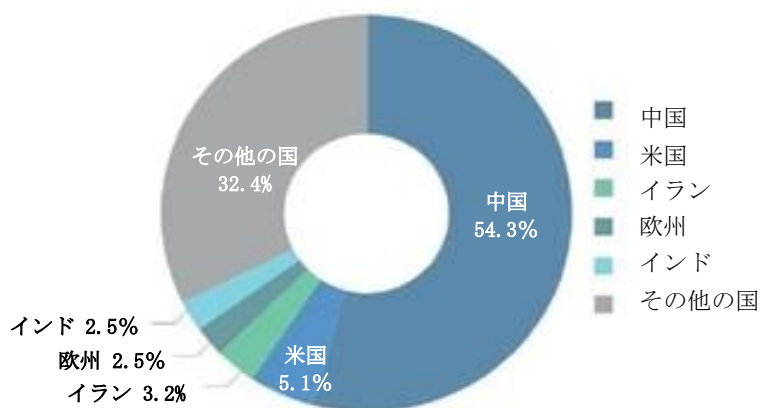
主要国の特許・商標・デザイン出願シェア

(2020年時点)

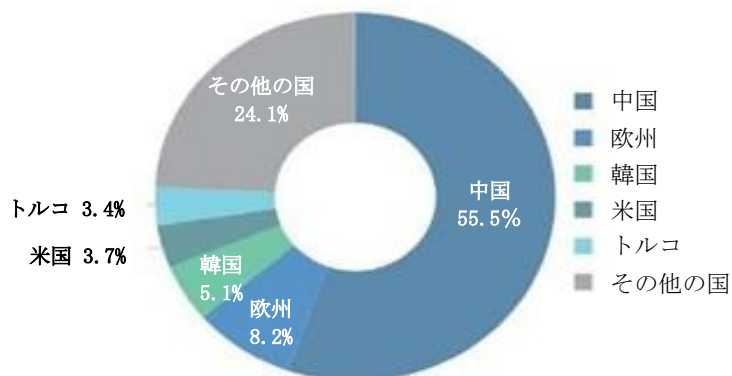
<主要国の特許出願シェア>



<主要国の商標出願シェア>



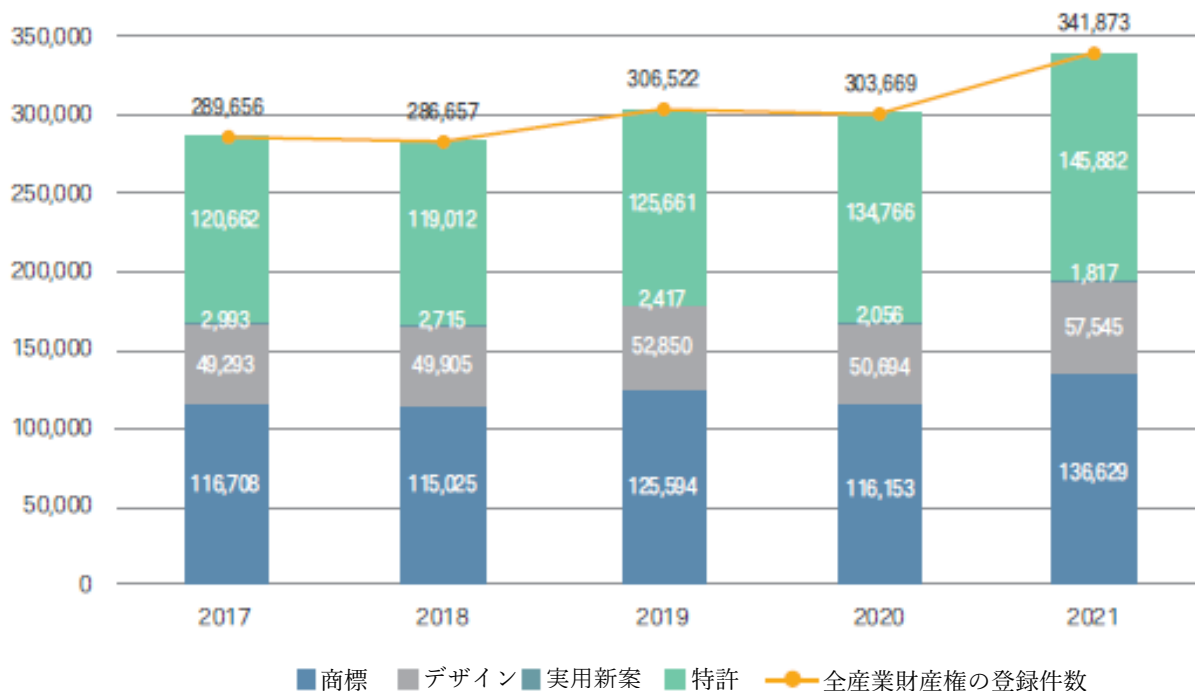
<主要国のデザイン出願シェア>



※出処：WIPO IP Facts and Figures 2021

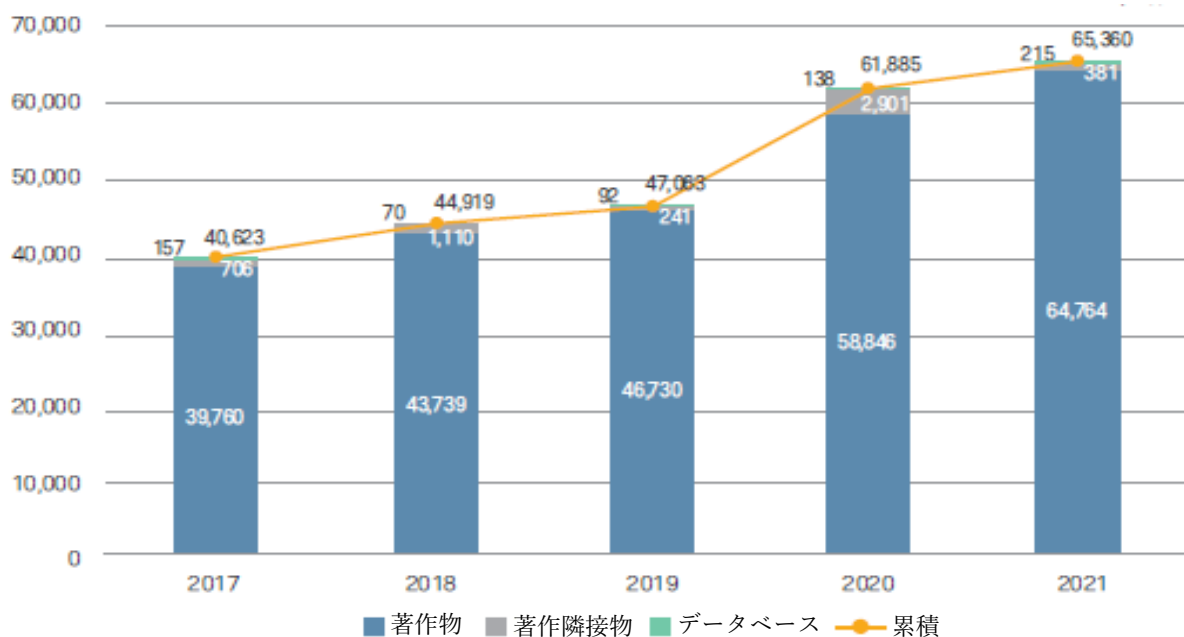
※注：欧州の特許はEPOが受理した出願件数、商標・デザインはEUIPOが受理した出願件数を基準とする。

過去5年間の国内産業財産権の登録件数



※出処：特許庁 IPSS 知的財産統計サービス、知的財産統計月報（2021年12月号）

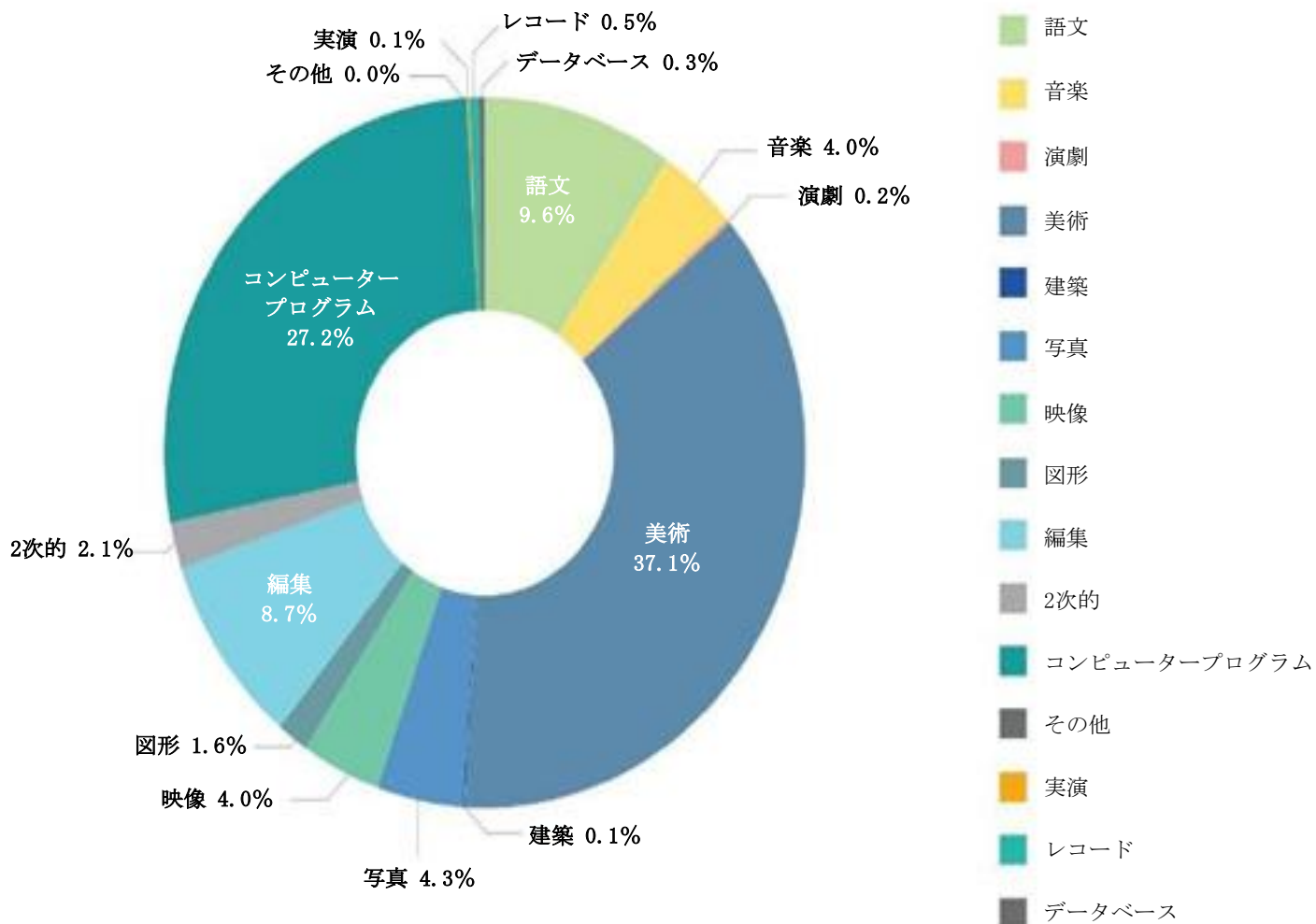
過去5年間の著作権の登録件数



※出処：韓国著作権委員会

著作権の種類別の登録割合

(単位：%、2021年度時点)



※出処：韓国著作権委員会 (www.copyright.or.kr)

著作物の種類別の違法コピーの利用量 (2019-2020年)

(単位：件、%)

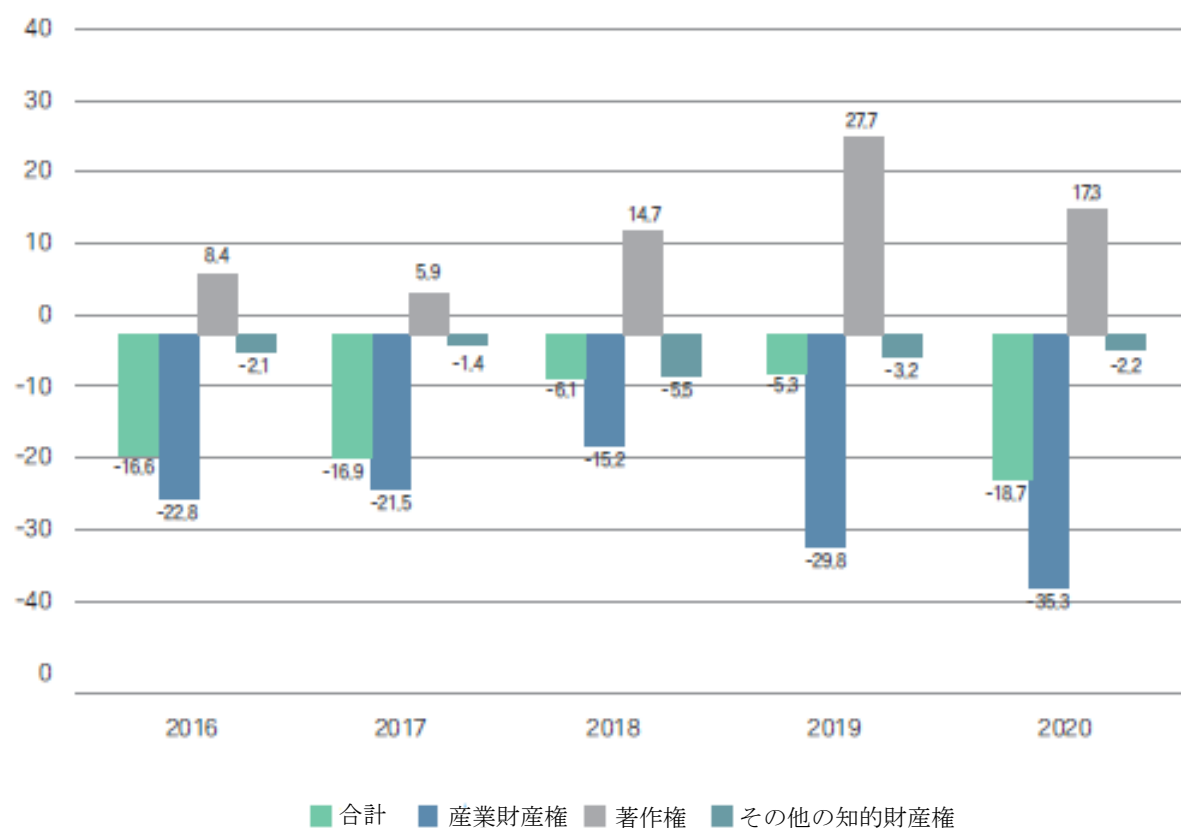
コンテンツ	2019年の利用量	2020年の利用量	伸び率 (%)
音楽	919,812	906,252	-1.50
映画	53,952	62,054	13.10
放送	461,748	417,984	-10.50
出版	21,948	21,952	0.02
ゲーム	9,482	11,708	19.00
全体	1,466,942	1,419,950	-3.31

知的財産権のタイプ別の貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2016	2017	2018	2019		2020p		2021p
				上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
合計	-16.6	-16.9	-6.1	-8.8	3.5	-7.6	-11.1	8.5
産業財産権	-22.8	-21.5	-15.2	-20.6	-9.2	-16.8	-18.6	-13.7
特許及び 実用新案権	-19.9	-12.0	-16.5	-13.5	-4.5	-9.7	-14.1	-9.4
デザイン権	0.1	-1.5	-1.8	-0.8	-0.4	0.1	-0.1	0.6
商標及び フランチャイズ権	-3.1	-7.9	3.0	-6.3	-4.4	-7.2	-4.3	-4.8
著作権	8.4	5.9	14.7	13.6	14.1	10.1	8.7	19.6
文化芸術著作権	-2.7	-4.1	-2.9	-0.9	-1.0	0.7	0.8	3.0
研究開発及び SW 著作権	11.1	10.0	17.6	14.4	15.1	9.4	7.9	16.7
その他 知的財産権	-2.1	-1.4	-5.5	-1.7	-1.5	-0.9	-1.3	2.5

※出処：韓国銀行のプレスリリース



スイスの国際経営開発研究所（IMD）：韓国の科学インフラ指標の状況

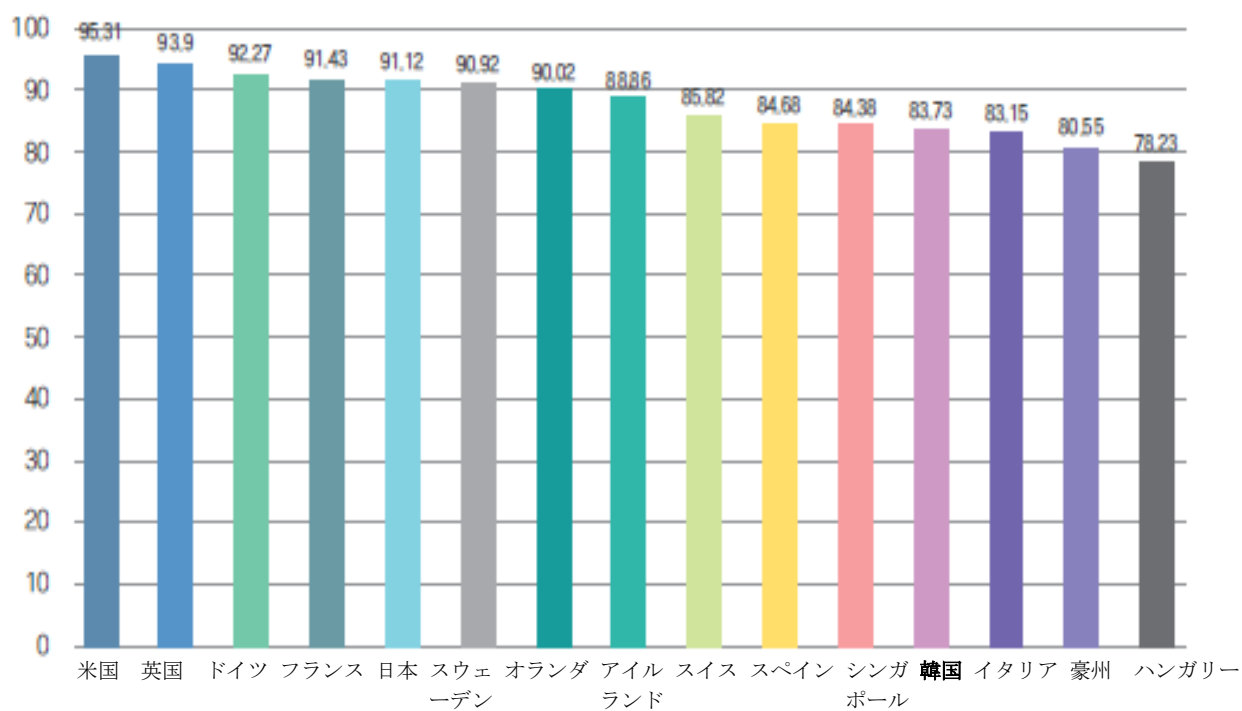
（単位：ランキング）

区分		ランキング		ランキングの変化
		2020年	2021年	
科学インフラ		3	2	↑1
合計研究開発投資	定量	5	5	-
対GDP比合計研究開発投資費の割合	定量	2	2	-
国民1人当たりの研究開発投資	補助 ¹⁾	8	9	↓1
企業の研究開発費支出	定量	5	5	-
対GDP比企業の研究開発費の割合	定量	2	2	-
合計研究開発人材	定量	6	6	-
人口1千人当たりの研究開発人材	定量	3	3	-
企業の合計研究開発人材	補助 ¹⁾	5	5	-
人口1千人当たりの企業の研究開発人材	補助 ¹⁾	3	3	-
人口1千人当たりのR&D研究者数	定量	2	1	↑1
科学技術分野の卒業者数	定量	-	10	(新規)
科学分野の論文数	定量	10	9	↑1
ノーベル賞受賞	補助 ¹⁾	29	29	-
人口100万人当たりのノーベル賞受賞	定量	29	29	-
出願人の国籍別特許出願数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの出願人の国籍別特許出願数	定量	3	2	↑1
出願人の国籍別特許登録数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの出願人の国籍別権利有効特許件数	定量	4	4	-
中間-先端産業の付加価値の割合	定量	4	4	-
科学研究関連法律がイノベーションを支援する程度	アンケート	31	30	↑1
知的財産権の保護程度	アンケート	38	36	↑2
産学間の知識伝達程度	アンケート	30	25	↑5

※ 出 処：IMD、「2020 IMD World Competitiveness Yearbook」と「2021 IMD World Competitiveness Yearbook」より抜粋してまとめた韓国科学技術企画評価院の「2021 IMD 世界競争力分析」を再引用

注 1) 補助指標は、実際の部門別ランキングの評価には使用されず、参考資料としてのみ活用

グローバルイノベーション政策センター（GIPC）：2021年の国際知的財産指数（韓国 12位）



※出処：GIPC, 2021 GIPC International IP Index (9th edition) - Recovery Through Ingenuity

グローバルイノベーション政策センター（GIPC）：韓国の国際知的財産指数の推移

項目	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
	点数	満点	点数	満点	点数	満点	点数	満点	点数	満点
特許、関連権利及び制限	6.25	7	7.50	8	7.50	8	8.50	9	8.50	9
著作権、関連権利及び制限	4.99	6	5.99	7	5.99	7	5.99	7	5.99	7
商標、関連権利及び制限	6.55	7	5.55	6	5.55	6	3.75	4	3.75	4
デザイン、関連権利及び制限	-	-	-	-	-	-	1.80	2	1.80	2
営業秘密及び関連権利	2.60	4	1.35	2	1.85	3	2.10	3	2.10	3
IP資産の事業化					1.75	3	3.41	6	3.42	6
執行	4.92	7	5.01	7	5.01	7	5.29	7	6.05	7
システムの効率性	-	-	3.00	3	3.75	4	4.75	5	4.75	5
国際条約への加盟及び批准	3.00	4	3.00	4	3.00	4	5.50	7	5.50	70
総点	28.31	35	33.15	40	36.06	45	41.10	50	41.86	50
換算点数 (100点満点)	80.89		82.87		80.13		82.20		83.73	
順位	9位/45カ国		11位/50カ国		13位/50カ国		13位/53カ国		12位/53カ国	

※出処：GIPC ホームページ (<https://www.theglobalIPcenter.com>)

2021 世界知的所有権機関（WIPO）グローバルイノベーション指数（GII）上位10カ国

国	2019年の順位	2020年の順位	2021年の順位	前年比
スイス	1	1	1	-
スウェーデン	2	2	2	-
米国	3	3	3	-
英国	4	4	4	-
韓国	11	10	5	5↑
オランダ	4	5	6	1↓
フィンランド	6	7	7	-
シンガポール	8	8	8	-
デンマーク	7	6	9	3↓
ドイツ	9	9	10	1↓

世界知的所有権機関（WIPO）グローバルイノベーション指数（GII）
 韓国の部門別ランキング

区分		2017	2018	2019	2020	2021
投入指標	制度	35	26	26	29	28
	人的支援及び研究	2	2	1	1	1
	インフラ	13	13	15	14	12
	市場成熟度	14	14	11	11	18
	事業成熟度	17	20	10	7	7
算出指標	知識及び技術成果	6	9	13	11	8
	創造的成果	15	17	17	14	8

※出処：KISTEP、「2021年グローバルイノベーション指数（GII）の分析と示唆点」
 （2021. 10. 15）

第1章 知的財産の動向及び主要統計

第1節 グローバルな主要知的財産 이슈の分析	2
1. 公衆衛生と知的財産	2
2. データと知的財産	5
3. 人工知能と知的財産	8
4. メタバースと知的財産	10
第2節 海外の知的財産の動向	14
1. 米国	14
2. 日本	19
3. 中国	24
4. 欧州	29
第3節 国内の知的財産の動向	35
1. 主なイシュー	35
2. 法令の制定・改正事項	41
3. 主要判例	49
第4節 知的財産関連の主要統計・指標	63
1. 産業財産権分野	63
2. 著作権分野	71
3. その他の知的財産分野	74
4. 国際知的財産権保護指標	82

第2章 委員会の活動及び国家知的財産戦略

第1節 知的財産政策の推進体系	90
1. 国家知識財産委員会の概要	90
2. 知的財産関連法律	92
第2節 国家知識財産委員会の主要案件	93
1. 委員会の審議・議決状況	93
2. 案件の主要内容	94
第3節 委員会の主要活動	117
1. 委員会の活動内容	117
2. 5つの分野別専門委員会	129
3. 特別専門委員会の運営	143
4. 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）の運営	147
第4節 委員会の発刊資料	152
1. 研究者のための分かりやすい知的財産活用指針書の改訂版	152
2. バイオ・IP イシューペーパー	153
3. 2020 知的財産保護政策執行年次報告書	154

第3章 2021年度国家知的財産施行計画の主要成果

第1節 2021年国家知的財産施行計画	157
1. 推進体系	157
2. 5大戦略別重点課題	159
第2節 施行計画の点検・評価体系	169
1. 概要	169
2. 評価対象	170
3. 評価体系	171

第3節 5大重点方向及び21大課題別主要推進成果…………… 172

1. 市場の需要を反映した IP 資産化…………… 172
2. 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護の強化…………… 184
3. 韓国国内の IP のグローバル進出の支援強化…………… 193
4. デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムの造成…………… 209
5. 人と文化を中心とする IP の土壌の構築…………… 215

第4節 地方自治体別主要推進成果…………… 222

1. ソウル特別市…………… 222
2. 釜山広域市…………… 224
3. 大邱広域市…………… 225
4. 仁川広域市…………… 227
5. 光州広域市…………… 229
6. 大田広域市…………… 231
7. 蔚山広域市…………… 233
8. 京畿道…………… 235
9. 江原道…………… 237
10. 忠清南道…………… 239
11. 忠清北道…………… 240
12. 全羅南道…………… 241
13. 全羅北道…………… 243
14. 慶尚南道…………… 245
15. 慶尚北道…………… 246
16. 済州特別自治道…………… 248
17. 世宗特別自治市…………… 249

表

[表 I-1] 知的財産推進計画 2021 の主要内容	20
[表 I-2] 第 14 期 5 カ年 国家知的財産権保護及び活用計画の 5 大重点業務	25
[表 I-3] 知的財産権強国建設要綱 (2021-2035) の主要内容	26
[表 I-4] データ基本法の主要改正内容 (公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20)	36
[表 I-5] 特許法の主要改正内容 (公布 2021. 08. 17 施行 2021. 11. 18)	41
[表 I-6] 特許法の主要改正内容 (公布 2021. 08. 17 施行 2022. 02. 18)	42
[表 I-7] 特許法の主要改正内容 (公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20)	43
[表 I-8] 特許法の主要改正内容 (公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20)	44
[表 I-9] デザイン保護法の主要改正内容 (公布 2021. 04. 20 施行 2022. 10. 21)	44
[表 I-10] 2021 年商標法及びデザイン保護法の主要改正内容	45
[表 I-11] 商標法及びデザイン保護法の主要改正内容 (公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20)	45
[表 I-12] 不正競争防止法の主要改正内容 (公布 2021. 12. 07 施行 2022. 04. 20)	46
[表 I-13] 共生協力法の主要改正内容 (公布 2021. 08. 17 施行 2022. 02. 18)	47
[表 I-14] 下請法の主要改正内容 (公布 2021. 08. 17 施行 2022. 02. 18)	48
[表 I-15] 著作権法の主要改正内容	48
[表 I-16] 主要国の産業財産権の出願状況 (2020 年時点)	65
[表 I-17] 韓国企業 (内国人) の海外国家別特許出願件数 (上位 12 カ国)	65
[表 I-18] 韓国企業 (内国人) の海外国家別商標出願件数 (上位 10 カ国)	67
[表 I-19] 韓国企業 (内国人) の海外国家別デザイン出願件数 (上位 10 カ国)	68
[表 I-20] 産業財産権の登録決定率の推移	69
[表 I-21] 産業財産権の審査処理期間の推移	70
[表 I-22] 産業財産権の審判請求件数	70
[表 I-23] 産業財産権の審判処理期間及び審判人員	70
[表 I-24] 著作権の登録件数	71

[表 I -25] 著作物種類別の違法複製物の利用量 (2019~2020 年)	73
[表 I -26] 著作権産業の経済的貢献度 (GDP に占める割合)	74
[表 I -27] 品種保護の出願・登録件数 (機関別)	75
[表 I -28] タイプ別知的財産権の貿易収支	77
[表 I -29] 機関形態別知的財産権の貿易収支の推移	78
[表 I -30] 産業別知的財産権の貿易収支の推移 (I)	79
[表 I -31] 産業別知的財産権の貿易収支の推移 (II)	80
[表 I -32] 取引相手国の国別知的財産権の貿易収支の推移	81
[表 I -33] スイスの国際経営開発研究所 (IMD) の韓国の科学インフラ指標の状況	83
[表 I -34] 韓国の国際知的財産指数 (項目別)	85
[表 I -35] グローバルイノベーション指数 (GII) 上位 20 カ国	86
[表 I -36] グローバルイノベーション指数 (GII) 韓国の部門別ランキング	87
[表 I -37] グローバルイノベーション指数 (GII) 韓国の知識及び技術成果部門中、知識創出細 部項目の順位	87
[表 II -1] 知的財産関連法律及び所管部処	92
[表 II -2] 2021 年度国家知識財産委員会の審議・議決案件	93
[表 II -3] 6 大知的財産法の 10 の中核立法課題	95
[表 II -4] 素材・部品・装置の中核戦略技術関連 R&D 事業	100
[表 II -5] 施行計画評価対象	102
[表 II -6] 2020 年国家知的財産施行計画評価結果 (最) 優秀事業 (自治体)	103
[表 II -7] 2022 年度国家知的財産事業の財源配分の方角 (案)	103
[表 II -8] 第 3 次国家知的財産基本計画の策定手続き	105
[表 II -9] 第 3 次国家知的財産基本計画の方向性	106
[表 II -10] 主要国の人工知能関連政策議論	107
[表 II -11] 知的財産革新戦略の主要内容	107
[表 II -12] 10 周年国民への報告会のプログラム	120

[表Ⅱ-13]知的財産人賞の受賞者名簿及び功績の概要	121
[表Ⅱ-14]第3次基本計画策定のためのリレー公聴会詳細スケジュール	123
[表Ⅱ-15]第3次基本計画策定のためのリレー公聴会のパネリスト	124
[表Ⅱ-16]バイオ - IP セミナーのプログラム	128
[表Ⅱ-17]知的財産創出専門委員会の日程	130
[表Ⅱ-18]知的財産保護専門委員会の日程	131
[表Ⅱ-19]知的財産活用専門委員会の日程	132
[表Ⅱ-20]知的財産基盤専門委員会の日程	133
[表Ⅱ-21]新知的財産専門委員会の日程	134
[表Ⅱ-22]知的財産政策 이슈の研究課題一覧	138
[表Ⅱ-23]知的財産革新戦略の主要内容	143
[表Ⅱ-24]AI - IP 特委2期の日程	145
[表Ⅱ-25]AI - IP 特委2期会議別の主要内容	146
[表Ⅱ-26]分科別議論の主題	148
[表Ⅱ-27]2021年KIPnetカンファレンスのプログラム	150
[表Ⅱ-28]研究者のための分かりやすい知的財産活用指針書改訂版の目次別主要内容	152
[表Ⅲ-1]5大重点戦略21の中核課題	158
[表Ⅲ-2]2021年度施行計画の点検・評価対象機関	170
[表Ⅲ-3]2021年度知的財産施行計画の評価指標及び配点	171
[表Ⅲ-4]等級別中央部処事業及び自治体数	171
[表Ⅲ-5]非対面アカデミー教育課程名	173
[表Ⅲ-6]素材・部品・装置分野の中小企業向けのカスタマイズ型・密着型特許戦略支援	174
[表Ⅲ-7]需要基盤の発明インタビューの代表例	178
[表Ⅲ-8]国別ITU国際会議への寄稿書の提出状況(2021)	182
[表Ⅲ-9]出捐(研)に対するIP経営戦略コンサルティング支援事業	183

[表Ⅲ-10]2021 年度未活用特許の割合	183
[表Ⅲ-11]IP を基盤とする起業	184
[表Ⅲ-12]IP 技術・経営融合支援	184
[表Ⅲ-13]スタートアップ向けの知的財産バウチャー支援実績	184
[表Ⅲ-14]2021 年 World Class 300 プロジェクトの IP 実績	186
[表Ⅲ-15]R&D 及び起業支援事業間の連携支援	187
[表Ⅲ-16]中小企業の営業秘密保護支援事業	188
[表Ⅲ-17]年度別寄託契約の状況	189
[表Ⅲ-18]技術保護に関する法制度の主要改善事項	189
[表Ⅲ-19]第 3 次中小企業技術保護支援計画の反映事項	190
[表Ⅲ-20]2021 年度取り締まり実績	191
[表Ⅲ-21]知財権侵害事犯の品目別取り締まり実績	194
[表Ⅲ-22]2019～2020 年受益企業の IP 隘路事項の解決度及び IP 事業化率	195
[表Ⅲ-23]知的財産経営認証企業の数	195
[表Ⅲ-24]在外公館の企業説明会など開催	197
[表Ⅲ-25]2021 年の主要業績	199
[表Ⅲ-26]国際会議への参加及び活動支援	201
[表Ⅲ-27]職務発明補償の優秀企業認証の実績	213
[表Ⅲ-28]年度別発明教育センターの教育実績	218
[表Ⅲ-29]職業系高校の知的財産教育体系	218
[表Ⅲ-30]年度別教科内容研究実績	219
[表Ⅲ-31]2021 年地域著作権サービスセンターの実績	219
[表Ⅲ-32]ソウル型 R&D 支援	222
[表Ⅲ-33]中小企業 IP 即時支援の対外関係機関協力	224
[表Ⅲ-34]光州優秀企業オンライン製品展示会	230

[表Ⅲ-35]国際知財権紛争対応戦略事業の主要内容	232
[表Ⅲ-36]江原道知的財産第一歩支援の事業内容	237
[表Ⅲ-37]海苔の分譲による予想生産額	242

Ⅷ

[図Ⅰ-1]知財権紛争対応センター運営策	38
[図Ⅰ-2]第四次産業革命の時代における技術・知的財産（IP）の価値評価の活性化策	40
[図Ⅰ-3]審査請求料返却範囲の変更事項	42
[図Ⅰ-4]分離出願と分割出願の比較	43
[図Ⅰ-5]産業財産権の出願件数	63
[図Ⅰ-6]主要国の特許出願シェア（2020年時点）	64
[図Ⅰ-7]主要国の商標出願シェア（2020年時点）	64
[図Ⅰ-8]主要国のデザイン出願シェア（2020年時点）	64
[図Ⅰ-9]韓国企業（内国人）の海外国家別特許出願件数（上位12カ国）	66
[図Ⅰ-10]韓国企業（内国人）の海外国家別商標出願件数（上位10カ国）	67
[図Ⅰ-11]韓国企業（内国人）の海外国家別デザイン出願件数（上位10カ国）	68
[図Ⅰ-12]産業財産権の登録件数	69
[図Ⅰ-13]著作権の登録件数	72
[図Ⅰ-14]2021年度著作物種類別登録割合	72
[図Ⅰ-15]知的財産権の貿易収支の主要統計の推移	76
[図Ⅰ-16]2020年国際知的財産指数（上位15カ国）	84
[図Ⅱ-1]国家知識財産委員会の構成	91
[図Ⅱ-2]国家知識財産委員会の委員部処	91
[図Ⅱ-3]AI-IP特委の構成	108
[図Ⅱ-4]知的財産政策 이슈の発掘・研究の推進手続	136

[図Ⅱ-5]AI - IP 特委 2 期の構成	144
[図Ⅱ-6]2021 年 KIPnet の運営体系	147
[図Ⅲ-1]特許ビッグデータベースの産業革新戦略推進手続き	172
[図Ⅲ-2]IP 連携 R&D の効果	174
[図Ⅲ-3]特許連携コンサルティング	176
[図Ⅲ-4]保健産業に特化した技術価値評価オンライン評価システムを活用した技術評価	176
[図Ⅲ-5]R&D 再発見プロジェクト	177
[図Ⅲ-6]統合与信模型	180
[図Ⅲ-7]標準特許確保戦略支援体系	181
[図Ⅲ-8]科技部 - 特許庁の協業基盤推進プロセス	181
[図Ⅲ-9]委託運営機関（技術保証基金）の組織体系	185
[図Ⅲ-10]IP - R&D 戦略策定プログラム連携	186
[図Ⅲ-11]海外知的財産センター（IP - DESK）の現状	194
[図Ⅲ-12]課徴金制度の変更前後の比較要約表	198
[図Ⅲ-13]Golden Seed プロジェクト開発種子	208
[図Ⅲ-14]教育著作権支援センター対応体制	211
[図Ⅲ-15]著作権利用物の配布	212
[図Ⅲ-16]部処間の協業「大学院実験室起業支援」の体系	216
[図Ⅲ-17]AI を基盤とする特許自動検索サービスモデル紹介	221
[図Ⅲ-18]知的財産認識向上教育動画コンテンツ制作	223
[図Ⅲ-19]ソウル市中小企業の技術保護の段階別支援体系	223
[図Ⅲ-20]仁川イノベーション母ファンドの運用構造	228
[図Ⅲ-21]技術革新 IP 起業企業の青年就業連携プロジェクト	229

写真

[写真Ⅰ-1]原告の登録デザイン	54
[写真Ⅰ-2]被告の確認対象デザイン	54
[写真Ⅰ-3]先行デザイン3	54
[写真Ⅰ-4]先行デザイン	56
[写真Ⅰ-5]登録デザイン	56
[写真Ⅱ-1]2021年国家知識財産委員会の開催	94
[写真Ⅱ-2]2021年知的財産の日記念行事	118
[写真Ⅱ-3]10周年記念国民への報告会	119
[写真Ⅱ-4]第3次基本計画策定のためのリレー公聴会	124
[写真Ⅱ-5]2021年知的財産保護政策協議会	125
[写真Ⅱ-6]知財委 - 大韓弁理士会の共同セミナー	126
[写真Ⅱ-7]第2回アジア太平洋の知財財産権法律ワークショップ	126
[写真Ⅱ-8]出捐研のIP活用の成果の拡大に向けた懇談会	127
[写真Ⅱ-9]バイオ - IPセミナー	128
[写真Ⅱ-10]専門委員会の開催	129
[写真Ⅱ-11]知的財産政策 이슈ー総合発表会	137
[写真Ⅱ-12]AI - IP特委2期	144
[写真Ⅱ-13]KIPnet IP - 振興分科の活動	149
[写真Ⅱ-14]KIPnet IP - 保護分科の活動	149
[写真Ⅱ-15]2021年国家知的財産ネットワークカンファレンス	151
[写真Ⅲ-1]技術相談と販路相談	180
[写真Ⅲ-2]知的財産戦略策定遂行機関懇談会	187
[写真Ⅲ-3]在外公館の知財権担当官業務に対する力量強化	196
[写真Ⅲ-4]ABS法律支援団スキルアップ教育	202

[写真Ⅲ-5]ABS コンサルティング	203
[写真Ⅲ-6]POST 2020 グローバル生物多様性フレームワークビデオ会議	204
[写真Ⅲ-7]大韓民国優秀品種賞大会	205
[写真Ⅲ-8]アジア種子産業の発展に向けた能力強化研修	206
[写真Ⅲ-9]実感コンテンツ制作支援の代表例	213
[写真Ⅲ-10]非対面サービスロボットの実証支援	227
[写真Ⅲ-11]知的財産（IP）青年キャンプ	229
[写真Ⅲ-12]優秀相談事例集の制作	235
[写真Ⅲ-13]グローバル IP スター企業のニーズ把握	240

国家知識財産委員会
2021 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property
Annual Report 2021



国家知識財産委員会

第1章

知的財産の動向及び主要統計

第1節 グローバルな主要知的財産 이슈の分析

第2節 海外の知的財産の動向

第3節 国内の知的財産の動向

第4節 知的財産関連の主要統計・指標

第1章 知的財産の動向及び主要統計

第1節 グローバルな主要知的財産 이슈の分析

1. 公衆衛生と知的財産

1) 概観

世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（pandemic）を宣言してから2021年3月11日で1年になった。2019年末に始まった新型コロナウイルスの影響により、世界的に公衆衛生は危機を迎えた。このような状況を克服するために、各国は自国民の健康を守り、医薬品アクセスを高めるために、特許法など制度改善で最大限の努力をしている。このような世界的危機状況は単なる一国の問題ではない。つまり、国家間の交流や移動が活発になるにつれ、感染症の拡散などは一国の危機ではなく、地球規模の問題となっており、公衆衛生分野に対する国際協力、特に、知的財産分野での国際的協力はますます重要になっている。

2) 主要内容

世界保健機関（WHO）における知的財産の議論は、政府間ワーキンググループ（Inter-Governmental Working Group, IGWG）の公衆衛生・イノベーション・知的財産権に対するグローバル戦略と行動計画（Global Strategy and Plan of Action on Public Health, Innovation and Intellectual Property, GSPA-PHI）の草案及び勧告案をもとに行われている。この計画では国ごとに不均等に配分されている医療資源を認識し、病気に対する世界の負担を軽減するために、医療技術の発展と容易なアクセスに対する課題を解決するための戦略を提示している。特に、世界中の病気に対応し、医療サービスや医薬品などへのアクセスを改善するためには新しい医療技術の開発が必要であり、そのためには技術革新に対する重要な動機となる知的財産権の役割を強調している¹。

同時に、WHOでは新型コロナウイルスに関係する対応を集中的にしているが、特に、治療剤、ワクチンなどに対する適切かつ公正な流通及びアクセスを促す決議案を採択し、新型コロナウイルス関連技術、特許など情報共有プラットフォーム（C-TAP）を発足するなどの努力を行っている。これにより、新型コロナウイルスに効果のある薬物が出れば、特許や資料独占などにとらわれず、誰でも自由かつ平等に使用することができる。さらに、WHOと欧州委員会（European Commission）の主導でACTA（Access to COVID-19 Tools Accelerator）を創設し、コロナワクチン、治療剤、診断機器の早期開発と公正配分、大量調達などのためにも努力している。また、ワクチンと予防接種のための世界同盟（Global Alliance for Vaccines and Immunization, GAVI）と感染症流行対策イノベーション連合（The Coalition for Epidemic Preparedness

¹ シム・ヒョンジュ、イ・ホンヒ、「国際機関における公衆衛生の議論と知的財産の役割」、法学論考第72集、慶北大学法学研究院、2021.01、191-192頁

Innovations、CEPI) と共同でワクチンの開発、製造、配布のための国際的な枠組みであるコバックス (COVAX) を設立するなどの多様な活動を行っている²。

一方、世界貿易機関 (WTO) では途上国を中心に医薬品アクセス向上のための議論が進んでいる。2020 年 7 月 30 日、南アフリカは新型コロナウイルス関連の対応が必要だと主張し、TRIPs 理事会の開催を要請した。TRIPs 理事会で、途上国及び最貧国の代表は経済開発のレベルにかかわらず、ワクチンと新しい技術へのアクセスを確保しなければならず、知的財産権が障害になってはならないと主張した³。

2020 年 10 月、インドと南アフリカは WTO TRIPs 協定関連条項の一部条項を免除することで広範なワクチン接種ができることを要求し、WHO 及び国境なき医師団もコロナワクチンを公共財とすべきと同じ立場を表明した⁴。関連会議が開催されたが、合意には至らないなど難航した⁵。

2021 年 5 月 5 日、WTO 一般理事会でワクチンへのアクセスと猶予に関する議論があり、南アフリカとインドの提案文に関する継続的な検討に同意した。その後、南アフリカとインドを含む 62 カ国が共同参加国として一部の用語を明確にした修正した提案文を提出した⁶。これに対し、2021 年 6 月 4 日に EU は TRIPs 規則の猶予に対する第三の選択肢として新型コロナウイルス関連

² シム・ヒョンジュ、イ・ホンヒ、「国際機関における公衆衛生の議論と知的財産の役割」、法学論考第 72 集、慶北大学法学研究院、2021. 01、200-202 頁

³ イ・ジュハ、キム・ヨンミン、「新型コロナウイルス対応に関わる知的財産権の猶予をめぐる議論の背景及び示唆点」、保健産業ブリーフ Vol. 331、2021. 08. 13、韓国保健産業振興院、3頁

⁴ 東亜日報、「WHO、コロナワクチンは公共財、知的財産権 - 特許を免除するか」、2021. 03. 12

⁵ 2020 年 12 月 10 日に TRIPs 理事会で猶予に関する議論を継続し、賛成と反対国家間で質疑応答を行う、2021 年 1 月 19 日に TRIPs 理事会で非公開会議を開催したが、加盟国が立場を堅持、2021 年 2 月 23 日と 3 月 10 日～11 日に WTO 加盟国間で猶予に関する議論のための TRIPs 理事会の公式会議が開催されたが、合意に至らなかった。2021 年 3 月 30 日に TRIPs 理事会の電子メールによる非公式猶予案を伝達、2021 年 4 月 30 日に南アフリカ及びインドの提案文に対する継続検討合意及び次期 WTO 総会で報告するよう合意した (イ・ジュハ、キム・ヨンミン、「新型コロナウイルス対応に関わる知的財産権の猶予をめぐる議論の背景及び示唆点」、保健産業ブリーフ Vol. 331、2021. 08. 13、韓国保健産業振興院、5～6 頁)

⁶ 以下の内容はイ・ジュハ、キム・ヨンミン、「新型コロナウイルス対応に関わる知的財産権の猶予をめぐる議論の背景及び示唆点」、保健産業ブリーフ Vol. 331、2021. 08. 13、韓国保健産業振興院、7 頁を参照

[修正提案文附属書]

- TRIPs 協定第 2 部 (Part) の 1、4、5 セクション (Section) を実行・適用したり、3 部に基づいてこれらのセクションを執行しようとする加盟国は新型コロナウイルスの防止・治療・抑制のための医療用品及び技術 (診断装置、治療剤、ワクチン、医療機器、PPE、それらの原料及び構成成分、製造方法) 関連事項は猶予されている。
- 猶予は決定時点から少なくとも 3 年間効力が発生。WTO 事務局長は猶予を正当化することができる例外的環境を検討し、そのような状況が消えた場合は猶予の終了日を定めることができる。
- 猶予は TRIPs 協定第 14 条に基づく公演者、レコード制作者 (音源録音) 及び放送関係機関は猶予対象の範囲に該当しない。
- これらの決定は TRIPs 協定第 66 条第 1 項に基づき、最貧国の権利に対する偏見なしに行われる。
- 猶予は WTO 協定第 4 条第 4 項に基づき、承認 1 年以内に WTO 事務局長によって検討され、その後終了前まで毎年、検討が行われる。
- WTO 加盟国は GATT 1994 第 23 条第 1 (b) 項及び第 1 (c) 項及び WTO の紛争解決メカニズムを通じて猶予に関する事項について異議を申し立てることができない。

の緊急貿易政策対応のための提案文を提出した⁷。新型コロナウイルスのワクチンの開発速度に比べてワクチンの生産及び供給で不均衡が発生し、途上国を中心に論議が起きた。

世界知的所有権機関（WIPO）では新型コロナウイルス関連の対応のために医薬品開発を奨励し、知的財産権関連イノベーションに寄与するため、特許などの期間延長や手数料支給猶予期間の設定、強制実施権など利用可能な、あらゆる政策に関する情報を提供している。さらに、8,000万件以上の技術の公開、多言語検索機能、自動翻訳システム及び特殊開発された新型コロナ関連の検索及び検索設備を提供している⁸。

WIPO では 2020 年、WIPO Pearl 用語データベースに 10 言語で 1,500 の新型コロナ関連用語を追加するなど、特許文書や公共資源へのアクセスを容易にしている。これは、生物学、医学（特に疫学及び診断）、公衆衛生分野で抽出された概念で、WIPO 国際特許制度の公用語であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で提供される⁹。

3) 示唆点

最近、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロンウイルスの出現により、感染者が急増しており、日本、米国などほとんどの国で毎日、感染者数を更新している。このような時期だからこそ、新型コロナに対する国際機関と各国の協力が欠かせない。2021年5月5日、WTOの一般理事会で米通商代表部（USTR）代表は、バイデン（Joseph Robinette Biden Jr.）政権の新型コロナウイルスのワクチンに関わる知的財産権保護の猶予を支持する文書ベースの交渉に積極的に参加するという内容の声明を発表した¹⁰。これに対し、WHOのテドロス事務局長が米国のワク

⁷ 以下の内容はイ・ジュハ、キム・ヨンミン、「新型コロナウイルス対応に関わる知的財産権の猶予をめぐる議論の背景及び示唆点」、保健産業ブリーフ Vol. 331、2021. 08. 13、韓国保健産業振興院、8頁を参照
[『EU提案文』の主要内容]

- ・パンデミックへの対応のために国際法制度ベースのグローバル貿易体制がうまく機能するよう、WTOの取り組みの重要性について強調する。
- ・EUは、新型コロナウイルスの治療剤とワクチンへのアクセスを確保するためには輸出制限に対する貿易の促進、ワクチンなどの生産拡大、強制実施権に対するTRIPSの柔軟性の明確化など、3つの要素が重要であると述べている。
- ・EUは新型コロナウイルスへの対応のためのワクチン及び治療薬の生産及び配分がうまく行われなければならないことを認識し、知的財産権の猶予が医薬品の公正なアクセスを保証するものではなく、投資インセンティブと技術移転、未来の感染症発生への対応のための知的財産権の役割の重要性を強調している。
- ・EUはTRIPS第31条に規定されている強制実施権の活用について強調しており、パンデミックへの対応のために知的財産分野の法的な確実性と効率性を高めることを主張している。
- ・このために、WTO加盟国は次の3つの部分について同意しなければならないと説明する。①特許権者と特許猶予について事前交渉は必須、②医薬品の適正な価格を考慮、③COVAXの活用を含め、生産力が不足している国々に対する輸出などを含めなければならない。

⁸ シム・ヒョンジュ、イ・ホンヒ、「国際機関における公衆衛生の議論と知的財産の役割」、法学論考第72集、慶北大学法学研究院、2021. 01

⁹ <https://www.wipo.int/export/sites/www/reference/ja/documents/pr-864-k.pdf>

¹⁰ 以下の内容はイ・ジュハ、キム・ヨンミン、「新型コロナウイルス対応に関わる知的財産権の猶予をめぐる議論の背景及び示唆点」、保健産業ブリーフ Vol. 331、2021. 08. 13、韓国保健産業振興院、9頁を参照
[米国の声明の主要内容]

- ・新型コロナによるパンデミックは世界的な危機であり、緊急の措置を求める。

知的財産権の免除に対するバイデン氏と USTR の声明を支持する発言をした¹¹。また、TRIPS 規定の猶予を主導してきたインドをはじめとするロシア、中国だけでなく、EU 加盟国のうち、スペインが賛成を表明するなど、公衆衛生の危機を克服するための世界各国の変化が現れている¹²。このような変化にもかかわらず、まだ解決すべき課題は多い。つまり、医療先進国を中心に特許権など知的財産権の強制実施に対して反対する立場が依然として存在する。また、ワクチンの生産に必要な原料物質の供給、機械や部品などの供給が円滑でないという点である¹³。このような状況に対し、ウァズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、「知的財産権の免除ではたった一つのワクチンも追加で生産することはできない。現在必要なのは、生産したワクチンの共有と輸出、生産設備の拡充のための投資だ」とし、マクロン仏大統領は、「米国と英国がワクチンとワクチンの原料の移動を妨げている。米国で生産されたワクチンはすべて米国市場にとどまっている」といった批判の声が上がっているのもこれが理由だといえる¹⁴。このように国民の健康、すなわち人間の生命権に関する問題とそれを守るための技術、この技術を開発するための努力だけでなく、実際に必要なワクチンや治療剤を開発する努力などは、一企業や一国にできることではなく、世界各国が協力しなければならない問題であり、国際機関のレベルで解決しなければならない問題だといえる。

2. データと知的財産

1) 概観

データは第四次産業革命の時代とデジタル時代の根幹としてその重要性が日々増している。特に、第四次産業革命を支えるモノのインターネット (IoT)、人工知能 (AI)、ビッグデータ (Big Data)、クラウド (Cloud) など大規模なデータの利用と取引を必要とする。人工知能技術の中でも最近、脚光を浴びている機械学習 (machine learning¹⁵)、とりわけディープラー

-
- ・米国政府は知的財産権保護が重要であることを強く支持しているが、感染症の終息のためにワクチンに対する知的財産権保護の猶予を支持する。
 - ・WTO の文書ベースの交渉に積極的に参加し、WTO の合意の性質と問題の複雑さを考慮すると、時間がかかると予想する。
 - ・米国政府の目標は、安全で効果的なワクチンをできるだけ早急に、多くの人に普及すること
 - ・米国人を対象とするワクチン供給の確保に伴い、米国政府はワクチンの製造・供給拡大のために民間セクターとできる限りすべてのパートナーとの協力を強化する。
 - ・これは、ワクチン生産のための原材料を増やす効果にもなる期待される。

¹¹ 毎日経済、「WHO事務局長、米ワクチン知財権免除の支持に「公衆衛生の危機を正す強力な事例」」、2021.05.06

¹² イ・ジュハ、キム・ヨンミン、「新型コロナウイルス対応に関わる知的財産権の猶予をめぐる議論の背景及び示唆点」、保健産業ブリーフ Vol. 331, 2021.08.13、韓国保健産業振興院、10頁

¹³ イ・ドゥガブ、「コロナワクチンと特許：知的財産権と反共有財の悲劇」、2021.08.05 (<https://horizon.kias.re.kr/18383/>)

¹⁴ SBS NEWS、「[取材ファイル]知的財産権を免除すれば、新型コロナウイルスは終息できるか…迷走する IPR 免除の議論」、2021.05.11 付 (https://news.sbs.co.kr/news/endPage.do?news_id=N1006314649&plink=COPYPASTE&cooper=SBSNEWSEND)

¹⁵ マシンラーニングまたは機械学習は、コンピュータサイエンスにおける人工知能の1つの分野であり、パターン認識とコンピュータ学習理論の研究から進化した分野である。機械学習は経験的データに基づいて学習し、予測を行い、自らの性能を向上させるシステムとするためのアルゴリズムを研究して構築する技術だといえる。マシンラーニングのアルゴリズムは厳密に定められた静的なプログラム命令を実行するのではなく

ニング (deep learning¹⁶) 技術は、膨大な学習データを必要とする。ビッグデータ¹⁷技術も機械学習技術を活用して大規模なデータから意味のある特性を抽出することで、前例のない洞察を提供している。モノのインターネットの技術は社会と自然からデータを収集し、上記のような技術が適用される資源を提供すると同時に、超連結社会のインフラとして機能している。このような現実で良質のデータを十分に生産して利用できるようにすることは、国や企業にとって重要な課題にならざるを得ない¹⁸。

2) 主要内容

新しいデータエコシステムでは相互運用性 (interoperability) 不足や販売業者への従属などにより、消費者の選択肢が減る反競争的行為が現れる恐れがある。また、データを不正使用することで、違法行為による損害または債務不履行による損害が発生する可能性がある。特に、データ分析がダイナミックな環境で自動化された意思決定に使用されると、リスクがさらに高まる可能性があり、データの集中は情報非対称と個人情報保護問題などを引き起こす恐れがある。一方、プライバシー、セキュリティ、営業秘密保護などは自由なデータ移動を制限する合法的な根拠に該当するとともに、データ中心のイノベーションの効果を制限する可能性がある。したがって、第四次産業革命の中核インフラであるデータを保護し、社会的・経済的リスクを最小化すると同時に、データの活用を促進させることで、データ中心のイノベーションの肯定的な効果を極大化できるよう、法制度の検討・補完が必要となるだろう。このような流れの一環として、2018年5月25日から欧州連合ではビッグデータの活用に関連し、デジタル単一市場 (Digital Single Market) でEU加盟国間の個人情報の自由な移動を保証するとともに、情報主体の個人情報保護権利を強化する内容の「一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation, GDPR)」が施行されている¹⁹。

米国の場合、著作権法上創作性のあるデータベースは編集著作物として保護されることができ (米国著作権法第101条)。著作物は著作者の生存期間及び死後70年まで保護される (米国著作権法第302条)。米国著作権法にデータベースに関する明文の規定はおらず、一般的に編集著作物の一種として保護されている。つまり、編集著作物は既存の資料やデータを収集、組み合わせられて作られた著作物として、そのような資料やデータを選定、整理または配列して得られ

く、入力データに基づいて予測や決定を導くために特定のモデルを構築する方法をとる (斗山百科事典 <https://terms.naver.com/entry.nhn?docId=3347329&cid=40942&categoryId=32845> 2022.02.10最終アクセス)

¹⁶ マシンラーニングの一分野として、データをコンピュータが処理可能な形態であるベクトルやグラフなどで表現し、これを学習するモデルを構築する研究が含まれる。顔や表情を認識するなどの特定の学習目標についてディープラーニングは学習のためのより良い表現方法と効率的なモデル構築に焦点を当てる。ディープラーニングの多くの表現方法は神経科学からインスピレーションを得ており、神経システムの情報処理や通信パターンに基づいている。斗山百科事典 <https://terms.naver.com/entry.nhn?docId=3347328&cid=40942&category> 2022.02.16最終アクセス)

¹⁷ ビッグデータとは、データ側では既存のデータベース管理ツールでデータを収集、保存、管理、分析できる能力を超える大量の定型または非定型データの集合をいう。一方、IT技術的側面ではこれらのデータから価値を抽出し、結果を分析する技術を意味する (チャ・サンユク、ビッグデータの知的財産法上の保護、法条67巻2号 (2018.04) 75-76頁)

¹⁸ イ・サンヨン、データ所有権とデータの取引、韓国情報化振興院・知能情報社会法制度フォーラム、知能情報社会法制度の正立の方向 (2017)

¹⁹ GDPRの詳細についてはKISA、韓国企業のための欧州の一般個人情報保護法ガイド (2017) を参照

た著作物全体が原著作物になると規定した後、「編集物」という用語は集合著作物を含むと規定している。したがって、創作性のないデータベースは米国の著作権法上の保護の対象にならない。創作性のないデータベースは権利として保護されず、データベースの不正利用（misappropriation）のみを禁止する方策などが議論されている。

日本の場合、創作性のないデータベースは著作権法によって保護されにくいという空白を克服するため、不正競争防止法（2018年5月30日公布）を改正し、限定提供データ（limited shared data）を保護客体として新設し、限定提供データに関連する新たな不正競争行為を6種類新設した。また、このような不正競争行為に対して禁止請求権（第3条）、損害額の推定（第5条）等の措置ができるようになった²⁰。今回の不正競争防止法の改正により、データのうち「相当量が蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報」である限定提供データは行為規制により保護されるようになった。

韓国も最近、データを不正に使用する行為について不正競争行為として新設し保護することを主要内容とし、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（法律第18548号、2021.12.07、一部改正）を改正し、2022年4月20日から施行される予定である。つまり、今回改正された不正競争防止法はデータの不正使用行為を不正競争行為の一種として追加し、今後データの不正使用行為に対して禁止請求・損害賠償請求など民事的救済措置が可能となり、特許庁の行政調査・是正勧告などの行政的救済措置も可能となった。具体的な保護対象となるデータとしては、①特定対象との取引のためのものであること、②電子的に管理されること、③相当量蓄積され、経済的価値を有すること、④公開を前提とすることなどの要件を満たすものに限定された。

3) 示唆点

データは高い技術的・経済的価値を持っているにもかかわらず、現行の知的財産法上の保護及び活用の限界が存在した。したがって、主要国は法律の立法論を通じてビッグデータの保護を明確にする必要性、解釈論を通じてビッグデータの保護可能性を検討している。このように、データまたはビッグデータが超連結社会のインフラとして機能するという点を考慮し、主要国では積極的に既存の知的財産権法の改正、または特別法の制定によりデータ中心の革新を保護し、関連産業の振興を図っている。

²⁰ ただし、「取引によって限定提供データを取得した者（その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。）がその取引によって取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為」及び「その相当量累積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為」は不正競争行為として規制対象にならない。

3. 人工知能と知的財産

1) 概観

第四次産業革命に関する議論に欠かせない技術の一つは人工知能（Artificial Intelligence, AI）である。人工知能の発展に伴い、知的財産権の領域では人工知能が学習して創作した成果物の保護策についての議論が主に行われている²¹。

人工知能の創作物は絵、音楽、ニュースなどのコンテンツの形で現れたり、新薬開発システムなどの技術でも現れる。人工知能による創造物について、人工知能がソフトウェアを操作して外部環境を自ら学習して導出した成果物だとして外部環境（データ）の入力や人工知能のアルゴリズムを作るためには必ず人間の指示や操作が必要であるため、人工知能の創作物は弱い AI（weak AI）が創作したものに限って議論されるのが一般的である。

2) 主要内容

人工知能の創作物とは、人工知能によって生み出されたコンテンツ、技術及び情報などを意味する。人工知能の創作物はハードウェアの観点から人工知能そのものに対する保護と人工知能のソフトウェア操作によって人工知能が生み出した成果物に分けることができる。人工知能そのものに対する保護とは異なり、人工知能を利用した成果物の保護をめぐる議論がある。

代表例として最近、「ダバス（Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience, DABUS）」という名称の人工知能を発明者とした特許出願に対し、世界的に人工知能が発明者になれるか熱く議論されている。ダバスは発明者のスティーブン・タラー（Stephen L. Thaler）博士が特許を取得した人工知能で、ダバスが人間の介入なしに自ら「食品保存容器」を創作したもので、ダバスが発明者であり、自分はダバスから特許を受ける権利を承継されたと主張し、欧州特許庁（EPO）に特許出願を行った。これに対し、EPO は 2021 年 12 月、人工知能のダバス（DABUS）を発明者に指定した特許出願に対して拒絶査定を下した²²。

一方、2021 年 7 月 30 日、オーストラリア連邦裁判所（Federal court of Australia）は世界で初めて人工知能（AI）を発明者となり得るという趣旨の判決を下した。すなわち、裁判所はオーストラリア特許法に「発明者」の定義がないと明らかにし、「人工知能システムまたは装置が発明者になれる（an inventor … can be an artificial intelligence system or device）」という判決を下した。「発明者」という言葉は、ある行為をする人または物など行為者を表す名詞（agent noun）であり、したがって人工知能システムが発明をする主体であれば発明者といえ、特許法第 15 条は AI のように人間ではない発明者の可能性を排除するものではないと判断した。これに関し、韓国特許庁（KIPO）はスティーブン・タラーが出願人として人工知能を発明者として記載した国際特許出願（PCT）が韓国国内に入ってきたため、人工知能が発明者になれるかどうかについての最初の特許審査を行った。つまり、KIPO は該当特許出願に関する 1 次審

²¹ 人工知能の創作物に対する保護策に加え、人工知能の創作物関連侵害、利用関連議論も一部あるが、世界的には人工知能が生み出した創作物、すなわち、当該知的財産に対する保護 이슈の議論が主な争点となっており、本報告では省略する。

²² 韓国知的財産研究院、「欧州特許庁の法律控訴部、人工知能は発明者になれるという決定を確認」、「IP NEWS」第2021-52号、2021. 12. 28

査を行い、自然人ではない AI を発明者として記載したのは特許法に違反するため、自然人に発明者を修正しろ」という補正要求書を通知した²³。

2019年4月25日、中国北京インターネット裁判所は人工知能が創作した報告書の著作物性を否定する判決を下した。裁判所は現行著作権法で著作物の創作者は自然人に限定しているため、人工知能の創作物については著作権を認めることはできないが、人工知能の創作物という理由で公衆に自由な使用を許可するものではないと判断した。北京インターネット裁判所は、同事件が中国で初めて判断した人工知能の著作物に関する事件で、今後人工知能、ビッグデータ時代で著作権保護問題を議論する上で有益な判決になると見込んだ²⁴。

上記のように人工知能の創作物の保護に関する 이슈が実際問題となり、海外でも人工知能の創作物の保護に関する議論はさらに盛んになっている。

米国では著作権法上、著作権の保護対象を「著作物 (works of authorship)」のみと規定しているため、法文によれば人間のみが著作権の主体になれるとは判断できないだろう²⁵。しかし、米国著作権庁の実務指針は人間によって創作された著作物のみが著作権を持つと規定している²⁶。したがって人間が創作しなかった創作物には著作権登録を許可しない。一例として、米国裁判所は人間でない猿が撮った写真に対する著作権付与を許可しなかった²⁷。このような米国の実務と裁判所の判断からみれば、人工知能が自ら創作した生成物に対して人工知能が該当創作物に対する著作権の権利と義務の主体になるとみなすことは難しいだろう。

一方、欧州連合は欧州特許庁や欧州委員会などを通して知的財産権関連運営方法を提示し、各国の状況に合わせて運営している。特に、欧州委員会は米国など主要国の人工知能産業に対する大規模投資に歩調を合わせて人工知能の開発に取り組む一方、欧州連合は人工知能関連法制度の整備にも積極的である。例えば 2017 年、欧州議会は人工知能ロボットを「電子人間 (electronic person)」と決めて人間に準ずる権利と義務の主体性を付与しようという「ロボット市民法決議案」を提案した。この決議案は電子人間である人工知能ロボットに法的地位を付与することで、著作権侵害による損害賠償などの主体になる可能性があることを含んでいる。ただし、人工知能ロボットが設計者の意図とは異なって使われることによって人間及び社会に否定的な影響を及ぼす可能性を考慮し、非常時に人工知能ロボットの電源を遮断することができるキルスイッチ (kill switches) を必ず取り付けることを要求している²⁸。まだ、上記の決議案はガイドラインに過ぎず、法的拘束力はないが、人工知能の法的地位について具体的に議論されたという点で相当な意味を持ったと評価される²⁹。一方で欧州委員会 (EU Commission) は、すべての著作物はそれを創作するための労働力が前提になってこそ保護されると判断し、

²³ 韓国知的財産研究院、「特許庁、人工知能を発明者として記載した特許出願に補正要求書通知」、「IP NEWS」第2021-24号、2021.06.15

²⁴ 韓国知的財産研究院、「中国北京インターネット裁判所、人工知能が創作した報告書の著作物性を否定」、「IP NEWS」第2019-21号、2019.05.23

²⁵ 米国著作権法第102条 (a)

²⁶ Compendium of U.S. Copyright Office Practices

²⁷ チャ・サンユク、「人工知能 (AI) と知的財産権の新しい争点 - 著作権法を中心に」(2017)

²⁸ チェ・ジェウオン、「人工知能の創作物に対する著作権の主体」(2017)

²⁹ イ・ボヨン、「欧州連合の人工知能関連立法の動向からみた示唆点」(2019)

コンピュータを利用して生産された創作物はコンピュータの利用者が著作権者にならないと判断した。また、欧州連合司法裁判所は、著作物は著作権者の知的な創作性が求められるとしながらもデータベースはデータ構成や体系に創作性が認められるなら、これは著作物として保護されると判断した³⁰。また、人工知能の創作物に対する具体的な判断はないものと見られるが、人工知能産業の発展と法的制度の新設に積極的な欧州連合が今後、これに対していかなる解釈を出すのか注目される。

3) 示唆点

人工知能の創作物の場合、人間の精神的活動の所産で、創作的貢献、発明的貢献がある場合にのみ著作権、特許権で保護できるとみなされ、保護要件では既存の創作性、進歩性より厳しい基準で判断する必要がある。保護程度に関しては、既存の知的財産権と同様に保護する場合、過度な保護により技術開発及び産業的活用に影響を及ぼす恐れがあるため、短期間の保護期間を検討し、事後金銭的補償のみを認めるなど、一定の保護の下で活用を促進する方策を模索しなければならないだろう。

人工知能の創作物を効果的に保護するための体系的規定が設けられていないため、既存の法体系内で改善策を設けること、人工知能の創作物の特性を反映した特別法を制定することについても考えてみる必要がある。

4. メタバースと知的財産

1) 概観

メタバースは超越を意味する「メタ (Meta)」と世界を意味する「ユニバース (Universe)」の合成語で、仮想の世界で現実と同じように人・物が相互作用をして経済・社会・文化的価値を創出することができる新たなプラットフォームである³¹。企業は特に「Web 3.0」時代の到来とともに、メタバースに集中し始めた。代表的なのは 2021 年、Facebook の創設者であるマーク・ザッカーバーグ (Mark Zuckerberg) が社名を「Meta Platform」に変更し、メタバースに関するビジョンを提示したことであった。当時、メタバースに対する世界の関心は非常に高まった³²。このような関心とともに、主要国を中心に自国の経済活性化のために、非対面・デジタル転換への加速化のため、メタバースの拡散と活用のための支援に乗り出している。

³⁰ イ・ボヨン、「欧州連合の人工知能関連立法の動向からみた示唆点」(2019)

³¹ 仮想現実 (VR) ・拡張現実 (AR) のような仮想融合技術 (eXtended Reality, XR) の活用を強調して「拡張仮想世界」とも定義される。(チョン・ジュンファ、「メタバース (metaverse) の現状と今後の課題」。イシューと論点第1858号、国会立法調査処)

³² Goldman Sachs, EQUITY RESEARCH, December 10, 2021, p. 4

2) 主要内容

主要国はメタバースを実装するエクステンデッド・リアリティ (eXtended Reality、XR³³)、人工知能 (AI)、ブロックチェーン (Blockchain)、ネットワーク、データ、デジタルツイン (Digital Twin) など、中核技術に重点的投資と拡散のための政策を展開している。

米国は 2017 年から国防総省の高等研究計画局 (DARPA) が主導する 6G 長期研究開発に着手した後、主な友邦国と 6G 技術協力を強化した。2019 年には連邦政府の行政命令で「米国 AI イニシアチブ (American AI Initiative)」を発表し、AI に対する研究開発と教育投資を拡大する政策を展開し、2020 年に科学技術諮問委員会 (President's Council of Advisors on Science and Technology、PCAST) はデジタルツインを未来工場の重要要素として認識する一方、製造競争力強化のための戦略を提示した。米国の国防総省、国土安全保障省、教育省などを中心に国家安全保障及び社会・安全分野で XR ベースの教育・訓練プログラム開発を継続的に支援している³⁴。米国も他国と同様に、まだメタバースについて明示的に規制対象として含む法規を導入していない。ただし、大型オンラインプラットフォーム事業者を規制する「より強いオンライン経済：機会、イノベーション、選択 (A Stronger Online Economy：「Opportunity, Innovation, Choice)」法案が発議された。この法案は計 5 つの個別法案が結ばれた形で GAF A に代表されるビッグテック企業の独寡占行為を規制するための 4 つの法案及び米競争当局の予算拡充法案 1 つで構成されている。この法案は、これまで提起されてきたオンラインプラットフォームの独占的かつ反競争的な市場支配力に対する規制の必要性によるものである³⁵。2021 年 6 月に発議されたこの法案は「米オンライン市場のイノベーションと選択に関する法律 (American Choice and Innovation Online Act)」、「プラットフォームの競争及び機会に関する法律 (The Platform Competition and Opportunity Act)」、「プラットフォーム独占の終結に関する (Ending Platform Monopolies Act)」、「競争及び互換促進のための転換支援法律 (Augmenting Compatibility and Competition by Enabling Service Switching)」、「合併申請手数料の近代化法 (Merger Filing Fee Modernization Act)」で構成されている³⁶。

AR/VR 技術はメタバース産業に欠かせないため 2019 年以降、米国で技術発展が急速に進む AR/VR 技術に対する規制 이슈が議論されている。特に、最近ではビッグテック企業が多様なスマートグラスを発売し、規制議論が発生している。現実画面に新しいデジタル情報が重なって反映されるデジタルグラスの場合、情報提供の範囲によって個人情報侵害要素が発生する可能性があり、Facebook が発売したスマートメガネは本人も知らない状態で写真が撮られ、自分の情報が提供される恐れがある³⁷。仮想現実とは物理世界とデジタル世界を視覚的に実装するため、既

³³ エクステンデッド・リアリティ (XR) は仮想現実 (AR)・拡張現実 (AR) 技術の個別活用や混合活用を自由に選択し、拡大された現実を創造する。マイクロソフト (MS) が開発したホロレンズはメガネ型の機器であるが、現実空間と物の情報を把握し、最適化された 3D ホログラムを表示するという点でエクステンデッド・リアリティ (XR) の一種だといえる (ICT 時事常識 2021)。

³⁴ チェ・ウリョン、「メタバース空間で商取引行為に対する考察」、法学論考第 75 集 (2021. 10) 283 頁

³⁵ クォン・オサン、メタバース産業に関する海外の規制動向の分析、韓国法制研究院、2021、123 頁

³⁶ 法案の詳細については、クォン・オサン、メタバース産業に関する海外の規制動向の分析、韓国法制研究院、2021、124 頁以下を参照

³⁷ クォン・オサン、メタバース産業に関する海外の規制動向の分析、韓国法制研究院、2021、136 頁

存の物理世界でのみ保護対象であった財産権及び表現の自由の対象がデジタルに転換され、権利保護の必要性が提起されるが、これに対する具体的な法的規制の動きはまだ不十分である。

欧州は 2018 年 12 月、フランス、イタリア、ギリシャ、スペインなど 7 つの加盟国が中心となり、ブロックチェーン技術の積極的導入のための共同宣言文を採択した。2020 年には AI とデータを合わせるデジタル時代の戦略として欧州データ戦略及び人工知能白書を発表した。ホライズン 2020 プロジェクトの後続として「ホライズン欧州 (Horizon Europe)」を発表して XR、AI、データなどデジタル技術の活用奨励及び研究支援のための政策を打ち出した³⁸。英国はデータ工学と AI 分野の強みを活用したグローバルデジタル革新のハブになるために「国家デジタルツイン」戦略を繰り広げている³⁹。また、4 大デジタル中核技術に XR を指定し、地域クラスター基盤で XR 産業の発展を図っている。特に、XR 技術を活用して産業的、社会的、文化的価値を創出する実感経済 (Immersive Economy) の概念を提示し、汎用技術としての XR の役割と連鎖効果に注目している⁴⁰。また、欧州連合も米国と同じようにメタバースを直接的な規律対象とする立法を推進していない。しかし、現在推進しているさまざまな立法が間接的にメタバースのサービスに適用される可能性を有している。欧州連合は 2020 年 7 月 12 日から欧州電子商取引指針を改正して「オンラインプラットフォームに対する透明性、公正性の規定 (Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019)」を導入して施行している。欧州も米国と同様に、その間オンラインプラットフォーム事業者の規制に対する必要性を感じており、オンラインプラットフォーム規制に関連して初の改正規定が 2020 年に発効された。このような法制の動向は現在、継続的に行われている。2020 年 12 月に提案したデジタルサービス法 (Digital Service Act) はオンラインプラットフォームに対する高い透明性、明確な責任体系構築、オンライン消費者の基本権保護、欧州連合の単一市場の発展を強化するための目的を有している。該当法案に対し、オンラインプラットフォーム事業者が負担しなければならない最大の責任は違法コンテンツ削除の義務で、ホスティングサービス提供者には違法コンテンツ申告メカニズム構築を義務付ける。透明性強化の面でオンラインプラットフォームサービス提供者に対し、コンテンツ調停のために使われた自動化手段関連情報、紛争関連情報など、オンライン広告関連情報提供を義務づけ、大規模なオンラインプラットフォームに対してより強化された義務を負わせる⁴¹。デジタルサービス法と異なり、デジタル市場法 (Digital Markets Act) は特殊な条件を満たす大型オンラインプラットフォームであり、いわゆるゲートキーパー (Gatekeeper) の役割を果たすプラットフォームの市場支配力の乱用を規制するために導入された法案である。デジタルサービスが高度で集中化されるなら、プラットフォームサービスに該当する可能性が高い。したがって市場集中化された大型オンラインプラットフォームは自分の市場支配力を乱用する可能性が高いため、自ら規制する必要がある⁴²。

³⁸ デジタルニューディール2.0超連結新産業の育成、「メタバース新産業先導戦略」2022.01.20関係部処合同

³⁹ デジタルニューディール2.0超連結新産業の育成、「デジタルツイン活性化戦略」、2021.09.06関係部処合同

⁴⁰ チョン・ジュンファ、「メタバース (metaverse) の現状と今後の課題」。イシューと論点第1858号、国会立法調査処

⁴¹ クォン・オサン、メタバース産業に関する海外の規制動向の分析、韓国法制研究院、2021、123頁以下を参照

⁴² イ・サンユン、デジタル市場法 (Digital Markets Act) 草案 (proposal) の主要内容と意義、欧州連合競争法の動向シリーズ21、2020.12.23参照

中国は2017年7月、2030年までにAI分野における世界先頭水準への到達及び世界的なAI革新の中心地としての飛躍を目標とする国家戦略である「次世代AI発展計画」を発表し、2020年4月に政府主導の中央ブロックチェーンサービスプラットフォーム「ブロックチェーンサービスネットワーク（BSN, Blockchain Service Network）」の商用化を始めた。最近、国民経済/社会発展第14次5カ年計画と2035年長期目標綱領でXR産業を未来5年のデジタル経済の重点産業に選定した。法制度の面では反独占法（反壟断法）の一部条項に基づき、ITプラットフォーム企業が制裁を受けている。反独占法は市場支配的地位を有する事業者が地位を乱用することを禁止している。テンセント、アリババ、メイトゥアンといった企業はいずれも資本が集中しやすい構造を持つプラットフォーム基盤の企業として、資本が当局を超える構造を源泉的に遮断するために、ビッグプラットフォーム企業に対する制裁及び制限など反独占法の影響を受けざるを得ない⁴³。

日本は第四次産業革命に対応するSociety 5.0、科学技術イノベーション総合戦略（内閣府）、未来投資戦略（未来投資戦略会議）、2030年未来をつかむTECH戦略（総務省）、産業技術ビジョン2020（経済産業省）など一連の国家戦略で未来社会に備えるためのXR技術の重要性を強調するなど、メタバース関連産業を支援するための政策的方策を提示している⁴⁴。

また、日本は拡張現実及び仮想現実の技術が急速に普及し、既存の法体系と衝突する事例が増えたことを受け、色々な事例を基準として新しい法律の規定を導入した。メタバース空間で宗教施設やビルに無断で広告を設置したり特定企業のロゴの上にARコンテンツで自社の広告を表示する場合、または特定企業のカバンをスマートフォンで撮影する際、ARで自社のロゴが表示される場合が問題事例と指摘された。2021年1月に施行された改正著作権法では複製行為を伴わない伝達行為（スクリーンショット、リアルタイム（ライブ）配信など）に意図せず著作物が写り込んだ場合にも著作権者の権利が制限されるように規定し、創作的ではない行為が行われる中で意図せず著作物が写り込んだ場合にも著作権者の権利が制限される。メインの被写体に付随する著作物であれば、分離が困難でないものも対象に含まれることとしており、日常生活において一般的に行われる行為に伴う写り込みも著作権制限事由に該当できるように規定した⁴⁵。

拡張現実または仮想現実が現実世界を基に作られる場合、現実世界のイメージ、または著作物がデジタル化されてメタバースに挿入されなければならない、その過程で全てのものは複製と伝送の過程を経ることになる。このような過程で著作権者の利用許可は欠かせないが、「正当な範囲」内で著作物の映像がVRに挿入される場合は利用許可を不要とした。

3) 示唆点

米国、欧州、中国、日本など主要国はメタバースを実装するXR、AI、ブロックチェーンなど中核技術の開発に重点的に投資しており、主要国はメタバースそのものを対象にせず、XRに関す

⁴³ クォン・オサン、メタバース産業に関する海外の規制動向の分析、韓国法制研究院、2021、218-219頁

⁴⁴ ハン・サンヨル、「グローバル主要国のXR政策の動向」、月刊SW中心社会2021年12月号、ソフトウェア政策研究所

⁴⁵ 韓国著作権委員会、2020改正日本著作権法分析（クォン・ヨンス）、COPYRIGHT ISSUE REPORT 2020-10、8頁以下を参照

るデバイス・コンテンツの育成に焦点を当てて政策を展開している。主要国の動きに伴い、韓国政府も「韓国版ニューディール2.0推進計画」の中核課題に「メタバースなど超連結新産業の育成」を含めるなど、早急な対応をとっている。これまで主要国はメタバースを直接規制する法は制定せず、メタバース関連紛争に著作権、商標権、個人情報保護など個別法を適用する形をとっていただけである。しかし、メタバースは人間の創作活動とデジタルが結合した空間であり、著作権、商標権、デザイン権、データなどの知的財産が現実空間と仮想空間で交差活用できるため、これを規律することができる法制度の整備が必要となるだろう⁴⁶。

第2節 海外の知的財産の動向

1. 米国

1) 主なイシュー

2021年にバイデン（Joseph Robinette Biden Jr.）大統領の就任とともに発足した米国政権は、米国のインフラをより堅固に構築するための先端技術、デジタル基盤の強化、多様なイノベーション戦略を策定した。また、コロナ禍を乗り越えるための景気回復政策、これに関連するさまざまな知的財産問題について議論を行った。

バイデン米大統領の技術及びイノベーション政策は前トランプ政権と著しく異なる。特に、技術・イノベーション分野でより多くの予算を投入し、広範な規制を実施することだとしている。また、R&Dを促進し、米国内の生産を増やすために企業と積極的に協力し、米国の競争力強化に取り組んだ。2021年10月、米国商務省（U.S. Department of Commerce, DOC）は米国が世界的に競争するためには労働力、ビジネス、イノベーションに投資しなければならないと強調し、「米国の競争力強化のための議題」を発表した。同議題では「供給網の多様化及び製造業の活性化」を実現するために、米国内の半導体生産に520億ドルの投資などを要請し、製造業のサプライチェーン回復を図り、これにより最大4,600億ドルのGDP増加及び150万件の雇用創出ができると予測した。科学技術の最前線を維持するためには、研究開発への投資を拡大し、イノベーションを21世紀の速度に合わせるために、国立科学財団（National Science Foundation）への投資、全国の研究所の改善、広帯域通信網の拡充による情報格差の解消、人工知能、ロボット工学、量子コンピューティング、サイバーセキュリティ、バイオテクノロジーなどの重要分野で次世代イノベーションを引き起こすことができる地域技術ハブに投資することを約束した。他にも、米国の労働力への投資、米国の経済と国家安全保障を脅かす反競争的活動を阻止するために、輸出統制、サイバーセキュリティ標準設定、知的財産の保護などにより企業のグローバルな競争力を確保しようとした⁴⁷。

2021年のバイデン大統領の貿易政策のアジェンダはコロナ禍から回復し、より良いインフラを構築するための政権の対策を含め、包括的な貿易政策を盛り込んでいる。バイデン政権のアジェンダは米国の未来を発展させるためのより強力な産業育成とイノベーション基盤構築、持続

⁴⁶ ソン・スジョン、「メタバースプラットフォームベースの協同制作（Co-creation）の活性化に向けた知的財産イシュー」 STEPIインサイト282号

⁴⁷ 韓国知的財産研究院、「米国商務省、米国の競争力強化のための議題発表」、「IP NEWS」第2021-40号、2021.10.05

可能なインフラとクリーンなエネルギー未来構築、より強い経済建設、人種差別の先進化という4つの国家的課題を解決することで、数百万件の雇用を創出し、米国の家庭を支援しようとした。また、包括的な経済成長を促進し、米国の普遍的価値を反映する公正な国際貿易システムを構築することを目指しており、この貿易政策は労働の尊厳を尊重し、米国人を消費者としてだけでなく、賃金労働者としての価値も尊重することを要請した。他にも、二国間及び多国間協力により気候危機を解決し、持続可能な再生可能エネルギーのサプライチェーンを強化すると同時に、イノベーションと創造性を育成する貿易政策に対する共感を形成する計画だと明らかにした⁴⁸。

米国政府は人工知能（AI）分野の成長のための環境構築に向け、関連イニシアチブ機関を設立し、諮問委員会を発足するなど、国レベルでのAI戦略拠点を設けた。2021年1月、米国ホワイトハウス（White House）傘下の科学技術政策室（Office of Science and Technology Policy, OSTP）は国家人工知能（AI）イニシアチブ機関（National Artificial Intelligence Initiative Office）を設立⁴⁹し、今後、数年間で同分野で米国のリーダーシップを確保するための努力を図ろうとした。同機関は米国の国家AI戦略を監督し実施する責任を負っており、民間部門、学界及びその他の利害関係者ととともに、AI研究及び政策立案において連邦の調整及び協力のための中央ハブの役割を果たす。国家AIイニシアチブ機関は2020年国家人工知能イニシアチブ法（National Artificial Intelligence Initiative Act of 2020⁵⁰）に基づいて設置され、AIイニシアチブは5つの重要な努力を強調している。この取り組みにはAI研究投資の増加、連邦AIコンピューティング及びデータリソースの活用、AI技術標準の確立、米国のAI人材構築、国際同盟国との協力などが含まれている。また、米国のAIイニシアチブの一部としてAI R&D投資の年間予算を、国家AIイニシアチブの目標と優先順位を満たすのに十分なAI資金調達をするためにしようとして成文化した。これとともに、連邦AI R&D投資を2倍に増やす画期的な予算案を盛り込んだ未来産業法（Industries of the Future Act）が最近、議会で成立した。これに対し、米国ホワイトハウスは国家AIイニシアチブ機関が今後、人工知能分野で世界リーダーの地位を維持しようとする連邦政府の努力に不可欠な要素になると強調した⁵¹。

2) 法令の制定・改正事項

商標近代化法（Trademark Modernization Act）は商標の審査と執行手続きを近代化する目的で、2020年12月27日に米国議会で成立し、2021年12月18日に施行された。同法の主な趣旨は、

⁴⁸ 韓国知的財産研究院、「米国通商代表部、バイデン政権の貿易アジェンダ及び2020年次報告書発表」、「IP NEWS」第2021-10号、2021.03.09

⁴⁹ 国家AIイニシアチブ機関は2020年、国家人工知能イニシアチブ法（National Artificial Intelligence Initiative Act of 2020）に基づいて設置され、ホワイトハウスや連邦政府全体にさまざまな既存のAI政策と計画を拡大した。

⁵⁰ 2020年国家人工知能イニシアチブ法（National Artificial Intelligence Initiative Act of 2020）は2021年1月から施行されており、国家AIイニシアチブの目的は次のとおりである。

- ①米国の継続的なAI研究開発の主導権確保
- ②公共及び民間部門の信頼できるAIの開発及び活用
- ③経済及び社会全分野にわたるAIシステム統合のための現在及び将来の人材育成
- ④民間機関、国防総省及び関連団体間で進めているAIの研究や開発、デモなどの活動を調整し共有

⁵¹ 韓国知的財産研究院、「米国ホワイトハウス、国家人工知能イニシアチブ機関を発足」、「IP NEWS」第2021-04号、2021.01.26

不正確な商標及び不使用商標の登録により商標登録簿の整合性が損なわれ、商標の価値が低下する問題を解決することであり、不使用登録商標を取り消すための新しい手続き、既存手続きの変更事項、その他の規則の変更を含んでいる。①不使用登録商標を取り消すための新しい手続きとしては、商標抹消手続 (Ex Parte Expungement Procedure) がある。当該商標を使用した登録商品、または登録サービスが一度も商業的に使用されなかったことがない場合、当該商標に対して本手続きを提起することができる。ただし、これらの異議申立は商標登録後3~10年以内に行ななければならないようにした。そして商標再審査手続 (Ex Parte Reexamination Procedure) により、第三者が特定の日以前に商品及びサービスに関する商標が商業的に使用されなかったことを理由として、登録商標に対して一部または全部の取り消しを要請することができるようにした。②既存手続きの変更事項としては、商標審判部 (The Trademark Trial and Appeal Board, TTAB) の取消手続に対する新たな抹消根拠を規定し、米国特許商標庁 (USPTO) に対する出願人または商標権者の応答期限を3カ月に短縮し、商標出願に対する審査のなか、第三者が審査の拒絶理由に関連する証拠を提出することができる手続きを成文化した。③その他の規則の変更において、偽り、詐欺または間違いからなった弁護士指定は効力がないようにし、USPTO に裁判所命令により登録に関する措置を取る権限を付与した⁵²。

米上院は米国の技術レベルを高め、研究分野の能力を強化するために、関連分野の投資と支援を実施するためのさまざまな法案を発議した。2021年6月、米上院は中国との技術競争に備えた包括的な法案である「アメリカイノベーション競争法 (U.S. Innovation and Competition Act) 案」を賛成68票、反対32票で通過させた。同法案には米国の技術及び研究の強化に約1,900億ドルを支援し、半導体・通信機器の生産などに約540億ドルを投資できるようにし、このほかにも米国で中国系動画プラットフォームであるTik Tokのダウンロードを禁止する内容や中国政府の支援を受ける企業が製造・販売するドローン (無人機) を購入できないようにする措置など、中国に関連する条項が含まれている。また、米国でサイバー攻撃や米国企業からの知的財産奪取に関与した中国の組織に対して幅広い制裁を義務付けると同時に、人権侵害に利用される可能性のある製品に対する輸出管理の見直しを規定している。バイデン大統領はアメリカイノベーション競争法が米国の雇用創出計画とともに、研究開発と先進製造業への投資を通じて米国の重要産業を成長させ、未来の雇用を創出できるようにすると強調し、特に、米国で人工知能、コンピューターチップ、スマート機器、電気自動車に使用されるリチウム電池まで、最も重要な未来技術を発見、生産、発展させることができると期待すると明らかにした⁵³。

その他、2021年7月、バイデン大統領は「米国経済における競争促進に関する大統領令 (Executive Order on Promoting Competition in the American Economy)」で競争促進に焦点を当て、12以上の連邦機関で実施予定の72項目のイニシアチブを発表した。同大統領令は科学技術分野で優越的地位のインターネットプラットフォームによる合併についてより徹底した調査のための管理政策を策定し、米連邦取引委員会 (Federal Trade Commission, FTC) がデータ蓄積及び監視に関する規則を制定することを推奨し、メーカーが修理または他社製品の修理を禁止することを制限して利用者が所有する製品をより簡単かつ安価に修理できる修理権を保証

⁵² 韓国知的財産研究院、「米国特許商標庁、商標近代化法の施行を発表」、「IP NEWS」第2021-48号、2021.11.30

⁵³ 韓国知的財産研究院、「バイデン米大統領、アメリカイノベーション競争法案を歓迎」、「IP NEWS」第2021-24号、2021.06.08

すること、また個人情報保護に関してFTCにビックテック（Big Tech）企業の監視とデータの蓄積に関する規則を策定し、インターネット市場での不公正な競争を禁止することを奨励するなど、米国のイノベーションの経済成長の促進を図った⁵⁴。

3) 主要判例

- (1) GoogleがOracleのJava APIを利用した行為は公正利用（Fair Use）と判断した連邦最高裁判所の判決⁵⁵

2021年4月、米連邦最高裁判所（U.S. Supreme Court）は、GoogleがJava SE API（Application Programming Interface）をコピーしたのは、法的に公正利用（Fair Use）に該当すると判断した。Java SEはJavaコンピュータプログラミング言語を使用するコンピュータプラットフォームで、GoogleはAndroidモバイルデバイス用の新しいソフトウェアプラットフォームを構築するために、Javaプログラミング言語に精通している数百万ものプログラマーが新しいAndroidプラットフォームで作業できるようにするために、当時Sun Microsystemsが所有するJava SEプログラムから約11,500コード行をコピーした。同事件はOracleがSun Microsystemsを買収し、共にJava SEに対する知的財産権も所有することになり、2010年末にGoogleを相手取って著作権侵害訴訟を提起したものであった。

連邦最高裁判所は6対2でGoogleの公正利用を認め、Googleのコピー行為は著作権侵害ではないと判決した。これは、GoogleがJava SE APIをコピーした行為において、プログラマーが彼らの蓄積された才能を新しく革新的なプログラムに使用できるようにするために必要なコード行だけを含めたため、法的に公正利用に該当すると判断したのだ。最高裁判所はGoogleのコピー行為が公正利用に該当するかどうかを判断するためには、①使用の目的・性質、②著作物の性質、③使用された部分の量と実質、④市場効果という4つの要件があることを説示したが、裁判所はGoogleの行為が①Androidプラットフォーム構築のために新規機能をインストールしてプログラムの開発を促進し②コピーされた対象Java APIはユーザーインターフェースの一部であり、本質的に著作権のないアイデア（API全体構成）と新しい創造的表現（Googleが独自に作成したコード）の作成により結合されたものであり、③コピーした11,500コード行はAPI総行286万行の0.4%に過ぎない一方、④プログラマーが容易に使用できる新しいプラットフォームを生み出すのは、著作権それ自体の科学進歩と有用な芸術の促進という目的に合致するとして新たな変革をもたらすプログラムとして再利用（変容的利用）できると判断した⁵⁶。

- (2) 米国特許商標庁の審判部（PTAB）の審判官の審決について、米国特許商標庁長官による検討の必要性を認めた連邦最高裁判所の判決⁵⁷

⁵⁴ 韓国知的財産研究院、「米国ホワイトハウス、米国経済における競争促進に関する大統領令を発表」、「IP NEWS」第2021-29号、2021.07.20

⁵⁵ Google LLC v. Oracle America, Inc., 141 S. Ct. 1183 (2021)

⁵⁶ 韓国知的財産研究院、「米連邦最高裁判所、Google v Oracle事件で公正利用を認め、Googleが勝訴」、「IP NEWS」第2021-16号、2021.04.20

⁵⁷ United States v. Arthrex, Inc., 141 S. Ct. 1970, 40 (2021)

2021 年には米国特許商標庁 (USPTO) の審判部 (PTAB) の審判官 (Administrative Patent Judges) の審決が米国特許商標庁長官によって検討されなければならないという内容の連邦最高裁判所の判決があった。

2020 年 10 月、最高裁判所は *Arthrex, Inc. v. Smith & Nephew Inc.* 事件で連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の決定を見直すために上告を許可したが、同事件の争点の一つは審判官の選任方法が憲法上の上級公職者 (principal officer) 任命条項に違反するかどうかであった。現在、PTAB の審判官は上位機関である商務省の長官 (Secretary of Commerce) が任命するが、今回の事件で争点となったのは、審判官の任命は「上級公職者」に該当し、大統領が上院の助言と同意を得て任命しなければならないという主張による検討で、CAFC は上記の主張を受け入れ、PTAB の審判官に対する任命手続が憲法に違反して違憲であると決定した。

これに対し、2021 年 6 月、最高裁判所は 5 対 4 の決定で憲法違反と判断した CAFC の決定を無効とし、再び判断するようにした。最高裁判所の多くの意見では現在、審判官の任命手続規定と審判官の特許権に対する判断 (審決) の権限が互いに両立できないと述べ、PTAB の審判官が上級公職者に該当するとみなし、大統領が指名し、上院で承認する手続を経て任命されるべきだと判断した。また、米議会が USPTO の権限と義務を長官に付与したため、長官は PTAB の決定を検討する権限を持っているとし、これに対して「PTAB 審判官の決定事項を米国特許商標庁長官が検討するようにし (Decisions by APJs must be subject to review by the Director) PTAB の特許審判 (IPR) システムはそのまま維持することができた⁵⁸。

(3) 特許譲渡人禁反言の原則を維持するものの、その適用に制限を設けると決定した連邦最高裁判所の判決⁵⁹

2021 年 6 月には *Minerva Surgical v. Hologic* 事件で連邦最高裁判所が特許譲渡人禁反言の原則 (assignor estoppel) を維持するものの、その適用に制限を設けることに決定した判決があった。同事案では Truckai という発明者が発明に対する特許を出願し、その後、同特許出願は Hologic に譲渡されたが、Hologic は同特許出願権に対して特許権 (183 特許、348 特許) を付与され、新たな機器を開発して販売した。一方、Truckai は Minerva を設立し、Hologic の機器と同様の新規機器を開発し販売した。これに対し、Hologic は Minerva が自社の特許 2 件を侵害したと特許権侵害訴訟を提起した。Minerva は Hologic の 183 及び 348 特許が記載要件 (written description) と実施可能要件 (enablement) を満たしていないため、無効だと主張した。これに対し、Hologic は譲渡人禁反言の原則を提起した。すなわち 183 及び 348 特許は Truckai が譲渡して Hologic に買収された出願を基にしたため、Truckai と当事者関係のある Minerva は譲渡人禁反言の原則に基づき、これら特許の無効を提起することはできないと主張した。

両側の厳しい攻防が繰り広げられた結果、連邦最高裁判所は 5 対 4 の決定で特許譲渡人禁反言の原則は維持されなければならないと決定した。ただし、この原則は無限に適用することができず、譲渡人の無効主張が既存の特許譲渡時の明示的または暗黙の表現と矛盾する場合にのみ適

⁵⁸ 韓国知的財産研究院、「米連邦最高裁判所、米国特許商標庁の審判部の審判官の審決は米国特許商標庁長官によって検討されるべきだと判決」、「IP NEWS」第2021-26号、2021. 06. 29

⁵⁹ *Minerva Surgical, Inc. v. Hologic, Inc.*, 141 S. Ct. 2298 (2021)

用されると判断された。多数意見としては特許譲渡人禁反言の原則が適用されない例を示したが、①特定雇用関係で従業員が雇用主に未来発明に対して特許権を譲渡することを誓約する場合 (in certain employment arrangements an employee may assign to their employer ②権利譲渡後に特許請求範囲が変更された場合、特に、特許譲渡人が登録された特許権ではない特許出願に対して譲渡し、実質的に特許請求範囲が広がった場合 (a post-assignment change in patent claims can remove the rationale for applying assignor estoppel, such as when the assignor assigns a patent application, rather than an issued patent, with materially broader claims) などがこれに該当すると明らかにした⁶⁰。

2. 日本

1) 主なイシュー

日本政府は新型コロナウイルス感染症の影響により触発された、デジタル化のための基盤を整備する一方、知的財産権の投資活用の促進及びカーボンニュートラルのためのグリーン成長戦略などを策定し、知的財産権に関連するより多様な分野の政策を展開した。

日本政府は新型コロナによるリモートワークの導入、オンラインイベント実施など、新しい生活様式への転換が始まっているなか、さまざまな分野でデジタル化問題が浮き彫りになっていることを受け、日本が遅れているデジタル化に積極的に取り組んでいる。日本は経済生活分野で行政面の支援のための国家及び地方のオンライン手続き及びシステムが不十分であり、企業の場合はリモートワーク及びテレビ会議の増加にも実際の署名など押印手続きがリモートワークの阻害要因として存在する。他にも医療施設や教育においてオンラインシステムに必要な基盤とノウハウが不足していた。そのため、2020年9月に日本政府はデジタル改革関係閣僚会議を開催してさまざまな分野でデジタル基盤を構築しようとした⁶¹。その一環として、経済産業省は実際の印鑑の捺印を必要としている約2千種の経済産業省内の行政手続きに対して、すべての捺印手続きを廃止する方向について検討した。さらに、日本特許庁 (JPO) は特許及び商標出願などで電子化が行われていないすべての手続きに対する「手続きの簡素化及び利便性向上」を図った。また、JPO はコロナ禍などの状況に影響を受けず、口頭審理を開催できるようにし、デジタル化など社会構造の変化に対応するため、審判長の判断で審判廷に出席せず、Web 会議システムを通じて口頭審理に参加できるようにし、審判口頭審理のオンライン化を実施できる基盤を整備した⁶²。

日本政府は 2003 年に施行された知的財産基本法に基づき、毎年「知的財産推進計画」を策定し、国家知的財産戦略の基本方針及び細部施策を提示している。2021年7月、知的財産戦略本部 (以下「知財本部」) が発表した「知的財産推進計画 2021」は「コロナ後のデジタル化・グリーン化競争を勝ち抜く無形資産強化戦略」をテーマにし、知的財産の投資・活用促進、標準の戦略

⁶⁰ 韓国知的財産研究院、「米連邦最高裁判所、特許譲渡人禁反言の原則を維持するものの、適用に制限を設けることに決定」、「IP NEWS」第2021-27号、2021.07.06

⁶¹ 韓国知的財産研究院、「日本政府、デジタル改革関係閣僚会議を開催」、「IP NEWS」第2020-39号、2020.09.29

⁶² 韓国知的財産研究院、「日本特許庁、口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化に関する運用案を発表」、「IP NEWS」第2021-37・38号、2021.09.14

的活用、データ活用促進、スタートアップ・中小企業の知的財産活用強化などを主要内容にしている。

[表 I-1] 知的財産推進計画 2021 の主要内容

戦略	主要内容
競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき、企業の知的財産経営の強化 知財投資・活用促進メカニズムの構築 (仮称) 事業成長担保権の創設による融資促進など
優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 標準活用戦略の推進のための政府の司令塔機能の強化及び標準活用支援サービスプラットフォーム強化など
データの活用促進に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> データの流通・取引上のデータ取扱いルールの実装 分野別/分野間データ連携基盤（プラットフォーム）構築及びデータに価値付けるデータ取引市場の創設など
デジタル時代に適合したコンテンツ戦略	<ul style="list-style-type: none"> 一元的な権利処理のための著作権制度の改革など
スタートアップ・中小企業／農業分野の知財活用強化	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業・スタートアップの知財取引の適正化 農林水産分野における知財活用環境の強化
クールジャパン戦略の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 価値観の変化への対応、デジタル技術の活用など、新型コロナによる影響を考慮したクールジャパン戦略の再構築
知財活用を支える制度・運営・人材基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化による送信限界コスト削減と消費の地理的・時間的制約を解消して流通量拡大 アマチュア・一般人など新しい創作主体の育成に資する著作権制度・関連政策の改革

※出処：韓国著作権委員会、「日本、『知的財産推進計画 2021』を決定・公開する」（クォン・ヨンス）、著作権の動向 2021 - 速報、2021.07.14

JP0 は知財の活用を促進するために大学をはじめ、スタートアップ及び中小企業の知財活用促進に向けたアクションプランを策定した。大学の場合、大学で作られた研究成果が事業の実施主体によってスムーズに社会で実現されるためには、研究初期段階から事業化を目指した知的財産戦略の策定及び研究成果の適切な権利保護が必要である。この中で JP0 は活用支援機能において産学連携プロジェクトを推進する大学・パートナー企業を対象に知的財産専門家を派遣し、大学特化型知的財産総合支援窓口を開設する「産学連携・スタートアップアドバイザー事業」を新設し、大学シーズ（seeds）発掘から社会の実現まで円滑な段階別支援の実現を図った。産業技術環境局と特許庁・独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の施策連携体制を強化し、「大学の知的財産支援検討チーム」を設置し、このアクションプランを誠実に実行するよ

うにした⁶³。また、中小企業やスタートアップの知的財産活用をさらに向上させるため、知的財産活用支援のワンストップサービス実現を目指し、中小企業の経営問題に対して知的財産を活用して解決できるよう、開発から事業化までの全周期型支援である「加速的支援事業」を新設した。これにより、スタートアップ支援機能を強化し、知的財産情報分析を活用した中小企業などの経営戦略の策定を支援するようになった。その他、中小企業庁が行う経営支援、起業支援、技術開発支援中の知的財産の問題解決に関連して INPIT が迅速かつ効果的に支援するとともに、知的財産総合支援窓口を通じたワンストップサービスの重要役割を果たすことができるよう、協力体制を強化した⁶⁴。

2) 法令の制定・改正事項

2021年9月14日、「特許法等の一部を改正する法律」の施行日を定める政令が閣議決定されたことにより、経済産業省は各改正法令の施行日を公表した。同政令の主要内容には新型コロナウイルスに対応した手続きなどでデジタル環境を構築する一方、発展に伴う企業活動の変化に対応した権利の保護などが含まれている。ひとまず、新型コロナウイルス感染拡大に対応したデジタルなど手続きの整備において審判、口頭審理などについて審判長の判断で当事者が審判廷に出席せず、web会議システムを利用して手続きを進める（実施日2021年10月1日）ようにし、特許料などの支払方法は口座振替などによる納付と窓口でのクレジットカード決済などを可能（施行日の口座振替の場合は2021年10月1日、クレジットカード決済の場合は2022年4月1日）にした。また、デザイン・商標の国際出願登録決定通知などについて、郵便の代わりに国際機構を通じた電子送達を可能にするなど手続きを簡素化（デザイン国際出願の場合、施行日は2021年10月1日、商標国際出願の場合は今後、施行日を決定する予定）し、感染拡大及び災害などの理由で特許料納付期間を経過した場合、これに相当する期間中に割増特許料の納付を免除（施行日2021年10月1日）するようになった。

デジタル化などの発展に伴う企業活動の変化に対応した権利保護の検討において、デジタル技術の発展に伴う特許権ライセンス形態が複雑になるにつれ、これに対応して特許権の訂正などにおいて通常実施権者の同意を必要としないようにした。（施行日2022年4月1日）

知的財産権制度の基盤強化の側面において特許権侵害訴訟で裁判所が第三者から意見を募集できる制度を導入し、弁理士が当該制度関連の相談に応じることができるようにし（施行日2022年4月1日）、審査負担増大及び手続きのデジタル化に対応して収益バランスの確保を図ることができるように特許料等料金体系を見直し（実施日2022年4月1日）、弁理士制度で農林水産関連知的財産（植物新品種、地理的表示）に関する相談業務を実施できるようにした（施行日2022年4月1日）⁶⁵。

⁶³ 韓国知的財産研究院、「日本特許庁、知的財産活用促進のためのアクションプランを策定」、「IP NEWS」第2021-51号、2021.12.21

⁶⁴ 韓国知的財産研究院、「日本特許庁、中小企業・スタートアップの知的財産活用促進に向けたアクションプランを策定」、「IP NEWS」第2022-01・02号、2022.01.11

⁶⁵ 韓国知的財産研究院、「経済産業省、『特許法等の一部改正法律の施行日を定める政令』閣議決定を公表」、「IP NEWS」第2021-39号、2021.09.28

その他、2021年12月、「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定され、審査負担の増大及び手続きのデジタル化に対応して財政の確保が図れるよう、特許料等の料金体系を見直すようにし、その他にも弁理士制度において法人名称を変更することにした。同政令は特許料、実用新案・デザイン・商標の登録料、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関連する手数料及び国際デザイン・商標登録出願に係る手数料の具体的な金額を特許法施行令などで規定するようにし、弁理士制度において「特許業務法人」の用語が規定されている各政令に対し、当該用語を「弁理士法人」に変更するなど、関係政令に対して必要な改正を行った。今回の改正法は2022年4月1日から施行される予定である⁶⁶。

3) 主要判例

(1) 「金魚電話ボックス」に対する著作権侵害を確定した最高裁判所の判決⁶⁷

2021年には電話ボックスに金魚を泳がせる作品を制作した美術家が金魚の産地として知られる奈良県大和郡山市の商店街に設置された造形物に対して著作権を侵害していると主張した訴訟で著作権侵害を認めた最高裁判所の判決があった。原告の現代美術家山本伸樹は1998年、金魚を電話ボックスの中で泳がせる作品「メッセージ」を制作・発表したが、金魚の名産地として知られる奈良県大和郡山市の商店街協同組合（被告）は2014年2月から2018年4月まで、これと類似する「金魚電話ボックス」を設置した。これに対し、原告は直接費用を負担して被告作品を再びデザインして彼の作品として再設置するよう商店街組合に提案して交渉を進めたが、結局交渉が決裂し、原告は著作権侵害訴訟を提起した。

同事件の1審裁判所の奈良地方裁判所は同作品に対し、公衆電話ボックスの色、形状の内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現に創作性があるとして著作物性を認めたとしたが、被告作品との共通点が著作権法の保護範囲を外れた、単なる「アイデア」に過ぎないと判断して著作権侵害を認めなかった。

一方、大阪高等裁判所は1審判決と同様に原告作品に対する著作物性を認めたとしたが、ただ1審と異なると①外観上ほぼ同じ形状の公衆電話ボックスの水槽に金魚を泳がせている点、②同水槽内に公衆電話を設置して公衆電話機の受話器部分から気泡を発生させる仕組みを採用している点において創作性のある表現と認めた。大阪高等裁判所は特に、被告作品が原告作品に依拠するかどうかを詳細に扱ったが、裁判所は被告作品が原告作品に依拠していると結論づけた。一方、被告作品の制作者は原告作品を知らなかったと述べたが、裁判所はその経緯を詳細に分析してその陳述は信用できないと判断した。これに対して商店街協同組合は上告したが、最高裁判所は商店街側の上告を受理しない決定をし、著作権侵害認定と55万円の損害賠償額の支払い、造形物の廃棄を命じた大阪高等裁判所の判決を確定した⁶⁸。

⁶⁶ 韓国知的財産研究院、「経済産業省、『特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備』閣議決定を発表」、「IP NEWS」第2021-52号、2021.12.28

⁶⁷ 最高裁二小法廷、令和3年8月25日決定、令和3年（受）第691号。奈良地方裁判所、令和元年7月11日判決、平成30年（ワ）第466号（第1審）、大阪高等裁判所、令和3年1月14日判決、令和元年（ネ）第1735号（控訴審）

⁶⁸ 韓国知的財産研究院、「最高裁判所、『金魚電話ボックス』に対する著作権侵害を確定」、「IP NEWS」第2021-36号、2021.09.07

- (2) 一部の演奏者が一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）を相手取って提起した損害賠償請求訴訟の控訴を棄却した知的財産高等裁判所の判決⁶⁹

日本音楽著作権協会（JASRAC）は2016年3月、著作権侵害行為を繰り返している東京に所在するライブハウス「Live Bar X.Y.Z.→A」の経営陣に対し、同ライブハウスでJASRACが管理する著作物に対する演奏差し止めと著作権侵害によって生じた損害賠償を請求する訴訟を提起した。1審で東京地方裁判所は、被告が本件ライブハウスで原告管理著作物の演奏を管理・支配し、演奏の実現において主要な行為を行い利益を得ていると認められるため、被告が原告管理著作物の演奏主体（著作権侵害主体）に該当すると判断し、著作権侵害行為の差し止めと損害賠償請求の一部を認めた。これにより、JASRACは損害賠償の算定方法について著作権侵害行為実態調査の結果を反映して見直すことを要求する一方、被告らも1審判決を不服として両側とも控訴し、2016年10月、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」）は、被告などが負担すべき使用料相当損害金額及び不当利得金額の算定方法において著作権侵害行為に対するJASRACの実態調査の結果を反映するなど1審判決を根本的に見直し、合理的な金額を認めてこれを認容した。

一方、2018年11月、同ライブハウスで一部の演奏者の演奏利用許可申請について、JASRACはライブハウスでの過去の使用料が清算されていないことを理由に許可を拒否し、演奏者は不法行為による損害賠償を要求し、東京地方裁判所に訴訟を提起した。しかし、東京地方裁判所は、過去の使用料の相当額を支払わない者が利用主体となる演奏に関する利用申請を拒否することは誠実に使用料を支払う利用者との公平を図り、著作権などの集中管理に対する信頼を確保するという点などを理由に原告の演奏者らの主張を受け入れず、これに対して原告は控訴した。

知財高裁は1審判決の判断が相当だと判断し、JASRACの主張と同様に原告の控訴を棄却する旨の判決を命じた。同判決で演奏者の演奏利用申請を許可することは、長期間にわたりJASRACで管理している音楽著作物を無許可で利用してきた同ライブハウスの運営行動を支持するものと理解され、通常の委託者（JASRAC）に著作権管理を委託している作詞者・作曲者・レコード会社の合理的意思に反するものと判断した。それだけでなく、これは著作権管理団体としての業務信頼を損なうことができるものでもあり、そのような演奏利用の申請をJASRACが許可しない点については、著作権等管理事業法第16条の「正当な理由」があると判断した⁷⁰。

- (3) 他社商品名ハッシュタグを活用した広告について商標権侵害を認めた大阪地方裁判所の判決⁷¹

原告の株式会社 Wisteria Kyoto は「シャルmant サック (charmantsac)」というブランド名でバッグなどを製造・販売する衣類及び雑貨の製造会社で、自社の商品に似たバッグを「#シャルmant サック」などとハッシュタグ（#、検索マーク）を付してオンラインフリーマーケットサービスを提供するアプリメルカリに商品を販売するために掲示した被告に自社商標表示の差し止めを要求し、2020年8月、商標権侵害差止請求訴訟を提起した事件である。

⁶⁹ 知的財産高等裁判所、令和3年10月28日判決、令和3年（ネ）第10047号、損害賠償請求公訴事件

⁷⁰ 韓国知的財産研究院、「知的財産高等裁判所、演奏者がJASRACを相手取って提起した損害賠償請求訴訟の控訴を棄却」、「IP NEWS」第2021-47号、2021. 11. 23

⁷¹ 大阪地方裁判所、令和3年9月27日判決、令和2年（ワ）第8061号、商標権侵害差止請求事件

被告側は、被告がメルカリで開設したサイトでは商品の写真以外に価格や販売者名、商品の色や素材、サイズなどに関する説明が提示されており、ただ、ハッシュタグは商品を容易に検索するためのものであり、商標権侵害に該当しないと主張した。しかし、大阪地方裁判所は、被告がシャルマントサックと同様のポケット型バッグなどの商品を販売するために開設したメルカリ上の販売サイトに原告標章を表示してはならないと判断した。裁判所は、「#」部分はウェブサイト及びソーシャルネットワークサービス（SNS）上で商品などに関連する情報の検索に便宜を図る目的で使用される一方、当該記号に続く文字列などに関する情報の所在場所を示す機能を持つことにとどまらず、商品自体の情報を示すものでもあると述べた。また、「シャルマントサック」に関心を寄せる需要者が「シャルマントサック」という文字列を検索したとき、その検索結果で被告サイトが現れる仕組みとなり、「シャルマントサック」という標章の顧客吸引力を利用して需要者を被告サイトに誘引するといえたと加えた。つまり、同アプリケーションを利用する利用者にサイトで販売されている商品が原告の商品と認識されることができるとし、被告サイトでの「#シャルマントサック」の表示は出所表示機能を遂行する商標的使用といえるため、被告の表示行為は商標権侵害に該当すると判断した⁷²。

3. 中国

1) 主なイシュー

中国は知的財産権強国建設要綱及び第14次5カ年国家知的財産権保護及び活用規画を施行し、大々的な法制度的整備をはじめ、知的財産権強国建設推進のための統一された計画の策定と知的財産権の保護及び活用を図った。

2021年3月11日、中国の第13期全国人民代表大会では「第14期5カ年規画及び2035年長期目標要綱（「十四五」规划和2035年远景目标纲要）」を通過させることを決定し、第14期5カ年規画期間（2021-2025）の間、経済発展、イノベーション駆動、民生福祉、環境保全、安全保障の5大分野で達成すべき20の主要目標を設定した。これをもとに、2021年10月28日、中国国務院は「第14期5カ年国家知的財産権保護及び活用規画（「十四五」国家知识产权保护和运用规划）を公表し、知的財産権の保護を全面的に強化して知的財産権の活用を効率的に推進し、全社会のイノベーション活力を促進して新たな発展構図の構築を図った。同規画は①知的財産権保護の新たな段階への飛躍、②知的財産権活用の新たな成果創出、③知的財産権サービスの新たな水準への到達、④知的財産権の国際協力の新たな進展実現という4大主要目標を設定し、次の5大重点業務を定めている⁷³。

⁷² 韓国知的財産研究院、「大阪地方裁判所、他社商品名のハッシュタグを活用した広告について商標権侵害を認定」、「IP NEWS」第2021-43号、2021.10.26

⁷³ 韓国知的財産研究院、「中国国務院、『第14期5カ年国家知的財産権保護及び活用規画』を公表」、「IP NEWS」第2021-45号、2021.11.09

[表 I -2]第 14 期 5 カ年国家知的財産権保護及び活用規画の 5 大重点業務

重点業務	詳細
①知的財産権保護を全面的に強化し、社会全体のイノベーション活力を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の法律と政策体系の改善 ・知的財産権の司法的保護の強化 ・知的財産権の行政的保護の強化、知的財産権の協力的保護の強化 ・知的財産権の源泉的保護の強化（高品質の創出促進など）
②知的財産権の移転及び転換の効率性を高め、実物経済のイノベーション及び発展を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の移転と転換のシステムとメカニズムの改善、知的財産権の移転及び転換の効率向上
③国民の便益のための知的財産サービスシステムを構築し、国民により多くの特典を提供するイノベーション成果を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の公共サービス能力向上 ・知的財産権サービス業の健全な発展促進
④知的財産権をめぐる国際協力を推進し、開放型経済発展に寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権グローバルガバナンスへの積極的参加 ・知的財産権に対する国際協力レベルの向上 ・知的財産権の保護に向けた国際協力の強化
⑤知的財産権人材と文化の建設を促進し、知的財産権事業発展の基盤を構築	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産人材育成の強化 ・知的財産文化の建設の強化

2021 年 9 月 22 日、中国共産党中央委員会と国務院は「知的財産権強国建設要綱（2021-2035）（知识产权强国建设纲要（2021—2035 年）」）を発表した。中国政府は知的財産権強国建設を推進するために、統一された計画を確立し、知的財産権の創出、活用、保護、管理及びサービス水準を全面的に高め、知的財産権制度が社会主義の現代化建設で重要な役割を發揮できるように図ろうと同要綱を制定した。同要綱は、大きく①社会主義の現代化に向けた知的財産権制度の設置、②世界的水準のビジネス環境を支援する知的財産権保護体制の構築、③創造的革新を奨励する知的財産権市場の運営メカニズムの構築、④国民の便宜のための知的財産権の公共サービス体系の構築などに分かれ、細部計画を導出した⁷⁴。

⁷⁴ 韓国知的財産研究院、「中国国務院など、『知的財産権強国建設要綱（2021-2035）』を発表」、「IP NEWS」第2021-40号、2021.10.05

[表 I -3] 知的財産権強国建設要綱（2021-2035）の主要内容

目標	主要内容
社会主義の現代化に向けた知的財産権制度の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・完全な範疇、緻密な構造、内外の調和を備えた法律体系を確立 ・統一された職責、科学的な規範、優秀なサービスを備えた管理体制を確立 ・公正で合理的かつ科学的に評価する政策システムを確立 ・迅速に対応し、合理的に保護する新興分野及び特定分野の知的財産権規則体系を確立
世界的水準のビジネス環境を支援する知的財産権保護体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ効率的で明確な権限と完全なシステムを備えた司法保護体制を完備 ・便利で効率的、厳格で公平で透明な行政保護体制を完備 ・統一されたリーダーシップとの円滑なコミュニケーション、高速かつ高効率の協力と保護構造を完備
創造的革新を奨励する知的財産権市場の運営メカニズムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・企業を主体とし、市場志向の高品質な創造メカニズムを構築 ・高い効率と円滑な運営、十分な価値を実現する活用メカニズムを構築 ・標準化され、秩序整然たる、ダイナミックな市場化の運営メカニズムを構築
国民の便宜のための知的財産権の公共サービス体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的かつ規範的で、知能的かつ効率的な公共サービスの供給を強化 ・公共サービスの標準化、規範化、ネットワーク化の構築を強化 ・データ標準、リソース統合、高い利用効率を備えた情報サービスモデルを確立

2) 法令の制定・改正事項

習近平政権は法治国家建設を目指し、計9つの個別法律で規定されていた民法関連規定を統一し、民法典への一元化を推進した。これを受け、2020年5月に中国民法典が制定され、2021年1月1日から施行された。統一民法典は計7編第1260条で構成されており、契約自由の原則を核とした私的自治の保障、所有権保護強化を骨子としている。

知的財産権に関しては、民法総則で知的財産権が民事的権利に該当すると規定し、違法行為編では知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償請求が可能であることを明記している。具体的に見ると、民法典第123条で民事主体は法に基づいて著作物（作品）、発明・実用新案・デザイン、商標、営業秘密、集積回路配置設計、植物新品種、その他法律で規定するオブジェクトとして知的財産権を所有し、これらの権利は排他的権利であることを明記している。第1185条では他

人の知的財産権を故意に侵害し、状況が嚴重な場合、被侵害者には懲罰的賠償を請求する権利があると規定している。その他、関連法律規定によりデータ及びオンライン上の仮想資産に対する民事的保護が可能となり（第 127 条）、違法行為による精神的損害賠償を請求する権利（第 1183 条第 2 項）などを規定している⁷⁵。

中国で印紙税は、財産権の創設、移転、変更、消滅を証明するか、財産権に関する承認を証明する文書に対して課す税金で、一般的に文書に印紙をつけて納付しなければならない。中国政府は減税を定着させ、革新的な発展を支援し、知的財産権の適用を奨励するために 2021 年 6 月 10 日、中国の第 13 期全国人民代表大会常務委員会は第 29 次会议で「印紙税法」を成立させることを議決した。同法は 2022 年 7 月 1 日から施行され、これにより商標権、特許権、著作権などの譲渡証書に対する税率が 0.03%に引き下げられ、商標登録証及び特許証に対する印紙税が取り消される。同印紙税法は計 20 の条文で印紙税の税目、税率、課税の根拠などを明記しており、全体的に現行法制の枠組みをそのまま維持すると同時に、税目と税率を適切に統廃合し、課税負担を軽減した⁷⁶。

2010 年、特許権抵当登録方法の制定後、同法は特許権抵当登録を規制し、特許権運営と資金融通の促進に積極的な役割を果たした。一方、国家知識産権局（CNIPA）は特許権抵当登録業務が中央政府の変化した政策や金融機関及びイノベーション主体の手続き簡素化の傾向など、新たな状況及び要求に直面することにより、2021 年 11 月 15 日に改正「特許権抵当登録方法」を発表した。同改正では当事者が通知及び受諾の形で特許権抵当登録関連手続きを処理することができ、関連確約書を提出した場合、別途証明書類を提出する必要がないように登録手続きを簡素化した（第 7 条、第 13 条、第 14 条、第 20 条）。

なお、既存の登録方法では特許権の無効宣告手続きが開始された場合、抵当登録ができないよう規定しているが、改正された登録方法では当事者が関連規定を告知されたにもかかわらず、リスクを受け入れることに同意する場合、抵当登録を許可するなど登録要件を緩和した（第 11 条）。その他、特許権抵当登録のための審査期間を既存の 7 営業日から 5 営業日に短縮し、オンライン申請件の審査期間は 2 営業日に短縮して登録審査期間の短縮を図った（第 13 条、第 14 条）⁷⁷。

⁷⁵ 韓国知的財産研究院、「中国、民法典が成立」、「IP NEWS」第2020-22号、2020. 06. 02

⁷⁶ 韓国知的財産研究院、「中国、全国人民代表大会、商標権・特許権などの譲渡証書の税率を引き下げた印紙税法が成立」、「IP NEWS」第2021-25号、2021. 06. 22

⁷⁷ 韓国知的財産研究院、「中国国家知識産権局、『特許権抵当（担保）登録方法』を改正」、「IP NEWS」第2021-47号、2021. 11. 23

3) 主要判例

(1) 標準必須特許に関する「訴訟禁止命令」を認めた最高人民法院の判決⁷⁸

ファーウェイは2018年1月、南京中級人民法院に特許管理専門会社コンバージェントが保有する標準必須特許に関する非侵害確認及びライセンス料率の確認を要求して訴訟を起こした。同訴訟に反発し、コンバージェントは同年4月、ファーウェイとドイツの関連会社を相手取ってドイツデュッセルドルフ地方裁判所に特許侵害差止及び損害賠償請求訴訟を提起した。南京中級人民法院は2019年9月、ファーウェイとコンバージェントの間の一部の有効な特許権に対して標準必須特許(Standard Essential Patent, SEP)のライセンス料率を確定する判決を下し、コンバージョンは不服として最高人民法院に上訴した。一方、最高人民法院の審理が行われている中、ドイツデュッセルドルフ地方裁判所は2020年8月、ファーウェイなどが欧州でコンバージェントの標準必須特許侵害を認め、ドイツでの侵害差止命令を下した。これに対し、ファーウェイは最高人民法院の最終判決が下りるまで侵害差止に関連したドイツ判決の執行を申請することを禁止してくれることを要請し、最高人民法院に行為保存を申請した。最高人民法院はコンバージェントによるドイツ地方裁判所の判決の執行申請を禁止する決定である、いわゆる訴訟禁止命令を下したが、最高人民法院の判示内容で訴訟禁止命令を下した根拠は①司法要求の存在があるという点、②知的財産司法で避けられない課題という点、③訴訟禁止命令に対する法的根拠があるという点であった。コンバージェントはこれに対する再審理を請求したが、裁判所は再審理を棄却した。その後、両側は訴訟を中止し、和解合意に達することで、当該事件は終結した。

同判決は、最高人民法院知的財産権法廷が中国裁判所の知的財産権分野での最初の訴訟禁止命令を下した判決でその意義があり、対象判決に対して中国の訴訟禁止命令制度を健全にするための事例探索と有益な経験を蓄積することで、中国の国益と司法主権、企業の合法的權益を効果的に守護したという評価を自ら下している。また、2021年、中国最高人民法院が発表した今後のベンチマークの対象に選定する2020年10件の選考事例に含まれた。

(2) 商標ブローカーの「PARIS BAGUETTE」商標の無効主張を排除した北京市高級人民法院の判決⁷⁹

韓国SPCは自社の「PARIS BAGUETTE」を中国でベーカリー・デザート・飲み物などを指定商品として商標を出願し、2015年に登録を受けたが、2016年に中国の商標ブローカーといえるバリベイテン(芭黎貝甜企業管理有限公司)が「PARIS」が一般に知られる外国の地名に該当するという理由で商標無効審判を提起した。2018年2月、中国国家知識産権局(CNIPA)商標審判部(商標評審委員会)は当該商標が他の要素と組み合わせた標識に該当し、一般がこれを地名と区別できるという点などを説示し、その登録を維持すると審決した。バリベイテンは不服として北

⁷⁸ 華為 vs Conversant, (2019) 最高法知民終 732, 733, 734号。チャ・サンユク、「2021年IP主要国の主要判決」、「Global IP Trend 2021」、韓国知的財産研究院、2021.12.31、173-177頁からまとめる。

⁷⁹ 最高人民法院民事判决书 (2021) 最高法知民終724号。当該判決の内容は次の報告書を要約する。クァク・ソヒ、「商標ブローカーの『PARIS BAGUETTE』商標の無効主張を排除した北京市高級人民法院の判決 - 『PARIS BAGUETTE』の商標権無効行政訴訟-」、IP Insight、2021.03.31、韓国知的財産保護院、IP Navi参照 (<https://www.IP-navi.or.kr/>)

京知識産権法院に行政訴訟を提起した。これに対し、北京知識産権法院は当該商標で「PARIS」が主要部分に該当し、「BAGUETTE」は全体的に地名と区別させる顕著な特徴を有していないため、これは商標法上、無効事由に該当すると判断した。これに対し、SPC は不服として北京市高級人民法院に控訴した。2020 年 12 月、北京市高級人民法院は地名を含む標章だとしても全体的に当該地名と区別された意味を持っていれば、商標法上、無効事由に該当しないと判断した。

(3) Youtube 動画が先行技術の抗弁に適用されると認めた最高人民法院の判決⁸⁰

2021 年には Youtube にアップロードされた動画を電子的証拠として認め、先行技術の抗弁に使用できると認めた最高人民法院の判決があった。原告の Grow'n up 社は子供用のおもちゃ企業で、すべり台と揺れる椅子を兼ねることができる製品を 2013 年 4 月に出願し、同年 11 月に実用新案、8 月にデザイン権を獲得した。2018 年に原告はオンラインショッピングウェブサイト自社製品と類似した製品の販売を確認し、当該オンラインプラットフォームの運営者である QIQI 玩具とその生産者に対して侵害物品販売差止及び廃棄処分、損害賠償などを請求した。

1 審だった寧波市中級人民法院は、被告の製品が原告の実用新案保護範囲に属するが、当該技術の特徴が本実用新案が出願・登録される前に YouTube に公開された先行技術という被告の主張を受け入れ、侵害が成立しないと判断し、原告は不服として控訴した。原告は動画に対する真偽や合法性について異議を申し立てる一方、被告の先行技術の抗弁が成立しないと主張したが、2 審の最高人民法院は本映像資料の真偽を認め、被告の製品が先行技術を採用した商品に該当して侵害が成立しないという原審の判決を維持した。

原告は Youtube 動画には製品の部品結合構造が公開されておらず、外観上だけでは被告製品の実施が先行技術に該当するという結論を導きにくいと抗弁したが、最高人民法院は被告製品の形状・構造が Youtube 動画中の製品と基本的に同じで、唯一の違いは椅子のサドル部分が、前者は独立した座席デザインで座席の四隅がすべり側面パネルにカードスロット方式で固定されたのに対し、後者は本事件の実用新案と同じデザインを採用し、座席がすべりの反対面の下共用部分に設置されているという点であるが、これは、実質的に手段・機能上の差がなく、被告製品は本事件の実用新案出願前の先行技術を採用したことに該当すると説示した。

4. 欧州

1) 主な 이슈

2020 年 11 月、欧州委員会 (EC) は欧州経済の回復と回復力を支援し、知的財産システムを強化するための 5 大挑戦課題を盛り込んだ EU 知的財産権行動計画を提案した。同 5 大挑戦課題は、①IP 保護体系を改善して単一化された制度を新設、②中小企業の IP 活用機会の増大、③イノベーションのための IP 共有促進、④模倣品及び違法複製に対する執行強化、⑤公正な競争の場の構築などからなっており、欧州連合の回復と復元力を支援しようとした。2021 年 11 月、欧州議

⁸⁰ 北京市高級人民法院 (2020)京行終4838号。当該判決の内容は次の報告書を要約する。クァク・ソヒ、「Youtube動画が先行技術の抗弁に適用できるかどうかに関する最高人民法院の判決-Grow'n Upの『すべり台と揺れる椅子の組合施設』の実用新案侵害事件-」、IP Insight、2021.12.31、韓国知的財産保護院、IP Navi参照 (<https://www.IP-navi.or.kr/>)

会は EC が提案した「EU 知的財産権行動計画」を賛成 454 票、反対 94 票、棄権 23 票で採択し、決議案を提出し、今後施行すべき推奨事項 (recommendation) を提示した。

ひとまず、一般的事項として新型コロナパンデミック及びその他のグローバル危機により長期的な回復・復元力が必要であり、欧州及び国際レベルで強力でバランスのとれた知的財産保護のために「EU 知的財産権行動計画」を支援するようにした。また、R&D 投資に対する効果的な保護を維持し、ライセンスによる公正な収益を確保し、競争と選択を支援する技術標準を開発するための包括的な知的財産体制に基づく欧州企業のイノベーション能力を継続的に支援するよう、EC に要請した。

次に、中小企業及び知的財産保護において、大多数の中小企業が自らの知的財産戦略策定及び管理に苦しんでいることが懸念されるため、中小企業に対して簡単な知的財産登録手続きと安価な手数料を支援し、知的財産を最大限活用できるように支援するイニシアチブを実施するようにした。そして金融及び非金融支援などを含む情報及び関連サービスへのワンストップアクセスの提供と知的財産に対するアドバイスを含め、経済回復の期間中に中小企業及び零細企業のための知的財産管理支援措置を継続的に施行することを促した。その他、欧州知的財産情報センターが、欧州が知識の価値をさらに活用し、必要なツールと情報を得ることができるようにするためのいくつかの措置の一つとして公表されたことを歓迎し、多くの加盟国がこれを活用できるよう奨励した。

2021 年、欧州は単一特許制度 (Unitary Patent) を履行するための主要手続きを終えたが、同制度に関連して単一特許・統合特許裁判所 (United Patent Court, UPC) を含む単一特許パッケージ (Unitary Patent Protection, UPP) にまだ参加していない加盟国の参加を誘導し、同制度の効率性とコスト削減性を改めて強調した。また、UPC 協定第 35 条に基づき、現在の国家システムを妨害せず、当事者の司法権が侵害されないワンストップ代替的紛争解決システムを歓迎し、加盟国に特許仲裁及び仲裁センターを迅速に構築できるよう要請した。

追加保護証明制度 (Supplementary Protection Certificate, SPC) において、SPC は非常に有効であるが加盟国全体で断片化して実施されにくいいため、EC が加盟国に対する指針を発行し、関連立法提案を含めてこれらの断片化を解決することを要請する一方で、SPC の非効率的な許可手続きに関連し、特許出願の分割及び特許連携の乱用が効果的に解決されるべきであることを強調した。

標準必須特許 (SEP) ライセンス契約を締結する際、透明性と事前情報提供の必要性に注目し、SEP 保有者がサプライチェーン内でライセンスレベルを選択できるか、またはサプライチェーンに属する企業がライセンスにアクセスできるかを明確にするために関連調査を実施し、利害関係者と協力するよう要請した。

欧州で地理的表示 (Geographical Indication, GI) が持つ意味と価値を思い出させ、農業政策の一環としてワイン及び農産物 GI 修正手続きの簡素化を強調し、気候変動に対処するために植物多様性及び品種保護制度の必須役割を強調し、知的財産権によって食糧安全保障と EU 農産物競争力に寄与することを要求した。

デザイン保護に関する EU 法律の改正において、デジタル化、グリーン経済への転換及び持続可能性のために近代化されたデザイン法を制定するための委員会の議論を歓迎し、改正法には「グラフィックユーザーインターフェース (GUI)、仮想及び動くデザイン、フォント、アイコンなどの新しい形のデザインに関する登録手続きの改正、加盟国間の無効手続きの調和案を含めるようにした。さらに、製品の修理に使用される部品設計を保護するための「修理条項 (repair clause)」を含めることを要求し、デザイン指針 (Design Directive) と共同体設計規則 (Community Design Regulation) を一致させ、欧州単一市場でデザイン保護に関する法的確実性を高めることを提案した。

この他にも、新型コロナパンデミックのような保健危機の観点から、偽の医薬品・マスクなどの模倣品が EU 市民の健康と安全に危険を引き起こし、公衆衛生に深刻な損害を及ぼす可能性があることを指摘し、知的財産権侵害防止を図り、EC と加盟国は新型コロナ関連医薬品への世界的なアクセスを強化し、世界の生産制約及び供給不足の問題を解決し、知的財産権の技術移転と自主的なライセンスを支援するための努力をさらに強化するよう促した⁸¹。

2) 法令の制定・改正事項

2009 年 7 月 31 日、「特許法の現代化法律 (Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts、以下「特許法の現代化法律」)」が制定されてから 10 年が経過し、ドイツは知的財産権保護においてドイツが国際的に優越的な地位を継続的に維持できるよう、効果的かつバランスのとれた産業財産権保護法律の必要性を強調し、特許法の現代化法律の改正を推進し、2021 年 8 月にドイツ政府は連邦法律官報 (Federal Law Gazette) で改正特許法の現代化法律を公表した。同法律は、①無制限な禁止命令請求を防止できるよう、裁判官の裁量で特許権侵害者のあらゆる事情を考慮して禁止命令の代わりに金銭賠償を命ずることができるようにし、これは損害賠償請求には影響を及ぼさないようにした。②特許無効訴訟と特許侵害訴訟の時間的隙間を調整し、特許権の有効・無効が決定されていない状態で同時に特許侵害訴訟が提起された場合、連邦特許法院で特許適格性の結果を判断するのに 2 年以上の時間がかかり、特許の有効性に対する判断なしに侵害訴訟判決が出ることを防止しようとした。最後に③特許・商標侵害訴訟中に営業秘密の保護を図るため、訴訟中の営業秘密の保護と訴訟当事者の防御権保障という側面で、裁判所は法定手続 (court proceedings) 以上で秘密情報を要求することができず、当事者の要請があれば、特定の文書や口頭審理へのアクセスを制限できるようにし、ドイツ民事訴訟規則上、「紛争中の情報 (information in dispute)」という用語の定義が事案によって変わることができることを明確にし、訴訟で原告と被告が主張するすべての情報を含めるようにした。同法律による改正事項は特許法、実用新案法、商標法、営業秘密法など個別法律に反映され、直ちに発効され、ドイツ特許商標庁 (DPMA) のサービス等に関連し、準備が必要な場合、9 カ月以降の 2022 年 5 月 1 日から発効すると期待されている⁸²。

⁸¹ 出処：欧州議会のプレスリリース、2021. 11. 11 (<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20211109IPRI6903/IPr-strong-protection-needed-for-eu-social-and-economic-recovery>) (決議案) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2021-0453_EN.html

⁸² 韓国知的財産研究院、「ドイツ政府、『特許法の現代化法律』を改正」、「IP NEWS」第2021-36号、2021. 09. 07

2021年6月7日から欧州のすべての加盟国で欧州連合「デジタル単一市場の著作権及び著作隣接権指針（以下、DSM指針）⁸³」の国内法履行日が到来するようになった。欧州議会（Parliament）は2019年3月26日にDSM指針を議決し、2019年4月15日にEU理事会（Committee）がDSM指針を最終承認した。DSM指針の発効日は2019年6月7日で、それから2年後の2021年6月7日まで、すべてのEU加盟国でDSM指針の国内法への適用を完了することを要請している。DSM指針はデジタル技術の発展に伴う著作物の創作、配布方式の変化に対応してオンラインでの新しい著作権規則を提供することを目的とし、①科学的研究、教育機関の授業、文化遺産保存を目的とした著作物の利用拡大、②著作権として保護されるコンテンツに対するオンラインアクセス保障、③公正な市場の造成という3つの目標に重点を置いている。欧州委員会（EC）はDSM指針のうち、「第17条オンラインコンテンツ共有サービス提供者の責任」に関するガイダンス（the guidance on Article 17 of the Copyright Directive）を発表し、加盟国が自国の法律を遵守するとともに、DSM指針第17条を一貫して実施できる実務的指針と模範事例を提供した⁸⁴。

3) 主要判例

(1) アディダスの3本線商標権侵害を認めなかったオランダ最高裁の判決⁸⁵

アディダスは1997年にH&M及びMarca Moda、C&A、Vendexを相手取ってH&Mなどの衣類に使用されたストライプが消費者にアディダスの製品との混同を招く恐れがあると主張し、商標権侵害訴訟を提起した。これに対し、H&Mと他の被告は、衣類に使用されたストライプはブランドやロゴを表す商標の役割をするものではなく、また、純粋な装飾的目的のストライプの使用は商標権侵害責任から自由であると主張した。アディダスと被告の訴訟はオランダの下級審裁判所及び欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union（CJEU））を経て長期間続く一方、H&Mを除く他の被告は訴訟過程で合意に達した。

2008年、CJEUはアディダスの味方をし、「商標権者は、第三者が慣行に従って技術的標識（descriptive indications）を使用することを防ぐことはできないが、すべての小売業者が共通のパターンを使用できなければならないというH&Mの主張は商標の混同可能性を判断する際に考慮すべき要素ではない」と決定した。また、2017年ハーグ地方裁判所もH&Mがアディダスの3本線を侵害したと判断したが、これに対してH&Mは、「アディダスが2つの色に対して平行な縦ストライプ使用の禁止を主張するのはその範囲が広すぎる」と主張して控訴し、アディダスはこれに対して請求趣旨を変更し、「視覚的に見える距離で互いに平行に続く同じ幅のストライプの使用を禁止する権利」のみを主張した。

ハーグ控訴裁判所は、H&M衣類のストライプの間隔が著しく狭く、2本線と3本線の間には混同可能性があるかどうかを判断するためにアンケートを行った結果、両社の商品を混同した消費者

⁸³ Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC

⁸⁴ 韓国知的財産研究院、「欧州委員会、デジタル単一市場の著作権指針に対する国内法履行日の到来を発表」、「IP NEWS」第2021-24号、2021.06.15

⁸⁵ HOGE RAAD DER NEDERLANDEN ECLI:NL:HR:2021:1474 - Hoge Raad, 08-10-2021 / 20/01478

は回答者の 10%に過ぎず、両社の商品間の混同可能性を推定するには不十分であると判断した。つまり、ハーグ控訴裁判所はH&Mがアディダスの3本線商標権を侵害しておらず、これにより一部のスポーツウェアラインに2本線を使用できると判決し、これを不服としてアディダスはオランダ最高裁に上告した。

2021年10月8日、オランダ最高裁はH&Mがスポーツ衣類に適用した2本線がアディダス (Adidas) の3本線ロゴ商標権を侵害しないと判断したハーグ控訴裁判所の判決を認容し、アディダスに23,000ユーロの訴訟費用の一切を賠償するよう命じ、事件は終結した⁸⁶。

(2) DABUS を発明者として認めなかった英国の控訴院の判決⁸⁷

2021年9月21日、英国の控訴院 (UK Court of Appeal) は人工知能である「DABUS」は発明者になれないという趣旨の判決を下した。英国知的財産庁 (UKIPO) はスティーブン・タラー博士の人工知能創作機械「DABUS」を発明者として記載した2件の特許出願について、英国特許法 (the Patents Act 1977) 第13(2)条⁸⁸の要件を満たさないという理由で拒絶査定を下したが、タラー博士は英国高等法院 (High Court) に拒絶査定不服審判を請求した。法院は、「特許のための出願は人間のみ可能である (only a person could make an application for a patent)」とし、DABUS を発明者として認めず、タラー博士は控訴院に控訴した。

英国の控訴院は、DABUS は発明者になることができないという下級審判決を認容したが、次のように裁判官3人の見解が分かれた。ひとまず、多数意見としてタラー博士は英国特許法第13(2)条で要求する「(a) 発明者の識別及び (b) 権利の派生表示」を遵守せず、これに基づいて出願が撤回されたとみなすことは正当であるとした。そしてタラー博士のように当該発明の発明者が人ではないと積極的に主張した場合、特許法を遵守していないものと付け加えた。

一方、少数意見として英国の法律に基づく発明者は当該発明を実際に考案した人で、タラー博士は自分が作って所有し、管理した創作機械の所有者で運営者として特許を出願して権利を受けることができるため、法第13(2)条の要件を満たすと明らかにした⁸⁹。

⁸⁶ 韓国知的財産研究院、「オランダ最高裁、アディダスの3本線商標権侵害訴訟が終結」、「IP NEWS」第2021-43号、2021.10.26

⁸⁷ Thaler v Comptroller General of Patents Trade Marks And Designs [2021]EWCA Civ 1374 (21 September 2021)

⁸⁸ 英国特許法第13(2)条は、特許出願人が「(a) 発明者または発明者であると考えられる者を識別しなかったか、(b) 出願人が発明者でない場合、権利の派生を明示しない場合」規定された期間内にこれに関する陳述書を提出しなければならない義務とそれを遵守しない場合、出願が取り下げられると規定する。

⁸⁹ 韓国知的財産研究院、「英国の控訴院、DABUSを発明者として認めない」、「IP NEWS」第2021-40号、2021.10.05

(3) 知的財産権侵害容疑者に関する顧客情報の公開を許可した欧州連合司法裁判所の判決⁹⁰

2021年6月、欧州連合司法裁判所（CJEU）では権利保有者が一定の要件の下で知的財産権侵害損害賠償請求訴訟などを提起するために、インターネットサービス提供者に知的財産権侵害容疑者に関するIPアドレスなど顧客情報を要請することが許可されると判断した判決があった。

Mircomは他人の知的財産権を保有しているが、使用しないで「執行」する特殊な企業で、自らを著作権保護サービス提供者と呼び、米国とカナダのアダルトビデオ会社が製作したメディアファイルに対する権利を有していた。一方、Telenet BVBA（以下、Telenet）はベルギーのインターネットサービスプロバイダで、双方向ファイル転送システムであるP2P（Peer-to-Peer）ネットワーク方式でファイルを共有し、P2Pファイル共有システムはファイルをピース単位で共有していた。Mircomは自分が所有している著作権保護対象がTelenet利用者の中で共有されていることを発見した後、Telenet利用者（権利侵害疑惑者）のIPアドレス、氏名、郵便住所などの顧客情報を提供するようにTelenetに要請したが拒否され、ベルギー企業裁判所（Belgium Companies Court）にTelenetを相手取って顧客情報の提供を要請する訴訟を提起した。

Telenetはベルギー裁判所に反訴を提起し、ベルギー企業裁判所はCJEUに①P2P方式で著作権として保護されるメディアファイルの一部を共有することがEU法上の「公衆に伝達」に該当するか否か、②Mircomのような知的財産権保有者が著作権侵害に関する損害賠償を請求するための手段として情報要求（requesting information）のような権利執行のためEU法に規定された措置、手続き、救済策から特典を受けることができるか、③顧客のIPアドレスがMircomによって収集される方法及びTelenetがMircomにMircomが要求したデータを提供することがEU一般データ保護規則（GDPR）の要件を満たしているかどうかに関する先行判決を要求した。

CJEUは、判決でメディアファイルの一部のダウンロードは全体著作物の利用ではないとしても、断片化されたファイルが集まって簡単に原作ファイルを再構成できる点などに照らし、メディアファイルの一部を利用者が利用可能な状態にしたのは、「公衆に伝達」する行為を構成すると判断した。Mircomのように知的財産権の権利を譲受して保有しているが、知的財産権を使用しない者は、自分が保有する権利により権利侵害者に損害賠償を請求するため、EU法律が保障する措置、手続きと救済策などの権利保護システムが提供する特典を受けると述べた。

また、CJEUはMircomの情報提供要請に関連し、訴訟前段階で情報提供要請があったことを理由に同事案が裁判所で判断できない事項ではないと明らかにし、権利保有者や第三者の侵害関連顧客情報の要請が正当、相応的かつ乱用的でない限り、インターネットサービスプロバイダは体系的に収集した関連情報を提供しなければならないと判断した⁹¹。

⁹⁰ Judgment of 17 Jun 2021, C-597/19 (M. I. C. M. Mircom International Content Management & Consulting), ECLI:EU:C:2021:492

⁹¹ 韓国知的財産研究院、「欧州連合司法裁判所、知的財産権侵害容疑者に関する顧客情報の公開を許可」、「IP NEWS」第2021-27号、2021.07.06

第3節 国内の知的財産の動向

1. 主なイシュー

1) 技術と文化の融合

2021年は文化と技術を結合した新しいコンテンツに対する期待と需要を確認した年である。非対面社会への転換が促進され、メタバース（Metaverse）や非代替性トークン（Non Fungible Token、NFT）など新技術への関心が高まった。さらに、韓流文化コンテンツとメタバースが融合し、関連する新産業の創出の機会が拡大し、著作権問題をはじめ、商標権、デザイン権の保護など、知的財産全般に関するイシューが提起された。このため、韓国の各政府部処はデータ基盤技術・文化融合社会を後押しするためのさまざまな政策を展開した。

特許庁はデジタル新産業分野（人工知能、モノのインターネットサービス、種子産業、バイオ・医薬）で韓国企業が国内でより簡単に高品質の特許を申請して確保できるよう、「デジタル新産業分野の特許付与基準」を導入した。同基準では人工知能（AI）分野関連の明細書作成に関する指針やタイプ別特許付与基準などを提供し、モノのインターネット（IoT）サービス分野には融合複合技術にふさわしい発明の効果及びサービス分野別の特性を考慮して特許付与基準を緩和した。種子産業部分ではクリスパー（clustered regularly interspaced short palindromic repeats, CRISPR）遺伝子編集技術を用いて改良された場合、適用作物を異にして新たな効果があれば特許として保護されるように付与基準を緩和し、バイオ・医薬分野ではAIベースの新薬開発の特許付与基準を補完し、企業がAIを利用して薬物再創出の技術開発段階別に最適な特許出願戦略を策定できるよう支援した⁹²。

文化体育観光部は「新技術環境知的財産権協議体（新技術の登場を受け、知財権制度の改善方向について議論する協議体）」を構成し、2021年7月29日に最初の会議を開催し、10月までに計7回の会議を行った。同協議体は、△人工知能を活用した知的生産物の法的保護の可否とその権利の帰属問題、△メタバースなど仮想環境の中で作られる、または使用される創作物の知的財産権問題、△多様化・高度化しているデータの活用など新技術の登場を受け、著作権など知的財産権制度の改善方向について議論した。同じ文脈で2021年第30次国家知識財産委員会に上程された「文化経済の拡散に向けた著作物の利用の活性化策」では、韓流コンテンツの拡散と新技術の環境に合致する著作物の利用・流過程の透明性、利便性を高めるために、いち早い対応策を示している。

第一に、デジタルイノベーション技術を活用した著作物の利用・流通基盤を造成するため、著作権の利用情報に対する収集・分配体系を構築し、「著作権ビジネス支援センター」情報システムを改編してワンストップで権利を確認し、契約まで処理できるようにした。こうすることで、利用者の便宜を増進し、新技術中心の著作権の研究開発を拡大することを提案した。第二に、公共著作物、孤児著作物など材料コンテンツを積極的に確保することで、文化資源の開放

⁹² 特許庁のプレスリリース、「人工知能、モノのインターネット、バイオなど、特許申請・取得が簡単になる」、2021.01.19

性を拡大することを提案した。最後に、公共・民間の接点を拡大し、著作権活用の利便性を高める方策を模索した。

科学技術情報通信部は 2021 年 10 月 19 日、「データ産業振興及び利用促進に関する基本法（以下「データ基本法⁹³」）」を制定した。データ基本法はデータ保護の一般原則を規定し、データから経済的価値を創出し、データ産業の発展の基盤を造成し、国民生活の向上と国民経済の発展に貢献することを目的とする⁹⁴。一方、具体的なデータの不正使用行為の内容と救済手段は不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下「不正競争防止法」）に委任しており、データ保護規定を含む不正競争防止法が 2021 年 12 月に改正された。データ基本法の制定に加え、科学技術情報通信部は 2021 年 11 月 18 日、「データ保護の中核技術開発戦略」を発表してデータの利用を活性化させ、安全なデータ経済への転換を支えるためのデータ保護技術の確保戦略を準備し⁹⁵、データ保護技術のグローバルレベルの競争力確保、データ保護技術の市場定着のための支援強化、継続的なデータ保護技術の成長基盤の造成を推進すると明らかにした。

[表 I-4] データ基本法の主要改正内容（公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20）

区分	主要内容
データコントロールタワーの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・国家データ政策委員会の新設 ・迅速な意思決定と投与へ貢献
データ専門企業の体系的育成	<ul style="list-style-type: none"> ・データ取引・分析提供事業者申告制の導入 ・データ産業の基盤造成へ貢献
データトレーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なデータ取引を支援する「データトレーダー」育成 ・データ取引に関する相談・仲介・斡旋など実施
データの資産価値と権利が保証される市場構成	<ul style="list-style-type: none"> ・データ価値評価・資産保護・紛争調停委員会など導入 ・データの正当な価値評価及び無断取得・使用・公開の防止

※出処：科学技術情報通信部のプレスリリース（2021. 10. 12）

文化体育観光部は 2021 年 6 月 14 日、「アニメーション産業振興基本計画（2021-2025）」を最初に策定・施行した。アニメ産業は知的財産を拡張してウェブトゥーン、ゲーム、映画などコンテンツ産業及び関連サービス業・製造業を促進する中核分野であり、2024 年の市場規模は約 73 億ドルに達すると予測される⁹⁶。アニメーション産業振興基本計画では特に、「知的財産の拡張及び融合複合の活性化」を細部推進課題として提示した。今後 5 年間、源泉知的財産で映画、ドラマなど派生コンテンツの開発を支援し、知的財産と派生商品が連携した融合複合プロジェクト事業化を発掘して支援するようにしている。これに加え、コンテンツ IP ファンドを組成して創作者に投資できる基盤を設け、融合複合コンテンツの企画をリードする専門人材を育成するようにしている。

⁹³ データ産業振興及び利用促進に関する基本法 [施行2022. 04. 20][法律第18475号、2021. 10. 19、制定]

⁹⁴ 科学技術情報通信部のプレスリリース、「データ産業全般、本格的に育成する！データ経済の幕を開ける『データ基本法』を制定」、2021. 10. 12

⁹⁵ 科学技術情報通信部のプレスリリース、「データ保護技術の開発・活用を強化することで、保護と活用の二兎を追う」、2021. 11. 18

⁹⁶ 文化体育観光部、アニメーション産業振興基本計画（2021-2025）、2021. 06. 02

また、他産業との連携を拡大し、アニメ産業の収益多様化ができる活路を模索する予定である。また、これを後押しするために著作権侵害サイトの取り締まり、中小コンテンツ企業を対象としたオンライン著作権被害防止技術の支援など、知的財産権の保護による公正な利用環境を造成しようとする。

2) 技術覇権時代

米国国際貿易委員会（International Trade Commission、ITC）に提訴された韓国企業のSKイノベーションとLG エネルギーソリューション間のバッテリー分離膜関連の営業秘密侵害をめぐる訴訟が2021年4月11日に劇的な合意に至った⁹⁷。この事件はバッテリーのような、第四次産業革命の中心にある技術分野における知的財産の重要性をよく示す事例といえる。企業だけでなく、各国は先端技術競争でグローバルな優位に立つために産業政策及び知的財産権保護政策を推進している。韓国政府も技術奪取を防止し、技術と知的財産が海外に流出され、侵害されることを防ぐために制度を設けるなどの取り組みを進めている。

2021年8月、「大・中小企業の共同協力促進に関する法律」及び「下請取引の公正化に関する法律」が改正され、営業秘密保護及び技術奪取に関する法制度が整備された。この法律では「秘密保持契約締結の義務化」など中小企業の技術保護を図り、営業秘密の流出を最小限に抑えるために取り組んでいる⁹⁸。また、特許庁は2021年12月、「特許・営業秘密戦略ガイドライン」を発刊した。同ガイドラインでは特許と営業秘密の長所と短所を分析し、両方を適切に選択・組み合わせることで成果物を完全に保護できるよう、考慮すべき事項を盛り込んでいる。

さらに、2022年から5年間実施される「第1回不正競争防止及び営業秘密保護基本計画（2022-2026）」が2021年12月23日に発表された⁹⁹。また、特許庁は関係部処合同で「BIG3産業の特許に対する集中支援策」を2021年2月に発表した。BIG3産業とは、未来の自動車、バイオ、システム半導体を指し、この産業の特許競争力を高めるために集中的な支援策を模索した。特許分析を通じて当該産業分野の有望技術を導き出し、新成長エンジン分野の100社以上へのIP-R&D支援を提示することにした。一方、強い特許の創出のために標準特許の創出支援及び海外知的財産権を確保できる費用を支援しようとした。また、2020年に発足した知財権紛争対応センターで知的財産権紛争対応体系を高度化し、海外市場での紛争対応を支援すると明らかにした¹⁰⁰。

⁹⁷ 朝鮮ビーズ、「劇的な合意に至ったLG・SK…713日間の『バッテリーをめぐる訴訟』の開始から合意まで」、2021.04.11

⁹⁸ 法律改正の詳細については、第1章第2節2. 法律の制定・改正事項で説明する。

⁹⁹ 第1回不正競争防止及び営業秘密保護基本計画は、①国家経済と安全保障に重要な中核技術及び保有企業に対する先制的保護の支援を強化、②中核技術分野の退職人材を特許審査官として採用するなどして海外への人材流出を防止、③技術流出の死角地帯の解消に向けた大学・公共研の営業秘密保護の支援強化を主要目標とした。

¹⁰⁰ 特許庁のプレスリリース、「BIG3産業の競争力向上に向けた特許戦略を集中的に支援する」、2021.02.02

[図 I-1] 知財権紛争対応センター運営策

	設立前		設立後
モニタリング強化	(対象国) 米国	➔	日本、欧州、中国を追加
	(紛争の種類) 侵害訴訟	➔	無効審判、異議申立を追加
支援範囲拡大	モニタリング、紛争コンサルティング個別支援	➔	モニタリング後、紛争コンサルティングと連携
	-	➔	紛争諮問団を新設 (KAIST技術諮問団150人)
	単年度、最大6千万ウォン	➔	最大3年、年間1億ウォン限度

※出处：特許庁のプレスリリース（2021. 02. 02）

これに加え、特許庁は 2021 年 7 月、「技術警察」を本格的に発足させ、捜査・調査人材を補強した¹⁰¹。技術警察とは、長年の審査・審判経験から技術と法律の専門性を備えた専門人材を指し、国家主要技術の海外流出と侵害を防止する役割を果たす¹⁰²。技術警察は 2021 年 12 月に大田地方検察庁及び国家情報院と協力してスマートファクトリー関連の技術資料を違法取得し、海外に搬出した者を検挙する成果を上げた¹⁰³。

3) ポストコロナと知的財産

新型コロナパンデミックの長期化はグローバルサプライチェーンの崩壊を加速させ、自国優先主義、保護主義の側面を強化した。このような状況で自国のサプライチェーンを拡充するために、技術を基盤とする起業及び中小企業の技術競争力の確保への積極的支援が求められる。

産業通商資源部は「第 8 回素材・部品・装置の競争力強化委員会」で 5 つの案件を確定した。これにはグローバルバリューチェーン (Global Value Chain、GVC) 再編対応特別委員会の新設、新産業の製造装置開発のロードマップ、素材・部品・装置の未来先導型 R&D 推進策、中小企業向けの特許紛争支援強化案及び需要 - 供給企業間の協力モデルが含まれている。

この中で中小企業向けの特許紛争支援強化策はグローバルな特許紛争リスクが増加するなか、特許紛争対応戦略の費用支援の限度を増やし（年間 2 億ウォン→3 年間 6 億ウォン）、知的財産共済以外の緊急経営認証資金、技術保護政策保険の導入などを支援する紛争費用の支援手段を増やすようにした¹⁰⁴。科学技術情報通信部は人工知能、5G・6G、先端バイオ、半導体・ディスプレイ、二次電池、水素、先端ロボット・製造、量子、宇宙・航空、サイバーセキュリティの 10

¹⁰¹ 既存の産業財産調査課の人員47人から技術警察課22人、商標警察課29人、不正競争調査チーム7人からなる技術警察専門担当組織に拡大改編。

¹⁰² 特許庁のプレスリリース、「特許庁、技術流出・侵害防止のための『技術警察』が本格的に発足！」、2021. 07. 27

¹⁰³ 東亜日報、「盗んだ技術を日本に流出した組織、検察・技術警察が逮捕」、2021. 12. 16

¹⁰⁴ 産業通商資源部のプレスリリース、「『素材・部品・装置GVC特別委員会』を新設…」サプライチェーン危機対応強化」、2021. 11. 18

の必須戦略技術を選定し、源泉・中核特許確保の支援、標準開発などイノベーション活動の促進内容を含む「国家必須戦略技術の選定及び育成・保護戦略」も発表した¹⁰⁵。

また、特許を基盤とする中小企業、起業企業の発掘・育成事業が着実に展開されている。2021年4月、中小ベンチャー企業部と産業通商資源部など12の政府部処は非対面分野の新生企業の育成を推進した。選定された起業企業に対し、中小ベンチャー企業部の起業事業化資金（1社当たり最大1.5億ウォン）とともに、技術・認証・販路など分野別に所管部処の特化プログラムを連携支援した¹⁰⁶。

これとともに、特許庁は新産業・水素分野の有望特許を保有している起業企業の発掘を推進し、選定されたチームには500万ウォン相当の知的財産バウチャーを提供し、投資誘致説明会の支援、起業保育プログラムに加点を付与するなどの機会を提供すると述べた¹⁰⁷。

一方で2021年8月20日、関係部処合同で企業のイノベーション成長と迅速な技術開発の基盤である技術・知的財産（IP）の移転・取引活性化に向けた「正確で信頼性のある価値評価制度の定着」のために、「第四次産業革命の時代における技術・知的財産（IP）の価値評価の活性化策」を新設した。同方策では知的財産の価値評価のための法的根拠を明示し、価値評価分野の「民間運営ガイドライン」を制定して評価機関に対する専門性を強化することを提案した。なお、コンテンツ・美術品などに対する価値評価サービスを拡大し、部処間の協業体系を通じて価値評価の結果を蓄積し、活用できるシステムの構築を提示した¹⁰⁸。

¹⁰⁵ 科学技術情報通信部のプレスリリース、「AI・水素など10の必須戦略技術の選定」代替不可源泉技術の確保」、2021.12.22

¹⁰⁶ 中小ベンチャー企業部のプレスリリース、「12の部処が連携して非対面分野の起業企業を育成する」、2021.04.07

¹⁰⁷ 特許庁のプレスリリース、「産業部と共同で有望な知的財産起業企業の選定結果を発表し、投資誘致説明会を開催」、2021.10.28

¹⁰⁸ 国務調整室のプレスリリース、「第四次産業革命と技術覇権競争時代に対応できるよう、『技術・知的財産（IP）価値評価』体系を大幅に改善する」、2021.08.20

[図 I -2]第四次産業革命の時代における技術・知的財産（IP）の価値評価の活性化策

区別	現行	改善
①法的基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> 技術・IP価値評価専門の不明確な法的地位 	<ul style="list-style-type: none"> 「技術・IP価値評価」の法的根拠の明確化のために「発明振興法」「技術移転法」を改正（産業部・特許庁、～2021年下半期）
②IP評価機関などの専門性強化	<ul style="list-style-type: none"> 形式的評価機関の管理及び類似名称の民間資格の乱立などにより価値評価の品質低下の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 実績が不十分な評価機関に対する点検・管理を強化（産業部・特許庁など、即時） 民間資格運営ガイドラインを作成（産業部、～2021年下半期）
③コンテンツ・美術品の評価力強化	<ul style="list-style-type: none"> 価値評価の需要に比べて足りない公共価値評価サービス 客観的鑑定の根拠提示が不十分な美術品の鑑定 	<ul style="list-style-type: none"> 評価サービスの対象分野の拡大など公共評価機関の能力を強化（文体部、～2022年上半期） 科学的鑑定技法の研究開発及び人材育成を支援（文体部、～2022年上半期）
④機関間の協業体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> 部処別に価値評価DBが散在し、評価結果の蓄積・活用が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 関係部処間の「価値評価DB」相互連携を推進（特許庁主管、～2021年下半期）

※出処：国務調整室のプレスリリース（2021.08.20）

2. 法令の制定・改正事項

1) 特許法

2021年8月¹⁰⁹と10月¹¹⁰、二回にわたり特許法が改正された。8月の改正特許法では特許審判の迅速性と正確性を高めようとした。同改正により、特許審判段階でも当事者間で協議し、審判を終結できる調停制度と特許審判の当事者にその主張や証拠を適時に提出させる民事訴訟法上、適時提出制度が導入された。これに加え、技術分野の専門家を特許審判を支援する人材として置くことができる根拠を新設した¹¹¹。

[表 I -5] 特許法の主要改正内容（公布 2021. 08. 17 施行 2021. 11. 18）

改正事項	主要内容
特許審判段階への調停制度の導入及び 審判記録の付託根拠の新設 (第 164 条の 2、第 217 条第 1 項第 1 号の 2 新設)	審判事件の合理的解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託できるようにし、審判事件が調停委員会に付託される場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする。
適時提出制度の導入 (第 158 条の 2 新設)	審判手続での主張・証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」上の適時提出主義関連規定を準用するようにし、故意又は重過失により遅れて提出した主張や証拠は審理に反映されないようにする。
特許審判の支援人材の根拠の新設 (第 132 条の 16 第 3 項新設、施行 2022. 02. 18)	特許審判院に特許取消申請、審判及び再審に関する調査・研究とその他の事務を担当する人材を置くことができるよう、特許法に基づいて規定を新設する。

また、8月の改正特許法では出願人の出願の取り下げ・放棄時点により、審査請求料の全額または1/3に該当する金額を返却できるようにした。従来は特許庁で先行技術調査に着手していない状態で審査官が拒絶理由を通知する前に特許出願が取り下げ・放棄された場合のみ審査請求料が返却されたが、改正後は先行技術調査とは無関係に出願が取り下げ・放棄される場合は、その時点により請求料の一部または全部を返却することができる¹¹²。

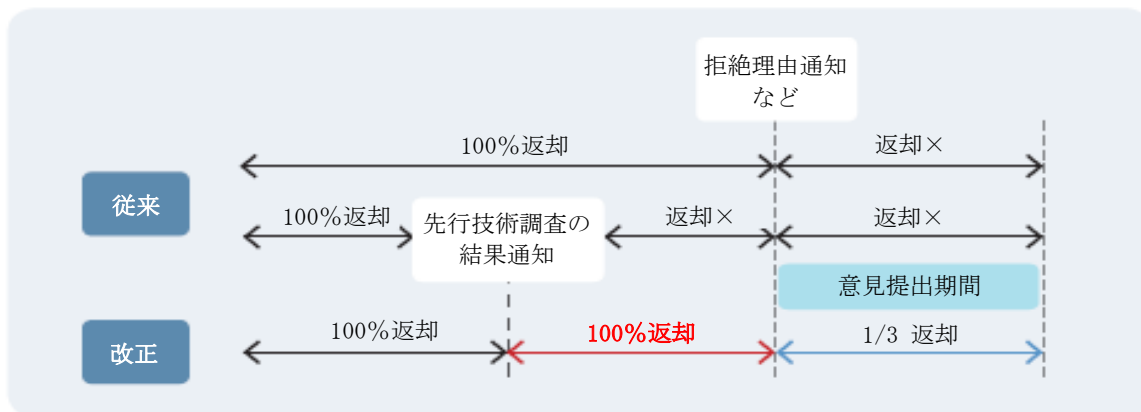
¹⁰⁹ 特許法 [施行2022. 02. 18][法律第18409号、2021. 08. 17、一部改正]

¹¹⁰ 特許法 [施行2022. 04. 20][法律第18505号、2021. 10. 19、一部改正]

¹¹¹ 特許庁のプレスリリース、「特許審判をさらに迅速・正確に解決します」、2021. 07. 25

¹¹² 特許庁のプレスリリース、「国家的災害時、中小企業の特許料減免など改正特許法が国会本会議で成立」、2021. 07. 25

[図 I -3] 審査請求料返却範囲の変更事項



※出処：特許庁のプレスリリース（2021. 07. 15）

さらに、8月の改正特許法では国家的災害時の手数料減免などに関する事項が改正された。2020年12月、「災害の防止・対応・復旧などに必要だと認められる場合」を優先審査対象に追加したことに続き¹¹³、新型コロナのような国家的災害に苦しむ中小企業などの特許料及び手数料負担を軽減するための法的根拠を新設した。

[表 I -6] 特許法の主要改正内容（公布 2021. 08. 17 施行 2022. 02. 18）

改正事項	主要内容
災害状況における特許料、手数料減免の規定 (第 83 条第 2 項第 2 号新設)	「災害及び安全管理基本法」に基づく災害事態又は特別災害地域が宣言された地域に居住したり、主な事務所を置いている者のうち、産業通商資源部令で定める要件を備えた者には特許料及び手数料を減免することができる。
不当減免に対する制裁の規定 (第 83 条第 4 項新設)	特許料と手数料を偽り又は不正な方法で減免された者に対しては減免額の 2 倍額を徴収できるようにし、当該出願人の減免の特典を一定期間制限することができる。

2021年10月の特許法・商標法・デザイン保護法改正では、出願人の誤りを積極的に救済し、知的財産権を獲得するための機会をできる限り保障しようとした¹¹⁴。いずれの法も拒絶査定不服審判請求期間を現行30日から3カ月に増やすことで、審判に対する十分な準備期間を提供し、請求理由の補正など不要な行政処理の最小化を図った。また、特許権など権利回復の要件を「責任を負えない事由」から「正当な事由」に緩和し、分割出願の優先権主張の自動認定制度を導入し、権利移転に伴う共有者の通常実施権を保護した¹¹⁵。

¹¹³ 特許法 [施行 2021. 06. 23] [法律第17730号、2020. 12. 22、一部改正]

¹¹⁴ 特許庁のプレスリリース、「出願人の誤りを救済し、知的財産権を獲得する機会を拡大するための特許法・商標法・デザイン保護法の改正案が国会本会議で成立」、2021. 09. 30

¹¹⁵ 特許庁のプレスリリース、「出願人の誤りを救済し、知的財産権を獲得する機会を拡大するための特許法・商標法・デザイン保護法の改正案が国会本会議で成立」、2021. 09. 30

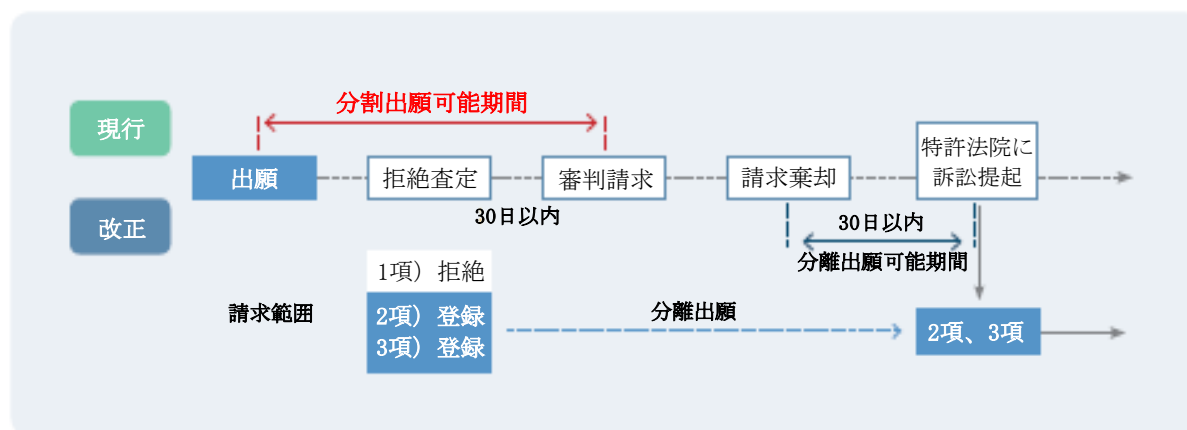
[表 I -7]特許法の主要改正内容（公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20）

改正事項	主要内容
拒絶査定不服審判の請求期間延長 (第 52 条第 1 項第 2 号など改正)	拒絶査定などに対する審判請求期間を既存の 30 日から 3 カ月に延長し、特許再審査請求の対象を拡大する。
出願人の権利回復の要件緩和 (第 16 条第 2 項、第 67 条の 3、 第 81 条の 3 改正)	手続きの無効処分を取り消し及び出願の回復関連「責任を負えない事由」を「正当な事由」に緩和して権利を救済する。
分割出願の優先権主張の自動認定制度の導入 (第 52 条第 4 項、第 5 項新設)	先出願で優先権の主張があれば、先出願の分割出願時にも優先権主張を自動的に認め、優先権主張の欠落によって拒絶される事例を防止する。
権利移転に伴う共有者の通常実施権の保護 (第 122 条改正)	共有の特許権などを分割請求した場合、持分が失われた残りの共有者に通常実施権を付与して継続中の事業を保護する。

さらに、10 月の特許法では特許決定後の市場状況に応じて発明が改良された場合、改良発明を追加して国内優先権主張出願ができるようにし、分離出願制度を導入して出願人が特許を受けられる機会を拡大した。分離出願とは、拒絶査定不服審判の棄却審決（拒絶査定維持）を受けた後も出願で拒絶されていない請求項のみを分離して出願できる制度をいう。

分離出願により、一部の請求項が特許可能であっても審判段階で請求項全体のいずれかが棄却されれば、請求項全体が特許拒絶される現行制度の限界を克服し、審判段階以降も出願人に権利を獲得できる機会を保証することができる。分離出願制度の導入により、分割出願と分離出願の時期、範囲、制限事項などを区別した¹¹⁶。

[図 I -4]分離出願と分割出願の比較



※出処：特許庁のプレスリリース（2021. 09. 30）

¹¹⁶ 特許庁のプレスリリース、「出願人の誤りを救済し、知的財産権を獲得する機会を拡大するための特許法・商標法・デザイン保護法の改正案が国会本会議で成立」、2021. 09. 30

[表 I -8]特許法の主要改正内容（公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20）

改正事項	主要内容
国内優先権主張出願の対象拡大 （第 55 条第 1 項第 4 号、第 8 項及び 第 56 条第 1 項第 2 号改正）	特許決定された場合に設定登録をしなかった場合は、出願日から 1 年以内に優先権主張出願ができるように、その対象を特許決定された特許出願に拡大
分離出願制度導入 （第 52 条の 2 新設）	拒絶査定不服審判の棄却審決を受けた後も出願で拒絶されない請求項のみを分離して出願することができる。

2) 商標法及びデザイン保護法

2021 年 4 月、デザイン保護法が一部改正され、画像デザインを保護できるようになった¹¹⁷。従来は画像デザインそれ自体に対しては権利として保護を受けることができなかったが、改正法ではデザインの成立要件である「物品性」を緩和し、デジタル経済時代に新しい形状で具現されるデザインを保護しようとした。

[表 I -9]デザイン保護法の主要改正内容（公布 2021. 04. 20 施行 2022. 10. 21）

改正事項	主要内容
画像デザイン制度の導入 （第 2 条第 1 号改正、第 2 号の 2 新設、 第 7 号ロ目新設）	画像デザイン制度を導入して定義規定を新設し、画像デザインのオンライン転送を実施行為と規定する。

他にも、2021 年の商標法及びデザイン保護法の一部改正では特許法改正と同様に 8 月に証拠・資料の適時提出制度、審判段階での調停制度を導入し、10 月に拒絶査定不服審判請求期間の延長などを主要内容とする改正が行われた。

¹¹⁷ デザイン保護法 [施行 2021. 10. 21][法律第18093号、2021. 04. 20、一部改正]

[表 I -10]2021 年商標法及びデザイン保護法の主要改正内容

改正日	改正事項	該当条文
2021. 08. 17 改正 (施行 2021. 11. 18)	適時提出制度及び審判記録付託の根拠を新設	商標法第 145 条の 2、 デザイン保護法第 146 条の 2
	審判段階での調停制度を導入	商標法第 151 条の 2 及び第 216 条第 1 項第 1 号の 2、 デザイン保護法第 152 条の 2 及び第 207 条第 1 項第 1 号の 2
2021. 10. 19 改正 (施行 2022. 04. 20)	拒絶査定不服審判の請求期間延長	商標法第 115 条など改正 デザイン保護法第 120 条など改正
	出願人の権利回復の要件緩和	商標法第 18 条第 2 項改正 デザイン保護法第 84 条 1 項など改正
	分割出願の優先権主張 自動認定制度の導入	商標法第 45 条第 3 項～第 5 項新設 デザイン保護法第 50 条第 4 項、第 5 項 新設
	権利移転による共有者の通常実施権保護	商標法第 104 条の 2 新設 デザイン保護法第 1102 条改正

2021 年 10 月、商標法とデザイン保護法一部改正案では登録決定以降、職権再審査を導入したが¹¹⁸、これにより、商標登録及びデザイン登録決定以降、登録料納付前までに審査官が権利登録を受けた出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合、職権で商標・デザイン登録決定を取り消し、その出願について再審査ができるようにした。

これにより、欠陥のある出願の登録を防止し、商標・デザイン登録の無効性を事前に遮断しようとした。さらに、デザイン保護法の一部改正案では再審査請求時の補正機会を拡大し、法人の清算手続きの進行に応じてデザイン権が消滅するようにした。

[表 I -11]商標法及びデザイン保護法の主要改正内容（公布 2021. 10. 19 施行 2022. 04. 20）

改正事項	主要内容
登録決定以降、職権再審査制度の導入 (商標法第 68 条の 2、 デザイン保護法第 66 条の 2 新設)	登録料の納付前までに明白な拒絶理由を発見した場合、職権で再審査できる。
デザイン保護法上の再審査請求時の補正機会の拡大 (デザイン保護法第 49 条第 2 項改正)	再審査請求による出願の補正は、再審査請求期間まで拡大する。
法人清算時のデザイン権消滅 (デザイン保護法第 111 条第 2 項新設)	清算手続きが進行中の法人のデザイン権は法人の清算終結登記日までにそのデザイン権の移転登録をしなかった場合には清算終結登記日の翌日に消滅する。

¹¹⁸ 特許庁のプレスリリース、「出願人の誤りを救済し、知的財産権を獲得する機会を拡大するための特許法・商標法・デザイン保護法の改正案が国会本会議で成立」、2021. 09. 30

3) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

2021年12月に改正された不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下「不正競争防止法」¹¹⁹⁾はデータの不正取得・使用行為及び有名人の肖像・氏名などの無断使用行為を不正競争行為と規定することで、健全な取引秩序を確立し、消費者を不当な被害から守ろうとした。

第一に、同改正案は第四次産業革命の時代における根幹であるデータの保護のため、データの不正使用行為を不正競争行為の種類として追加し、データの不正使用行為に対して禁止請求や損害賠償請求など民事的救済措置、特許庁の行政調査・是正勧告など行政的救済措置を盛り込んでいる¹²⁰⁾。また、データの保護のために適用した技術的保護措置を無力化する行為に対しては、刑事処罰も可能とした¹²¹⁾。

第二に、有名人の肖像・氏名などの無断使用行為を不正競争行為として新設した。これは、韓流の影響力が拡大し、有名人の肖像・氏名などを使用する製品・サービスが多様化し、関連違法商品の製作・販売行為も増加しているが、有名人などの財産的損失や消費者に発生した被害を適切に保護するのに限界がある現状を改善するためである。このような不正競争行為に違反する場合、不正競争防止法に基づいて被害に対する救済を受けることができる。

[表 I -12]不正競争防止法の主要改正内容（公布 2021. 12. 07 施行 2022. 04. 20）

改正事項	主要内容
データの不正使用行為の追加 (第2条第1号ル目新設)	この法で保護するデータを「『データ産業振興及び利用促進に関する基本法』第2条第1号に基づくデータの中で、業として特定人又は特定多数に提供されるものとして、電子的方法で相当量蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報」と定義し、データを不正に使用する行為を不正競争行為の種類に新設した。具体的な禁止行為として「アクセス権限のない者がデータを不正に取得したり、その取得したデータを使用・公開する行為」、「アクセス権限のある者が不正な目的でデータを第三者に提供又は使用・公開する行為」、「無権限者によるデータの不正取得などの行為、又はアクセス権限のある者による不正な目的のデータ提供などの行為が介入された事実を知らずながらデータを取得したり、その取得したデータを使用・公開する行為」、及び「データの技術的保護措置を無力化する行為」の4つを行為の種類として規定する。
有名人の肖像・氏名など不正使用行為の追加 (第2条第1号ヲ目新設)	有名人の肖像・氏名など他人を識別できる標識を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用するにより他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為の種類として新設する。

¹¹⁹⁾ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 [施行2022. 04. 20][法律第18548号、2021. 12. 07、一部改正]

¹²⁰⁾ 特許庁のプレスリリース、「データ保護のための不正競争防止法改正案が国会で成立」、2021. 11. 11

¹²¹⁾ 特許庁のプレスリリース、「改正『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』を公布」、2021. 12. 07

他にも、営業秘密保護関連法令が改正された。2021年8月17日、「大・中小企業の共生協力促進に関する法律（以下、共生協法力）」の一部改正案が公布された。同改正法では中小企業の技術流出防止のために受託企業が委託企業に秘密として管理される技術資料を提供する場合、受託企業と委託企業が技術資料の秘密保持契約を締結するようにし、委託企業が秘密として管理される受託企業の技術資料を取得した後、これを不当に使用したり、第三者に提供して受託企業に損害が発生した場合は技術奪取に対する懲罰的損害賠償を課すようにした¹²²。

[表 I -13] 共生協法力の主要改正内容（公布 2021. 08. 17 施行 2022. 02. 18）

改正事項	主要内容
秘密保持契約締結の義務化 (第 21 条の 2 新設)	受託企業が委託企業に秘密として管理される技術資料を提供する場合、受託企業と委託企業は秘密保持契約を書面で締結するようにする。
技術奪取に対する懲罰的損害賠償規定の新設 (第 40 条の 2 第 2 項、第 40 条の 3 新設)	技術資料流用行為に対する懲罰的損害賠償責任を導入するが、その損害賠償限度額を損害額の 3 倍以内とし、懲罰的損害賠償額の算定時に損害額認定基準を新設する。
受託企業の立証責任の負担軽減規定 (第 40 条の 4 新設)	損害賠償請求訴訟で受託企業が主張する技術資料流用行為の具体的な行為態様を委託企業が否認する場合、委託企業に自己の具体的な行為態様を提示させ、正当な理由なく、これを提示しない場合には裁判所が受託企業の主張を真実と認めることができるようにする。
資料提出命令制度の新設 (第 40 条の 5 新設)	裁判所は損害賠償請求訴訟で当事者の申請に応じて必要な資料の提出を命ずることができるようにし、当事者が証拠提出命令に応じない場合、当該資料提出を申請した当事者の資料の記載に関する主張を真実と認めることができるようにする。

これとともに、「下請取引の公正化に関する法律（以下、下請法）」の一部改正案も 2021 年 8 月 17 日に公布された。公正取引委員会は「技術資料の範囲の拡大」と「秘密保持契約の義務化」により技術資料保護を強化し、「裁判所の資料提出命令」により被害業者の資料確保問題を解消するために下請法を改正した¹²³。

¹²² 大・中小企業の共同協力促進に関する法律[施行2022. 02. 18][法律第18431号、2021. 08. 17、一部改正]

¹²³ 下請取引の公正化に関する法律 [施行2022. 02. 18][法律第18434号、2021. 08. 17、一部改正]

[表 I -14] 下請法の主要改正内容 (公布 2021. 08. 17 施行 2022. 02. 18)

改正事項	主要内容
技術資料要件の緩和 (第 2 条第 15 項改正)	技術資料の秘密管理性要件を「合理的努力によって秘密として維持された資料」から「秘密として管理される資料」に緩和する。
秘密保持契約締結の義務化 (第 12 条の 3 第 3 項新設)	下請業者が元請業者に技術資料を提供する場合、元請業者が下請業者と技術資料に対して秘密保持契約を締結するよう義務付ける。
資料提出命令制度及び秘密保持命令関連制度の新設 (第 35 条の 2～第 35 条の 5 新設)	損害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合、営業秘密に該当しても裁判所が資料提出を命令できるようにし、訴訟過程で営業秘密流出を最小限に抑えるために秘密審理手続、秘密保持命令、訴訟記録閲覧請求通知などの規定を新設する。

4) 著作権法の改正

著作権に関する事項を審議する韓国著作権委員会の委員が、回数制限なしで再任できていたものを一回だけ再任できるようにする一方、一般国民にとって法律をより分かりやすくするために、日本式の用語（日本語を直訳した用語）や難しい法令用語などを分かりやすくして自然な用語に整備した改正著作権法（2021. 05. 18 改正）が 2021 年 5 月 18 日に施行された。また、海外著作権保護関連機能を韓国著作権保護院に一元化し、より効率的な侵害対応体系を構築し、韓国著作権保護院の業務の効率的な遂行のための改正著作権法（2020. 12. 08 改正）が 2021 年 6 月 9 日に施行された。

[表 I -15] 著作権法の主要改正内容¹²⁴

改正事項	主要内容
韓国著作権委員会の委員の任期 (第 112 条の 2 第 3 項改正)	・無制限の再任回数→一回再任
保護機能の一元化及び効率化 (第 122 条の 5 第 3 の 2～3 号及び第 122 条の 7 新設)	・海外著作権保護機能を韓国著作権保護院に一元化 ・韓国著作権保護院の研究・教育・広報の法的根拠を新設 ・韓国著作権保護院の事務所・支店または駐在員設置の法的根拠を新設

¹²⁴ 文化体育観光部の意見聴取会の参考資料、「『著作権法』全部改正（案）の主要内容」、2020. 11. 02

3. 主要判例

1) 特許関連の主要判例

(1) 条約による優先権を主張する出願事件（大法院 2021. 02. 25 言渡 2019 フ（亨） 10265 判決）

①事件の概要

被告は 2015 年 11 月 3 日、原告を相手取って特許審判院に「キメラ抗 - CD20 抗体を用いた…治療法」という名前のこの事件の特許発明請求の範囲第 1 項から第 5 項に対して登録無効審判を請求した。

原告は 2016 年 7 月 29 日、この事件の第 2 項、第 5 項の発明を削除し、この事件の第 1 項、第 3 項及び第 4 項の発明を訂正する内容のこの事件の訂正請求をした。

特許審判院は 2017 年 2 月 7 日、この事件の訂正請求について不適法だとみなし、訂正前の請求範囲で特許要件を判断し、この事件の第 1 項、第 2 項、第 4 項の発明は明細書の記載要件を満たしておらず、この事件の第 3 項、第 5 項の発明は原審判示の先行発明 4 によって進歩性が否定されるという理由で被告の審判請求をすべて認容するこの事件の審決をした。原告は旧特許法（2001. 02. 03 法律第 6411 号に改正される前のもの）第 54 条第 1 項の条約による優先権を主張し、その特許要件の判断日が出願日ではなく優先権主張日に遡及されると主張し、2017 年 3 月 14 日に特許法院に審決取消の訴訟を提起した。

特許法院は 2019 年 1 月 17 日、この事件の訂正請求が不適法だとみなし、訂正前の請求範囲で特許要件を判断し、「この事件の第 1 項、第 2 項、第 4 項の発明は記載不備の無効事由がある。この事件の特許発明は原審判示のこの事件の先出願の最初の明細書に記載された発明に該当しないため、先行発明 5 は先行発明の適格を有する。したがって、この事件の第 3 項、第 5 項の発明は先行発明 5 によって進歩性が否定される」という理由でこの事件の審決を維持した（特許法院 2019. 01. 17 言渡 2017 ホ（訶） 1854）。

②事件の争点

この事件では「工業所有権の保護に関するパリ条約（Paris Convention for the Protection of Industrial Property）」の加盟国に特許出願をした後、同じ発明を大韓民国に特許出願して優先権を主張する場合、進歩性などの特許要件に関する規定を適用するとき、その加盟国に出願した日を大韓民国に特許出願した日とみなすか否か、及び特許要件適用の基準日が優先権主張日として遡及する発明の範囲、「優先権主張の基礎となった先出願の最初の明細書などに記載された事項」の意味について判断した。

③裁判所の判断

特許発明が出願される当時に適用されていた 2001. 02. 03 法律第 6411 号に改正される前の旧特許法（以下「2001 年改正前の特許法」）第 54 条に基づき、「工業所有権の保護に関するパリ条約」の加盟国に特許出願をした後、同じ発明を大韓民国に特許出願して優先権を主張する場合は、

進歩性などの特許要件に関する規定を適用するとき、その加盟国に出願した日（以下「優先権主張日」）を大韓民国に特許出願した日とみなす。

しかし、このような条約による優先権制度により大韓民国に特許を出願した日より先に優先権主張日に特許出願されたものとみなしてその特許要件を審査することになれば、優先権主張日と優先権主張を伴う特許出願日の間に特許出願をした人など第三者の利益を不当に侵害するおそれがある。したがって、特許法第 55 条第 1 項の国内優先権規定の場合と同様に、2001 年改正前の特許法第 54 条第 1 項に基づいて特許要件適用の基準日が優先権主張日に遡及する発明は、条約による優先権主張を伴う特許出願された発明のうち、条約による優先権主張の基礎となった特許出願書に最初に添付された明細書又は図面（以下「優先権主張の基礎となった先出願の最初明細書等」）に記載された事項の範囲内にあるものに限定されるとみなすことが妥当である。

ここで「優先権主張の基礎となった先出願の最初明細書等に記載された事項」とは、優先権主張の基礎となった先出願の最初明細書等に明示的に記載されている事項であるか、又は明示的な記載がなくても、その発明が属する技術分野で通常の知識を有する者であれば、優先権主張日当時の技術常識に照らして優先権主張を伴う特許出願された発明が先出願の最初の明細書等に記載されているものと同様であると理解できる事項でなければならない（大法院 2015. 01. 15 言渡 2012 フ（亨）2999 判決などを参照）。この事件は条約による優先権に関して特許要件適用の基準日が優先権主張日として遡及する発明の範囲に関して、国内優先権規定に関する従来の判示と同じ基準が適用されることを明示した最初の判決として意味がある。

(2) 進歩性の判断において、通常の技術者の立場での事後的考察を禁止（大法院 2021. 12. 20 言渡 2018 フ（亨）11728 判決）

①事件の概要

この事件の特許発明は「セラミック溶接支持具」に関するもの（以下「この事件の発明」）で、耐火度、焼成密度、吸収率の数値範囲の限定とその組み合わせを構成要素とする。先行発明 1 はこの事件の発明のような溶接支持具に関する発明であるが、「20%未満の気孔率ではスラグ層がビードを押し上げ、余盛の不足あるいはバックビードが均等でなくなる」と記載されて否定的教示を含んでいる。被告が請求した特許無効審判で進歩性が否定されるという理由で原告のこの事件の発明に関する特許権を無効とする審決が下されると、原告は特許法院に審決取消を求めたが、原審（特許法院 2018. 10. 05 言渡 2017 ホ（亨）8459）は、通常の技術者が先行発明 1 からこの事件の発明を容易に導出することができるため、進歩性が否定されると判断した。

②事件の争点

特許発明の進歩性の有無の判断方法及び進歩性の判断の対象となった発明の明細書に開示されている技術を知っていることを前提として、事後的に通常の技術者がその発明を容易に発明できるか否かを判断できるかどうかの問題となった事案である。

③裁判所の判断

発明の進歩性の有無を判断する際には、先行技術の範囲と内容、進歩性の判断の対象となった発明と先行技術の差異、その発明が属する技術分野で通常の知識を有する者（以下「通常の技術者」）の技術水準について証拠など記録に現れた資料に基づいて把握した上で、通常の技術者が特許出願当時の技術水準に照らして進歩性の判断の対象となった発明が先行技術と差異があるにもかかわらず、そのような差異を克服し、先行技術から簡単に発明できるかどうかを見なければならない。この場合、進歩性の判断の対象となった発明の明細書に開示されている技術を知っていることを前提に、事後的に通常の技術者が容易に発明できるかどうかを判断してはならない（大法院 2009. 11. 12 言渡 2007 フ（辛） 3660 判決、大法院 2020. 01. 22 言渡 2016 フ（辛） 2522 全員合議体の判決などを参照）。


この事件の特許発明は耐火度と焼成密度、吸収率の各数値限界及びその組み合わせを構成要素とする発明であるが、先行発明 1 には吸収率と比例関係にある気孔率に関する否定的教示が含まれており、また通常の技術者が先行発明 1 にこの事件の特許発明のような低い吸収率を採用し、結果として先行発明 1 の比較的高い範囲の気孔率を排除することは先行発明 1 の耐火度と気孔率との間の有機的結合関係を損なうものであるため、先行発明 1 による進歩性を否定することは難しいため、進歩性を否定した原審判決を破棄差戻しとする。

当該判決は特許発明に対する進歩性の判断をする上で、構成要素の有機的結合関係と先行発明の否定的教示などを慎重に考慮して事後的考察をしないように注意しなければならないという趣旨を盛り込んでいる。

2) 商標に関する主要判例


(1) データファクトリー事件（大法院 2021. 03. 18 言渡 2018 ダ（다） 253444 全員合議体の判決）

①事件の概要

原告は 2014 年 9 月 5 日、 標章に関して指定商品及び指定サービス業を商品類区分第 09 類コンピュータソフトウェア等、サービス業区分第 42 類コンピュータプログラム開発業等として商標登録出願を行い、2014 年 12 月 18 日に商標登録を受けた（以下「この事件の登録商標」）。

被告は 2015 年 12 月 18 日に設立され、コンピュータデータ復旧及びメモリ復旧業、コンピュータ修理及び販売業等を行いながら  데이터팩토리、**DATA FACTORY**、 데이터팩토리 と同じ形の標章を使用した（以下「被告の使用標章」）。

原告は 2016 年 6 月 13 日、被告を相手取って「データファクトリー」、「DATA FACTORY」標章の使用差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起した。

一方、被告はこの事件の訴訟係属中だった 2016 年 8 月 10 日、 데이터팩토리 標章に関して指定商品及び指定サービス業を商品類区分第 09 類イメージ及び文書スキャン用コンピュータソフトウェア、サービス業区分第 42 類コンピュータソフトウェア設計及び開発業等にして商標登録出願を行い、2017 年 8 月 8 日に商標登録を受けた（以下「被告の登録商標」）。被告はまた、上記登録日以降の商標の使用は商標権の正当な行使で、侵害が成立しないという旨の主張をした。

②事件の争点

この事件の争点は、被告の登録商標の登録以降、被告の使用標章の使用が後出願登録商標の使用としてこの事件の登録商標権に対する侵害に該当するか否かである。

③裁判所の判断

商標権の効力と先出願主義、他人の権利との関係等に関する商標法の規定内容と趣旨に照らし、商標法は抵触する知的財産権相互間で先出願又は先発権利が優先することを基本原理としていることが分かり、これは、商標権間の抵触関係にもそのまま適用されるとみなすことが妥当である。したがって、商標権者が商標登録出願日前に出願・登録された他人の先出願登録商標と同一・類似の商標の登録を受け（以下「後出願登録商標」）、先出願登録商標権者の同意なしでこれを先出願登録商標の指定商品と同一・類似の商品に使用した場合、後出願登録商標の積極的効力が制限され、後出願登録商標に対する登録無効審決の確定の有無にかかわらず、先出願登録商標権に対する侵害が成立する。

特許権と実用新案権、デザイン権の場合、先発明、先創作を通じて産業に寄与した対価でこれを保護・奨励しようとする制度という点で、商標権と保護趣旨は異なっているが、いずれも登録された知的財産権として商標権と同様に扱い・保護されており、各法律の規定、体系、趣旨から商標法のように抵触する知的財産権相互間に先出願又は先発権利が優先するという基本原理が導出されるという点で、上記のような法理がそのまま適用される。

これと異なり、後出願登録商標を無効とする審決が確定するまでは後出願登録商標権者が自身の商標権実施行為として先出願登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商標に使用することは、先出願登録商標権に対する侵害にならないという趣旨で判示した大法院 1986.07.08 言渡 86 ド(ト) 277 判決、大法院 1999.02.23 言渡 98 ダ(ダ) 54434、54441 (併合) 判決は、この判決の見解に背馳する範囲内でこれを変更する。

一方、この判決には、「特許法と実用新案法、デザイン保護法に関してより具体的に見ても、抵触する知的財産権相互間で先出願又は先発権利が優先するという基本原理が導出され、この判決の法理と矛盾する規定がなく、この判決の立場は時間的順序によって先出願が優先することを根幹に構築されてきた知的財産権法の基本原則と国際的立法例に合致するだけでなく、論理が一貫して明快で法的安定性をもたらすという利点がある。」という大法官イ・ギテク、大法官ノ・テアクの補足意見がある。

(2) Laotanzi (老坛子) 白酒事件 (大法院 2021. 12. 30 言渡 2020 フ(亭) 11431 判決)

①事件の概要

中国の黒竜江省地域にある酒類専門製造会社である〇〇〇〇〇は 2000 年頃からこの事件の登録商標出願当時まで原審判示の先使用商標「老坛子」と同じ文字で構成された「老坛子」、



「老坛子」など 6 つの標章を中国で商標出願して商標登録を受けた。

〇〇〇〇〇は2015年11月9日、上記6つの登録商標に関する権利を被告の系列会社である△△△△△に譲渡し、その後被告が上記の商標に関する権利を譲受した。

一方、原告らは指定商品を高粱酒などとする**老坛酒**の商標を登録を受けた。被告はこれに対し、商標法第34条第1項第13号による不正な目的による先使用商標の模倣出願を主張したが、原審の特許法院は先使用商標の使用期間中に商標に関する権利が譲渡されたが、それとともに営業全体が移転されていないため、先使用商標に関する周知性が承継されておらず、先使用商標権の譲受人が独自に周知性を取得できなかったという理由で先使用商標が「特定人の商品を表示するもの」と認識されている商標に該当しないとみなし、上記規定が適用されないと判断した（特許法院2020.08.21言渡2019ホ（ㄱ）7900）。

②事件の争点

この事件では、商標法第34条第1項第13号の先使用商標が「特定人の商品を表示するものと認識」されていることの意味、先使用商標の使用期間中に商標に関する権利の帰属主体が変更された場合、上記規定の適用可否が問題となった。

③裁判所の判断

登録商標が商標法第34条第1項第13号に該当するには、その出願当時に登録商標と対比される先使用商標が国内又は外国の需要者に特定人の商品を表示するものと認識されなければならないが、登録商標の出願人が先使用商標と同一又は類似の商標を不正な目的をもって使用しなければならない（大法院2014.02.13言渡2013フ（ㄱ）2460判決などを参照）。

ここで先使用商標が特定人の商品を表示するものと認識されているというのは、一般需要者を標準として取引の実情によって認められる客観的な状態をいう。この時、先使用商標に関する権利者の名称が具体的に知られるまで必要なものではなく、権利者が誰であるか分からなくても、同一で一貫した出处として認識されれば十分である。したがって、先使用商標の使用期間中に商標に関する権利の帰属主体が変更されたとしても、直ちに上記規定の適用を排除しなければならない、又は変更前の使用実績を考慮することができないものではない。このような変更にもかかわらず、先使用商標が需要者に依然として同一で一貫した出处として認識されているか、変更前の使用だけで特定人の商品を表示するものと認識されているなどの場合には、その変更前の使用実績を考慮して上記規定を適用することができる。

原審判決によると、〇〇〇〇〇は「老坛子」という名称の白酒製品を製造し、磁器製ボトルなどさまざまな形の容器と包装に盛り、「老坛子」の三文字からなる標章を貼り付けて供給し、この商品は2000年代初頭から中国黒竜江省地域を中心に一般商店街や食堂、居酒屋などで販売されてきた。中国黒竜江省政府は、老坛子の商標を当該地域の著名商標として認め、2013年には老坛子の主流製品を当該地域の特産品として認めた事情が分かる。先使用商標の使用期間と方法及び態様、先使用商標が使用された商品の取引実績、先使用商標及びその使用商品に対する認識と評価など、複数の事情を法理に照らしてみると、先使用商標はその使用期間中に商標に関する権利の帰属主体が変更されたことを勘案しても、この事件の登録商標の出願日である2017年1月31日当時、その使用商品に関して中国の需要者に特定人の商品を表示するものと認識されたと見られる余地がある。

裁判所は、原審の判断が商標法第 34 条第 1 項第 13 号で定める「国内又は外国の需要者に特定人の商品を表示するものと認識されている商標」に関する法理を誤解し、必要な審理を尽くさず、判決に影響を及ぼした誤りがあると判断し、原審判決を破棄差戻した。

3) デザイン関連の主要判例

(1) プリーツバックデザイン事件（特許法院 2021.08.20 言渡 2021 ホ（希）2281 判決）

①事件の概要

原告は 2019 年 9 月 10 日、特許審判院に被告を相手取って確認対象デザインがこの事件の登録デザインと類似しているため、その権利範囲に属すると主張し、積極的権利範囲確認審判を請求した。これに対し、特許審判院は「確認対象デザインはそのデザインが属する分野で通常の知識を持った人が先行デザイン 3 から容易に実施することができる自由実施デザインであるため、この事件の登録デザインと対比する必要もなく、この事件の登録デザインの権利範囲に属さない」という理由で原告の上記の審判請求を棄却する審決をした（特許審判院 2021.01.28、2019 ダン（当）2921 号）。これに対し、原告は特許審判院の審決の取り消しを求める訴訟を提起した。

[写真 I-1]
原告の登録デザイン



[写真 I-2]
被告の確認対象デザイン



[写真 I-3]
先行デザイン 3



②事件の争点

この事件では、確認対象デザインが通常のデザイナーが公知デザインか、又はこれらの結合によって容易に実施することができる自由実施デザインに該当するかが問題となった。

③裁判所の判断

特許法院は確認対象デザインが自由実施デザインに該当するため、この事件の登録デザインと対比することなく権利範囲に属しないと判断し、原告の請求を棄却した。登録デザインと対比するデザインが、登録デザインの出願前に通常のデザイナーが公知デザイン又はそれらの結合によって容易に実施できるものである場合は、登録デザインと対比することなく、登録デザインの権利範囲に属さない（大法院 2016.08.29 言渡 2016 フ（希）878 判決などを参照）。

ここでの容易に実施できるデザインとは、公知デザインの形状・模様・色彩又はこれらの結合（以下「公知形態」）や国内で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合（以下「周知形態」）をほぼそのまま模倣又は転用したか、それを部分的に変形したとしても、それが全体的に見たときに他の美的価値が認められない商業・機能的変形に過ぎない、又はそのデザイン分野で一般的な創作手法や表現方法によりこれを変更・組合したり転用したのに過ぎないデザインなどのように創作レベルが低いデザインを意味する。また、公知形態や周知形態を相互結合したり、その結合された形態を上記のように変形・変更又は転用した場合でも、創作レベルが低いデザインに該当することがあるが、その創作レベルを判断するときは、その公知デザインの対象物品や周知形態の知られた分野、その公知デザインや周知形態の外観的特徴の関連性、当該デザイン分野の一般的傾向などに照らし、通常デザイナーが容易にそのような結合に至ることができるかについても同時に見なければならぬ（大法院 2016.03.10 言渡 2013 フ（辛）2613 判決などを参照）。

このような事実によると、確認対象デザインと先行デザイン3は、①確認対象デザインと先行デザインの色が異なる点、②確認対象デザインは収納部の上部と下部の色が区別される線が直線であるが、先行デザイン3は緩やかなカーブ型である点、③確認対象デザインには結び紐があるが、先行デザイン3では結び紐の有無を確認しにくい点で違う。しかし、確認対象デザインで最も目立つ支配的特徴はバッグを折りたたむことができるようにプリーツ面が形成されており、収納部の上・下部の色が異なって構成されているということであるが、これは、先行デザイン3にも同じ形状と模様がそのまま現れているため、両デザインは全体的に同一・類似の審美感を持つといえる。

さらに、相違点は次のような事情、すなわち相違点①は両デザインの色に関するもので審美感に差が生じると判断しにくい点、相違点②は全体デザインで詳しく見なければ分からない部分に該当し、当該デザイン分野で一般的な創作手法に過ぎないため審美感に差が生じると判断できない点、相違点③は先行デザイン3に原告の主張のように結び紐が形成されていないとしても通常のデザイナーが先行デザイン3の「創作性関連デザイン」のうち、収納部の上部に形成された結び紐を組み合わせて特に苦勞せず付加できる商業的変形に過ぎない点などから通常のデザイナーが容易に実施することができるように見える。

したがって、確認対象デザインは通常のデザイナーが先行デザイン3から容易に実施することができる自由実施デザインに該当するため、この事件の登録デザインと対比することなくその権利範囲に属さない。

(2) 容易に創作できるデザイン事件（特許法院 2021.05.13 言渡 2020 ホ（希）5856 判決）

①事件の概要

被告は原告を相手取って特許審判院に登録デザインが先行デザインと類似し、通常のデザイナーが先行デザインから容易に創作できるデザインに該当するため無効と主張し、登録無効審判を請求した。特許審判院は、登録デザインは先行デザインから単純な変形によって容易に創作できるデザインに該当するため、デザイン保護法第33条第2項に基づいて登録が無効とならなければならないという理由で、被告の登録無効審判請求を認容する審決をした（特許審判院 2020.07.29.2019 ダン（당）2033号）。

[写真 I-4]
先行デザイン



[写真 I-5]
登録デザイン



②事件の争点

公知デザインの公知形態や周知形態を相互結合したり、その結合された形態を変形・変更又は転用した場合、創作レベルが低いデザインに該当することができるが、この事件は創作非容易性の判断基準が問題となった事案である。

③裁判所の判断

登録デザインと先行デザインの対象物品はいずれも洗面台（洗面器）に関するものであり、用途と機能が同じ物品に該当する。

水槽部の形状において、①登録デザインは一定の厚さを有し、上部が平らな形状の枠（ベゼル）が形成されているが、先行デザインは水槽部の枠部と水槽部の内面（内周面）がこれといった境界線なく、緩やかな曲面をなす点（したがって登録デザインに形成されたベゼルが存在しない）、②登録デザインは水あふれ防止穴が形成されているが、先行デザインは水あふれ防止穴が形成されていない点、③登録デザインは湾曲部（壁面平坦部と水槽部内周面との境界）の端部が水槽部内周面までのみ延長されているが、先行デザインは湾曲部が水槽部外周面まで延びている点、④登録デザインは先行デザインに比べて水槽部内周面の深さが浅く形成されており、その結果、側面の傾きがもっと緩やかな点、⑤正面そして側面の形状において、登録デザインは水槽部外周面が凸面であるが、先行デザインは水槽部外周面が凹面である。

しかし、登録デザインと先行デザインの上記の相違点は、全体的に見ると、特別な美感的価値が認められない商業・機能的変形に過ぎず、登録デザイン分野で一般的な創作手法や表現方法の変更に過ぎないため、登録デザインは通常のデザイナーが先行デザインから容易に創作できるデザインに該当するとみなすことが妥当である。

したがって、登録デザインは、通常のデザイナーが先行デザインから容易に創作することができ、デザイン保護法第33条第2項に該当するため、登録が無効となる。

4) 不正競争関連の主要判例

(1) 産業秘密海外流出事件（大田地方法院 2021. 08. 26 言渡 2020 コ単 3803 判決）

①事件の概要

被告の〇〇〇〇〇教授が自動運転車関連の「ライダー（LiDAR）」技術を中国に流出した事件である。被告は 2017 年、中国の海外高度人材獲得計画である千人計画に選ばれ、重慶理工大に派遣され勤務した¹²⁵。中国で勤務する期間中、被告は〇〇〇〇〇で研究した自動運転車のライダー技術などを中国側の教授及び研究者がダウンロードできるようにクラウドサーバーにアップロードして共有した。

被告は職務上知り得た〇〇〇〇〇が保有する産業技術、営業秘密、研究資料など業務上の主要資産などについて秘密を保持する義務を有するため、これを流出、漏えいしたり、不正な目的で〇〇〇〇〇の許可なく、第三者のために使用してはならず、これを秘密に保持すべき業務上の任務があるが、当該営業秘密を流出・漏えいし、その産業技術などの市場交換価値に相当する額不詳の財産上の利益を取得し、被害者に相当な財産上の損失を与えた。

②事件の争点

この事件では、被告が中国に流出した資料が不正競争防止法上の営業秘密に該当するのか、そしてその営業秘密を外国で使用または使用させる目的があるのか、営業秘密の流出または漏えいに該当するかを判断した。

③裁判所の判断

不正競争防止法第 2 条第 2 号の「営業秘密」は公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものとして、秘密として管理された生産方法、販売方法その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいうもので、ここで「公然と知られていない」とは、情報が刊行物などの媒体に載せられるなど不特定多数人に知られていないため、保有者を通さないと情報を通常入手できないことをいい、「独立した経済的価値を有する」というのは、情報保有者が情報を使用することで競合他社に対して競争上の利益を得ることができるか、又は情報の取得や開発のために相当な費用や努力が必要であることをいう（大法院 2011. 07. 14 言渡 2009 ダ（ダ）12528 判決を参照）。営業秘密の「使用」は、営業秘密本来の使用目的に応じて商品の生産・販売などの営業活動に利用したり、研究・開発事業などに活用するなど企業活動に直接又は間接的に使用する行為で、具体的に特定可能な行為を指す。また、営業秘密である技術を単純模倣して製品を生産する場合だけでなく、他人の営業秘密を参考にして試行錯誤を減らしたり、必要な実験を省略する場合など、製品の開発に要する時間とコストを節約する場合も営業秘密の使用に該当する（大法院 2019. 09. 10 言渡 2016 ド（ド）1241 判決などを参照）。

これをもとに考えると、この事件の資料は①〇〇〇〇〇所属研究員及び被告人にのみ知られており、これらを通さない限りは入手できない点（秘密性）、②当該資料の開発のために相当な研究資金と研究員の努力が投入された点（経済的有用性）③被告が所属役職員に職務上知り得

¹²⁵ Chosunbiz、「中国に自動運転技術を流出したKAIST教授に執行猶予判決が言い渡された」、2021. 08. 26

た秘密に関して秘密保持義務を課し、統制された建物内で保管されるもので、外部では研究資料を入手できなかった点（秘密管理性）、④現実的に研究開発と技術移転により、研究機関間で収益性をめぐる競争が繰り広げられている点、⑤営業秘密の使用は研究・開発事業での活用も含む点などを総合してみると、不正競争防止法上の営業秘密に該当する。また、該当資料を中国の研究員がアクセスできるクラウドにアップロードして見ることができるようにし、これをもとに研究資料を生産させた点は不正競争防止法第 18 条第 1 項の要件である「外国で使用するか使用されることを知りながらも」という目的が満たされ、上記に列挙された証拠により、営業秘密を流出、漏えいした事実を認めることができる。

(2) チキンゲーム事件（ソウル中央地方法院 2021. 09. 29 言渡 2018 カ合 580837 判決）

①事件の概要

原告〇〇〇〇〇と被告×××××はそれぞれ□□□と△△△というチキンフランチャイズ会社である。原告は 2018 年 11 月、被告が原告のグループウェアに不正アクセスしてマーケティングデザインの試案、レシピ、国内外の事業戦略及び契約締結の内容、売上原価など、営業秘密を取得して無断で使用したとして営業秘密侵害行為を主張する一方、このような情報を営業秘密としてみなすことができなくても、相当な投資や努力で作られた原告の「成果」又は「営業上の主要資産」とみなすことができるため、被告の行為は旧不正競争防止法（2018. 04. 17 法律第 15580 号に改正される前のもの）第 2 条第 1 号ヌ目で定めた不正競争行為（以下「ヌ目不正競争行為」）又は民法第 750 条等で定めた違法行為に該当することを理由に禁止請求及び損害賠償請求訴訟を提起した。

②事件の争点

この事件では、原告が主張する「情報」が営業秘密に該当するのか、そしてこのような情報を旧不正競争防止法第 2 条第 1 号（ヌ）目で成果又は営業上の主要資産としてみなすことができるかが問題となった事案である。

③裁判所の判断

ひとまず、この事件の情報が営業秘密に該当するか否かについて裁判所は、次のような法理に基づいて判断した。旧不正競争防止法（2015. 01. 28 法律第 13081 号に改正される前のもの）第 2 条第 2 号の「営業秘密」は公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものとして、相当な努力により秘密として維持された生産方法、販売方法その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。ここで「公然と知られていない」とは、情報が刊行物などの媒体に載せられるなど不特定多数人に知られていないため、保有者を通さないと情報を通常入手できないことを言い、「独立した経済的価値を有する」というのは、情報保有者が情報を利用することで競合他社に対して競争上の利益を得ることができるか、又は情報の取得や開発のために相当な費用や努力が必要であることを意味し、「相当な努力によって秘密として管理される」というのは、情報が秘密だと認識できる表示をしたり告知をし、情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、情報にアクセスした者に秘密遵守義務を賦課するなど、客観的に情報が秘密として維持・管理されているという事実が認識可能な状態であることをいう（大法院 2011. 07. 14 言渡 2009 ダ（ダ）12528 判決などを参照）。営業秘密の要件である秘密管理性につ

いて上記のように旧不正競争防止法は「相当な努力によって秘密として維持された」と規定したが、2015年1月28日に「合理的な努力によって秘密として維持された」へと、2019年1月8日に「秘密として管理された」に改正された。上記の法理に基づき、裁判所は原告が主張するフランチャイズ事業のマニュアル、海外事業関連資料、新製品発売情報など、この事件の情報は経済的価値性、非公知性又は秘密管理性を備えておらず、原告の営業秘密とみなすことはできないと判断した。

また、これらの情報が旧不正競争防止法第2条第1号(ヌ)目の成果又は営業上の主要資産とみなすことができるかに関して次のように判示した。不正競争防止法第2条第1号(ル)目は、保護対象である「成果等」の類型に制限を設けていないため、有形物だけでなく無形物もこれに含まれ、従来の知的財産権法に基づき保護されにくかった新しい形態の成果物も含めることもできる。「成果等」を判断する際には、上記のような成果物が持つようになった名声や経済的価値、成果物に化体された顧客吸引力、当該事業分野で成果物が占める割合と競争力などを総合的に考慮しなければならない。このような成果等が「相当な投資や努力で作られた」のかは、権利者が投入した投資や努力の内容と程度をその成果等が属する産業分野の慣行や実態に照らして具体的・個別的に判断するが、成果等を無断で使用することで侵害された経済的利益が誰でも自由に利用できる、いわゆる公共領域に属しないと評価できなければならない。また、上記の(ル)目が定める「公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用」した場合に該当するためには、権利者と侵害者が競争関係にあるか、近い将来に競争関係に置かれる可能性があるか、権利者が主張する成果等を含む産業分野の商取引慣行や競争秩序の内容とその内容が公正であるか、上記のような成果等が侵害者の商品やサービスによって市場で代替されうるか、需要者や取引者らに成果等がどの程度知られているのか、需要者や取引者らの混同可能性があるのかなどを総合的に考慮しなければならない(大法院 2020.03.26 言渡 2016ダ(カ) 276467 判決などを参照)。

これにより、裁判所はこの事件の情報のうち開発完了報告書、イン・エクステリアのデザイン試案を除く残りの情報は経済的価値性、非公知性を認め難く、むしろほとんどの内容が業界では基本的、一般的事項に該当するか、公開されたため、原告に独占権を認めるのに不適切だと判断した。

5) 著作権関連の主要判例

(1) 著作権法上の業務上著作物の判断基準(大法院 2021.09.09 言渡 2021ダ(カ) 236111 判決)

①事件の概要

被告はソフトウェアの開発、供給、販売業、数値地図の制作業などを主な事業目的とする法人であり、原告は2005年4月25日、被告に入社して勤務し、2017年11月2日に最終的に退職した。原告は2006年頃から2014年頃まで〇〇というプログラミング言語を活用して数値地図(各種の地形空間情報を電算システムを利用して一定の縮尺に従ってデジタル形態で表したものの)の製作、編集を自動化し、エラーを検収する機能を持つプログラム(「この事件のプログラム」)を開発した。

被告が原告の退職後、原告からの使用停止要請があつたにもかかわらず、この事件のプログラムを引き続き使用すると、原告は、この事件のプログラムが著作権法上のコンピュータプログラム著作物に該当するが、被告がこれを無断で複製・使用して原告の著作権を侵害したと主張し、この事件の訴訟を提起した。これに対して被告は、この事件のプログラムが被告の企画によって開発された業務上著作物に該当してその権利が被告に帰属するため、著作権侵害が成立しないと主張した事件である。

②事件の争点

この事件は著作権法第 2 条第 31 号、第 9 条本文で定めた「法人等の企画」の意味と判断基準が争点となった事案である。

③裁判所の判断

著作権法第 2 条第 31 号は、「法人・団体その他の利用者（以下「法人等」）の企画の下、法人等の業務に従事する者が業務上作成する著作物」を業務上著作物と規定し、同法 9 条本文は、「法人等の名義で公表される業務上著作物の著作者は、契約又は勤務規則等に他の定めがないときは、その法人等となる」と規定している。ここで「法人等の企画」とは、法人等が一定の意図に基づいて著作物の作成を構想し、その具体的な制作を業務に従事する者に命じることをいう。このような「法人等の企画」は明示的はもちろん黙示的にも行われるものではあるが、黙示的な企画があつたとするためには、上記の法規定が実際に著作物を創作した者を著作者とする同法第 2 条第 2 号の例外規定であるだけに法人等の意思が明示的に現出された場合と同一視できる程度にその意思を推断するほどの事情がある場合に限られると見なければならぬ（大法院 2010.01.14 言渡 2007 ダ（ダ）61168 判決などを参照）。

大法院は上記のような法理に基づき、被告が一定の意図に基づいてこの事件のプログラムの作成を構想し、その具体的な制作を業務に従事する原告に命じたことでこの事件のプログラムが開発されたとは判断できず、他にこれを認める証拠がないため、この事件のプログラムの開発に関して被告の明示的又は黙示的な企画があつたとみなすことができないという理由で、この事件のプログラムが著作権法第 2 条第 31 号の業務上著作物に該当しないと本原審の判断を受け入れた。

この判決は、現行著作権法上の業務上著作物の要件のうち「法人等の企画」の意味とその判断基準について具体的に明らかにしつつ、従来の「業務上創作したプログラムの著作者」に関する規定を置いていた旧コンピュータプログラム保護法（2009.04.22 法律第 9625 号で廃止される前のもの）第 5 条の「法人等の企画」について判示した大法院 2010.01.14 言渡 2007 ダ（ダ）61168 判決の法理が現行著作権法上の業務上著作物に対しても適用できることを確認した事例である。

(2) 違法なリンクのウェブサイト事件（大法院 2021. 11. 25 言渡 2021 ド（ト） 10903 判決）

①事件の概要

被告人は、氏名不詳者が著作権者の許可なしに動画共有プラットフォームのウェブサイトにアップロードした著作物にポップアップウィンドウ方式でリンクを提供する見逃し配信のリンクのウェブサイトを運営、管理することで、共謀して営利を目的に又は常習で氏名不詳者の転送権侵害行為が容易になるように幫助したとして訴えられた。原審では被告人が直接リンクで掲示したリンクをこの事件のサイト利用者がクリックすることで著作権者から利用許可を受けていないコンテンツがアップロードされたウェブサイトにつながるとしても、正犯が著作権者の許可なく違法複製した動画を海外インターネット動画共有サイトにアップロードする方法で利用に供することで著作権者の公衆送信権を侵害する行為をしたことに対して被告人がそれに必要な空間又は施設を提供したり、犯意を強化するなど正犯の実行行為それ自体を容易にしたわけではなかったため、著作財産権侵害行為の幫助行為に該当せず、被告人が多数のコンテンツのリンクをタイトル、放映日をまとめて公開しながらコンテンツ検索機能を提供したか、この事件のウェブサイトに広告バナーを貼って収益を得たとしても、幫助罪の成立可否が変わらないと判断した。

また、被告人の行為が著作権法違反幫助に該当すると仮定しても被告人としては、自身の行為が著作権法違反罪又は著作権法違反幫助罪にならないと誤認し、その誤認に正当な理由があるときに該当すると判断して無罪を言渡した（議政府地方法院 2021. 07. 23 言渡 2020 ノ（ト） 2392 判決）。

②事件の争点

本事件は、公衆送信権を侵害する掲示物である映像著作物につながるリンクを、自分が運営するウェブサイトに営利的・継続的に掲示した行為が公衆送信権を侵害した正犯の犯罪を幫助した行為に該当するか否か及びリンク著作権侵害掲示物などにつながるリンクサイトを運営する途中、その行為が処罰対象にならないと解釈されたことがあったという事情だけで正当な理由がある法律の錯誤に該当するかどうかの問題となった。

③裁判所の判断

送信の方法で公衆送信権を侵害する掲示物やその掲示物が位置するウェブページなどにリンクされる行為をした者が、正犯が公衆送信権を侵害するという事実を十分に認識しながら、そのようなリンクをインターネットサイトに営利的・継続的に掲示するなどで公衆の構成員が個別に選択した時間と場所で侵害掲示物（投稿）に容易にアクセスできるようにする程度のリンク行為をした場合には、侵害投稿を公衆の利用に供する正犯の犯罪を容易にするため、公衆送信権侵害の幫助犯が成立する。

このようなリンク行為は、正犯の犯罪行為が終了する前の段階で侵害掲示物を公衆の利用に供する正犯の犯罪実現と密接な関連があり、その構成要件の結果発生を現実的に増大することにより正犯の実行行為を容易にし、公衆送信権という法益の侵害を強化・増大したと評価

できる。リンク行為者の幫助の故意と正犯の故意も認めることができる（大法院 2021. 09. 09 言渡 2017 ド（㊦）19025 全員合議体の判決を参照）。

刑法第 16 条は、「法律の錯誤」というタイトルで、自分のした行為が法令によって罪にならないものと誤認した行為は、その誤認に正当な理由があるときに限って罰しないと定めている。これは一般的に犯罪が成立するが、自分の特殊な事情に照らして、法令により許可された行為として罪にならないと誤認し、そのような認識に正当な理由がある場合は罰しないということである。このときの正当な理由は、行為者に自己行為の違法の可能性についてじっくり考えたり、又は照会できる契機があり、自らの知的能力を尽くしてこれを回避するための真剣な努力を尽くしたならば、自らの行為に対して違法性を認識する可能性があったにもかかわらず、それを尽くせなかった結果、その行為の違法性を認識できなかったか否かによって判断しなければならない。

このような違法性の認識に必要な努力の程度は、具体的な行為の状況と行為者個人の認識能力そして行為者が属する社会集団に応じて別に評価しなければならない（大法院 2006. 03. 24 言渡 2005 ド（㊦）3717 判決、大法院 2017. 03. 15 言渡 2014 ド（㊦）12773 判決を参照）。法律違反行為の中間に一時的に判例によってその行為が処罰対象にならないと解釈されたことがあったとしても、それだけで自分の行為が処罰されないと信じたことに正当な理由があるとはいえない（大法院 2002. 10. 22 言渡 2002 ド（㊦）4260 判決を参照）。

第4節 知的財産関連の主要統計・指標

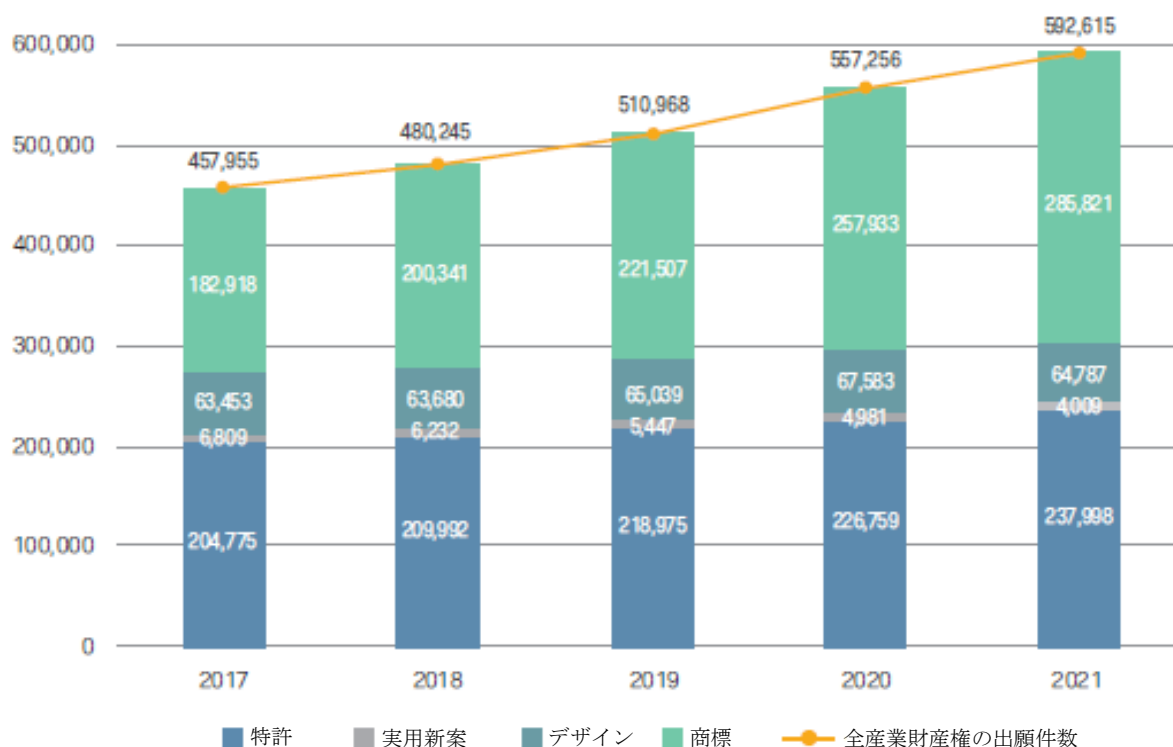
1. 産業財産権分野

1) 出願状況

(1) 国内の出願状況

2021年の韓国国内の産業財産権出願件数は前年比約5.97%増の59万2,615件となり、過去最多を記録した。権利別にみると、特許出願件数は前年比4.72%増の23万7,998件、実用新案の登録出願件数は前年比24.25%減の4,009件、デザインの登録出願件数も前年比4.32%減の6万4,787件となった。商標の登録出願件数は前年比約9.76%増の28万5,821件となった。

[図 I -5] 産業財産権の出願件数



※出処：特許庁 IPSS 知的財産統計サービス、知的財産統計月報（2021年12月号）

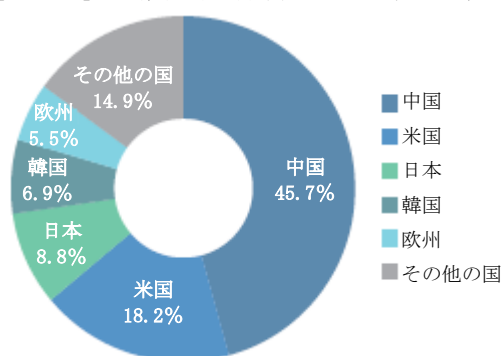
注 1) 特許・実用新案 - PCT 出願（指定官庁）含む、デザイン - ハーグ出願（指定国官庁）含む、商標 - マドリッド出願（指定国官庁）含む。

(2) 主要国の出願状況

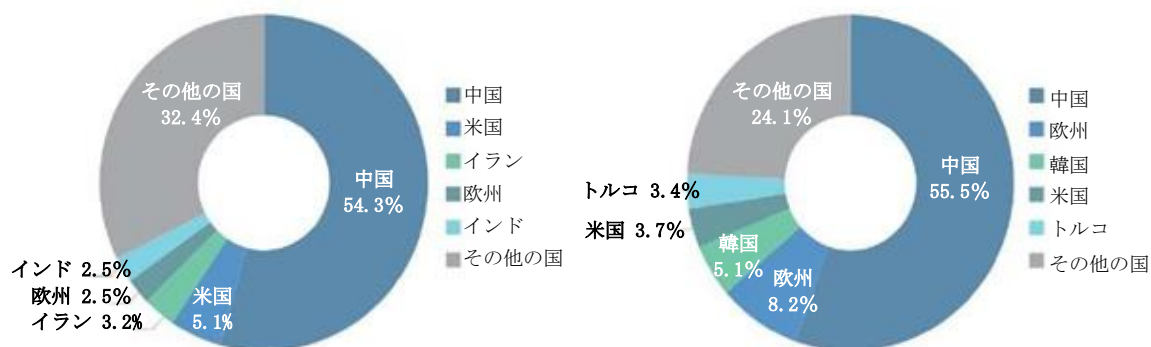
世界知的所有権機関（WIPO）によると、2020年の世界の特許出願件数は前年比1.6%増の約330万件である。一方、商標の場合は世界的な景気低迷にもかかわらず、前年比約13.7%増の約1,720万件が出願され、実用新案は28.1%増の約300万件が出願された。デザインは前年比2%増の約140万件を記録した¹²⁶。

世界の特許出願件数の85.1%は五庁が占めたことが分かった。そのうち中国が45.7%で最大の割合を占め、次いで米国（18.2%）、日本（8.8%）、韓国（6.9%）、欧州（EPO、5.5%）の順であった。商標についても中国の割合が54.3%と最も多く、2位から5位までは僅差で米国（5.1%）、イラン（3.2%）、欧州（EUIPO、2.5%）、インド（2.5%）となった。一方、デザインについては中国（55.5%）、欧州（EUIPO、8.2%）、韓国（5.1%）、米国（3.7%）、トルコ（3.4%）の順となった。

[図 I-6] 主要国の特許出願シェア（2020年時点）



[図 I-7] 主要国の商標出願シェア（2020年時点） [図 I-8] 主要国のデザイン出願シェア（2020年時点）



※出処：WIPO IP Facts and Figures 2021

注 1) 欧州特許は EPO が受理した出願件数、商標・デザインは EUIPO が受理した出願件数

¹²⁶ WIPO、「WIPO IP Facts and Figures 2021」、2021、7頁

[表 I -16]主要国の産業財産権の出願状況 (2020 年時点)

	特許		商標		デザイン	
	件数	伸び率	件数	伸び率	件数	伸び率
中国	1,497,159 件	6.4%	9,345,757 件	16.2%	770,362 件	7.6%
米国	597,172 件	-4.1%	870,306 件	22.7%	50,743 件	1.8%
日本	288,472 件	-6.8%	421,166 件	-29.7%	31,650 件	-1.7%
韓国	226,759 件	3.4%	319,945 件	11.2%	70,821 件	2.1%
欧州	180,346 件	-0.6%	438,511 件	7.0%	113,196 件	-0.1%

※出処：WIPO statistics database (2021.11)

※注：右側は前年比伸び率

(3) 韓国企業の海外国家別出願状況

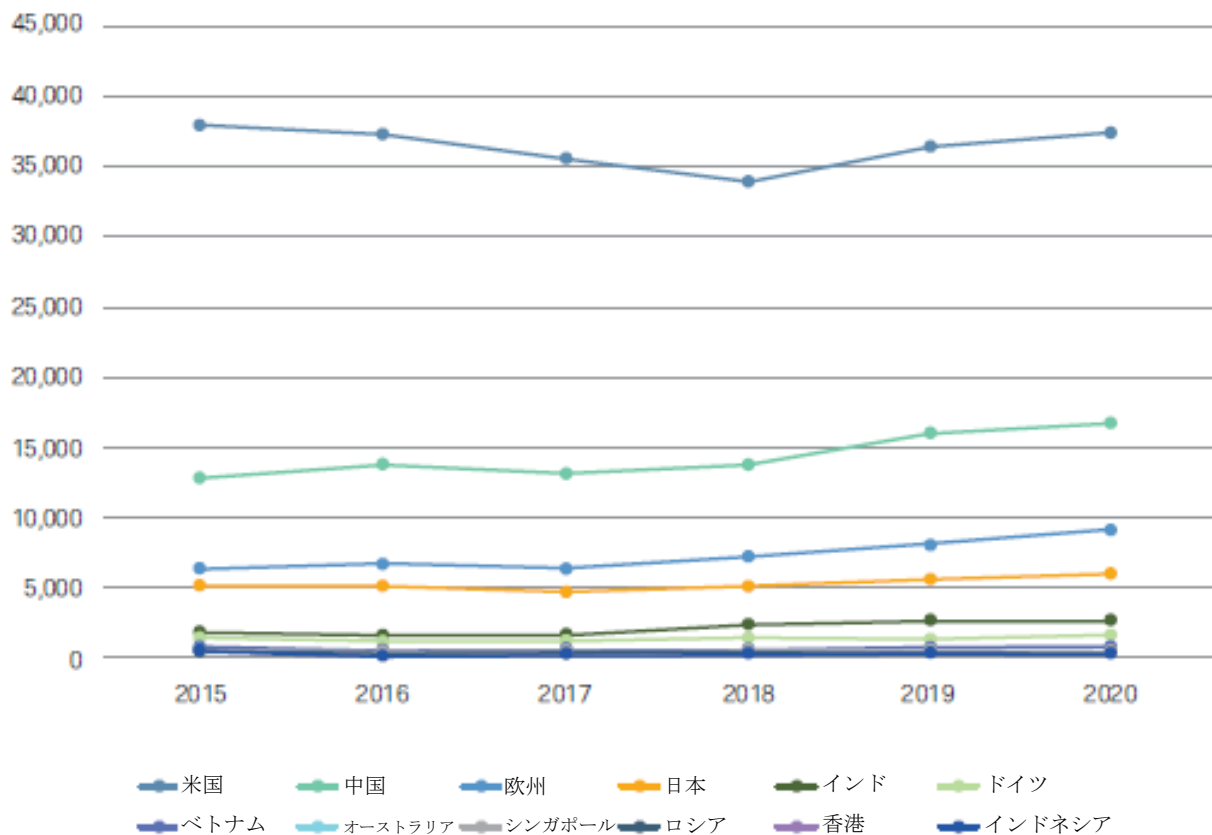
2020 年、韓国が特許を最も多く出願した国は米国であることが分かった。次いで中国、欧州、日本、インドの順であった。前年度に比べて特許出願件数の上位 10 カ国はほとんど変わっていないが、1 位から 8 位までは同じ順位となり、2019 年 9 位となったインドネシアでの出願件数が大幅に減少し、2020 年時点で 9 位はシンガポール、10 位はロシア、11 位は香港、12 位はインドネシアであった。1 位から 8 位までの国では特許出願がすべて小幅に増加した。一方、ドイツに対しては 22%増、香港に対しては 26%増となったが、シンガポールに対しては 3.3%減、インドネシアに対しては 24.8%減となった。

[表 I -17]韓国企業（内国人）の海外国家別特許出願件数（上位 12 カ国）

区分	2016	2017	2018	2019	2020
米国	37,341	35,565	33,961	36,424	37,490
中国	13,764	13,180	13,875	16,019	16,725
欧州 (EPO)	6,824	6,455	7,280	8,332	9,085
日本	5,216	4,735	5,070	5,634	5,881
インド	1,533	1,670	2,321	2,673	2,682
ドイツ	1,204	1,171	1,313	1,262	1,617
ベトナム	576	697	922	968	1,074
オーストラリア	468	490	582	733	814
シンガポール	162	205	354	444	430
ロシア	394	319	362	397	406
香港	170	179	276	298	404
インドネシア	367	386	579	498	399

※出処：WIPO statistics database (2021.11)

[図 I -9] 韓国企業（内国人）の海外国家別特許出願件数（上位 12 カ国）



※出処：WIPO statistics database (2021.11)

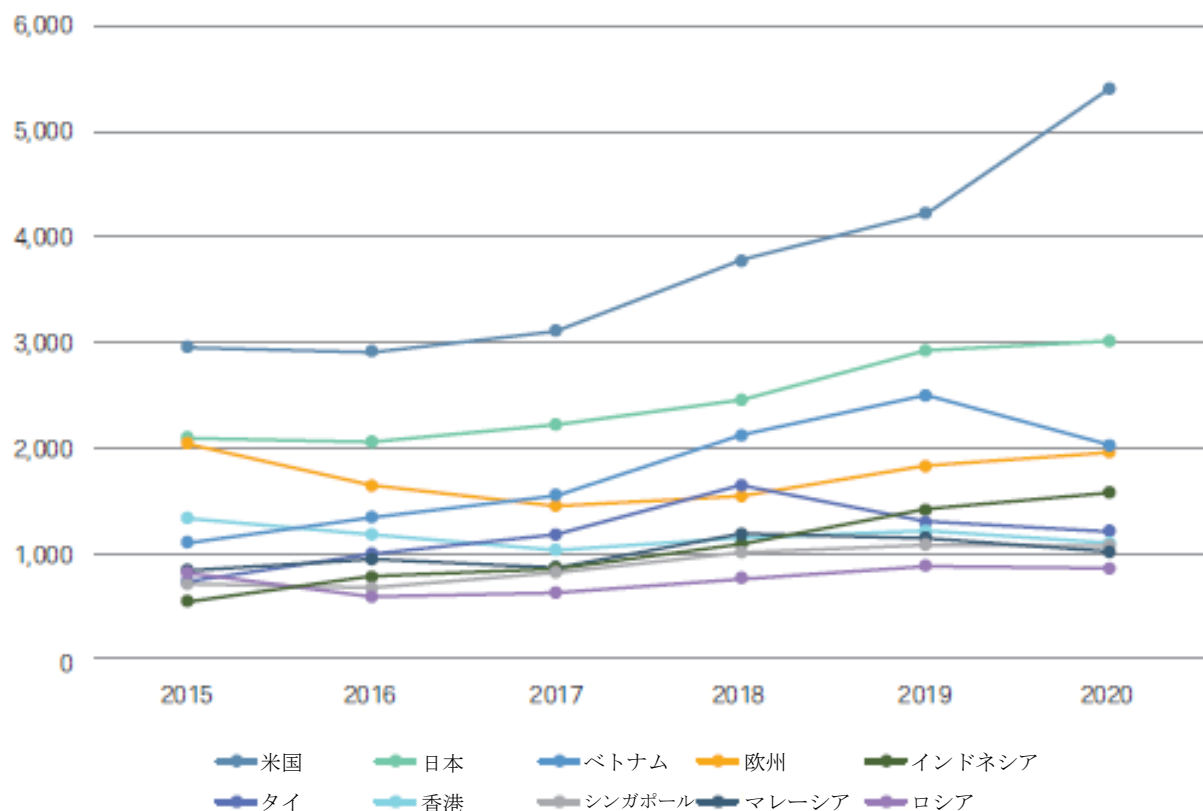
商標出願件数を見ると、2020 年に米国、日本、ベトナム、欧州、インドネシアへの商標出願件数が多くなっている。米国は前年比 21.7%増加して上位 10 カ国のうち最大の伸び率を記録し、インドネシア (9.7%)、欧州 (7.0%)、日本 (2.1%) も前年に比べて増加した。一方、ベトナムに対する出願は前年に比べて 23.7%減少し、タイ (-7.2%)、香港 (-11.4%)、シンガポール (-0.5%)、マレーシア (-12.5%)、ロシア (-1.7%) に対する商標出願件数も小幅減少した。

[表 I -18]韓国企業（内国人）の海外国家別商標出願件数（上位 10 カ国）

区分	2016	2017	2018	2019	2020
米国	2,918	3,119	3,768	4,216	5,385
日本	2,064	2,231	2,466	2,926	2,990
ベトナム	1,349	1,555	2,129	2,513	2,031
欧州（EUIPO）	1,641	1,457	1,557	1,831	1,968
インドネシア	788	885	1,110	1,428	1,581
タイ	1,007	1,187	1,641	1,318	1,230
香港	1,205	1,050	1,163	1,231	1,105
シンガポール	697	841	1,015	1,094	1,089
マレーシア	957	896	1,177	1,156	1,028
ロシア	605	651	787	895	880

※出処：WIPO statistics database（2021.11）

[図 I -10]韓国企業（内国人）の海外国家別商標出願件数（上位 10 カ国）



※出処：WIPO statistics database（2021.11）

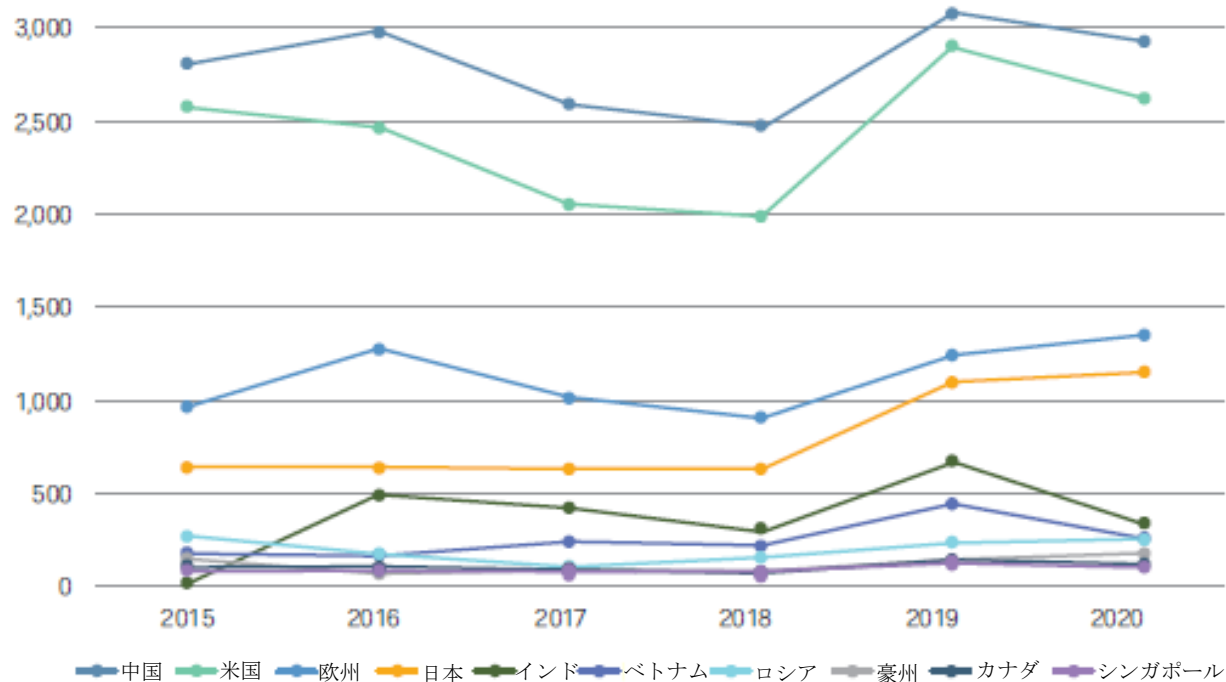
2020年、韓国は中国に最も多くのデザインを出願したことが分かった。次いで米国、欧州、日本、インドの順であった。2020年度の上位10カ国に対するデザイン出願は反対の傾向を示していた。欧州(7.7%)、日本(4.1%)、ロシア(7.4%)、オーストラリア(24.4%)に対するデザイン出願は増加したが、中国(-5.4%)、米国(-10.6%)、インド(-99.1%)、ベトナム(-70.5%)、カナダ(-7.7%)、シンガポール(-14.6%)に対する出願は減少した。

[表 I-19] 韓国企業(内国人)の海外国家別デザイン出願件数(上位10カ国)

区分	2016	2017	2018	2019	2020
中国	2,982	2,592	2,481	3,089	2,932
米国	2,476	2,065	1,997	2,910	2,631
欧州(EUIPO)	1,271	1,016	907	1,241	1,345
日本	621	620	617	1,094	1,141
インド	482	408	291	659	331
ベトナム	158	235	208	440	258
ロシア	163	103	150	226	244
オーストラリア	64	80	69	127	168
カナダ	98	69	60	126	117
シンガポール	73	73	70	118	103

※出処: WIPO statistics database (2021.11)

[図 I-11] 韓国企業(内国人)の海外国家別デザイン出願件数(上位10カ国)

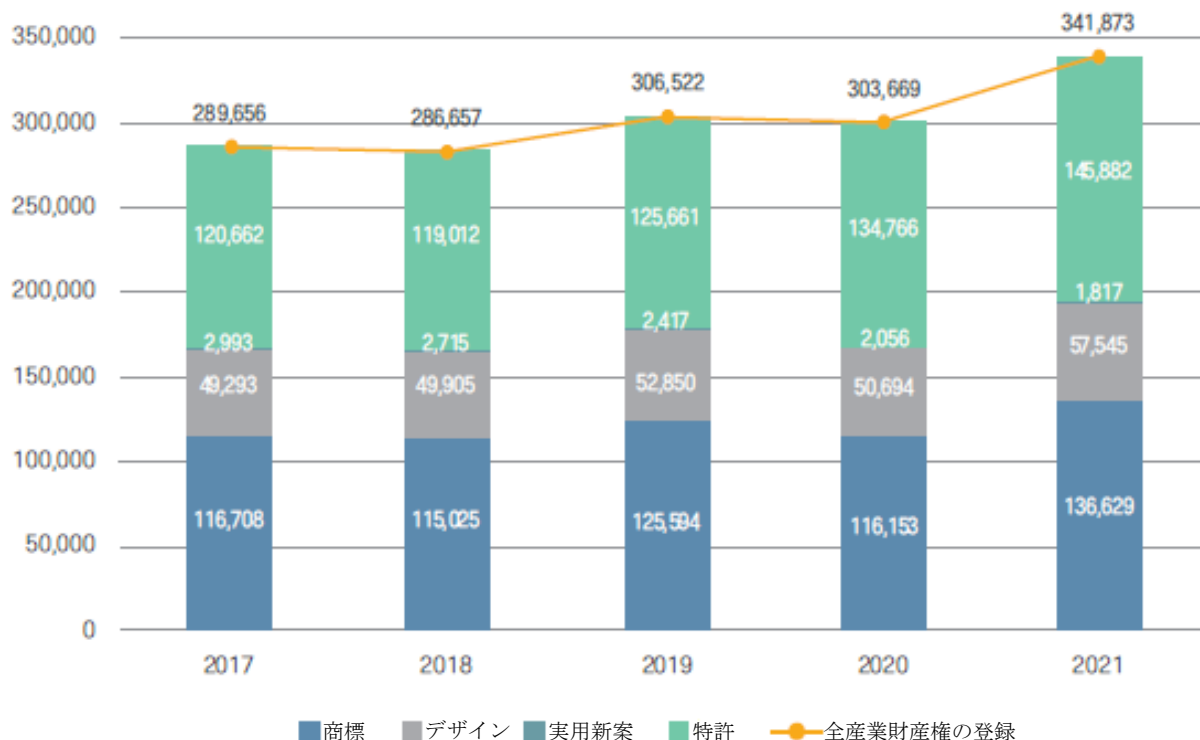


※出処: WIPO statistics database (2021.11)

2) 登録状況

2021年における韓国の産業財産権の登録件数は前年比11.17%増の34万1,873件であった。実用新案を除き、特許、デザイン、商標いずれも前年に比べて登録件数が増加したが、そのうち商標が14.99%と最も大きく増加し、次いでデザイン11.91%、特許7.62%増加した。実用新案の登録件数は13.15%減少した。

[図 I-12] 産業財産権の登録件数



※出処：特許庁 IPSS 知的財産統計サービス、知的財産統計月報（2021年12月号）

産業財産権別に登録決定率を見ると、2020年の特許登録決定率は前年比3.4%増の72.2%であった。実用新案、商標、デザイン登録決定率も前年に比べて小幅に増加した。

[表 I-20] 産業財産権の登録決定率の推移

(単位：%)

区分	2016	2017	2018	2019	2020
特許	60.0	63.1	65.0	68.8	72.2
実用新案	40.3	44.1	43.8	44.3	46.1
商標	80.6	80.8	81.7	82.0	82.6
デザイン	86.9	87.7	87.2	88.0	87.9

※出処：特許庁、2020 知的財産統計年報（2021.07）

注1) 登録決定率 = 登録決定 ÷ (登録決定 + 拒絶査定 + FA 以降取下・放棄)

3) 審査の処理状況

2020年の特許及び実用新案の審査処理期間は11.1カ月で、2019年の10.8カ月と比較して小幅延びた。デザインの審査処理期間は5.3カ月と唯一前年に比べて短縮した。商標の審査処理期間も8.9カ月と前年に比べて大きく延びた。

[表 I -21] 産業財産権の審査処理期間の推移 (単位：カ月)

区分	2016	2017	2018	2019	2020
特許・実用新案	10.6	10.4	10.3	10.8	11.1
デザイン	4.7	4.9	4.9	5.4	5.3
商標	4.8	5.0	5.5	6.8	8.9

※出処：特許庁、2020 知的財産統計年報（2021.07）

注 1) 1次審査処理期間が対象

4) 審判の状況

2020年度における産業財産権の審判請求件数は前年比1,360件減の7,648件となった。権利別審判請求件数はいずれも前年に比べて減少したが、そのうち実用新案が前年比54.63%減の108件となり、最も大きく減少し、次いで特許審判請求が前年比26.02%減の3,132件となった。

2020年の産業財産権の審判処理期間も前年に比べて短縮した。特許・実用新案の審判処理期間は前年比2.6カ月減の8.8カ月となり、商標・デザインの審判処理期間も0.9カ月減の6.9カ月となった。

[表 I -22] 産業財産権の審判請求件数

区分	2016	2017	2018	2019	2020
特許	6,796	5,798	4,876	3,947	3,132
実用新案	306	241	207	167	108
デザイン	512	422	478	412	410
商標	4,346	4,216	4,590	4,482	3,998
計	11,960	10,677	10,151	9,008	7,648

※出処：特許庁、2020 知的財産統計年報（2021.07）

[表 I -23] 産業財産権の審判処理期間及び審判人員

		2016	2017	2018	2019	2020
審判官 (人)	特許・実用新案	78	78	79	79	80
	商標・デザイン	28	28	28	28	27
	計	106	106	107	107	107
審判 処理期間 (カ月)	特許・実用新案	10.0	11.9	15.6	11.4	8.8
	商標・デザイン	8.9	9.1	9.0	7.8	6.9
	平均	9.5	10.5	12.0	9.6	7.8

※出処：特許庁、2020 知的財産統計年報（2021.07）

2. 著作権分野

1) 著作権の登録状況

2021年における著作権の登録件数は前年（61,885件）比約5.6%増の65,360件であった。そのうち、著作物は64,764件、著作隣接物381件、データベース215件が登録された。

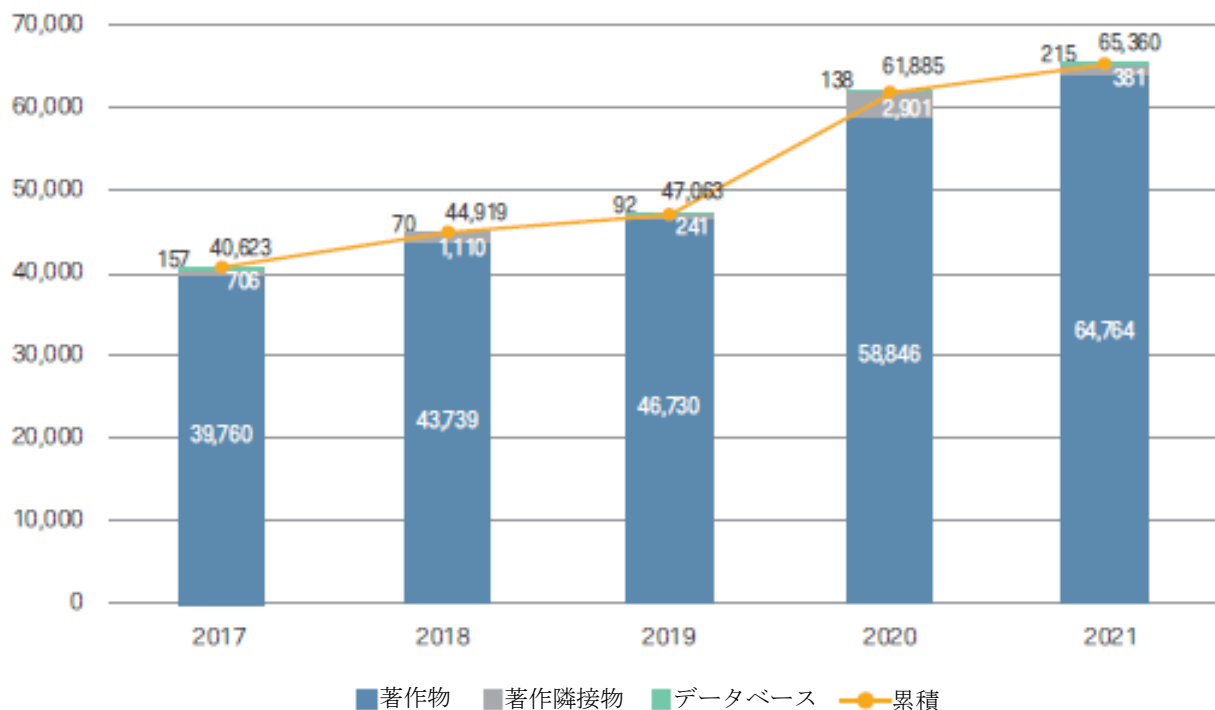
著作物の種類別に見ると、美術著作物が全体の37.1%と最も多く、次いでコンピュータプログラムが27.2%であった。続いて語文（9.6%）、編集（8.7%）、写真（4.3%）、音楽（4.0%）の順となった。

[表 I -24] 著作権の登録件数

種類		2017	2018	2019	2020	2021
著作物	語文	4,155	4,481	4,858	5,907	6,242
	音楽	2,085	2,229	2,037	2,610	2,647
	演劇	126	55	123	73	124
	美術	11,325	13,403	16,149	21,237	24,247
	建築	74	66	67	89	96
	写真	1,114	1,123	1,238	1,492	2,817
	映像	1,159	2,098	1,943	1,915	2,643
	図形	484	466	704	992	1,064
	編集	3,56	2,985	3,060	4,423	5,708
	2次的	492	623	1,353	1,456	1,397
	コンピュータプログラム	15,180	16,210	15,198	18,650	17,779
その他	0	0	0	2	0	
著作隣接物	実演	6	33	5	4	49
	レコード	700	1,077	236	2,897	332
データベース		157	70	92	138	215
合計		40,623	44,919	47,063	61,885	65,360

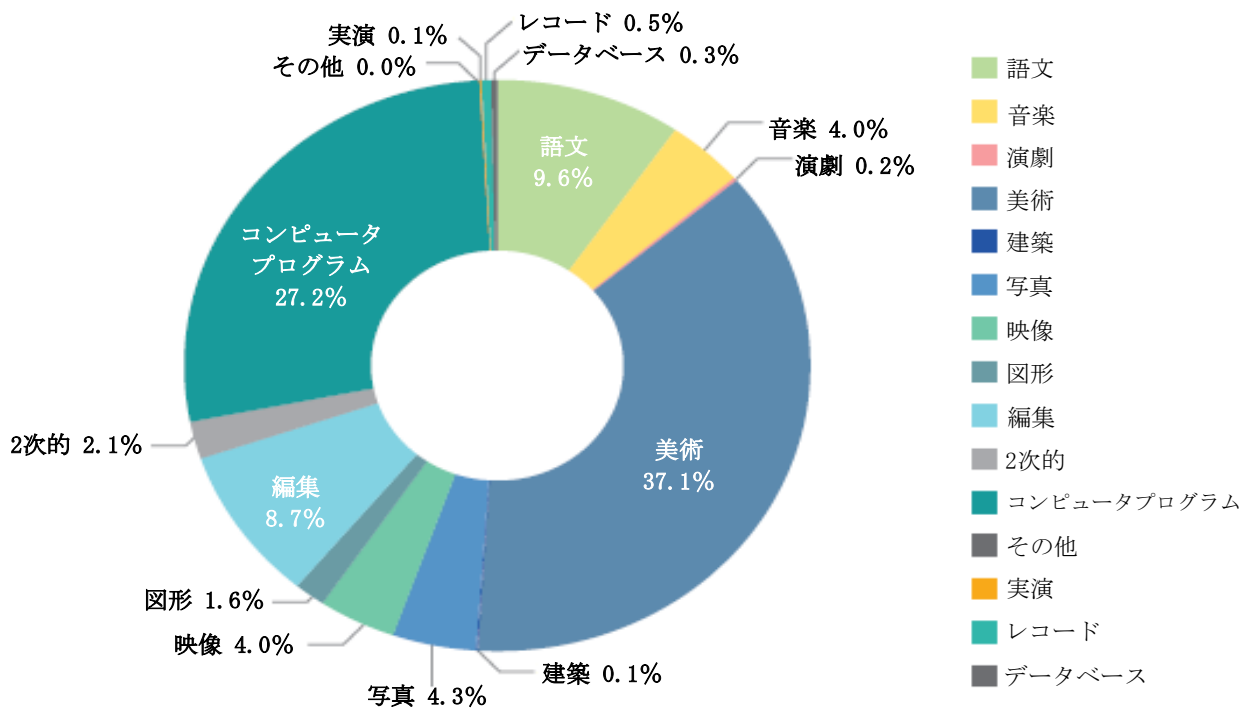
※出処：韓国著作権委員会 (www.copyright.or.kr)

[図 I -13]著作権の登録件数



※出処：韓国著作権委員会 (www.copyright.or.kr)

[図 I -14]2021 年度著作物種類別登録割合



※出処：韓国著作権委員会 (www.copyright.or.kr)

2) 著作権侵害の状況

韓国著作権保護院が 2020 年に行った違法複製物の利用に関する実態調査の結果によると、2020 年の 1 年間で調査対象者が利用した違法複製物の利用量¹²⁷は前年比 3.2%減の 1,419,950 件であった。分野別では音楽が 63.8%と最も多く、次いで放送 (29.4%)、映画 (4.4%)、出版 (1.5%)、ゲーム (0.8%) の順となった。

違法複製物の利用の大半はオンラインで発生したことが分かったが、オンライン上の違法複製物の利用量は前年比 2.5%減の 1,403,562 件 (98.8%) で、オフラインは前年比 41.2%減の 16,388 件 (1.2%) であった¹²⁸。

[表 I -25] 著作物種類別の違法複製物の利用量 (2019~2020 年) (単位：件、%)

コンテンツ	2019 年の利用量	2020 年の利用量	伸び率 (%)
音楽	919,812	906,252	-1.50
映画	53,952	62,054	13.10
放送	461,748	417,984	-10.50
出版	21,948	21,952	0.02
ゲーム	9,482	11,708	19.00
全体	1,466,942	1,419,950	-3.31

※出処：韓国著作権保護院、2021 著作権保護年次報告書 (2021.04)

3) 著作権産業

2019 年の名目 GDP で著作権産業の付加価値が占める割合は前年比 0.5%増の 9.4%で、中核著作権産業の割合は前年比 0.5%増の 5.8%であった。

実質 GDP に占める著作権産業の付加価値の割合は前年比 0.48%増の 9.74%で、中核著作権産業の割合は前年比 0.34%増の 5.74%となった。

¹²⁷ 韓国著作権保護院が13歳~69歳の利用者2万人を対象に違法複製物の利用に関する実態調査を行って導出した結果であり、違法複製物の利用量は調査対象者が年間、有料で利用・購入したり、無料で利用・獲得した違法複製物の件数を意味する。

¹²⁸ 韓国著作権保護院、「2021著作権保護年次報告書」、2021、65頁

[表 I -26] 著作権産業の経済的貢献度¹²⁹ (GDP に占める割合)

(単位：%)

区分		年度				
		2015	2016	2017	2018	2019
名目 GDP に 占める割合 ¹³⁰	全体著作権産業	8.09	8.30	8.21	8.91	9.44
	中核著作権産業	4.38	4.18	4.82	5.27	5.76
実質 GDP に 占める割合	全体著作権産業	8.68	9.40	8.48	9.26	9.74
	中核著作権産業	4.44	4.48	4.93	5.40	5.74
全産業 (兆ウォン)	名目 GDP	1,564.1	1,641.7	1,835.7	1,898.2	1,924.5
	実質 GDP	1,466.7	1,509.7	1,760.8	1,812.0	1,852.7

※出処：韓国著作権委員会、著作権統計、2021年第10巻通巻第11号(2021.11.30)

3. その他の知的財産分野

1) 植物新品種保護法に基づく品種保護

2021年の植物新品種の出願件数は機関別に合算した結果、計625件で登録件数は464件と、出願件数は前年に比べて大幅に減少したが、登録件数はやや増加した。品目別出願件数は野菜類が214件(34.2%)で最も多く、次いで花卉類180件(28.8%)、食料作物91件(14.6%)、果樹類50件(7.8%)、特用作物34件(5.4%)の順であった。

品目別登録件数の場合、花卉類が計169件(36.4%)の登録を受けて最も多く、次いで野菜類135件(29.1%)、果樹類50件(10.8%)、食料作物38件(8.2%)、キノコ類14件(3.0%)、特用作物13件(2.8%)などの順であった。

¹²⁹ 著作権産業の経済的貢献度は、韓国国内の著作権産業を売上高、付加価値、雇用などの面でその規模を算出し、それから国家経済において著作権産業が持つ重要性和産業実態を定量的観点から把握することができる中核指標として活用される。

¹³⁰ 名目(実質)GDPに占める割合=全体(中核)著作権産業の名目(実質)付加価値÷名目(実質)GDP×100

[表 I -27] 品種保護の出願・登録件数（機関別）

区分		年度別出願実績（件数）									
		2017		2018		2019		2020		2021	
		出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録
合計		741	536	766	574	696	522	726	454	625	464
国立 種子院	小計	693	508	714	549	645	480	672	433	571	427
	食物作物	85	66	62	70	53	53	66	45	91	38
	野菜類	216	143	202	143	230	169	248	157	214	135
	果樹類	79	25	64	41	85	30	53	26	49	50
	花卉類	277	250	349	265	242	210	265	181	180	169
	特用作物	21	18	20	14	20	15	20	12	17	13
	飼料作物	2	-	7	7	5	1	9	3	6	8
	きのこ類	13	6	10	9	10	11	11	9	14	14
森林 品種 管理 セン ター	小計	44	25	47	23	48	29	50	20	51	32
	山果樹	14	4	14	6	9	4	6	4	7	6
	山林造景樹	5	3	10	3	14	1	15	3	17	4
	山菜	-	3	-	1	2	1	-	1	3	0
	野花	13	9	13	6	10	5	16	5	8	13
	特用作物	3	1	3	1	8	10	8	2	8	34
	きのこ類	9	5	7	6	5	8	5	5	8	8
	その他の作物	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-
水産 植物 品種 管理 セン ター	小計	4	3	6	2	3	4	4	1	3	5
	水産植物	4	3	6	2	3	4	4	1	3	5

※出処：国立種子院 (<https://www.seed.go.kr>)

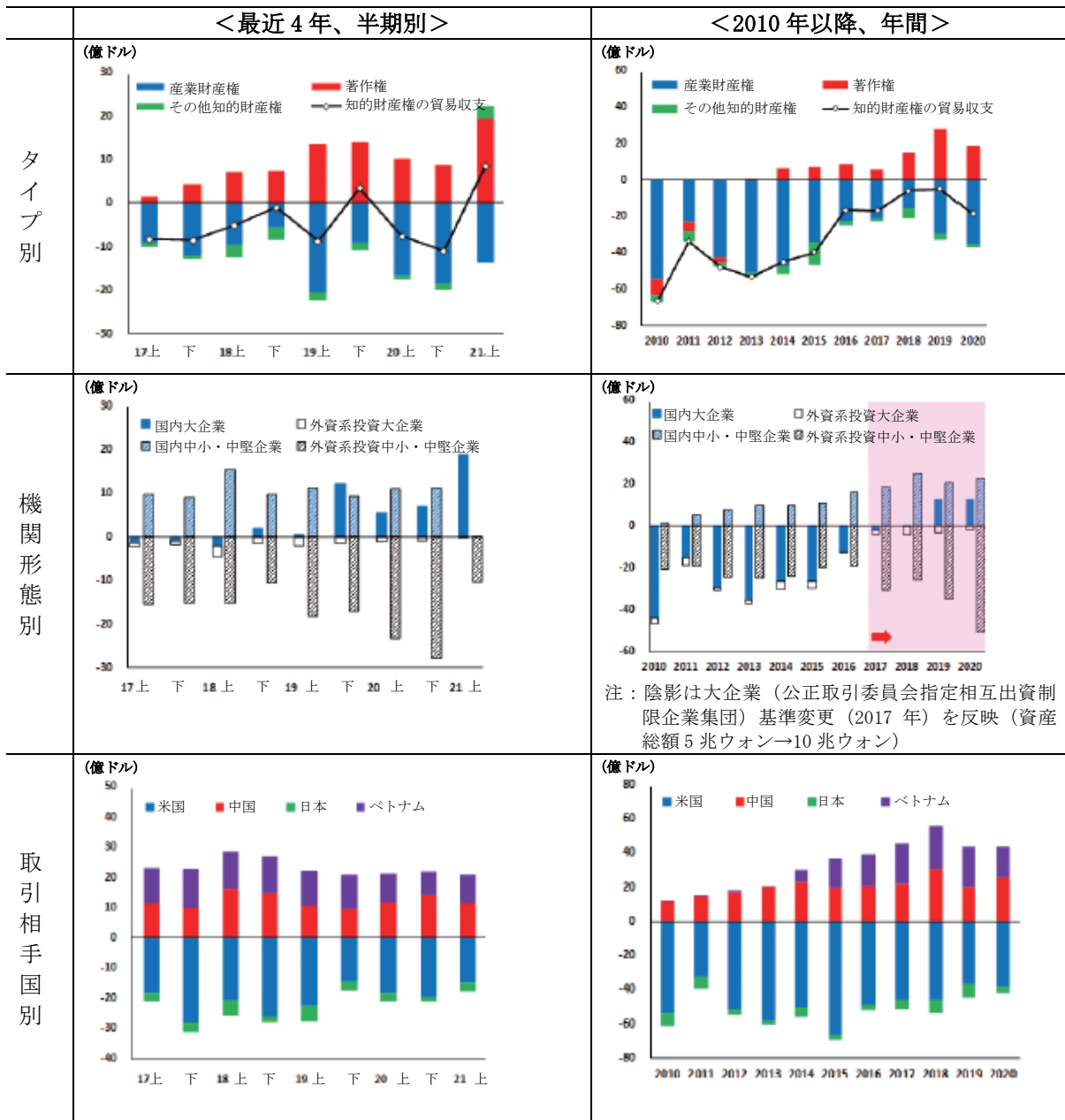
2) 知的財産権の貿易収支

(1) 概観

2021 年上半期（暫定値）における韓国の知的財産権の貿易収支¹³¹は、タイプ別では産業財産権は赤字（-13.7 億ドル）、著作権は黒字（19.6 億ドル）を記録した。機関形態別では韓国国内の大企業（18.7 億ドル）、産業別では自動車及びトレーラー（6.8 億ドル）、取引相手国別では中国（11.4 億ドル）などで黒字となったことが分かった。

¹³¹ 2021年9月24日、韓国銀行（中央銀行）が発表した2021年上半期の知的財産権の貿易収支で、これは暫定値であり、翌翌年度3月（2023年3月）に発表される確定統計とは一致しない場合がある。

[図 I -15] 知的財産権の貿易収支の主要統計の推移



※出処：韓国銀行のプレスリリース（2021.09.24）

(2) タイプ別

タイプ別に見ると、産業財産権（-13.7億ドル）は赤字となったのに対し、著作権（19.6億ドル）は黒字となった。産業財産権の中では、特許及び実用新案権（-9.4億ドル）、商標及びフランチャイズ権（-4.8億ドル）を中心に赤字となり、著作権の場合、研究開発及びSW著作権（16.7億ドル）を中心に黒字となり、文化芸術著作権（3.0億ドル）も黒字を記録した。

[表 I -28] タイプ別知的財産権の貿易収支

(単位：億ドル)

区分	2019	2020p	2019		2020p		2021p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-5.3	-18.7	-8.8	3.5	-7.6	-11.1	8.5
産業財産権	-29.8	-35.3	-20.6	-9.2	-16.8	-18.6	-13.7
特許及び実用新案権	-18.0	-23.8	-13.5	-4.5	-9.7	-14.1	-9.4
デザイン権	-1.1	-0.0	-0.8	-0.4	0.1	-0.1	0.6
商標及びフランチャイズ権	-10.7	-11.5	-6.3	-4.4	-7.2	-4.3	-4.8
著作権	27.7	18.9	13.6	14.1	10.1	8.7	19.6
文化芸術著作権	-1.9	1.6	-0.9	-1.0	0.7	0.8	3.0
研究開発及びSW著作権	29.6	17.3	14.4	15.1	9.4	7.9	16.7
その他の知的財産権	-3.2	-2.2	-1.7	-1.5	-0.9	-1.3	2.5
輸出	154.1	155.3	78.3	75.8	75.1	80.2	87.5
産業財産権	55.6	44.4	27.8	27.9	23.3	21.1	30.9
特許及び実用新案権	44.3	32.0	22.9	21.4	17.8	14.1	22.7
デザイン権	1.0	1.7	0.4	0.6	0.9	0.8	1.8
商標及びフランチャイズ権	10.3	10.7	4.4	5.9	4.6	6.2	6.4
著作権	96.5	109.9	49.7	46.8	51.4	58.5	52.6
文化芸術著作権	14.5	15.7	6.9	7.7	7.5	8.1	10.3
研究開発及びSW著作権	82.0	94.2	42.9	39.1	43.8	50.4	42.3
その他の知的財産権	1.9	1.0	0.8	1.1	0.4	0.6	4.0
輸入	159.3	174.0	87.1	72.3	82.7	91.3	79.0
産業財産権	85.5	79.7	48.4	37.1	40.0	39.7	44.6
特許及び実用新案権	62.3	55.8	36.4	25.9	27.5	28.3	32.2
デザイン権	2.2	1.8	1.2	0.9	0.8	0.9	1.3
商標及びフランチャイズ権	21.0	22.2	10.8	10.2	11.7	10.5	11.2
著作権	68.8	91.0	36.2	32.6	41.3	49.7	32.9
文化芸術著作権	16.4	14.1	7.7	8.7	6.8	7.3	7.3
研究開発及びSW著作権	52.4	76.9	28.4	23.9	34.5	42.4	25.6
その他の知的財産権	5.1	3.2	2.5	2.6	1.3	1.9	1.5

※出処：韓国銀行のプレスリリース（2021.09.24）

(3) 機関形態別

機関形態別の知的財産権の貿易収支を見ると、外国人投資企業（－10.1 億ドル）を中心に赤字となった。一方、国内大企業（18.7 億ドル）は黒字となったが、国内中小・中堅企業（－0.2 億ドル）は赤字に転じた。

[表 I -29]機関形態別知的財産権の貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2019	2020p	2019		2020p		2021p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-5.3	-18.7	-8.8	3.5	-7.6	-11.1	8.5
企業	-5.9	-18.5	-8.7	2.8	-7.8	-10.6	8.3
大企業*	8.9	10.5	-1.7	10.6	4.4	6.0	18.5
国内大企業	12.4	12.5	0.3	12.1	5.5	7.0	18.7
外資系投資大企業	-3.6	-2.0	-2.0	-1.5	-1.1	-0.9	-0.2
中小・中堅企業	-14.8	-28.9	-7.0	-7.8	-12.2	-16.7	-10.3
国内中小・中堅企業	20.3	22.3	11.1	9.1	11.0	11.2	-0.2
外資系の中小・中堅企業	-35.0	-51.2	-18.1	-16.9	-23.3	-27.9	-10.1
非営利法人及びその他	0.6	-0.2	-0.1	0.7	0.3	-0.5	0.2
輸出	154.1	155.3	78.3	75.8	75.1	80.2	87.5
企業	151.6	153.2	77.5	74.2	73.9	79.2	86.3
大企業*	81.5	76.0	39.8	41.7	39.0	37.0	55.7
国内大企業	80.7	74.9	39.4	41.3	38.5	36.4	53.0
外資系投資大企業	0.8	1.2	0.4	0.4	0.5	0.7	2.6
中小・中堅企業	70.1	77.1	37.7	32.4	34.9	42.2	30.6
国内中小・中堅企業	38.8	43.9	19.8	19.0	20.9	23.0	16.1
外資系投資中小・中堅企業	31.3	33.2	17.9	13.4	14.0	19.3	14.5
非営利法人及びその他	2.4	2.1	0.8	1.6	1.2	1.0	1.2
輸入	159.3	174.0	87.1	72.3	82.7	91.3	79.0
企業	157.5	171.6	86.2	71.3	81.8	89.9	78.0
大企業*	72.6	65.6	41.5	31.1	34.6	31.0	37.2
国内大企業	68.3	62.4	39.1	29.2	33.0	29.4	34.3
外資系投資大企業	4.4	3.2	2.4	2.0	1.6	1.6	2.8
中小・中堅企業	84.9	106.1	44.7	40.2	47.1	58.9	40.9
国内中小・中堅企業	18.5	21.6	8.7	9.9	9.9	11.7	16.3
外資系投資中小・中堅企業	66.3	84.4	36.0	30.3	37.2	47.2	24.6
非営利法人及びその他	1.8	2.3	0.9	0.9	0.9	1.4	1.0

*公正取引委員会指定相互出資制限企業集団

※出処：韓国銀行のプレスリリース（2021.09.24）

(4) 産業別

産業別では製造業（10.9億ドル）は黒字となったのに対し、サービス業（-1.9億ドル）は赤字となった。製造業分野の中でも自動車及びトレーラー（6.8億ドル）、電気電子製品（5.5億ドル）などが黒字となったのに対し、サービス業部門で卸売及び小売業（-1.3億ドル）などが赤字を記録した。

[表 I -30]産業別¹³²知的財産権の貿易収支の推移（I）

（単位：億ドル）

区分	2019	2020p	2019		2020p		2021p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-5.3	-18.7	-8.8	3.5	-7.6	-11.1	8.5
農林漁業	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0
鉱業	-0.0	0.0	-0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	-5.4	-5.7	-9.1	3.7	-2.1	-3.7	10.9
（電気電子製品）	-2.0	-1.3	-5.2	3.2	1.6	-2.9	5.5
（化学製品・医薬品）	-2.5	-4.5	-2.0	-0.5	-2.8	-1.6	4.0
（自動車・トレーラー）	9.2	7.9	3.5	5.7	3.3	4.6	6.8
（その他の機械及び装置）	-1.2	-1.4	-0.6	-0.6	-0.8	-0.6	-0.9
電気、ガス、蒸気業	-0.0	-0.1	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0
環境産業	-0.0	-0.0	-0.0	0.0	-0.0	0.0	-0.0
建設業	-0.1	0.1	-0.0	-0.1	-0.0	0.1	0.0
サービス業	0.7	-13.2	0.8	-0.1	-5.5	-7.7	-1.9
（卸売り及び小売業）	-3.9	-5.3	-2.2	-1.7	-2.2	-3.1	-1.3
（情報通信業）	6.2	-4.1	4.4	1.7	-2.1	-2.0	1.7
その他	-0.4	0.3	-0.4	0.0	0.1	0.2	-0.4

※出処：韓国銀行のプレスリリース（2021.09.24）

¹³² 第10回韓国標準産業分類基準

[表 I -31]産業別¹³³知的財産権の貿易収支の推移 (II)

(単位：億ドル)

区分	2019	2020p	2019		2020p		2021p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
輸出	154.1	155.3	78.3	75.8	75.1	80.2	87.5
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	74.0	68.6	35.9	38.1	35.2	33.3	52.1
(電気電子製品)	59.0	54.5	29.7	29.3	29.2	25.2	36.5
(化学製品・医薬品)	2.1	2.0	0.9	1.2	0.9	1.1	6.3
(自動車・トレーラー)	11.5	10.8	4.7	6.7	4.6	6.1	7.9
(その他の機械及び装置)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
電気、ガス、蒸気業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1
サービス業	78.6	85.2	41.7	36.9	39.2	46.0	34.5
(卸売り及び小売業)	4.1	3.5	1.9	2.2	2.0	1.5	3.3
(情報通信業)	66.4	74.6	36.5	29.9	33.6	41.0	28.3
その他	1.1	1.3	0.5	0.6	0.5	0.7	0.8
輸入	159.3	174.0	87.1	72.3	82.7	91.3	79.0
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	79.4	74.3	45.0	34.4	37.3	37.0	41.2
(電気電子製品)	61.0	55.8	34.9	26.1	28.1	28.1	30.9
(化学製品・医薬品)	4.6	6.4	2.9	1.7	2.7	2.7	2.3
(自動車・トレーラー)	2.3	2.8	1.3	1.0	1.5	1.5	1.1
(その他の機械及び装置)	1.4	1.6	0.7	0.7	0.9	0.7	1.0
電気、ガス、蒸気業	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
サービス業	77.9	98.4	40.9	37.0	44.7	53.7	36.4
(卸売り及び小売業)	8.0	8.9	4.1	3.8	4.3	4.6	4.6
(情報通信業)	60.3	78.6	32.1	28.2	35.7	43.0	26.6
その他	1.5	1.0	0.9	0.6	0.5	0.5	1.3

※出処：韓国銀行のプレスリリース (2021.09.24)

¹³³ 第10回韓国標準産業分類基準

(5) 取引相手国別

取引相手国別に見てみると、中国（11.4億ドル）、ベトナム（9.7億ドル）などに対しては黒字を記録した一方、米国（-14.7億ドル）、英国（-6.4億ドル）などでは赤字となった。

[表 I -32] 取引相手国の国別知的財産権の貿易収支の推移 (単位：億ドル)

区分	2019	2020p	2019		2020p		2021p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-5.3	-18.7	-8.8	3.5	-7.6	-11.1	8.5
米国	-37.2	-38.4	-22.5	-14.6	-18.6	-19.9	-14.7
中国	20.2	25.9	10.5	9.6	11.9	14.0	11.4
日本	-7.8	-3.5	-5.0	-2.8	-2.3	-1.2	-3.1
英国	-1.9	-9.8	-2.0	0.1	-4.4	-5.4	-6.4
ベトナム	23.2	17.7	11.7	11.4	9.5	8.2	9.7
その他	-1.8	-10.5	-1.5	-0.3	-3.8	-6.7	11.5
輸出	154.1	155.3	78.3	75.8	75.1	80.2	87.5
米国	26.7	24.5	11.8	14.9	12.6	11.9	15.1
中国	25.6	29.2	15.1	10.5	13.0	16.2	12.8
日本	4.8	5.3	2.3	2.5	2.5	2.8	3.1
英国	16.2	19.5	5.9	10.4	9.2	10.3	9.6
ベトナム	23.3	17.9	11.8	11.5	9.6	8.3	9.8
その他	57.4	58.8	31.4	25.9	28.1	30.7	37.0
輸入	159.3	174.0	87.1	72.3	82.7	91.3	79.0
米国	63.9	63.0	34.3	29.5	31.2	31.8	29.8
中国	5.4	3.3	4.6	0.9	1.1	2.2	1.4
日本	12.6	8.8	7.3	5.3	4.8	4.0	6.2
英国	18.1	29.3	7.9	10.2	13.6	15.7	16.0
ベトナム	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
その他	59.2	69.3	2.9	26.2	31.9	37.5	25.5

※出処：韓国銀行のプレスリリース（2021.09.24）

4. 国際知的財産権保護指標

1) スイスの国際経営開発研究所（IMD）の科学インフラ指標

スイスの国際経営開発研究所（International Institute for Management Development、IMD）は毎年、世界 60 カ国以上の国際競争力を評価し、「IMD 世界競争力年鑑（The IMD World Competitiveness Yearbook）」を公表している。評価体系は経済運営成果、政府行政効率、企業経営効率、発展インフラの 4 部門と下位 20 項目と 340 指標で構成される。

2021年の世界競争力ランキング1位はスイスで、次いでスウェーデン、デンマーク、オランダ、シンガポールが上位5位にランクインした。韓国は経済成果、企業効率性の部門の順位が上昇し、政府効率性とインフラ部分の順位が下落したにもかかわらず、昨年と同じく23位を維持した一方、知的財産関連指標を含む科学インフラ部門の順位は2020年の3位から2021年には2位に上昇した。その中で、特許に関する定量指標は「人口10万人当たりの特許出願件数」部門の順位が1段階上昇し、他の指標の順位に変動はなく、知的財産保護に関する定性指標は前年に比べて2段階上昇して2020年に下落した順位が回復し、以前より高いレベルを達成した¹³⁴。

¹³⁴ 韓国知的財産研究院、「スイスの国際経営開発研究所、『2021年世界競争力順位』を公表」、「IP NEWS」第2021-25号、2021.06.22

[表 I -33] スイスの国際経営開発研究所 (IMD) の韓国の科学インフラ指標の状況

区分		ランキング		ランキングの変化
		2020年	2021年	
科学インフラ		3	2	↑1
合計研究開発投資	定量	5	5	-
対GDP比合計研究開発投資費の割合	定量	2	2	-
国民1人当たりの研究開発投資	補助	8	9	↓1
企業の研究開発費支出	定量	5	5	-
対GDP比企業の研究開発費の割合	定量	2	2	-
合計研究開発人材	定量	6	6	-
人口1千人当たりの研究開発人材	定量	3	3	-
企業の合計研究開発人材	補助	5	5	-
人口1千人当たりの企業の研究開発人材	補助	3	3	-
人口1千人当たりのR&D研究者数	定量	2	1	↑1
科学技術分野の卒業者数	定量	-	10	(新規)
科学分野の論文数	定量	10	9	↑1
ノーベル賞受賞	補助	29	29	-
人口100万人当たりのノーベル賞受賞	定量	29	29	-
出願人の国籍別特許出願数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの出願人の国籍別特許出願数	定量	3	2	↑1
出願人の国籍別特許登録数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの出願人の国籍別権利有効特許件数	定量	4	4	-
中間 - 先端産業の付加価値の割合	定量	4	4	-
科学研究関連法律がイノベーションを支援する程度	アンケート	31	30	↑1
知的財産権の保護程度	アンケート	38	36	↑2
産学間の知識伝達程度	アンケート	30	25	↑5

※ 出処：IMD、「2020 IMD World Competitiveness Yearbook」と「2021 IMD World Competitiveness Yearbook」より抜粋してまとめた韓国科学技術企画評価院の「2021 IMD 世界競争力分析」を再引用

注1) 補助指標 (Background information) は実際の部門別ランキング評価には使用されず、参考資料としてのみ活用

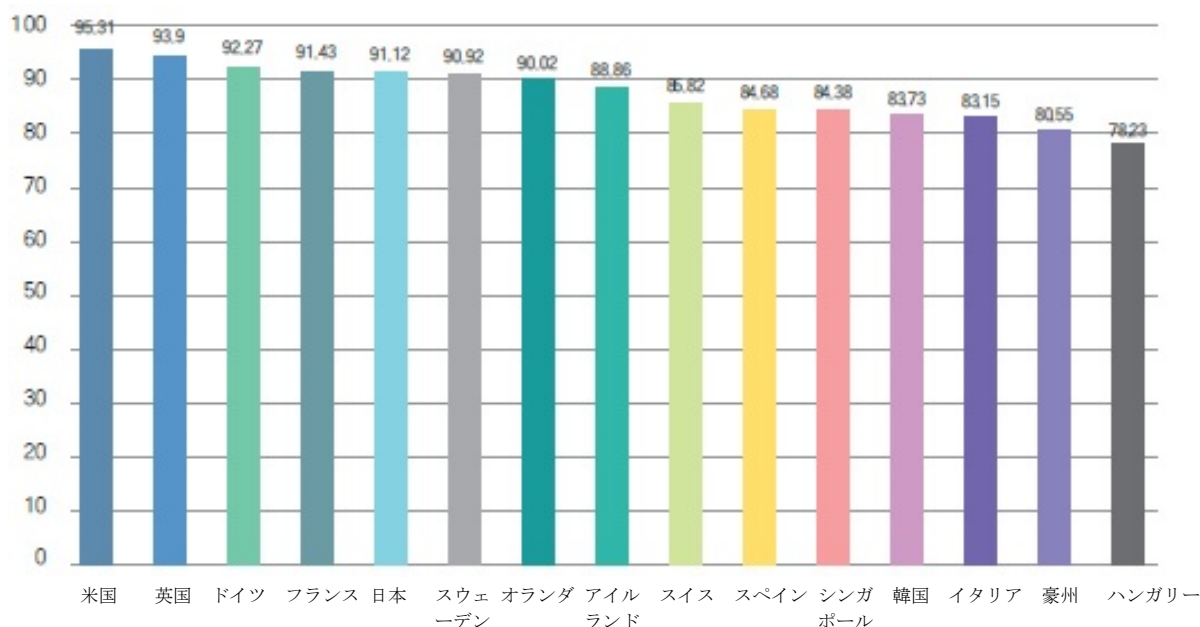
2) GIPC 国際知的財産指数

2021年3月24日、米国商工会議所グローバルイノベーション政策センター（GIPC）は、「2021 国際知的財産指数（2021 GIPC International IP Index（第9版）- Recovery Through Ingenuity）」報告書を発表した。同報告書は、各国の政策決定者と起業家が革新的な潜在力を強化し、投資とリスク要因について評価できる明確で客観的な評価要素を提供することを目的としている。

知的財産（IP）システムに最も強力な影響を及ぼす50の評価指標を活用して特許権、著作権、商標権、デザイン権、営業秘密、IP資産事業化、知的財産の執行、システムの効率性、知的財産関連国際条約への加入の9つの分野に対する国別の知的財産の環境を分析・評価する。

2021年、韓国の国際知的財産指数は計83.73点を取得し、53カ国中12位となり、前年に比べて1段階上昇した。同報告書によると、韓国の強みとして①不正競争防止及び営業秘密保護法改正案（営業秘密盗用に対する刑事制裁を強化）、②特許法の改正、不正競争防止及び営業秘密保護法の改正（特許及び営業秘密侵害に対する損害賠償請求の根拠を強化）、③国際模範事例合致する特許標準、④強力なオンライン／デジタル著作権保護（ソフトウェアを含む重要な例外を含む）、⑤中小企業に対する各種教育・技術支援プログラム提供、手数料減免などを提示した。一方、特許法条約（Patent Law Treaty）及びサイバー犯罪条約（Convention on Cyber crime）の加入国ではない点、外国IP権利者を差別する市場アクセスに対する一部の障壁、負担となるライセンス登録要件などが不十分な点と指摘された。

[図 I-16] 2020 年国際知的財産指数（上位 15 カ国）



※ 出 処：GIPC, 2021 GIPC International IP Index (9th edition) - Recovery Through Ingenuity

[表 I -34] 韓国の国際知的財産指数（項目別）

項目	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
	点数	満点	点数	満点	点数	満点	点数	満点	点数	満点
特許、関連権利及び制限	6.25	7	7.50	8	7.50	8	8.50	9	8.50	9
著作権、関連権利及び制限	4.99	6	5.99	7	5.99	7	5.99	7	5.99	7
商標、関連権利及び制限	6.55	7	5.55	6	5.99	6	3.75	4	3.75	4
デザイン、関連権利及び制限	-	-	-	-	-	-	1.80	2	1.80	2
営業秘密及び関連権利	2.60	4	1.35	2	1.35	3	2.10	3	2.10	3
IP資産の事業化執行					1.75	3	3.41	6	3.42	6
システムの効率性	4.92	7	5.01	7	5.01	7	5.29	7	6.05	7
国際条約への加盟及び批准	-	-	3.00	3	3.75	4	4.75	5	4.75	5
総点	3.00	4	3.00	4	3.00	4	5.50	7	5.50	7
換算点数 (100点満点)	28.31	35	33.15	40	36.06	45	41.10	50	41.86	50
順位	80.89		82.57		80.13		82.20		83.73	
特許、関連権利及び制限	9位/45カ国		11位/50カ国		13位/50カ国		13位/53カ国		12位/53カ国	

※出処：GIPC ホームページ (<https://www.theglobalipcenter.com>)

3) グローバルイノベーション指数 (GII)

グローバルイノベーション指数 (Global Innovation Index、GII) は WIPO、欧州経営大学院 (INSEAD) などが世界の WIPO 加盟国を対象にイノベーション能力を測定して算出するもので、2007 年に初めて導入された。2021 年には 7 つの分野、80 の細部指標¹³⁵に従って 132 カ国を対象に評価を行った¹³⁶。

2021 年、韓国は過去最高の世界 5 位となり、アジア地域でもシンガポールなどを超えてイノベーション最強国に成長した¹³⁷。スイスが昨年と同様に 1 位、スウェーデンが 2 位、米国が 3 位、英国が 4 位となり、オランダ (6 位)、フィンランド (7 位)、シンガポール (8 位) などの順であった。

[表 I-35] グローバルイノベーション指数 (GII) 上位 20 カ国

国	2019 年の順位	2020 年の順位	2021 年の順位	前年比
スイス	1	1	1	-
スウェーデン	2	2	2	-
米国	3	3	3	-
英国	5	4	4	-
韓国	11	10	5	5 ↑
オランダ	4	5	6	1 ↓
フィンランド	6	7	7	-
シンガポール	8	8	8	-
デンマーク	7	6	9	3 ↓
ドイツ	9	9	10	1 ↓
フランス	16	12	11	1 ↑
中国	14	14	12	2 ↑
日本	15	16	13	3 ↑
香港	13	11	14	3 ↓
イスラエル	10	13	15	2 ↓
カナダ	17	17	16	1 ↑
アイスランド	20	21	17	4 ↑
オーストリア	21	19	18	1 ↓
アイルランド	12	15	19	4 ↓
ノルウェー	19	20	20	-

※出処：在ジュネーブ大韓民国代表部のプレスリリース「韓国、WIPO グローバルイノベーション指数世界で 5 位」 (2021. 09. 20)

¹³⁵ 投入部門 (5) : 制度、人的資本及び研究、インフラ、市場の高度化、企業の高度化
算出部門 (2) : 知識・技術算出、創造的算出

¹³⁶ 在ジュネーブ大韓民国代表部のプレスリリース (2021. 09. 20)

¹³⁷ 過去の韓国ランキング : (2012) 21 → (2015) 14 → (2018) 12 → (2019) 11 → (2020) 10 → (2021) 5

部門別順位を見ると、イノベーション投入指標のうち人的支援及び研究分野で3年連続1位を記録し、産業成熟度は前年度と同じ7位、インフラは前年比2段階上昇した12位となった。ただし、市場成熟度の場合、前年比7段階下落した18位となった。一方、イノベーション算出指標部分で知識及び技術成果、創造的成果とも前年に比べて順位が上昇し、イノベーション指数順位の上昇を牽引した。

[表 I -36] グローバルイノベーション指数 (GII) 韓国の部門別ランキング

区分		2017	2018	2019	2020	2021
投入指標	制度	35	26	26	29	28
	人的支援及び研究	2	2	1	1	1
	インフラ	13	13	15	14	12
	市場成熟度	14	14	11	11	18
	事業成熟度	17	20	10	7	7
算出指標	知識及び技術成果	6	9	13	11	8
	創造的成果	5	17	17	14	8

※ 出 処 : KISTEP、「2021 年グローバルイノベーション指数 (GII) の分析と示唆点」、2021. 10. 15

知識及び技術成果部門のうち「知識創出」分野の細部項目を見ると、内国人特許出願及び PCT 出願で1位を記録した。一方、内国人実用新案は4段階下落した11位を記録し、科学技術論文掲載の場合も2段階下落した29位にとどまった。

[表 I -37] グローバルイノベーション指数 (GII) 韓国の知識及び技術成果部門中、知識創出細部項目の順位

区分	2017	2018	2019	2020	2021
知識及び技術成果	6	9	13	11	8
知識創出	2	3	8	7	7
- 内国人特許出願	1	1	1	1	1
- 内国人 PCT 出願	1	1	1	2	1
- 内国人実用新案	1	5	7	7	11
- 科学技術論文掲載	25	25	24	27	29
- H 指数	19	18	18	17	17

※ 出 処 : KISTEP、「2021 年グローバルイノベーション指数 (GII) の分析と示唆点」、2021. 10. 15

国家知識財産委員会 2021 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property
Annual Report 2021



国家知識財産委員会

第2章

委員会の活動及び国家知的財産戦略

- 第1節 知的財産政策の推進体系
- 第2節 国家知識財産委員会の主要案件
- 第3節 委員会の主要活動
- 第4節 委員会の発刊資料

第2章 委員会の活動及び国家知的財産戦略

第1節 知的財産政策の推進体系

1. 国家知識財産委員会の概要

国家知識財産委員会（Presidential Council on Intellectual Property、以下「知財委」）は、知的財産を創出して活用するための国家戦略を策定し、知的財産政策を調整する役割を遂行する。知財委の発足前、各関係機関で知的財産政策を分散して策定・推進することにより政策の一貫性が欠け、非効率的という限界にぶつかり、部処ごとに分散した知的財産政策を総括調整し、有機的に連携する部処の設立の必要性が提起された。これにより、2011年5月に公布された「知的財産基本法¹³⁸」に基づき、その年7月28日、知財委が発足した。

知的財産基本法に基づき、知財委は国務総理及び民間委員長（民間委員のうち大統領が指名）が共同委員長職を遂行し、政府委員13人、民間委員25人以内で構成され、科学技術情報通信部長官が幹事委員の役割を果たす。また、知財委業務を効率的に遂行するために、知的財産の創出・保護・活用・基盤・新知的財産の分野別に5つの専門委員会を設けており、知財委案件の事前検討及び知的財産政策イシューを発掘している。

重要事案に対する専門的検討のために一時組織として特別専門委員会を構成・運営することができるが、2020年6月に構成された「AI - 知的財産特別専門委員会」が2022年6月まで運営される予定である。また、知的財産戦略企画団は知財委事務局として知財委業務の支援を担当している。

知財委の主な機能としては、国家知的財産基本計画及び施行計画の策定・変更に関する事項、基本計画及び施行計画推進状況に対する点検・評価に関する事項、知的財産関連財源配分、知的財産の創出・保護・活用促進と基盤づくりのための施策などがあり、これで知的財産に関連して政府の主要政策の審議・調整・点検機能を遂行する。

¹³⁸ 知的財産基本法第6条（国家知識財産委員会の設置及び機能）①知的財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調整し、その推進状況を点検・評価するために大統領所属で国家知識財産委員会（以下「委員会」）を置く。

2. 知的財産関連法律

「知的財産基本法」は知的財産に関連する上位規範として、知的財産の創出・保護・活用を促進し、基盤を造成するための政府政策の策定・推進の根拠を提供する。産業財産権保護のため、「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」を置いており、この法は特許庁が所管する。著作権は「著作権法」で保護しており、所管部処は文体部である。この他にも、営業秘密侵害及び知的財産権を侵害する不正競争行為を規律するために「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を施行しており、植物新品種や遺伝資源など新知的財産関連法律では「植物新品種保護法」、「遺伝資源へのアクセス・利益配分に関する法律」、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」などがある。

[表Ⅱ-1]知的財産関連法律及び所管部処

所管部処	法令
国家知識財産委員会 (科学技術情報通信部)	知的財産基本法
特許庁	特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、半導体集積回路の配置設計に関する法律、弁理士法、発明振興法
文化体育観光部	著作権法、文化産業振興基本法、コンテンツ産業振興法
科学技術情報通信部	科学技術基本法、ソフトウェア振興法、データ産業振興及び利用促進に関する基本法、生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律
産業通商資源部	対外貿易法、産業デザイン振興法、産業技術流出防止及び保護に関する法律、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律、技術移転及び事業化促進に関する法律
中小ベンチャー企業部	中小企業技術保護支援に関する法律
農林畜産食品部、 海洋水産部、 食品医薬品安全処	種子産業法、植物新品種保護法、農水産物品質管理法、農業生命資源の保存管理及び利用に関する法律、森林資源の造成及び管理に関する法律、森林保護法、樹木園の造成及び振興に関する法律
海洋水産部	海洋水産生命資源の確保・管理及び利用に関する法律
疾病管理庁	病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律
環境部	生物多様性保全及び利用に関する法律、遺伝資源へのアクセス・利益配分に関する法律
関税庁	関税法
公正取引委員会	独占規制及び公正取引に関する法律

第2節 国家知識財産委員会の主要案件

1. 委員会の審議・議決状況

2020年に第5期知財委が発足した後、2020年度に2回（第26次～第27次）、2021年度に3回（第28次～第30次）の本会議を開催した。

2021年2月23日、世宗庁舎 - ソウル庁舎間ビデオ会議で開催された第28次本会議では「人工知能・データ基盤のデジタル知的財産革新戦略（案）」が審議・議決され、「2021年知的財産の主要政策イシュー発掘（案）」、「2020年国家知的財産ネットワーク（KIPnet）運営結果（案）」を報告案件として受理した。

2021年3月29日、ビデオ会議で開催された第29次本会議では「2021年度国家知的財産施行計画（案）」、「2020年度国家知的財産施行計画の推進実績の点検・評価の結果及び2022年度財源配分の方角（案）」、「第3次国家知的財産基本計画の策定指針（案）」、「人工知能（AI） - 知的財産（IP）特別専門委員会の延長・運営計画（案）」の4つの案件について審議・議決し、報告案件として「2021年知的財産イシュー政策化推進計画（案）」を受理・確定した。

2021年12月23日に開催された第30次本会議では、「第3次国家知的財産基本計画（案）」、「文化経済の拡散に向けた著作物利用の活性化策（案）」について審議・議決し、「知的財産人材育成ビジョン2030」策定の推進状況、「バイオヘルス産業における知的財産の競争力強化策（案）」を報告案件に受付・確定した。

[表Ⅱ-2]2021年度国家知識財産委員会の審議・議決案件

次	案件名
第28次 (2021.02.23)	1. 人工知能・データ基盤のデジタル知的財産革新戦略（案）
	2. 2021年知的財産の主要政策イシュー発掘（案）
	3. 2020年国家知的財産ネットワーク（KIPnet）運営結果（案）
第29次 (2021.03.29)	4. 2021年度国家知的財産施行計画（案）
	5. 2020年度国家知的財産施行計画の推進実績の点検・評価の結果及び2022年度財源配分の方角（案）
	6. 第3次国家知的財産基本計画の策定指針（案）
	7. 人工知能（AI） - IP特別専門委員会の延長・運営計画（案）
第30次 (2021.12.23)	8. 2021年度知的財産イシュー政策化推進計画（案）
	9. 第3次国家知的財産基本計画（案）
	10. 文化経済の拡散に向けた著作物利用の活性化策
	11. 「知的財産人材育成ビジョン2030」策定推進状況
	12. バイオヘルス産業における知的財産（IP）の競争力強化策（案）

[写真Ⅱ-1]2021年国家知識財産委員会の開催



第28次 (2021. 02. 23)



第30次 (2021. 12. 23)

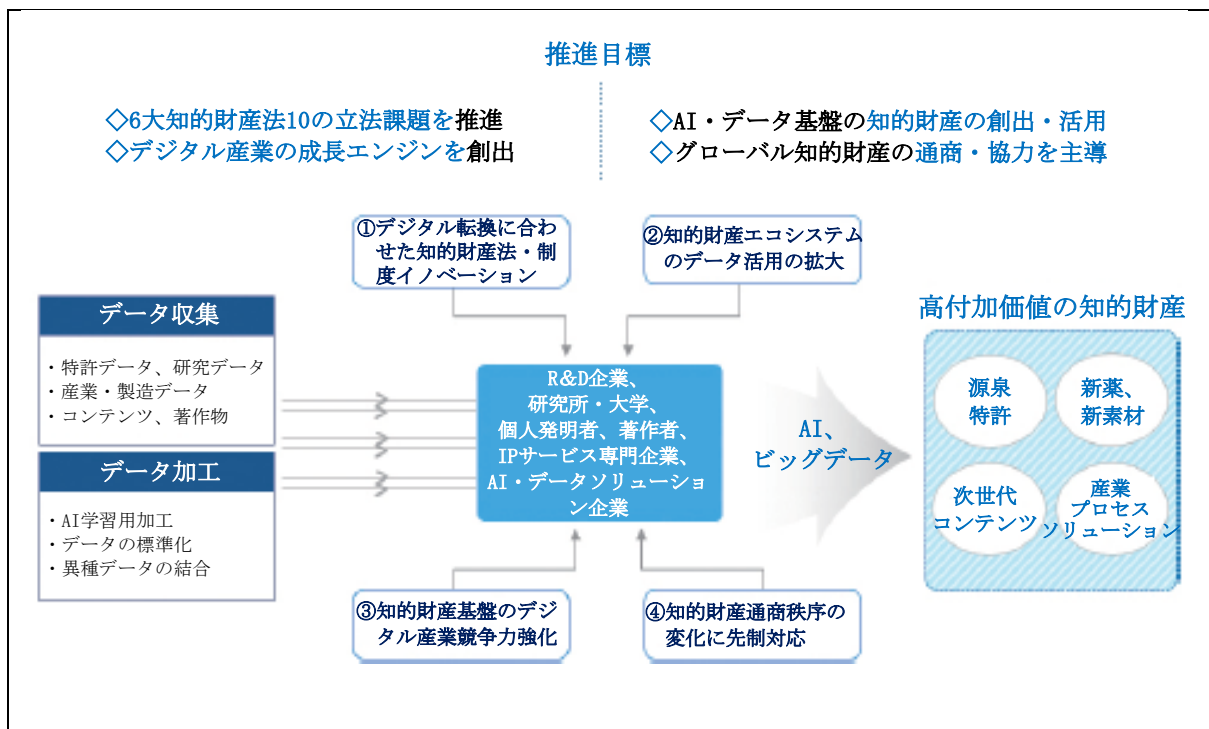
2. 案件の主要内容

1) 人工知能・データ基盤のデジタル知的財産革新戦略（案）

(1) 推進の背景

デジタルニューディール過程で生成されるデータ・人工知能など、デジタル新技術を活用することで、高品質の知的財産の創出を促進し、デジタル経済を先導できる知的財産ファーストムーバー戦略を策定する必要がある。

(2) 主要内容



①（戦略1）デジタル転換に対応する知的財産法・制度の革新

第一に、データの活用を拡大させるために関連法制を整備し、AI 創作物に対する生成・流通を活性化させる一方、権利を保護するための制度化の方向を確立する¹³⁹。

第二に、ホログラム、画像デザインなどデジタルの新タイプの知的財産の保護を強化し、オンライン伝送、VR・AR などデジタル環境で知的財産侵害を防止できる制度を設ける。つまり、6 大知的財産法の 10 の中核立法課題を推進して知的財産の公正な活用を促進し、不当な知的財産権の侵害を防止する。

[表 II-3]6 大知的財産法の 10 の中核立法課題

知的財産法	立法課題	日程
不正競争防止法	①データ保護規定を新設 ②仮想現実（AR・VR）で商標侵害を防止	～2022
著作権法	③データマイニング著作物に対する免責 ④違法著作物のリンクの提供を制裁	～2021
特許法	⑤デジタル融合複合分野の特許審判で「専門審理委員制度」を導入	～2021
商標法	⑥オンライン伝送による侵害防止 ⑦オンラインプラットフォームに商標権侵害防止を義務付ける	～2022
デザイン保護法	⑧「画像デザイン」を保護 ⑨電気通信回線による提供など実施行為を拡大	～2021
発明振興法	⑩知的財産データ活用・開放拡大のための支援の根拠を新設	～2021

②（戦略2）知的財産エコシステムのデータ活用の拡大

第一に、産業のバリューチェーン全般に対して知的財産データの活用を強化し¹⁴⁰、人工知能を活用したリアルタイム特許分析システムを構築する¹⁴¹。

第二に、国家 R&D 過程で生成される研究データの共有・活用を促進し、産業現場の産業・製造・データを構築し、開放を拡大する。これにより知的財産データのインフラを構築し、産業・技術全般に活用できるようにする。

③（戦略3）知的財産基盤のデジタル産業競争力強化

第一に、人工知能などデジタル産業分野の中核・源泉特許を創出するために R&D 前方支援と後方支援を行い¹⁴²、実感型デジタルコンテンツの開発を支援する¹⁴³。

¹³⁹ (2021) 部処間の議論による争点の導出及び基本原則の確立 → (2022) WIPO 議論主導・立法検討

¹⁴⁰ デジタル・グリーンニューディール、炭素低減分野に対する特許ビッグデータ分析の拡大、商標・デザイン
のビッグデータ分析による流通・製品化戦略の提供など

¹⁴¹ 特許情報と産業・経済情報、市場構造情報など他のデータを連携・融合支援

¹⁴² 標準化主導、次世代AI開発、海外特許出願・登録経費及び特許バウチャー支援など

¹⁴³ 映画・ゲーム・ウェブトゥーンなどの背景場所で活性化される位置基盤の実感コンテンツ開発

第二に、知的財産金融に参加する銀行を拡大し¹⁴⁴、部処別に分散した取引・評価情報 DB を構築し¹⁴⁵、人工知能基盤の特許評価システムの開発を推進する。これにより、人工知能・デジタルコンテンツ産業を育成し、デジタル知的財産金融の基盤を築く。

④（戦略 4）新知的財産の通商秩序の先導

第一に、デジタル転換による新知的財産の規範を形成するために主要国と共同で対応できるように主導し¹⁴⁶、主要協定に対する知的財産分野の対応を強化する¹⁴⁷。

第二に、海外知的財産紛争に対応し、中小企業が海外での知的財産権を確保できるように支援し¹⁴⁸、インターポール・警察庁と模倣品・違法複製物に対して合同取り締まりなどを行い、紛争解決を支援する。

¹⁴⁴ (2020) 国策銀行 (2行)・市中銀行 (5行)・地方銀行 (1行) → (2021～) 地方銀行 (4行) 及びインターネット銀行も追加に推進

¹⁴⁵ IP取引・訴訟情報、企業情報などIP評価・取引DB構築：(2024累積) 20万件

¹⁴⁶ デジタル転換に対応する知的財産制度の改善に向けた日中韓の今後10年の協力ビジョンなどを発表

¹⁴⁷ (RCEP) 著作権侵害に対する民事・刑事救済など、(USMCA) 営業秘密保護強化など

¹⁴⁸ IPサービスを総合支援するグローバルIPスター企業を選定 (2021、820社)、著作権侵害に対応する法律コンサルティングなどを支援する著作権パウチャー事業を新規推進 (2021、50社)

2) 2021 年の知的財産の主要政策 이슈 発掘 (案)

(1) 推進の背景

国家知識財産委員会傘下の 5 つ (創出・活用・保護・基盤・新知的財産) の専門委員会を中心に非対面時代の知的財産分野における主要 이슈 を先制的に発掘した。

(2) 主要内容

第一に、実感コンテンツの規制を改善し、それを活用できるように政策案を推進する。実感コンテンツの創作過程で著作権侵害が懸念されている一方、これに関わる多くの部処での重複規制による行政的負担が存在する。したがって、商標、デザインなどにも適用できる著作物の付随的複製を許可するガイドラインを作成し、実感コンテンツに適した新しい分類体系を新設するなど、規制緩和を推進する (文体部など)。

第二に、教員の起業を活性化させるための改良発明ガイドラインを作成する。現在、教員が起業企業を設立した後成し遂げた改良発明に対する権利帰属及び成果の補償に対するガイドラインがない。したがって、起業教員の改良発明への貢献、起業教員の身分 (兼職/休職)、財源の出所 (国家研究開発資金/民間投資資金) などを考慮したガイドラインを作成するようにする (教育部、科技情通部、特許庁)。

第三に、公共著作物の公正な利用に関する法制度を改善できる方策を模索する。すなわち、公共機関の発刊物を営利的に活用 (印刷販売) する場合、出処不表示など不公正な利用が発生して創作者の著作者人格権を侵害している。したがって、公共著作物の出処 (提供機関名、作成者) の表記を義務付け、公共著作物の特性に応じて公共ヌリ (文体部が公共著作物の利用を活性化するために開発した韓国型公共著作物の自由利用許可ライセンス) のタイプを具体化する方策を設ける (文体部など)。

(3) 今後の計画

2021 年 2 月まで関係部処と協議して政策化推進計画を確立し、2021 年 3 月に第 29 次知財委で案を上程し、関係部処の推進計画を報告する。

3) 2020 年国家知的財産ネットワーク (KIPnet) 運営の結果 (案)

(1) 推進の背景

現場の意見をもとに急変する社会環境に対応する知的財産革新戦略を策定するため、国家知的財産ネットワーク (KIPnet¹⁴⁹) で議論した 2020 年度の主要議論の主題別政策提案を関係部処に勧告し、政策化を推進した。

(2) 主要内容

第一に、特許専門担当官 (CPO) 制度及び教育を活性化させ、IP - R&D 戦略を広げる。つまり、CPO 制度を導入して定着させるために、呼び水の形で大型 R&D 全周期 IP 戦略支援事業を新設し、中長期支援策を提言する。また、IP - R&D 戦略教育センターを設立し、IP - R&D 教育課程を開設して運営策を模索する。

第二に、IP 金融の活性化に対応して IP 価値評価の専門人材を育成する。特許以外の IP 価値評価のための評価機関と人材育成機関の指定が必要である。したがって、知的財産評価機関を拡大し、評価機関の指定要件を緩和する必要性を提言する。

第三に、ポスト新型コロナ、非対面時代に合わせた特許法の改正案を提言する。すなわち、特許法上、発明の成立性と産業上の利用可能性の要件に対する改正案を提言する。また、特許法上の発明を法として定義せず、技術的思想が適用される分野に包括してニューノーマル時代の技術の特許で保護できる方策を提言する。

第四に、オンライン動画サービス (over-the-top, OTT) 産業を活性化させ、OTT 環境における著作権、著作隣接権に対する法的争点を検討する。すなわち、OTT 環境で発生した収益が著作権及び著作隣接権に対する正当な補償につながるように、OTT の著作権法上の定義を明確化する。また、OTT 産業の活性化のために、関連部処間の相互協力の必要性も提案する。

(3) 今後の計画

2021 年 4 月までに関係部処、専門委員会の意見を反映して後続研究を進め、政策に反映できるように検討する。

¹⁴⁹ IP関連公共機関、研究機関、大学、企業、協会などに所属する専門家が参加するネットワークチャンネルとして、毎年自主的にIP 이슈を発掘して議論 (2012年発足)

4) 2021 年度国家知的財産施行計画（案）

(1) 推進の背景

第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）の政策目標を実現するために、年度別細部実践計画として2021年度細部実行計画（案）を策定した¹⁵⁰。

(2) 主要内容

①市場の需要を反映した IP 資産化

市場の需要を反映した IP 資産化のため、技術移転及び事業化の支援を強化し、IP 金融を継続的に拡大し¹⁵¹、これを充実させるために IP 評価体系を改善する。このために、第一に、国家技術銀行に登録された公共研の保有技術などを中小・中堅企業に移転し、事業化を促進できるように企業と公共研のさらなる商用化開発の支援を拡大する¹⁵²。

第二に、保証・投資・担保貸付などの用途に活用できる IP 価値評価への支援を拡大し¹⁵³、現在の IP 評価機関の認証制度を2段階にする方策を推進し、昇降制への改編を推進する¹⁵⁴。

②中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護の強化

グローバルな競争力強化のため、素材・部品・装置分野の IP - R&D を支援し、中小企業の技術革新開発のための支援を拡大する。

第一に、関係部処間の協業により、中核戦略技術に関連する素材・部品・装置分野の R&D 課題と韓国型ニューディールなど、中核分野の政府 R&D 課題に対して IP - R&D 支援を拡大する¹⁵⁵。

¹⁵⁰ （戦略及び課題）5大戦略及び21の中核課題、（関係機関）科技情通部・文体部・特許庁など16の中央行政機関、17の市・道、（72の事業）財政事業（59件、R&D事業19社）、非財政事業（法・制度など、13の事業）

¹⁵¹ 2019年 1.4兆ウォン → 2020年 2.1兆ウォン

¹⁵² 技術成果活用促進（産業部）：（2020）91億ウォン→（2021）103億ウォン

¹⁵³ IP金融価値評価支援件数：（2020）2,262件→（2021目標）2,300件、（3大ガイド普及、2021.02～）①IP価値評価実務ガイド、②品質管理ガイド、③IP投資実査ガイド

¹⁵⁴ （既存）評価人員10人以上→（改善）1段階は5人以上、2段階は10人以上、（1→2段階に昇級）2段階評価機関の要件を満たした場合、（2→1段階に降格）評価品質が不十分な場合

¹⁵⁵ IP - R&D戦略支援（特許庁）：（2020）361億ウォン→（2021）404億ウォン

[表Ⅱ-4]素材・部品・装置の中核戦略技術関連 R&D 事業

所管	素材・部品・装置の中核戦略技術関連 R&D 事業	IP - R&D 支援課題数 (件)	
		2020 年	2021 年 (案)
産業部	素材部品技術開発、機械産業中核技術開発など	208	260
中企部	技術革新開発、購入条件付き技術開発など	49	100
科技情通部	未来素材ディスカバリー、ナノ・未来素材 源泉技術開発など	37	40
環境部	上下水道の革新技術開発事業	5	-
	合計	299	400

第二に、中小・ベンチャー革新成長分野の中核品目に対する R&D 事業を新規支援¹⁵⁶、技術起業企業を対象に R&D とともに IP - R&D を支援できるように事業を連携する¹⁵⁷。

③韓国国内の IP のグローバル進出の支援強化

韓流の拡散及び IP 紛争の増加に伴う知的財産権保護の支援を強化する。そのために、第一に、海外商標無断先取り¹⁵⁸とオンライン模倣品の流通に対応する地域を拡大し¹⁵⁹、関税庁の協力を得て、違法複製品の読取システムの実証支援を行い、国内企業の被害を最小限に抑えるようにする¹⁶⁰。

第二に、コンテンツの海外進出拡大のために海外現地拠点を運営し¹⁶¹、海外進出企業を対象に情報を提供し、現地での交流、事業者間の連携、広報・コンサルティングなどの支援を拡大する。

④デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムの造成

公正かつ透明なコンテンツのエコシステムを造るために、不公正な行為を改善し、有望なコンテンツへの投資を拡大する。第一に、不公正取引の被害申告、法律・訴訟費用などを支援し¹⁶²、外注制作・労働環境など放送分野での標準契約書の使用実態と義務使用（政府支援事業）の点検を推進する。

¹⁵⁶ 素材・部品・装置、第四次産業革命、3大新産業分野など計40の課題

¹⁵⁷ (R&D) 4億ウォン以内の支援、民間10%以上の負担、(IP - R&D) 0.8億ウォン以内の支援、民間20%以上の負担

¹⁵⁸ 海外商標無断先取りへの対応：(2020) 中国・ベトナム+タイ→(2021) 中国・ベトナム・タイ+インドネシア

¹⁵⁹ 海外オンライン模倣品流通への対応：(2019) 中国→(2020~2021) 中国+アセアン6カ国（ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン）及び台湾

¹⁶⁰ AI融合違法複製品の読取システム構築（科技情通部）：(2020) 48億ウォン→(2021) 59億ウォン

¹⁶¹ (2020) 韓国コンテンツ振興院ビジネスセンター7カ所（米国LA、中国北京・深セン、日本東京、欧州パリ、インドネシアジャカルタ、ベトナムハノイ）及び市場調査人材（マーケター）1カ所（UAEアブダビ）を運営。(2021) センター新規設立（UAEアブダビ）及び市場調査人材（マーケター）2カ所（タイ、ロシア）に派遣予定

¹⁶² コンテンツ公正共生センターへの相談件数：(2018) 51件→(2019) 106件→(2020) 124件

第二に、コンテンツ企業の融資を活性化させるために、民間金融業界が融資を実施する際の保証を拡大し¹⁶³、制度圏金融（政府から許認可を受けて営業する金融機関）からの支援の死角地帯にある起業・零細企業を重点的に支援する。

⑤人と文化を中心とする IP の土壌の構築

新たな職務能力の需要増大に対応し、融合人材の育成のために産業分野別、対象別に合わせた IP 教育を強化する。つまり、起業保育センターでの IP 教育の運営を拡大し¹⁶⁴、デジタル分野の IP 人材を育成するなど¹⁶⁵、主な産業分野別に実務能力を高めることができるよう、集中教育訓練を実施する。

(3) 今後の計画

2021 年 2 月まで中央行政機関・自治体に通知し、2022 年 3 月までに推進実績の点検及び評価を行う。

¹⁶³ 文化産業完成保証の出捐予算（文体部）：（2020）200億ウォン→（2021）250億ウォン

¹⁶⁴ 需要調査を実施して一部の起業保育センター内の教育拠点センターを拡大：（2020）8カ所 → （2021）10カ所

¹⁶⁵ 特許庁、雇用労働部、事業参加機関、自治体などと協力し、ビッグデータ・AIなどデジタル分野の IP 教育コンテンツの開発及び IP 教育定例化の基盤（MOU など）を構築

5) 2020 年度国家知的財産施行計画の推進実績の点検・評価の結果及び 2022 年度財源配分の方向（案）

(1) 推進の背景

知的財産基本法第 10 条に基づき、2020 年度施行計画の推進実績を点検・評価した。また、このような評価結果と未来展望などを連携し、2022 年度財源配分の方向（案）を設け、関係部処（科技情通部・企財部）に通知した。

(2) 推進経過

施行計画の評価と財源配分と連携性を強化するために、評価単位を「課題」単位から「事業」単位へと変更し、評価等級を 5 段階に細分化するなど、評価制度を改善した¹⁶⁶。また、事業の特性と評価者別のバラツキを最小化するために、評価分科を 5 大戦略分科から①R&D、②人材育成など基盤造成、③活用・促進・支援、④法・制度運営、⑤自治体事業など特性格分科に調整し、統計技法を適用するなどして評価方法を改善した。

(3) 主要内容

評価対象は 16 の中央行政機関 72 の事業¹⁶⁷と 17 の広域自治体（都道府県）の推進実績である。

[表 II-5] 施行計画評価対象

区分	機関名
関係中央行政機関 (16)	教育部、科学技術情報通信部、外交部、法務部、統一部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、金融委員会、関税庁、特許庁
広域自治体 (17)	ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南道、忠清北道、全羅南道、全羅北道、慶尚南道、慶尚北道、済州特別自治道、世宗特別自治市

評価方法は国家知識財産委員会の専門委員など計 44 人からなる評価委員団が深層評価を行い¹⁶⁸、評価結果を反映した財源配分の方向（案）を提示した¹⁶⁹。評価等級は中央部処と自治体に分け、中央部処は事業単位（財政・非財政）別、自治体は機関別に等級を付与した。この評価の結果は 2022 年度知的財産財源配分の方向（案）に反映され¹⁷⁰、最優秀な中央部処・地方自治体に対して表彰（副賞を含む）を行った。

¹⁶⁶ (2018) 最優秀、優秀、普通 (3段階) → (2019) 最優秀、優秀、普通、不十分、非常に不十分 (5段階)

¹⁶⁷ 財政事業 (59件、R&D 17件、非R&D 42件)、非財政事業 (法・制度など13件)

¹⁶⁸ 書面評価 → 分科別調整会議 (不十分・優秀課題の召命及び実績検証) → 全体調整会議 (不十分・優秀課題の確定及び財源配分など議論) → 財源配分の方向 (案) を策定

¹⁶⁹ (評価日程) 2020年施行計画策定 (関係部処・自治体、2020.03) → 2020年施行計画推進実績提出 (～2021.01.15) → 点検・評価の実施 (2021.01～02) → 知財委本会の議決 (3月末)

¹⁷⁰ 中央部処事業は評価の結果を反映した財源配分の意見を関連部処 (R&D事業：科技情通部、非R&D事業：企

(4) 2020 年度点検・評価結果及び財源配分の方向（案）

中央部処の 72 事業と 17 の自治体を評価した結果、最優秀 5 件（中央 4、自治体 1）、優秀 10 件（中央 7、自治体 3）、普通 74 件（中央 61、自治体 13）の課題がそれぞれ選ばれた。

[表Ⅱ-6]2020 年国家知的財産施行計画評価結果（最）優秀事業（自治体）

区分		最優秀・優秀事業状況	機関
中央部処 (11)	最優秀 (4)	多国間経済外交の推進及び経済協力強化	外交部
		バイオヘルス技術ビジネスエコシステム造成支援	保健福祉部
		知的財産基盤の起業促進	特許庁
		文化コンテンツ国際協力及び輸出基盤造成	文化体育観光部
	優秀 (7)	母胎組合出資	特許庁
		著作権流通支援及び利用活性化	文化体育観光部
		特許審査支援事業	特許庁
		標準特許創出支援	特許庁
		国内知的財産権保護活動強化	特許庁
		発明奨励文化造成	特許庁
		知的財産創出支援	特許庁
広域自治体 (4)	最優秀	産業革新成長のハブ、IP 最強先導「蔚山」	蔚山広域市
	優秀 (3)	世界が訪れるグローバル IP HUB、 第四次産業革命先導都市「仁川」	仁川広域市
		知的財産基盤起業先導都市「大邱」	大邱広域市
		未来の IP 競争力を確保し、 「スマート江原」を実現	江原道

また、財源配分の方向（案）として、中央部処の評価対象 55 件の財政事業（詳細、内訳）に対して予算拡大 36 件（優秀以上 11 件、普通 25 件）、維持 18 件、条件付維持・縮小 1 件 意見を提示した。

[表Ⅱ-7]2022 年度国家知的財産事業の財源配分の方向（案）

区分（等級）	予算の拡大	現行レベルの維持	条件付の維持または縮小
優秀以上	11	-	-
普通	25	18	1

※予算を反映しにくい予算事業（内訳）は評価と改善意見のみ提示（4 件）

(5) 今後の計画

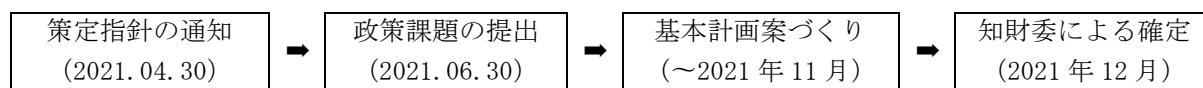
2021年3月末、2020年の点検・評価結果及び事業別（自治体別）改善意見を通知し、4月から8月まで予算（案）への反映を支援する。

6) 第3次国家知的財産基本計画の策定指針（案）

(1) 推進の背景

第2次国家知的財産基本計画（2017年～2021年）が終了し、知的財産の中長期政策目標及び戦略・推進課題などを盛り込んだ「第3次国家知的財産基本計画（2022年～2026年）」の策定指針を提示した¹⁷¹。

[表Ⅱ-8]第3次国家知的財産基本計画の策定手続き



(2) 推進方向

第2次国家知的財産基本計画（2017年～2021年）に基づく毎年度施行計画の推進実績を点検・評価した結果、国内外のIP環境と主要国の政策動向などを検討・分析した。これに基づいて、第3次国家知的財産基本計画（2022年～2026年）に対する暫定的な構造（案）を設計した¹⁷²。このような第3次基本計画構造（案）をもとに関係部処などから計画と施策を提出させ、これを総合的に深層検討して2021年12月に基本計画（案）を策定した。

(3) 主要内容

①環境分析

最近、新型コロナパンデミックとなり、非対面の需要が急増し、デジタル・データ経済への大転換が行われた一方、ICT基盤の広範で複合的な融合により、産業構造のイノベーションが加速した。また、AI、VR・ARなどICT技術の融合とプラットフォーム経済の拡散により、コンテンツエコシステムの変化が見込まれる。

②グローバルIP政策動向

米国は強力な知的財産の保護及び執行により、製造業の競争力回復に取り組んでいる。中国も知的財産保護の強化など制度を整備して国際社会における信頼度の増大に努めている。日本の場合、ウィズコロナとともにニューノーマルに向けた知的財産の戦略を提示するなど、デジタル転換に対応するために知的財産エコシステムの整備を推進している。欧州は欧州単一市場の革新的な知的財産環境を造成するため、欧州知的財産庁（EUIPO）戦略計画2025などを策定するなど、制度改善を進めている。

¹⁷¹ 根拠：知的財産基本法第8条及び同法施行令第9条

¹⁷² 知財委民間委員など諮問委員会の検討（2021.01）及び5大戦略別小委員会の検討（2021.02）

③韓国の IP 政策の方向及び挑戦課題

第一に、技術覇権競争、カーボンニュートラルなどに対応するために中核となる知的財産を確保し、R&D 全周期で知的財産中心の管理を行う。第二に、データの活用を強化し、技術革新を促進、保護・流出防止などのために知的財産制度の整備を行う。第三に、グローバルな強小企業を育成するために、起業、IP 金融、取引など知的財産価値創出のエコシステムを強固にする。第四に、知的財産先導国への飛躍のために知的財産人材基盤を強化し、グローバルリーダーシップを確保する。第五に、次世代コンテンツを育成し、公正・共生の産業環境を造成するなど、新たなコンテンツのエコシステムを造成する。

[表Ⅱ-9]第3次国家知的財産基本計画の方向性

(ビジョン) デジタル転換時代、IP 基盤の融合・複合によるグローバルイノベーションの先導	
方針方向 (案)	(1) データ活用促進、R&D 活用度向上による戦略分野の中核 IP を確保 (2) IP 制度を先進化させ、融合・複合技術革新の迅速な保護及び流出を防止 (3) IP 価値創出エコシステムを強固にし、IP に強いグローバルな強小企業を育成 (4) IP 人材を高度化させるとともに、グローバルリーダーシップを確保し、IP 先導国へ跳躍する基盤を固める (5) 新しい環境で公正・共生のコンテンツ産業環境を構築し、コンテンツ強国を達成

(4) 今後のスケジュール




2021 年 4 月 30 日までに第 3 次基本計画策定指針を通知し、2021 年 6 月 30 日までに関係部処及び自治体は第 3 次基本計画政策課題（案）を提出する。これをもとに 2021 年 9 月までに第 3 次基本計画草案を作成し、2021 年 11 月に公聴会などで意見聴取を行って 2021 年 12 月、第 31 次本会議で第 3 次基本計画（案）を確定する。

7) 人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会の延長・運営計画 (案)

(1) 推進の背景

人工知能・データ基盤のデジタル知的財産革新戦略 (案) (以下、知的財産革新戦略¹⁷³) の中核課題に対する継続的な議論を行って合意事項が導出されるべきなど後続措置が必要である。また、人工知能関連の知的財産イシューに対するグローバル議論の動向を考慮して新規イシューを発掘し、これに対する議論をして先制的な対応策を導出する必要がある。

[表 II-10] 主要国の人工知能関連政策議論

	2021. 03 「米国家安全保障委員会 (NSCAI) 報告書」：国の AI 競争力確保及び安保脅威への対応のために IP 注意事項を含め、AI 及び新技術保護のための新たな IP 政策及び制度の改革・策定を勧告
	2020. 10 「AI 立法勧告案」：勧告の中で特許及び新しい創造プロセスを含む知的財産権に関する考慮の必要性を強調
	2020. 07 「AI 技術の活用のための活動計画改定版」：AI 技術を活用して特許行政事務の高度化・効率化を図るための活動計画を提示

(2) これまでの運営成果

2020 年 6 月 16 日、人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会 (以下、AI - IP 特委) が発足し、計 3 回の全体会議、小会議及び AI - IP カンファレンスなどを開催した。また、2020 年 12 月に知的財産革新戦略 (案) を設け、2021 年 2 月 23 日に第 28 次国家知識財産委員会に案件を上程、議決した。

[表 II-11] 知的財産革新戦略の主要内容

戦略	中核課題
デジタル転換に対応する知的財産法・制度の革新	①人工知能・データ活用拡散のための法・制度整備 ②デジタル転換に適する知的財産保護体系の構築
知的財産分野のデータ活用拡散	①産業全般で知的財産データ活用拡散 ②知的財産創出のためのデータ構築・開放
知的財産基盤のデジタル産業競争力強化	①人工知能及びデジタルコンテンツ産業の育成 ②デジタル知的財産金融基盤の造成及び人材育成
新知的財産通商秩序先導	①デジタル経済時代のグローバル知的財産規範の形成 主導 ②GVC 再編に対応した海外進出企業の支援

¹⁷³ 第28次国家知識財産委員会本会の議決 (2021. 02. 23)

国家知識財産委員会は、委員会傘下の AI - IP 特別専門委員会を延長・運営して①すでに議論された AI - IP イシューに対する実効性のある後続措置、②争点及び新規 IP イシューに対する先制的対応をしようとした。

(3) 今後の重点推進方向

第一に、AI - IP 特別専門委員会の運営期間を 2021 年 6 月 15 日に終了する当初の計画を変更し、2022 年 6 月 15 日に終了することに延長する。

第二に、国家知識財産委員会 AI - IP 特別委員会を中心に、知的財産革新戦略の主要事業と政策の進捗状況（履行計画の策定及び施行など）を点検する。

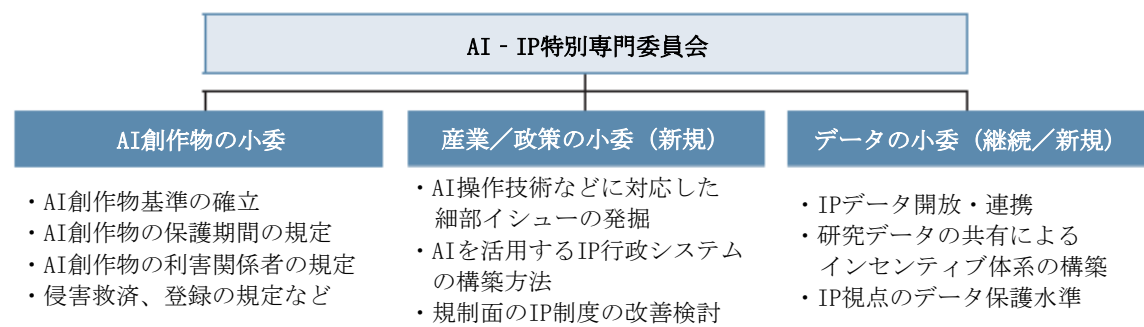
第三に、多部処の中核課題¹⁷⁴の場合、人工知能 - IP 特別専門委員会に別途の小委員会を構成・運営して議論の水準を高度化する。また、必要に応じて実務運営委員会¹⁷⁵などで合意事項を導出する。

第四に、主要国中心の人工知能 - IP 政策イシューの状況をモニタリングする。これにより、新規イシューの発掘について議論し、先制的な対応策の導出を検討する。

(4) 今後のスケジュール

2021 年 4 月から 2022 年 6 月まで AI - IP 特別委員会内の小委員会を構成・運営する。必要に応じて公開フォーラム、セミナーなどを運営することができる。

[図 II-3] AI - IP 特委の構成



※小委の構成及び細部案件は変更になる場合がある。

また、2021 年 4 月から知的財産革新戦略の履行点検などを実施し、2022 年 6 月以降、AI - IP 特別委員会の運営結果を報告する。

¹⁷⁴ AI - 創作物（発明・デザイン・著作など）の生成・流通の活性化及び権利保護

¹⁷⁵ （委員長）知的財産戦略企画団長、（委員）あて職委員が所属する機関の高位公務員と知的財産戦略企画団所属の高位公務員

8) 2021 年度知的財産イシュー政策化推進計画（案）

(1) 推進の背景

専門委員会が発掘した「2021 年度知的財産の主要政策イシュー¹⁷⁶」に対して関係部処の検討意見と推進計画を報告した。

(2) 主要内容

①知的財産ビッグデータ基盤のビジネスモデルプラットフォームの開発

スタートアップ・小商工人・中小企業などが新たな事業に挑戦できるよう、ビジネスモデルを簡単に検索できるプラットフォームを構築する必要がある。これを受け、特許庁で 2021 年まで IP 情報検索サービス（KIPRIS）の特許検索機能の改善を推進する。また、特許庁は 2022 年まで特許ビッグデータ分析プラットフォーム¹⁷⁷とデザイン・商標データの連携の可能性を検討する。

②国家 R&D 事業の IP 成果創出の強化に向けた成果指標の改善

国家 R&D 事業の R&D 成果物の特許品質に対する忠実な成果評価をするために、質的 IP 成果指標を開発して適用する必要がある。特許庁は 2021 年に IP を基盤とする活動の遂行程度¹⁷⁸を測定できるように過程の指標を開発し、また、現在の特許評価システム（SMART、K-PEG など）の評価モデルの改善を検討する。

③公共著作物の公正な利用のためのガイド作成及び適用法規の明確化

公共データ¹⁷⁹の公共著作物の場合、著作権法について案内し、公共著作物の不公正な利用に対する対応手続きなどのガイドが必要である。2021 年下半期、文体部は公共データ法と著作権法の適用基準などを含め、公共著作物の著作権管理及び利用指針解説書の改正を推進する。

④ブロックチェーン分散アプリ¹⁸⁰を活用した著作権保護の推進

テレビ番組で使用される曲や BGM に対する著作権の権利関係、利用許可、精算・分配方式などは、その不透明性により公正な徴収及び分配に対する社会的問題が継続的に発生した。これを受け、文体部は 2021 年にテレビ番組で使用される曲や BGM の音源の透明な取引環境を整備するためにブロックチェーン応用プログラムの機能を開発した後、2022 年流通プラットフォームに対する研究開発を推進する。

¹⁷⁶ 第28次国家知識財産委員会に報告（2021.02.23、9件）

¹⁷⁷ 技術分野別特許の動向及び産業・経済連携分析のためのプラットフォーム構築中（～2022）

¹⁷⁸ 関連技術・市場の動向及び特許分析の遂行可否、特許戦略及び目標設定など

¹⁷⁹ データベース、電子化されたファイル等公共機関が法令等で定める目的のために生成・取得・管理するデータ

¹⁸⁰ ブロックチェーン分散アプリとは、ブロックチェーンなどの分散元帳システムに記録され、特定の条件下で実行されるアプリケーションをいう。

⑤教員による起業の活性化に向けた改良発明の帰属・成果ガイドライン作成

教員による起業企業の設立以降、技術価値の高い改良発明が行われた場合、消費的紛争を最小化し、事業化の成功の可能性を高めるためにガイドラインが必要である。これを受け、科学技術情報通信部、特許庁、教育部は 2022 年上半期までに実験室での起業へ範囲を拡大し、実験室での起業前後の知的財産権に対するガイドラインを作成し配布する。

⑥金融投資・融資商品の開発などコンテンツ産業に特化した政策金融の支援

コンテンツ産業に特化した政策金融予算の投入（出捐）を拡大して産業構造の変化に対する弾力的な政策対応が必要である。これを受け、金融委員会は 2022 年まで信用保証基金のコンテンツ企業に対する保証規模を徐々に拡大する¹⁸¹。また、金融委員会と文化体育観光部は母胎ファンドについて文化勘定への投資と信用保証基金の保証連携商品を開発する。

⑦IP ビッグデータランドスケープを活用した技術評価の実効性の補完

技術信用評価の際、IP ビッグデータランドスケープ（特許情報を技術、市場、産業、企業情報と連携して事業環境を分析）を活用して技術競争力に対する質的評価を高める。これを受け、特許庁は 2021 年に特許・産業・経済・企業のデータを連携した分析プラットフォームを構築する。

⑧国家教育課程における知的財産教育の拡大及び指導教員の育成

2015 年の国家教育課程に知的財産一般科目が新設されたが、教師の認識向上と専攻指導教員の育成など政策的な支援が必要である。これを受け、2021 年下半期、特許庁は発明教師教育センター（3 カ所）を運営し、発明教師認証制を施行する。また、高校学点（単位）制への連携などを検討し、指導教師の力量を強化させるための制度改善を推進する。

⑨実感コンテンツ産業の活性化に向けた規制改善及びガバナンス構築

実感コンテンツが文化・ゲーム・観光・教育など多様な分野で活用されているが、さまざまな部処で重複した規制を受けており、実感コンテンツの事業拡大に足かせとなっている。これを受け、2021 年から科学技術情報通信部は XR 法・制度改善協議体で技術開発、事業化、規制改善など総合的な支援を推進する。また、文化体育観光部は 2022 年のコンテンツ制作などで著作権財産権の付随的利用に関する事例を収集し、2024 年に関連ガイドラインを作成する。

¹⁸¹ コンテンツ企業に特化した保証：（2020）308億ウォン → （2021）330億ウォン → （2022）350億ウォン

9) 第3次国家知的財産基本計画（案）

(1) 推進の背景

第3次国家知的財産基本計画（案）（以下、基本計画）は知的財産基本法に基づいて5年ごとに策定する知的財産分野の最上位計画で、今後5年間の韓国のIP戦略を盛り込んでいる。今回の基本計画はデジタル大転換、技術覇権競争、コロナパンデミックなど急変するグローバル環境変化にいち早く対応するため、「知的財産を基盤とするグローバルイノベーション先導国の実現」をビジョンに、3大政策目標、5大戦略、16の重点課題を推進する。

(2) 主要内容

①（戦略1）デジタル大転換時代の中核IP創出・活用の促進

第一に、特許ビッグデータの分析¹⁸²及びDB構築など、情報の管理・活用を強化することで国家戦略産業分野の有望技術を探査し、中核知的財産の確保戦略を導出する¹⁸³。

第二に、BIG3など国家戦略産業分野¹⁸⁴と連携したIP-R&Dの戦略支援を拡大する¹⁸⁵。

第三に、各部処傘下の公共取引機関の個別取引システムを連携し、協力型IP取引体系を構築し¹⁸⁶、IP取引・金融に対する総合ポータルを構築する。

第四に、商標法を改正してメタバースにおけるデジタル商標を保護する一方、デザイン保護法を改正してデジタル物品をデザインの保護対象に含め、流通など行為に対して侵害行為規定を制定するなど法制整備を推進する。

②（戦略2）戦略的IP保護体系の強化

第一に、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を改正し、営業秘密を奪取する法人に対する加重処罰と、侵害者が犯罪行為で取得した財産の没収（相当額追徴）、間接奪取の行為を制裁するための法的根拠を新設する。

第二に、2023年までAIを活用して知的財産侵害物品を判別するシステム及び装置を開発する。

第三に、素材・部品・装置など中核企業を対象に競合他社の特許を分析するなど紛争リスクを早期に診断し¹⁸⁷、企業に合わせた、特許紛争に対して事後的に対応できるよう支援を拡大する¹⁸⁸。

¹⁸² パテントファミリー数、被引用回数、出願人情報などを分析して技術の競争力を導出

¹⁸³ 分析対象有望技術に対するDB構築など情報の管理・活用を強化（2022～）

¹⁸⁴ （現在）素材・部品・装置を中心とする→（拡大）システム半導体、バイオヘルス、未来の自動車、ワクチン、カーボンニュートラルなど

¹⁸⁵ IP-R&D事業戦略支援の課題（件）：（2021）500→（2022）600→（2026）800

¹⁸⁶ （例）IPマーケット（www.ipmarket.or.kr）とテクブリッジ（tb.kibo.or.kr）の取引連携

¹⁸⁷ 支援企業（社）：（2022）50（素材・部品・装置）→（2023～）200（素材・部品・装置、BIG3など）

¹⁸⁸ 支援企業及び予算（社/億ウォン）：（2021）396/109→（2022）480/139

第四に、知的財産関連訴訟の管轄集中対象を拡大するなど、制度改善を推進する¹⁸⁹。

③（戦略3）IPを基盤とするグローバルな強小企業の育成

第一に、17の市・道の「IP起業ゾーン」を通じて地域の起業予備軍が保有するアイデアを事業アイテムとして高度化し、知的財産の権利化を支援する¹⁹⁰。

第二に、革新企業に対して知的財産価値評価と連携した投資・融資支援を拡大し¹⁹¹、母胎ファンド特許勘定でIP直接投資ファンドを組成し、知的財産の成果を拡散させる。

第三に、知的財産を基盤とする革新企業を支援するために知的財産共済の自立化などを推進する¹⁹²。

第四に、有望なスタートアップの海外進出を支援するためにIPバウチャーを拡大する¹⁹³。

④（戦略4）新韓流拡散を先導するK-コンテンツの育成

第一に、エクステンデッド・リアリティ（XR）を活用して実感コンテンツの制作支援を拡大する¹⁹⁴。また、2022年から2024年まで「IP融合・複合コンテンツクラスター」を造成し、ジャンル別メタバースコンテンツの制作を支援する¹⁹⁵。

第二に、制作初期段階と疎外されたジャンルに集中的に投資するコンテンツ冒険投資ファンドを拡大して組成する¹⁹⁶。

第三に、データマイニングに対して著作権制限に関する著作権法の改正を推進する。つまり、著作権侵害を構成しないよう、データマイニング関連の著作財産権制限規定を新設する。

第四に、2021年5月から海外著作権侵害サイトに対する国際協力捜査を推進し、2021年11月から2026年4月まで定例分析会議及び法・政策研究などの協力体系を構築する。

第五に、侵害発生から対応措置までの著作権侵害に対する総合対応システムを構築する¹⁹⁷。

第六に、創作者の権利保護のために2次的著作権の譲渡を強制するなど不公正行為に対して市場監視を強化し、疑いが具体化された場合は厳正な措置をとる。

¹⁸⁹（現行）特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・品種保護権侵害民事訴訟本案→（改善方向）営業秘密侵害民事訴訟、侵害差止処分2審、刑事訴訟

¹⁹⁰ IP起業ゾーンの修了者（人）：（2020）1,477→（2026の目標）2,380

¹⁹¹ 規模（億ウォン）：（2021）11,635→（2026の目標、特許庁）18,700

¹⁹² 加入者（件）：（2020）5,206 →（2026の目標）27,000（掛金額8,000億ウォン）

¹⁹³ IPバウチャー支援事業の受益企業の海外IP出願（件）：（2020）1,421→（2026の目標）2,286

¹⁹⁴ 制作課題の支援（件）：（2020）37→（2026の目標）58

¹⁹⁵（2022）161億ウォン

¹⁹⁶ 組成規模（億ウォン）：（2020）873→（2021）1,708→（2022）2,001

¹⁹⁷ モニタリング及び審議システムなど著作権保護対応総合システムを構築（2022）、ビッグデータベースの統計システム及び著作権保護業務ポータルを構築（2023～2024）

第七に、創作による正当な補償のために著作権譲渡後でも譲受人に追加補償を請求することができる権利である「追加補償請求権」を導入する。また、著作権法を改正して業務上著作物著作権者の権益を保護するための「創作者表示義務¹⁹⁸」の新設を推進する。

⑤（戦略5）グローバルなIP先導国の基盤構成

第一に、小・中・高校の正規教育課程に発明教育を編成した「発明教育先導学校」を拡大する¹⁹⁹。

第二に、著作権体験教室を運営し（年間100校以上を運営）、小・中・高校向けの出張型著作権教育を運営する（年間6千回以上を運営）。

第三に、圏域別知的財産重点大学で大学内IP融合専攻課程の運営を拡大する²⁰⁰。特に、「自治体・大学協力基盤地域革新事業（教育部）」と協業・連携して指定の拡大を推進する。

第四に、AIなど未来の新技术分野に対して知的財産教育を提供し、知的財産の創出・活用の能力を兼ね備えた融合人材を育成する。（2022年～）

第五に、WIPO 主管政策対話などに積極的に参加し、デジタル転換など新しいパラダイムによる知的財産イシューの議論と規範形成を主導できるように推進する。

第六に、職務発明補償の優秀企業に認証を拡大する²⁰¹。

第七に、地域の知的財産の創出・活用を促進し、地域企業の知的財産競争力を強化するために地域特化産業（地域の環境や特性に合った地域の主力特化産業）の育成²⁰²及び地域知的財産センター（RIPC²⁰³）の運営を継続的に推進する。

¹⁹⁸ 実際の創作に寄与した者（職員など）の氏名などを表示する義務

¹⁹⁹ 規模（校）：（2021）高校28→（2026）小・中・高校84以上

²⁰⁰ （2021）3校（慶尚国立大学、全南大学、忠北大学）→（2022）4校

²⁰¹ 職務発明補償の優秀認証企業（社）：（2020）263→（2026目標）500

²⁰² 14の市・道の地域主力産業及び地域のスター企業に対する技術開発・事業化を支援

²⁰³ 地域IP創出の総合的支援のため、25のRIPCを運営（2004～）

10) 文化経済の拡散に向けた著作物利用の活性化策

(1) 推進の背景

人工知能（AI）、メタバース（Metaverse）など新技術環境に合致する新たな著作物の利用及び流通の基盤を造成する必要性が高まっている。また、オンラインコンテンツの創作及び消費拡大により、著作権に対する心配なく活用可能な共有・公共著作物が文化経済の中核基盤として注目されている。

(2) 主要内容

①デジタルイノベーション技術を活用する著作物の利用・流通の基盤造成

著作権の利用情報を収集して透明な著作権料の分配体系を確立し、収集情報を政策的・産業的に活用する。また、一つのシステムで権利を確認し、契約まで処理できる「著作権ビジネス支援センター」を構築する。さらに、未来コンテンツの消費環境の変化にいち早く対応できるよう、著作権技術に対する研究開発（R&D）を拡大する。

②材料コンテンツの積極的確保による文化資源の開放性拡大

国・自治体などが保有する公共著作物に対する権利確認と処理、デジタル化などを支援して民間に開放する。また、文化施設で保管している権利の所在が不明な著作物に対する権利者探索システムを構築し、関連制度を案内して著作物の死蔵を防止する一方、現場の需要に合わせた共有・公共著作物を収集し、民間の利用の利便性を向上させる。

③民間との接点拡大による著作物活用の利便性向上

人工知能（AI）学習用データ提供など共有・公共著作物の活用方法を多角化し、経済的な付加価値の拡大につなげる。また、デジタル融合・複合など新技術及び産業現場の需要に応える著作権の力を開発し、関連人材を育成する。さらに、著作権調停制度を改善し、軽微な侵害に対する刑事処罰を縮小するなど不要な著作権紛争を減らし、過度な処罰を緩和する。

11) 「知的財産人材育成ビジョン 2030」策定推進

(1) 推進の背景

技術・アイデアを知的財産化し、新しい製品、プラットフォーム・サービスを開発し、事業化して革新成長を牽引する創造・融合型知的財産の人材育成が必要である。

(2) 知的財産人材育成の現状及び策定の方向

現在、小・中・高校、大学などに発明・知的財産教育の基盤を構築しているが²⁰⁴、中長期目標と方向の設定がないうえ、正規教育課程への連携などは不十分なのが現状である。したがって、知的財産人材育成の策定の方向として第一に青少年発明教育を非教科活動中心から正規教育化し、第二に技術・知的財産融合人材育成のために（予備）研究者の普遍教育化を推進し、第三に企業・国民が知的財産のリテラシーを身につける生涯教育化を設定する。

(3) 推進経過

2021年10月から産・学・学生の代表、人材像研究チーム、教育対象別3つの分科委員会など各界の専門家30人以上からなる「知的財産人材育成企画団」を構成し運営した。また、12月まで「創造・融合型IP人材像」の定立のための研究を行い、2022年2月までに教育目標と方向を設定し、推進課題²⁰⁵を発掘して補完することにした。主要課題としては、正規教科と連携した発明・知的財産教育の拡大、発明・知的財産教育の専門家の育成、地域連携IP融合専門人材の育成、国家中核研究人材の知的財産能力の向上、知的財産を基盤とする起業・就職教育の拡大、企業のCEOを対象とした教育の新設、発明教育法・制度の整備、デジタル知的財産の教育インフラ構築及び活用などである。なお、2021年10月、知的財産人材像（案）、政策課題（案）について議論するために企画団全体会議（1次）を開催した。

(4) 今後の計画

2022年1月までに推進課題の修正・補完を行い、2月までに関係部処の意見をまとめる。その後、企画団全体会議（2次）で2022年3月以降、知的財産人材育成ビジョン2030を発表する。

²⁰⁴ 発明教育センター運営（1995～、全国207カ所）、IP先導大学（2012～、累積27校）など

²⁰⁵ 部処協議・専門家会議・懇談会・政策研究、3つの分科会議などを行って導出

12) バイオヘルス産業における知的財産（IP）の競争力強化策（案）

（1）推進の背景

新型コロナウイルスをきっかけに保健・安保・成長の解決策²⁰⁶としてバイオヘルス産業が注目されている。特に、バイオヘルス産業は高リスク・高収益の技術集約分野で排他的権利を確保するための知的財産戦略が欠かせない。したがって、バイオヘルス産業の質的成長と自立のために知的財産の支援対策が必要である。

（2）推進経過

知財委は特別専門委員会（2019年4月～2020年3月）などでバイオヘルス - IP 関連 6 大争点イシューを提示し、イシュー別政策課題を 2020年9月に開催した第 27 次国家知識財産委員会で関係部処に提案した。部処別提案課題は正常に推進中であり、環境変化に伴う課題などが追加で補完、推進された。

（3）主要内容

①（IP の創出）バイオヘルスに特化した特許分析を基盤とする R&D への集中支援推進

戦略的な特許分析を行って有望技術を導き出し、回避戦略の策定を支援する。また、IP - R&D の支援を拡大し、CPO を派遣するなど、特許分析基盤の R&D を推進する。さらに、デジタルヘルスケアの特許審査基準を整備し、バイオヘルス技術の優先審査を拡大する。

②（IP の事業化）起業・ベンチャー、IP 取引、グローバル進出につながる事業化促進

IP 事業化の促進のために起業センターなどで起業を支援し、知的財産を基盤とするファンド及び投資誘致を支援する。また、バイオヘルスに特化した IP 価値評価基準を設け、専用実施を奨励する一方、海外出願の支援、特許侵害分析及び対応戦略の策定、現地対応などを支援する。

③（基盤造成）バイオ - IP の創出・活用・保護に向けた好循環的なエコシステム造成

データの活用を促進するために、バイオデータステーションと特許生物資源の統合データベースを構築する。制度整備の面では医療方法発明の特許適格性を認め、休眠特許を活用できるよう、関係法令の改正を推進する。また、人材育成の観点から、バイオに特化した大学と連携して知的財産の現場人材、専門弁理士などを集中的に育成する。

（4）推進体系及び今後の計画

短期課題はスピード感を持って推進するようにし、部処間の協業が必要な課題は長期的な観点から推進する。また、「バイオヘルス - IP 専門家諮問団」を構成して政策履行を点検し、課題を追加的に発掘する。

²⁰⁶ △供給網の再編過程でバイオ先導国としての立地の魅力が浮上、△バイオヘルスの雇用効果は全産業の平均に比べて2倍

第3節 委員会の主要活動

1. 委員会の活動内容

1) 知財委10周年イベント

(1) 知的財産の日記念式典（2021年9月1日）

2021年9月1日、知財委は「第4回知的財産の日」の記念式典をオンラインで開催した。新型コロナウイルス感染拡大により、韓国政府がソーシャルディスタンス規制を強化したことを受け、知財委は昨年に続き、今年も非対面オンライン記念式典を行い、科技情通部、特許庁、関係機関と広報協力チャンネルを構築して SNS、双方型コミュニケーションプラットフォームなどで生中継した。

今回の行事は2017年12月、「知的財産基本法²⁰⁷」を改正して毎年9月4日が「知的財産の日」に指定されて以来4回目に開催される記念式典で、知的財産振興有功者に対して韓国政府が褒賞を授与することで士気を高めるとともに、知的財産に対する国民の理解と関心を高めるために開かれる。

今年の記念式典は「知的財産、価値を盛り込む。未来をつくる」と題して知財委チョン・サンジョ共同委員長の記念辞で始まり、文在寅（ムン・ジェイン）大統領が書面でお祝いの言葉を伝え、（科技情通部イム・ヘスク長官が映像で代読）、パク・ビョンソク国会議長と世界知的所有権機関（WIPO）Daren Tang 事務局長も映像で祝辞を伝えた。また、科技情通部をはじめとする文体部長官、特許庁庁長（長官）及び各界の主要人事からお祝いのメッセージが届いた。

続いて「知的財産基本法」の制定及び知財委の発足10年の時点で、過去の成果と今後の課題を振り返るテーマ映像を上映し、研究・創作・発明など現場で努力する知的財産人と団体の士気を高め、ねぎらうために知的財産の発展に寄与した有功者に対する功績を紹介し、受賞の感想をいただいた。

今回のテーマ映像はこの10年間、韓国の知的財産分野の成果と今後のデジタル大転換時代に知的財産の重要性を喚起する内容で構成された。歴代委員長のインタビューからこれまで知財委が重点を置いて推進した部分と主な成果について振り返るとともに、デジタル・データ経済への大転換、技術・産業分野間の融合・複合化など第四次産業革命により急変するグローバル環境の中で知的財産の重要性と知財委の役割と方向に対するメッセージを込めた。また、知財委は一般人を対象に知的財産の価値と重要性に対する認識を高めるために59秒の映像コンテスト公募展を6月から行った。国民が投票して選定した最優秀作1点と優秀作2点を記念式典で上映した。

²⁰⁷ 「知的財産基本法」第29条の2（知的財産の日）①知的財産の創出・保護及び活用に対する国民の理解と関心を高めるために、毎年9月4日を知的財産の日とする。

[写真 II -2] 2021 年知的財産の日記念行事



チョン・サンジョ 共同委員長の記念辞



文在寅 (ムン・ジェイン) 大統領の祝辞
(科学技術情報通信部長官が代読)



パク・ビョンソク 国会議長の祝辞



WIPO 事務局長の祝辞



知的財産団体総連合会チョン・ガビョン会長の祝辞



主題映像の上映



知的財産有功者に対する表彰式



59 秒の知的財産映像公募展最の優秀作の上映

(2) 10周年記念国民への報告会 (2021年10月13日)

2021年10月13日水曜日、知財委は政府世宗コンベンションセンターで「デジタル転換時代、グローバルイノベーションを先導する知的財産の役割と未来」をテーマに10周年記念国民への報告会を開催した。本行事は新型コロナウイルス感染防止のために、ソーシャルディスタンスの段階を考慮して現場出席人員を最小限に抑えるなど防疫指針を遵守し、オンラインでリアルタイム中継を並行して行われた。

今年には知財委が発足して10周年となる年で、過去10年の成果を振り返り、今後10年の発展方向を模索するために、一般国民が現場とオンラインで参加した中で基調講演、知的財産分野別専門家討議などを行った。

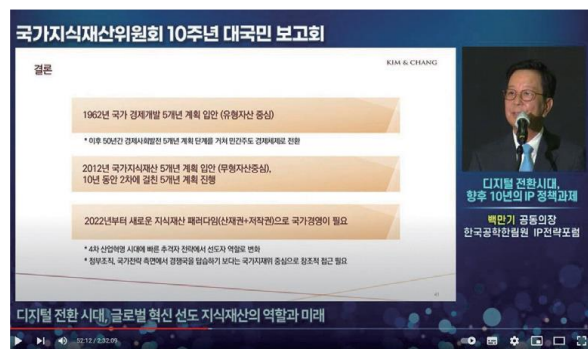
基調講演は韓国工学翰林院知的財産戦略フォーラム共同議長であるペク・マンギ弁理士（法務法人 KIM&CHANG）が「デジタル転換時代、今後10年の知的財産政策課題」と題して講演を行い、続いてイ・ジョンドン教授（ソウル大学産業工学科）が「グローバルな技術覇権競争時代、知的財産の価値と役割」と題して発表した。

続いて討論発題では「国家知識財産委員会10年の成果及び未来」をテーマに、過去の成果及び限界に関する分析をもとに、知的財産環境の変化に備えた今後の政策課題について、科学技術政策研究院（STEPI）ソン・スジョン先任研究委員が発表した。パネリストはそれぞれ△グローバルを先導する知的財産創出戦略（キム・ジェフン創出専門委員長）△知的財産活用の成果と課題（コ・ヨンジュ活用専門委員長）△知的財産保護体系の強化（パク・チャンヒ保護専門委員長）△知的財産人材育成総合計画の実効性向上（ソン・ウンジ専任基盤専門委員長）△環境変化と新知的財産（イ・ジョンスク専任新知的財産専門委員長）をテーマにして分野別主要イシューと政策提言について発表し、発表内容について議論を深めた。また、オンラインで事前登録した知的財産関連の質疑と、現場及びリアルタイムのオンラインからの質疑に対して各専門委員長が回答し議論する時間を設けた。

[写真Ⅱ-3]10周年記念国民への報告会



チョン・サンジヨ共同委員長の開会の挨拶



ペク・マンギ弁理士の基調講演



パネルディスカッション 1



パネルディスカッション 2

[表Ⅱ-12]10周年国民への報告会のプログラム

区分	内容	備考
開会式 14:00～14:20	・開会の挨拶	チョン・サンジョ 共同委員長
	・祝辞	科学技術情報通信委員会委員長、 科学技術情報通信部長官、 知的財産団体総連合会会長
基調講演 14:25～14:55	・デジタル転換時代、 今後10年のIP政策課題	ペク・マンギ弁理士 (工学翰林院 IP 戦略フォーラム共同議長)
	・グローバルな技術覇権競争時代、 IPの価値と役割	イ・ジョンドン教授 (ソウル大学産業工学科)
発題 15:05～15:25	・国家知識財産委員会 10年の成果及び未来	ソン・スジョン 前任研究員 (STEPI)
パネルの発表 及び議論 15:25～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル発表 - グローバルを先導する知的財産創出戦略 - 知的財産活用の成果と課題 - 知的財産保護体系の強化 - 知的財産人材育成総合計画の実効性向上 - 環境変化と新知的財産 <ul style="list-style-type: none"> ・ディスカッションと質問応答 	【座長】 シン・ヘウン教授 (忠北大学法科大学院) [パネル]5期専門委員長 <ul style="list-style-type: none"> ・キム・ジェフン教授 (成均館大学化学工学科) ・コ・ヨンジュ院長 (大田科学産業振興院) ・パク・チャンヒ代表弁理士 (特許法人プラス) ・ソン・ウンジ教授 (南ソウル大学コンピュータ SW 学科) ・イ・ジョンスク責任 (生命工学研究院)
閉会式 16:30	・閉会	

2) 知的財産人賞の授与

「第4回知的財産の日」の記念式典では知的財産の発展に寄与した機関及び個人に国務総理表彰などの知的財産人賞を授賞した。知的財産政策及び事業で優秀な成果を収めた自治体と知的財産の創出・保護・活用及び基盤の造成に寄与し、国家知的財産の発展に大きな影響を及ぼし、

国内外で認められる個人に対して機関長（団体長）の推薦を受けた後、書面審査と功績審査を経て最終受賞者を確定した。

自治体の団体表彰は知財委共同委員長表彰 1 点を授賞し、個人表彰は国務総理・国家知識財産委員会共同委員長・科学技術情報通信部長官・文化体育観光部長官・農林畜産食品部長官・産業通商資源部長官・中小ベンチャー企業部長官・公正取引委員長・特許庁長などの表彰で計 20 点を授賞した。

[表Ⅱ-13]知的財産人賞の受賞者名簿及び功績の概要

・個人：20 点

区分	受賞者の所属/職位	功績の概要
国務総理 表彰	ミン・ビョンチョル 韓国科学技術研究院 スピン融合研究団長	現在の半導体技術のパラダイムを超える革新的な磁気抵抗メモリの素材と構造に対する源泉技術を開発し、知的財産権を獲得することで次世代半導体技術の先導に貢献する。
国家知識財産 委員会 共同委員長 表彰	クオン・ジュンボム 韓国特許戦略開発院 責任研究員	特許ビッグデータ分析・戦略の策定及び活用・拡大をして効率的な R&D 政策の策定に貢献し、第四次産業革命の中核分野及び市場性に優れた標準特許創出を支援し、国家研究開発の成果品質の向上に貢献する。
	チュ・ユンソン* 外交部地域経済機構課長	在外公館の知的財産保護業務の基盤を構築し、海外進出企業の知財権保護支援活動を強化するなど貢献する。
	シン・キョンミ* 保健福祉部保健事務官	保健産業全周期に対して支援プログラムを提供し、起業企業の早期事業化及び成果創出の基盤を構築するなど貢献する。
	イ・ワンギョ* 文化体育観光部行政主事	コンテンツの海外販路開拓のインフラを拡充するなどしてコンテンツ輸出額増大及び国内知的財産の海外進出に貢献する。
	イム・チェギ* 特許庁行政事務官	起業企業及び起業予備軍に向けて知財権総合コンサルティングを提供し、知財権の強化に貢献する。
科学技術 情報通信部長官 表彰	キム・イルドゥ 韓国科学技術院教授	ナノファイバーベースのガスセンサー技術の移転及び実用化などに大きく貢献し、国内外の特許 217 件を出願・登録して知的財産の創出及び商用化に貢献する。
	ウ・ヒョンス 韓国機械研究院 責任研究員	世界最高水準の性能と経済性を確保した下肢切断障害者向けのロボット義足を開発、研究所企業を設立し、商用化及び事業化の成功などで知的財産の創出及び事業化に貢献する。
産業通商 資源部長官 表彰	クオン・インチャン 光州科学技術院教授	バイオ治療剤及び関連技術を開発して 40 件以上の国内外特許を出願・登録し、4 件のバイオベタープラットフォーム技術をバイオ新薬製薬会社に計 20 億ウォン以上の技術料で技術移転するなど技術事業化に貢献する。
	キム・チャンギ 韓国電子通信研究院 責任研究員	3GPP モバイルコア分野の国家 R&D 中核技術を開発、標準特許の創出及び国際標準化を先導するなど、国家知的財産の技術競争力向上に大きく貢献する。

*2020 年国家知的財産施行計画の推進実績の点検及び評価の結果、中央行政機関の最優秀事業(4)の担当者

区分	受賞者の所属/職位	功績の概要
中小ベンチャー 企業部長官 表彰	コ・ミョンスク 韓国特許戦略開発院 専門委員	中小企業 IP - R&D 戦略支援、新型コロナウイルス治療剤の IP - R&D 戦略支援及び特許ビッグデータ分析、大学公共研の技術の事業化の成果導出、スタートアップ活性化、知的財産権人材育成事業への参加などに貢献する。
	チョン・ムンヒョク 江原道経済振興院 江原知的財産センター次長	特許紛争対応、LED 装置の IP - R&D など半導体と LED の産業発展に貢献し、国家知的財産職務能力標準の土台を設け、江原知的財産センターの専門コンサルタントとして知的財産業務の発展に貢献する。
文化体育 観光部長官 表彰	パク・シンジョン 文化体育観光部 電算主事	韓流コンテンツ保護のための適時対応体系の基盤を構築し、韓国の中小コンテンツ企業の著作権保護技術の適用を奨励し、警察庁と協業してデジタルフォレンジック研究開発 (R&D) の課題を発掘するなど貢献する。
	カン・デオ 韓国著作権保護院 室長	「著作権行政調査政策開発」を通じて著作権保護及び「IT サービス用役事業の著作権管理ガイドライン」で著作権侵害事前防止に貢献し、「韓国知的財産権経商学会」の会長として知的財産権分野の学術研究に貢献する。
公正取引委員長 表彰	ソン・セヒョン 慶星大学教授	公正取引法に違反する製薬会社の知的財産を検討し、不正違反事項を確認して当該製薬会社の不正行為を制裁するのに貢献する。
	キム・ギョングョ キョヨン特許法律事務所 弁理士	製薬分野及び紛争対応の専門弁理士として講義及びコラムなどで特許業界のノウハウを伝授し、製薬会社の不正取引行為に対する特許権乱用事件で公正取引委員会に諮問し、健全な知的財産保護に貢献する。
農林畜産 食品部長官 表彰	ホン・アジョン 農業技術実用化財団 前任研究員	農業分野の国家研究開発の成果の特許創出、登録など国有特許の全周期的管理及び農業技術公募展の催及び農業家・青年起業農業家向けの IP 教育などを行い、新知的財産分野で海外品種保護出願及び品種輸出拡大に貢献する。
	イ・ロヨン 国立森林品種管理センター 林業研究士	森林分野の新品種の開発・登録を促進し、育種家の知的財産権保護及び国内の種子産業競争力確保に貢献する。
特許庁長 表彰	イ・スヨン 清州商工会議所 (忠北知的財産センター) 専門コンサルタント	地域の知的財産 (産業財産権) の地域別格差解消と地域起業企業の知的財産能力を強化させ、企業の持続可能な成長をサポートし、地域、企業及び地域知的財産センターの発展と成果の達成に貢献する。
	ハン・スリョン (財) 京畿テクノパーク 京畿知的財産センター 前任研究員	グローバルな IP スター企業を総括運営し、道内の中小企業の知的財産経営、IP 確保など IP 競争力の強化を現場で支援することで知的財産の振興及び発展に貢献する。

・ 地方自治体 : 1 点

区分	受賞団体	功績の概要
国家知識財産 委員会共同委員長 表彰	蔚山広域市*	「産業革新成長のハブ、IP 最強先導「蔚山」」のビジョンの下、地域の産業的特性と連携した地域知的財産戦略を確立し、中央部処の政策を反映した自治体固有の課題を編成・運営し、知的財産支援事業及び政策を展開して企業の売上高増加と新規雇用創出に貢献する。

* 2020 年国家知的財産施行計画の推進実績の点検及び評価の結果、最優秀自治体

3) 第3次基本計画の策定のためのリレー公聴会（2021年10月25日～28日）

知財委は「第3次国家知的財産基本計画」の策定と関連し、国民からの意見聴取と発展的議論のためのリレー公聴会を10月25日～28日に開催した。

公聴会は知的財産分野の産・学・研の専門家及び国民の多様な声を聞くために世宗、光州、蔚山地域で3回にわたって開催された。

公聴会では科学技術政策研究院（STEPI）のチョ・ヨンレ未来戦略チーム長が発題し、産・学・研の専門家らがパネリストとして参加して踏み込んだ議論を行った。

知財委の公式チャンネル（YouTube、ネイバーTV）で生放送で中継され、オンラインで事前登録された知的財産分野関連の多様な国民的関心と期待を反映した事前質疑は言うまでもなく、リアルタイムでオンラインで提起される質疑についても議論が行われた。

知財委は公聴会での意見を反映し、「第3次国家知的財産基本計画」を12月23日に知財委の議決を経て確定した。

[表Ⅱ-14]第3次基本計画策定のためのリレー公聴会詳細スケジュール

時間（90分）	主要内容	備考
14:00～14:05（5分）	開会及び出席者紹介	司会者
14:05～14:10（5分）	ご挨拶	国家知識財産委員会
14:10～14:30（20分）	「第3次国家知的財産基本計画（案）」の主要内容発題	チョ・ヨンレ 未来戦略チーム長（STEPI）
14:30～15:10（40分）	討論	パネリストなど
15:10～16:30（20分）	意見聴取及び質疑応答	パネリストなど
-	閉会式	-

※（1次）10.25（月）世宗、（2次）10.27（水）光州、（3次）10.28（木）蔚山

[表Ⅱ-15]第3次基本計画策定のためのリレー公聴会のパネリスト

区分	氏名	所属及び役職
1次 (世宗)	キム・スングン	イサングループコンサルティング代表取締役
	ムン・ジョンル	DGIST 研究副総長
	ムン・ジスク	チャ (CHA) 医科大学生命工学科教授
	イ・ジフン	韓国技術持株会社協会事務局長
	チョン・ウオンジュン	韓国法制研究所副研究委員
	チョン・フンチェ	韓国生命工学研究院責任研究員
2次 (光州)	ミン・キョンジェ	技術文化法研究所所長
	ソン・ジニョン	特許法人アイエム代表弁理士
	シン・ジョンヒョク	韓国電子通信研究院知的財産経営部長
	イ・ヒスク	シウォン国際特許法律事務所代表弁理士
	チェ・ジンヨン	韓国著作権委員会著作権情報センター長
3次 (蔚山)	ハン・ジョン	朝鮮大学法学科教授
	キム・ソンジェ	東亜大学機械工学科教授
	キム・ヘギョン	蔚山研究院研究委員
	ソン・ドンソプ	韓国ロボット融合研究院責任研究員
	チョ・サンジュン	パークシステムズ常務及びATC Director
	イ・サンホ	済州大学薬学科教授
	イ・ホサン	蔚山大学産学協力団教授

[写真Ⅱ-4]第3次基本計画策定のためのリレー公聴会



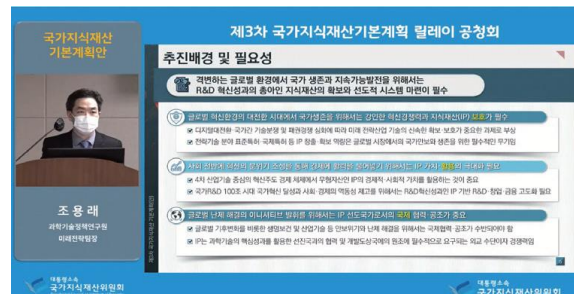
1次 (2021. 10. 24、世宗)



2次 (2021. 10. 27、光州)



3次 (2021. 10. 28、蔚山)



3次 (2021. 10. 28、オンライン配信)

4) 知的財産保護政策協議会の運営

知財委は部処ごとに分散した知的財産権執行体系を連携し、相互交流促進及び執行の効率性を高めるために、2014年から「知的財産保護政策協議会」を運営してきた。2021年にはコロナ禍の厳しい状況の中でも2回開催した。

2021年第1次知的財産保護政策協議会（8月25日）では文体部、貿易委員会、外交部、特許庁、警察庁、海警庁などが出席したなか、部処別知的財産保護施策の状況を共有し、分散した海外知的財産センターの連携強化策について議論した。第2次協議会（12月7日）では知的財産分野の代替的紛争解決制度など部処ごとの成果及び事例を共有し、知的財産保護に対する認識を高めるための部処共同の広報策について議論した。

[写真Ⅱ-5]2021年知的財産保護政策協議会



5) 国家知識財産委員会 - 大韓弁理士会の共同セミナー開催（2021年3月4日）

知財委は知的財産権分野の代表的な専門家集団である大韓弁理士会との協力関係を強化する成果も収めた。知財委と大韓弁理士会は急変する対内外の科学・技術・産業環境に対応できる知的財産政策の方向について共に悩んでいくこととし、その一環として2021年3月4日に「次世代科学技術に対応したIP政策の方向 - AIと知的財産」をテーマに共同セミナーを開催した。

セミナーには知財委チョン・サンジョ民間委員長、大韓弁理士会ホン・チャンウォン会長が出席し、両機関の記念碑的な最初の共同行事の意義を高め、科技情通部からもソン・ギョンヒ人工知能基盤政策官が出席して議論の内容に耳を傾けるなど多くの関心を示した。

セミナーはセッション1の主題発表とセッション2のパネルディスカッションで構成された。主題発表の時間にはAI-IP特別委員会イ・サンジク委員長（1期）の「人工知能技術及びそれによる法・制度の動向」、特許庁情報顧客支援局パク・サンヒョン書記官の「人工知能による発明の特許適格性に関する議論及びAI関連の特許審査基準」、誠信女子大学融合セキュリティ工学科イ・イルグ教授の「産業分野別AI特許の現状及び問題点」、チョン・ジヘ弁理士の「AIによる特許評価の限界とそれに伴う専門家の役割向上」の4つの発表が行われた。続いてパネルディスカッションではソン・スンウ中央大学教授が座長を務め、4人の発表者に加え、(株)ダイムリサーチチャン・ヨンジェ代表取締役及びチャ・ヒョンテ大韓弁理士会副会長がパネルとして参加し、「AI時代のIP政策が進むべき方向」について意見を交わした。

セミナーは新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、オンライン生中継で行われ、映像は知財委の公式 YouTube チャンネルで継続的に確認できる。

[写真Ⅱ-6]知財委 - 大韓弁理士会の共同セミナー



開会の挨拶：チョン・サンジョ民間委員長



主題発表の映像

6) 第2回アジア太平洋の知財財産権法律ワークショップ (2021年8月23日～24日)

知財委は最近、中核技術の流出、商標権侵害など知的財産侵害犯罪の国際化により、最新の知識と動向を共有し、国家間の協力を誘導するために、法務部及び WIPO（世界知的所有権機関）とともに、アジア太平洋の知的財産権法律ワークショップを8月23日～24日の二日間、オンラインで開催した。

今回のワークショップにはブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムなどアジア太平洋地域の知的財産担当者が参加し、行事1日目には知的財産に対する認識向上と知的財産執行方策、サイバー知的財産犯罪の種類及び捜査事例をテーマに、2日目には知的財産侵害物品に対する水際対策及び不公正貿易調査などをテーマにし、最近の知的財産保護執行に関する最新知識と動向を共有した。

[写真Ⅱ-7]第2回アジア太平洋の知的財産権法律ワークショップ



国家知識財産委員長の祝辞（映像）



ビデオ会議

7) 出捐研の知的財産 (IP) 活用の成果の拡大に向けた懇談会 (2021 年 11 月 23 日)

国家 R&D 成果物の活用 (移転・事業化など) は継続的に提起されてきた問題の一つである。これを受け、知財委は出捐研が保有する特許を活用して起業・事業化した成果例を共有し、IP 関連政策・制度の改善の方向を模索するために「出捐研の知的財産 (IP) 活用の成果の拡大に向けた懇談会」を開催した。

懇談会には知財委チョン・サンジョ民間委員長が出席して現場の声を聞き、国家科学技術研究会 (NST)、韓国電子通信研究院 (ETRI)、韓国生命工学研究院、韓国化学研究院、韓国機械研究院の 5 つの機関の特許事業化担当者が出席した。

懇談会は、NST で特許活用を活性化させるための支援事業及び制度改善の取り組みを紹介することから始まった。続いて各機関が特許活用の優秀事例を紹介し、機関別ノウハウ・メカニズムを共有する時間を有した。最後に現場の隘路事項 (悩み) 及び建議事項 (提案事項) を自由に話し合ったが、「出捐研保有特許の放棄過程での出捐研の自主性拡大」、「専用実施権の許容範囲拡大」、「技術移転担当組織 (TLO) の専門性拡大」、「研究者の起業支援規定の改正の必要性」など政策的な示唆点を与えることができる多様な意見が提示された。知財委は創出・活用専門委員会などで提案された事案について深く議論し、政策化することができる方向を模索していくことにした。

[写真 II-8] 出捐研の IP 活用の成果の拡大に向けた懇談会



集合写真



懇談会の現場

8) バイオ - IP セミナー (2021 年 12 月 14 日)

知財委は 2019 年 4 月から約 1 年間運営してきた「バイオ産業 IP 特別専門委員会」が終了した後も、バイオ分野の IP 競争力強化に持続的な関心を持ってきた。その一環として、韓国バイオ協会と共同で官民 (産・学・研) 関係者が主要 IP 問題について発表・共有し、相互交流するためのセミナーを開いた。

セミナーにはソウル大学薬学大学シン・ヨンギ教授 (学)、特許庁バイオヘルスケア審査課ソン・ヨンヒ審査チーム長 (官)、(株) バイオデザイナーズシン・ジョンソプ専門委員 (産・投資家)、柳韓洋行 (ユハンヤンヘン) 中央研究所オ・セウン所長 (産・研) が参加し、各分野の主要 IP イシューについて共有した。

[表Ⅱ-16] 바이오 - IP 세미나のプログラム

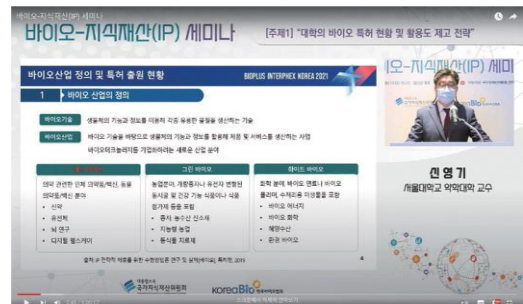
- ・ (主題 1) 「大学のバイオ特許の現状と活用の向上戦略」
 - 発表：ソウル大学薬学大学シン・ヨンギ教授
- ・ (主題 2) 「バイオ特許の審査基準と主要 이슈」
 - 発表：特許庁バイオヘルスケア審査課ソン・ヨンヒ審査チーム長
- ・ (主題 3) 「投資家が見た優秀なバイオ特許ポートフォリオ」
 - 発表：(株) バイオデザイナーズシン・ジョンソプ監査、前 KB インベストメント常務
- ・ (主題 4) 「オープンイノベーション戦略と新薬 IP life cycle management 事例」
 - 発表：柳韓洋行 (ユハンヤンヘン) 中央研究所オ・セウン所長 (専務)

一方、当初、バイオ分野における国内最大規模のカンファレンスである「BIO - INTERPHEX KOREA」の付帯セミナーとして企画された今回のセミナーは、新型コロナウイルス拡大によりカンファレンスがキャンセルとなり、別途オンラインで開催された。これにより現場出席が制限され、発表内容関連の深化討論及び現場でのネットワーク活動などが制限され、非常に残念であった。これに対し、知財委はセミナーの映像を知財委と韓国バイオ協会の YouTube チャンネルに投稿して継続的に提供することにし、大韓弁理士協会のオンライン研修プログラムとしても活用される予定である。

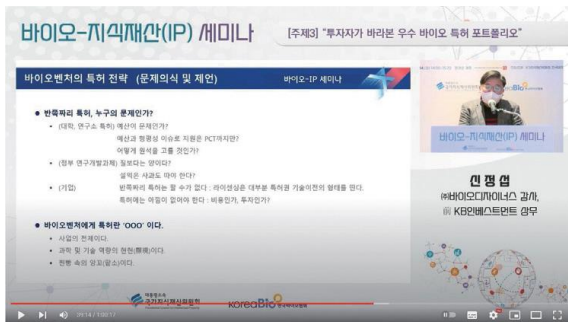
[写真Ⅱ-9] 바이오 - IP 세미나



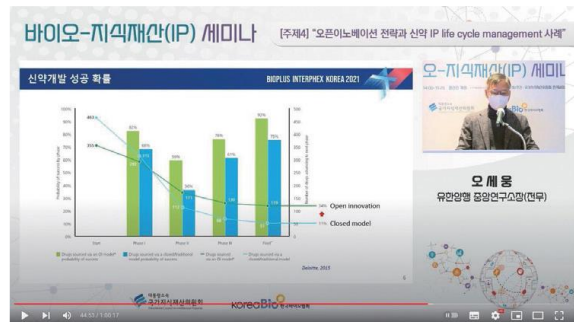
セミナーのウェブポスター



主題発表 1



主題発表 3



主題発表 4

2. 5つの分野別専門委員会

1) 運営の概要

知財委に上程される案件の事前検討と分野別の主要懸案などを議論するために、5つ（知的財産の創出・保護・活用・基盤・新知的財産）の専門委員会を構成（各界の民間専門家 74人）して運営している。特に、専門委員会別に懸案の政策イシューを発掘・研究し、その結果を委員会を介して関係部処に政策課題として提案し、その推進計画及び実績を点検する。

2021年には創出・活用専門委員会が2回ずつ、保護・基盤・新知的財産専門委員会が3回ずつの計13回専門委員会が開催され、計12の知財委上程案件を事前検討し、計13の知的財産政策イシューを発掘・研究した。

[写真Ⅱ-10] 専門委員会の開催



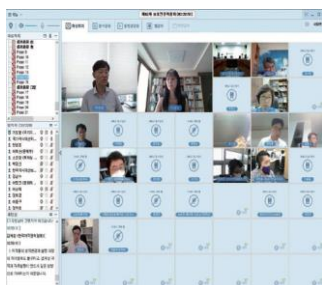
第61次保護専門委員会



第52次基盤専門委員会



第56次新知的の専門委員会



第62次保護専門委員会



第53次基盤専門委員会



第58次新知的の専門委員会

2) 専門委員会の運営

(1) 知的財産創出専門委員会

高品質な知的財産は第四次産業革命の時代で企業の競争力を確保し、国の革新成長を主導する中核資産である。そのため、知的財産を基盤として IP - R&D 戦略を立て、中核技術の知的財産の先取り、起業と中小・ベンチャー企業の成長を牽引する知的財産活動の支援強化など、知的財産創出分野の案件検討及び懸案議論のために「知的財産創出専門委員会」を運営している。

創出専門委員会は2021年に2回開催され、2021年12月までに計62回開催された。2021年5月21日に開催された第61次創出専門委員会では第3次国家知的財産基本計画への反映を目指して創出専門委員が提案した8つの政策イシューを発表し、討論した。議論を通じて、「大学・公共研の知的財産に対する投資の割合の拡大及び投資効率性の向上」、「技術覇権時代における中核技術の競争力分析及び中核融合特許の確保策」、「デジタル転換に対する対応 R&D 企画イノベーション方策」を深く研究する政策イシューに選定した。以後、イシュー別に小委員会を構成し、約4カ月にわたって集中的な議論を続け、9月7日に開催された第62次創出専門委員会では議論内容を最終的に点検して確定した。

[表Ⅱ-17]知的財産創出専門委員会の日程

次	日時	議論案件
第61次	2021.05.21	<ul style="list-style-type: none"> ・政策イシュー提案発表（8件）及び候補課題選別（5件） ①ICTを基盤とする中核融合技術の確保に向けたIP分析 ②大学・公共研の知的財産に対する投資の割合の拡大及び投資効率性の向上 ③中長期知的財産創出システムの創出策の研究 ④技術覇権時代の中核特許に対する競争力評価及び戦略策定 ⑤エンドユーザー中心のデザイン産業データアーキテクチャ構築及び知能型新製品・サービスIP発掘
第62次	2021.09.07	<ul style="list-style-type: none"> ・小委別政策イシューの研究結果の共有と最終検討 (1 小委) 大学・公共研の知的財産に対する投資の割合の拡大及び投資効率性の向上 (2 小委) 技術覇権時代における中核技術の競争力分析及び中核融合特許の確保策 (3 小委) デジタル転換に対する対応 R&D 企画イノベーション方策：ユーザー中心の新製品・サービスIP創出

(2) 知的財産保護専門委員会

強い知的財産保護体系の構築は、企業（特に中小ベンチャー企業）が保有する技術の価値がともに評価されるようにすることで、知的財産エコシステム全般の健全な基盤を築くようになる。最近では米中貿易摩擦と韓流コンテンツの拡散などにより、海外での知的財産保護が国内レベルの保護と同様に重要なイシューとなっている状況である。このため、「保護専門委員会」は知的財産保護関連案件と懸案について積極的に検討して対応する一方、特に保護法制全般に対して点検するとともに、政策イシューを提示して知的財産尊重文化の拡散に貢献している。

保護専門委員会は2021年12月まで計63回（2021年3回）開催され、2021年度には国家知的財産第3次（2022-2025）基本計画、年度別施行計画の推進実績の点検・評価など法定案件の他にも「中国進出企業のための知的財産戦略書」、「知的財産保護に関する成果指標（KPI）の設定」なども検討した。また、「メタバースでの知的財産権の保護」、「業務上発生する知財権関連制度間の統合的議論」という2つの政策イシューを発掘・研究した。

[表 II-18] 知的財産保護専門委員会の日程

次	日時	議論案件
第61次	2021.05.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度保護専門委の年間運営計画の共有 ・ 政策イシュー提案発表（12件）及び候補課題選別（3件） <ul style="list-style-type: none"> ① デジタル環境での知財権保護 ② 業務上発生する知財権関連制度間の統合的議論 ③ OTT時代、コンテンツ産業の発展戦略研究
第62次	2021.08.04	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護専門家の小委別研究の進捗状況の共有と意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> (1 小委) メタバースでの知的財産権の保護 (2 小委) 業務上発生する知財権関連制度間の統合的議論 ・ KIPnet 保護分科協議会別の研究の進捗状況の共有と意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> (1 協議会) ブロックチェーン技術保護及びIP産業における活用策 (2 協議会) メタバース環境での創作及びIP利用の活性化策
第63次	2021.10.08	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産戦略企画団発刊資料の中間点検 <ul style="list-style-type: none"> ① 中国進出企業のための知的財産戦略書 ② 2020 知的財産保護政策執行年次報告書 ・ 知的財産保護に関する業績指標の設定に関する議論

(3) 知的財産活用専門委員会

「玉磨かざれば光なし」という言葉のように、創出された優秀な技術（特許）は適材適所で活用されて初めてその価値に意味がある。このため、「知的財産活用専門委員会」は技術移転・起業及び事業化など知的財産の活用の活性化に向けた制度的・文化的エコシステムを構築し、知的財産サービス市場の専門性を高める一方、IP 投資及び IP 金融の高度化、企業の IP 経営に対する認識向上など関連政策議題の発掘・検討のために取り組んでいる。

活用専門委員会は 2021 年に 2 回開催され、2021 年 12 月時点で計 60 回開催された。2021 年 5 月 21 日に開催された第 59 次活用専門委員会では「政府 R&D 全周期 IP 成果拡散ガイドライン策定」及び「文化コンテンツ統合金融支援政策」の 2 つのテーマを第 3 次国家知的財産基本計画に反映するために活用専門委員会で深層研究する政策 이슈 に選定し、9 月 14 日に開催された第 60 次活用専門委で議論内容を深化・確定した。

[表 II-19] 知的財産活用専門委員会の日程

次	日時	議論案件
第 59 次	2021. 05. 12	・ 政策 이슈 提案発表（7 件）及び候補課題選別（2 件） ① 全周期視点での政府 R&D の IP 成果の拡散ガイドライン ② 文化コンテンツ IP 企業の統合的な金融支援体系
第 60 次	2021. 09. 14	・ 小委別政策 이슈 の研究結果の共有と最終検討 (1 小委) 政府 R&D 全周期の IP 成果の拡散ガイドライン策定 (2 小委) 文化コンテンツ産業の統合的な金融支援政策

(4) 知的財産基盤専門委員会

知的財産の創出・保護及び活用を促進するための基盤造成に関連する案件と懸案について議論するために「知的財産基盤専門委員会」を運営している。

基盤専門委員会は2021年12月まで計54回（2021年3回）開催され、2021年には「第3次国家知的財産基本計画（案）」、「2021年国家知的財産施行計画（案）」などの案件について事前検討した。また、「国家重点支援分野の特化 DB 構築及びリアルタイム中核技術の動向分析体系構築」、「デジタルプラットフォームでの著作物利用の活性化戦略」、「知的財産権の NFT 化による取引活性化及び価値増進方策」の3つの政策イシューを発掘・研究した。

[表 II-20] 知的財産基盤専門委員会の日程

次	日時	議論案件
第 52 次	2021. 05. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度ベースの専門委員会運営計画報告 ・ 政策問題提案発表（6 件）及び優先順位課題選定（3 件） ①国家重点支援分野の特化 DB 構築及びリアルタイム中核技術の動向分析体系構築 ②デジタルプラットフォームでの著作物利用の活性化戦略 ③知的財産権の NFT 化による取引活性化及び価値増進方策
第 53 次	2021. 07. 05	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小委別政策イシューの研究内容の中間点検と議論 (1 小委) 国家重点支援分野の特化 DB 構築及びリアルタイム中核技術の動向分析体系構築 (2 小委) デジタルプラットフォームでの著作物利用の活用化戦略 (3 小委) 知的財産権の NFT 化による取引活性化及び価値増進方策
第 54 次	2021. 08. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小委別政策イシュー研究内容の最終議論・検討 - 関連部処の懸案の共有及び議論

(5) 新知的財産専門委員会

「新知的財産専門委員会」では、科学技術・社会環境などの変化に伴い、従来の知的財産権の保護対象として確立されていないが、経済的価値を持ち、今後付加価値の創出が見込まれる新たな知的財産である「新知的財産」分野の案件について検討し、懸案についても議論する。

新知的財産委員会は2021年12月までに計58回（2021年3回）開催され、2021年度には「第3次国家知的財産基本計画（案）」、「2021年国家知的財産施行計画（案）」などの法定案件と「文化国家の実現に向けた著作物利用の活性化策」、「バイオヘルス産業における知的財産（IP）の競争力強化策」、「中国の進化する商標ブローカーに対する対応ガイドライン（案）」などの案件を書面で検討した。また、「マイデータ制度の定着と活性化のための対応課題」、「研究データの権利化と活用の促進に対する制度検討」、「生物遺伝資源及び伝統知識の知的財産権的保護」の3つの政策イシューを発掘・研究した。

[表Ⅱ-21]新知的財産専門委員会の日程

次	日時	議論案件
第56次	2021.05.14	・2021年新知的財産専門委員会の運営計画報告 ・政策イシュー提案発表（7件）及び優先順位課題選定（3件） ①マイデータ ②研究データ ③遺伝資源及び伝統知識
第57次	2021.06.11	・第3次基本計画関連政策イシューの推進状況共有 （1小委）マイデータ及びデータ生産主体別活用権利整備 （2小委）研究データの収集及び活用に関する制度の検討 （3小委）生物遺伝資源及び伝統知的財産の保護
第58次	2021.08.12	・小委別政策イシュー研究結果の最終議論・検討

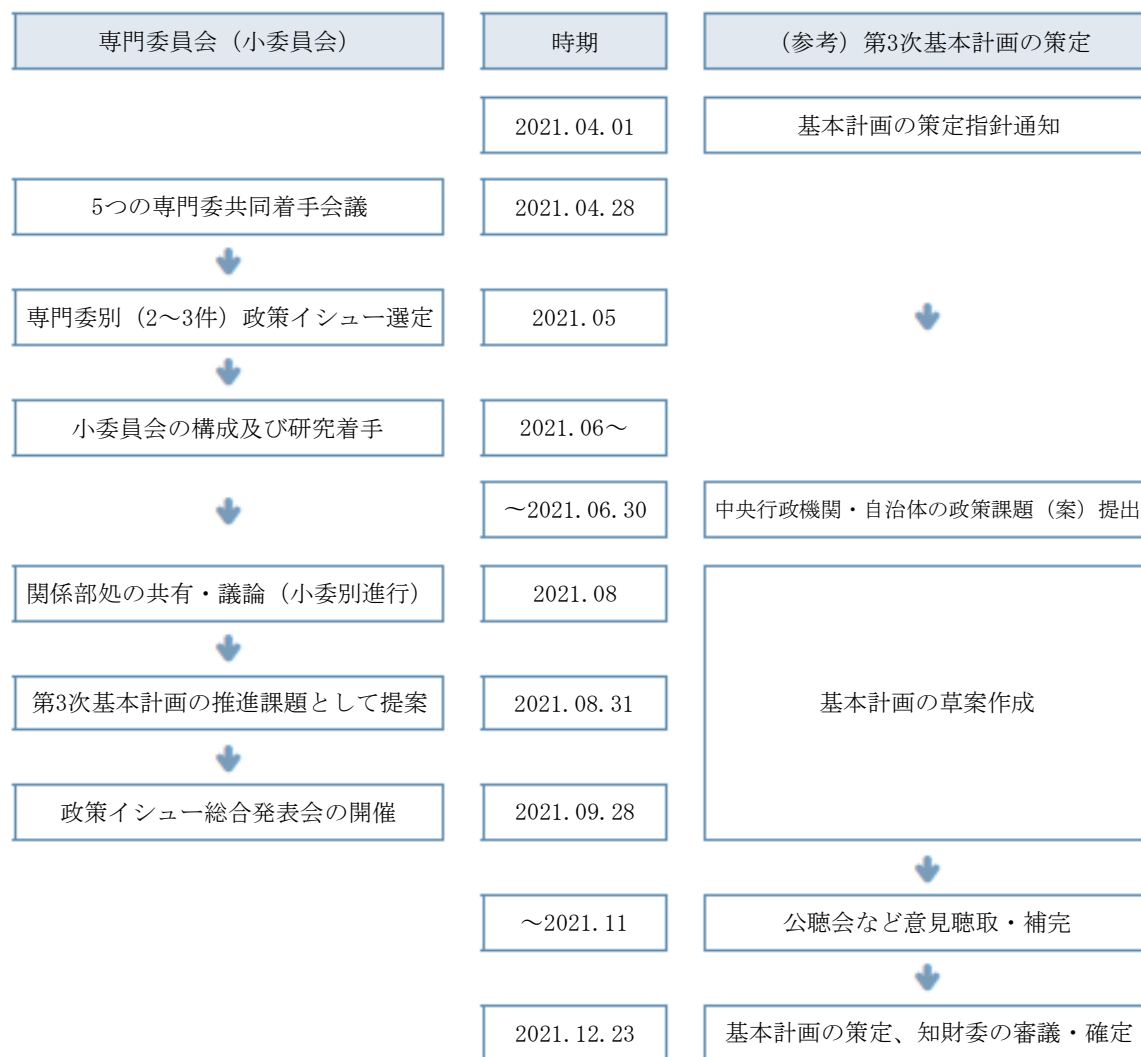
3) 知的財産政策 이슈の発掘

(1) 概要

知財委は知的財産を取り巻く急速な環境変化と政策的要求にいち早く対応し、委員会の政策諮問機能を強化するために、各専門委員会で毎年実効性のある政策イシューを発掘し、関係部処に政策化の推進を勧告している。

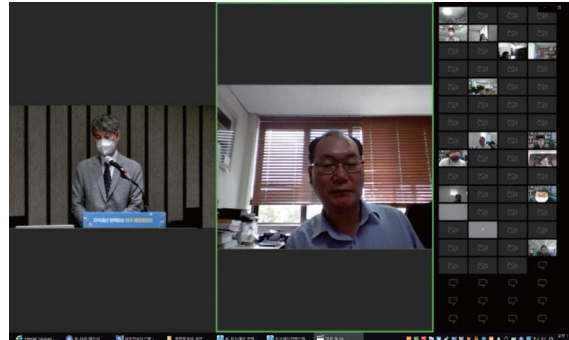
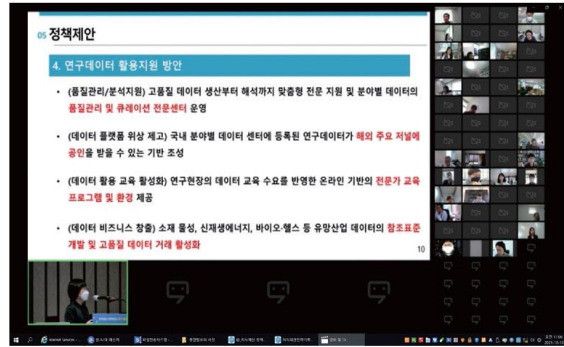
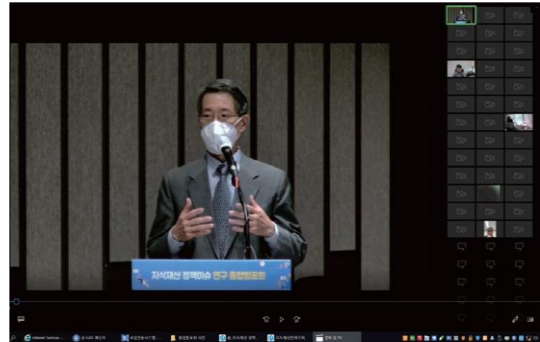
2021年には第3次国家知的財産基本計画の必要課題として、5つの専門委員会で31件の知的財産政策を提案し、そのうち専門委別2～3件の課題ごとに計13の政策イシューを選定した。以後、13の政策イシュー別に小委員会を構成して計52回の研究会議を行い、5つの専門委員会で計12回にわたって政策イシュー選定、課題点検など会議を開催した。政策イシューの研究結果は今後5年間、国家知的財産政策の必要課題として提案し、関係部処などから意見を聴取して「第3次国家知的財産基本計画」の推進課題として含めた。

[図Ⅱ-4]知的財産政策イシューの発掘・研究の推進手続



また、2021年9月28日には「知的財産政策イシュー総合発表会」をオン・オフライン並行方式で開催し、それまで研究してきた計13の政策イシューの研究結果を小委員長が発表した。同日の総合発表会には知財委の民間委員、専門委員、関係部処の担当者など100人余りがリアルタイムでオンラインにて参加し、発表内容に対する質疑応答及び討論に参加した。

[写真Ⅱ-11]知的財産政策イシュー総合発表会



<発表会場>

<ビデオ会議プラットフォーム>

(2) 知的財産政策 이슈の主要内容

政策イシュー別小委員会には専門委員 39 人、外部専門家 16 人など計 55 人の専門家が研究に参加し、政策イシューの主要内容は以下のとおりである。

[表Ⅱ-22]知的財産政策イシューの研究課題一覧

政策イシュー	関係部処など
①大学・公共研の知的財産に対する投資の割合の拡大及び投資効率性の向上	科技部、特許庁
②技術覇権時代における中核技術の競争力分析及び中核融合特許の確保策	科技部、特許庁
③デジタル転換に対する対応 R&D 企画イノベーション方策（ユーザー中心の新製品・サービス IP 創出）	科技部、産業部、中企部、特許庁
④メタバースでの知的財産権の保護	特許庁、文体部
⑤業務上発生する知的財産権関連制度間の統合的議論	文体部、特許庁
⑥政府 R&D 全周期 IP 成果拡散ガイドライン策定	教育部、科技部、産業部、特許庁
⑦文化コンテンツ産業の統合的な金融支援政策（案）	文体部、中企部、科技部
⑧国家重点支援分野の特化 DB 構築及びリアルタイム中核技術の動向分析体系構築に関する研究	科技部、特許庁
⑨デジタルプラットフォームでの著作物利用の活性化戦略	文体部、科技部、放送通信委員会
⑩知的財産権の NFT 化による取引活性化及び価値増進方策	文体部、中企部、特許庁、科技部
⑪マイデータ制度の定着と活性化のための対応課題	第四次産業革命委員会、個人情報保護委員会、福祉部
⑫研究データの権利化と活用の促進に対する制度検討	科技部

①大学・公共研の知的財産に対する投資の割合の拡大及び投資効率性の向上

政府の R&D 予算は継続的に増加しており（2016 年 19.1 兆ウォン→2021 年 27.4 兆ウォン）、政府 R&D の特許生産性も主要国に比べて高い水準を維持している。しかし、政府の R&D の約 70% を担当する大学・公共研の IP 品質と経済的成果は民間に比べて振るわない。

大学・公共研の IP 品質及び質的成果向上のためには専門担当組織（TLO）を中心とした IP 分野への投資拡大と投資の効率性向上が先行する必要があると指摘された。特に、IP 費用と IP 品質間の高い関連性にもかかわらず、大学・公共研の IP 投資の割合が低いことが IP の質的成果が不十分な一因として指摘された。これを改善するためには、大学・公共研の IP 専門担当組織支援事業の持続的拡大と支援方式の改善が必要であり、その代案として大学・公共研を対象とする TLO（人材・予算）直接支援事業拡大と IP 収益の再投資支援事業の拡大を提案した。また、IP ファンドの拡大及び源泉・標準特許ポートフォリオ構築支援事業を整備することで、優秀技術に対する海外特許経費の支援を拡大する方策と大学・公共研の IP 専門組織の能力強化のために、政府 R&D の技術料収入の自主的使用を強化する方策が提示された。

②技術覇権時代における中核技術の競争力分析及び中核融合特許の確保策

第四次産業革命の時代における事業間・技術間の急速な融合の速度に比べ、これに対する客観的・具体的なデータと資料は不足しているのが現状である。国家レベルの技術戦略の策定に特許分析が活用されるためには、研究主体や技術分野別に特許の競争力に対する客観的評価と診断が急がれており、分析の目的に合ったさまざまな中核特許の導出方策と急変する特許情報の変化を迅速に分析できるシステム環境が必要である。

したがって、中核 IP を導出するためには定量分析を中心にマクロトレンドや技術別、主要出願人別の特許活動（件数）を把握する水準を超え、質的水準を考慮した競争力評価方法が必要であり、最新公開特許を中心に定量的・定性的評価を補完できる評価方法を模索することを提案した。また、中核 ICT 技術及び BIG3 産業を中心に特許情報を活用した技術融合環境分析方法（ソーシャルネットワーク分析）を導入する方策と官民の役割分担による AI ベースの特許指標分析体系を構築する方策も提示された。

③デジタル転換に対する対応 R&D 企画イノベーション方策（ユーザー中心の新製品・サービス IP 創出）

ICT と従来の産業が融合した新成長サービスが拡大し、製品の技術が徐々に平準化され、産業におけるサービスの差別化が付加価値の中核として浮上した。しかし、韓国はサービス産業の経済成長貢献度や製造業者のサービス提供率などが先進国に大きく及ばず、企業のサービス能力強化が不可欠な状況である。ICT を利用したサービスは参入障壁が低いという点で新たな顧客体験を提供するサービスを独占できる知財権の確保が事業の成否を左右するが、基本的 IP 能力が弱い中小企業は BM、UX/UI 特許・デザインの重要性に対する認識が低く、事業保護に失敗するケースが多くなっている。

これを改善するためには、国家 R&D 企画段階で「先使用者後技術企画」というプロセスの定着が必要である。そのために、ユーザー中心の IP - R&D プロセスの体系化及び評価システムの構築を提案した。細部推進方策としては課題企画段階でユーザー中心の課題企画を支援する HC（Human Centered）- PD 制度の導入、部処横断的な「サービス R&D 中長期推進戦略」（2017 年 1 月）のサービス R&D 分類中、IP 確保の必要性が高い新成長サービス及び製品 - サービス融合重点支援、ユーザー経験 IP 認証・評価システム開発などが提案された。

④メタバースでの知的財産権の保護

メタバースがインターネットを代替する新しいプラットフォームとして台頭し、多くの企業が新しい経済活動の領域としてメタバースを注視して進出している。しかし、メタバース環境で現実の知的財産権を使用したり、メタバースの創作物を現実で使用するなど、知的財産権の使用及び侵害規定が不十分である。画像デザイン保護のためにデザイン保護法が改正（2022 年 4 月 20 日）されたが、物品に関するデザインが仮想現実の環境でアイテムとして販売される行為までは保護しない。また、デザイン保護法と商標法は属地主義を採用しているため、国境のないメタバースでの行為を規制するには限界がある。

メタバースでの知的財産権を保護するためには、メタバース内の知的財産侵害制限事由の検討、公正な利用法理の開発、メタバース事業者が活用可能な知的財産ガイドライン作成、メタバース環境での知的財産侵害に対する OSP（オンラインサービスプロバイダー）の責任検討、メタバースで販売される製品の物品性に対する検討、国境のないメタバースの規制のための属地主義の克服方策の検討などを提案した。

⑤業務上発生する知的財産権関連制度間の統合的議論

IP 先導国家への飛躍に向けた研究開発、高付加価値コンテンツの創出において、業務上発生する知的財産権規律問題に対する議論の重要性は大きくなっている。さらに、技術と文化が融合する融合・複合技術が発展するにつれ、一つの創作物に特許権、著作権、営業秘密などが同時に含まれるようになった今、業務上発生する知的財産権規律問題を個別の知的財産権（特許、著作権、営業秘密など）分野に限定して検討することはできない状況になっている。

したがって、業務上発生する知的財産権規律に関する問題は、所管部処別に検討するよりは、知財委を中心に多部処間の TF を構成して知財権全般での検討が必要であり、職務発明と業務上著作物の定義及び成立要件、創作者の地位及び知財権の原始的帰属主体、承継、補償義務など、業務上発生する知財権制度の統合的議論が行わなければならないと提示した。

⑥政府 R&D 全周期 IP 成果拡散ガイドライン策定

R&D 投資は継続的に拡大し、2021 年には R&D 100 兆ウォン時代、政府 R&D 30 兆ウォン時代を切り開き、これにより優秀特許の創出が増加し続けている。しかし、研究所と大学の技術移転件数及び 1 件当たりの技術料が過去 5 年間で固着化するなど（2015 年の技術移転件数 11,614 件、1 件当たりの技術料 18 百万ウォン→2019 年の技術移転件数 11,676 件、1 件当たりの技術料 19 百万ウォン、2020 年の公共研究機関の技術移転事業化に関する実態調査、2021 年 3 月）、創出された特許の活用水準はそれに及ばないでいる。したがって、政府 R&D 全周期の観点から、IP 成果の拡散のために現場で試験的に適用できるガイドラインを作成する必要性が提起された。具体的には、産・学・研の協力 R&D で創出された IP について、専用実施または独占的通常実施を締結する企業に一定の期間、第三者に通常移転（sub-licensing）を許可するガイドラインの作成が優先的に議論された。ただし、同議論の場合、第三者技術移転の実効性の観点からより深い議論を継続した後、ガイドライン作成などの具体的な推進策を策定することにした。

⑦文化コンテンツ産業の統合的な金融支援政策（案）

コロナ禍の長期化により非対面文化が定着し、コンテンツの制作・流通も早急にプラットフォームを中心にデジタル化しており、映画・ドラマなど既存ジャンル間の境界が消滅し、オン・オフラインの融合コンテンツが主流として浮上するなどコンテンツ産業をめぐる環境が変化している。一方、コンテンツ産業はポストコロナ時代の経済成長の主なエンジンであり、高い経済的波及効果をもたらすと予想され、現在の環境変化を反映した金融支援を行い、コンテンツ制作企業を育成していく必要性が提起された。

これにより、現在の文体部（韓国コンテンツ振興院、映画振興委員会）、放送通信委員会、科技情通部、中企部、金融委（技術保証基金、信用保証基金）などに散在している政策決定・予

算支援体系を連携・統合し、R&D 投資と金融支援との連携活性化及び融資保証体制の一元化を進め、金融支援の効率性などを向上させる必要がある。また、投資資金の損失が発生した場合、公共部門の投資資金で損失を補填できるようにし、代表的なハイリスク・ハイリターン（High Risk、High Return）産業であるコンテンツ産業分野の潜在力が大きい企業の資金確保を支援する方策も提示された。

⑧国家重点支援分野の特化 DB 構築及びリアルタイム中核技術の動向分析体系構築に関する研究

日米中など貿易相手国の戦略的行動により、GVC（Global Value Chain、グローバル（産業）価値チェーン）の乱れなどで国内の産業価値チェーンが崩壊するおそれがあり、産業の強み・弱みに対する常時診断及びモニタリングシステムが必要である。つまり、デジタル経済時代に特許情報など IP データの収集・分析・活用が重要であるが、AI など新技術を適用した IP データ管理が不十分であり、国家中核産業技術の特性情報は正確な産業診断の基礎資料であるだけに、多次元的・多階層的情報分析支援体系の整備が欠かせない。

世界のあらゆる企業・研究所などの R&D 動向、産業・市場のトレンドなどが集約された 4 億 8 千万件の技術情報を内包する IP データを中心に科学・産業技術、経済・市場情報などを連携して構築し、産業・市場、技術のトレンドなどの分析に活用できるように、国家イシューなど戦略的技術分析のための産業分野別の「特化 DB」構築、データ間相互連携基盤の構築、リアルタイム・中核技術の動向分析体系の構築などを提案した。

⑨デジタルプラットフォームでの著作物利用の活性化戦略

主にオフラインでコンテンツの利用が行われた過去は、利用範囲も国内に限られるしかなかったが、現在はデジタルプラットフォームを通じて①プラットフォームそれ自体が海外に進出する場合、②コンテンツをグローバルプラットフォームに流通させる場合など、コンテンツを輸出しなくても世界のユーザーがコンテンツを利用できるようになっている。政府は、ウェーブ（wave）、ティービング（tving）など OTT プラットフォームの発展のために関係部処合同で「デジタルメディアエコシステムの発展策」を策定し、それに伴い部処別に「最小規制」の原則の下、多様な規制緩和及び支援を行って OTT 産業を活性化させるために支援している。

新型コロナパンデミックを経て K-POP のオンライン公演が頻繁になり、メタバースでの音楽公演など音楽業界では新しい市場への拡張可能性を垣間見ている状況である。主に OTT プラットフォームを利用して映画や音楽など動画サービスを利用する消費者が急増しているが、一方では創作者の側で著作物関連紛争も増加しており、関連制度の改善が必要である。

このため、音楽著作物のデジタルプラットフォーム利用のための制度改善（①音楽信託管理団体の役割変化の必要性、②分離信託活性化の必要性、③拡大された集中管理制度の導入への反対など）、創作者の側で映像著作物のグローバルプラットフォーム利用のための制度改善、グローバルプラットフォーム利用のための標準条約（規約）の主な改善事項などを提示した。

⑩知的財産権の NFT 化による取引活性化及び価値増進方策

近年、ブロックチェーン技術を基盤とした非代替性トークン（NFT、Non-fungible token）によってさまざまなイメージと映像が取引されており、最近では NFT を利用したゲームコンテンツ、

絵画など著作物の取引が活性化され、著作物流通環境の画期的な変化がなされており、既存の著作物のデジタル化したコンテンツ及びデジタル著作物の取引事例が問題となっている。

したがって、著作権の登録及び認証と連携して著作物・著作権の権利関係の明確化、NFT ブロックチェーンプラットフォーム、ユースケース（Use Case）、標準スマートコントラクト、マーケットプレイスなど NFT 技術構造及びプラットフォームなどを提示している。

一方、優秀な特許技術を保有している中小ベンチャー企業が自分の特許権を NFT 化して投資家に販売することで、特許技術の事業化のための資金調達をより容易に行う必要がある。技術価値評価の進行、特許権の持分分割、持分に対する NFT 発行、取引所への上場による NFT 販売及び取引など特許権の NFT 化による取引及び投資の活性化策を提案した。

⑪マイデータ制度の定着と活性化のための対応課題

マイデータは情報主体（データ提供者）の同意に基づいてデータを流通するため、オリジナルデータを完全に使用することができ、複数の規制問題から自由であるという利点があり、データ活用の新たなパラダイムとして急浮上している。韓国政府は信用情報法を改正（2020年3月）して「本人信用情報管理業」を新設し、金融分野に優先的にマイデータ事業を導入し、全産業分野にマイデータを拡大させるという計画を発表（2021年6月）した。

したがって、マイデータの生産 - 取引 - 活用の段階が活性化できるように各主体別にインセンティブを与えて参加を誘因し、これらが相互作用に及ぼす制度的要因などについて検討した。有用なデータの蓄積のためには、データ提供者にデータ利用履歴を定期的に通知したり、データ領収書の発行、個人情報利用履歴の随時通知など、データ活用の透明性が確保されなければならないだろう。また、データの取引・活用においては、データの信託的同意・譲渡など権利帰属を単純化することで後続取引を容易にするとともに、取引収益を受益者に分配できる信託制度の導入を検討することを提案した。

⑫研究データの権利化と活用の促進に関する制度検討

研究データは新しい知識、価値を創出するための源としてその価値が高く、多様な分野の研究者間の融合及び共同研究促進のために、データ共有体系の必要性が増加している。このように R & D 過程で絶えず生産される大量の研究データが論文出版、報告書発刊などの成果の公開にとどまらず、研究過程全体をオンラインプラットフォームで開放・融合するなど、先導国を中心にオープンサイエンス政策が推進されている。国内でも研究データの共有・活用の促進のための戦略と制度整備が一部行われたが、研究データをめぐる責任と権限、利益配分などの問題が自主的な共有・活用を制限している。

研究データの生産・管理・加工・活用の主体が明確な権利と責任について合意できるように契約、条約、ライセンス活性化が必要であり、データスチュワードシップ（*スチュワード：領主や君主の財産と権利を守りながら、これをよく使うように委任された者）の導入も検討できるだろう。また、良質の研究データを確保するために、研究データ登録者に対するインセンティブ政策の拡充、研究データ品質管理を改善するためのデータ管理計画義務化、メタデータ標準様式の確立などを提案した。

3. 特別専門委員会の運営

知財委では5つの分野別専門委員会のほかにも知的財産基本法施行令第6条第7項の規定に基づき²⁰⁸、一時的に特別専門委員会を構成・運営している。昨年、第26次（2020年3月27日）知財委の議決を得て発足した「人工知能（AI） - IP 特別専門委員会」により、「人工知能（AI） - IP 特別専門委員会（以下、「AI - IP 特委」）1期」を運営し、第29次（2021年3月29日）知財委で「人工知能（AI） - IP 特別専門委員会の延長・運営」に対する議決により AI - IP 特委 2期を運営した。

1) AI - IP 特委 1期

人工知能（AI）時代の到来に伴い、AI によって創出される新たな知的財産（IP）の登場とともに IP イシューが台頭して発足した AI - IP 特委 1期は、政府委員（科技情通部・文体部・産業部・中企部・特許庁）5人と民間委員（知的財産権の分野、技術・産業の分野など）15人など計20人で構成されて運営された。AI - IP 特委 1期は、全体会議3回及び小会議19回、AI - IP カンファレンスなどの結果を総合して「人工知能・データ基盤のデジタル知的財産革新戦略（以下、「知的財産革新戦略」）」を策定した（第28次知財委、2021年2月23日）。知的財産革新戦略はデジタルニューディール過程で生成されるデータ・人工知能などデジタル新技術を活用して高品質の知的財産の創出を促進し、デジタル経済を先導できる知的財産ファーストムーバー戦略を策定した。

[表 II-23]知的財産革新戦略の主要内容

戦略	中核課題
1. デジタル転換に対応する知的財産法・制度のイノベーション	①人工知能・データ活用の拡大のための法・制度整備
	②デジタル転換に合致する知的財産保護体制の構築
2. 知的財産分野のデータ活用の拡大	①産業全般に知的財産データ活用の拡大
	②知的財産の創出のためのデータ構築・開放
3. 知的財産基盤のデジタル産業競争力強化	①人工知能及びデジタルコンテンツ産業の育成
	②デジタル知的財産金融基盤構築及び人材育成
4. 新知的財産の通商秩序の先導	①デジタル経済時代のグローバル知的財産規範形成の主導
	②GVC 再編に対応した海外進出企業の支援

²⁰⁸ 知的財産基本法施行令第6条（専門委員会の構成及び運営）

⑦委員長は緊急事案に対する専門的検討のために必要であれば委員会の議決を経て専門委員会のほかに一時的な特別専門委員会を構成・運営することができる。

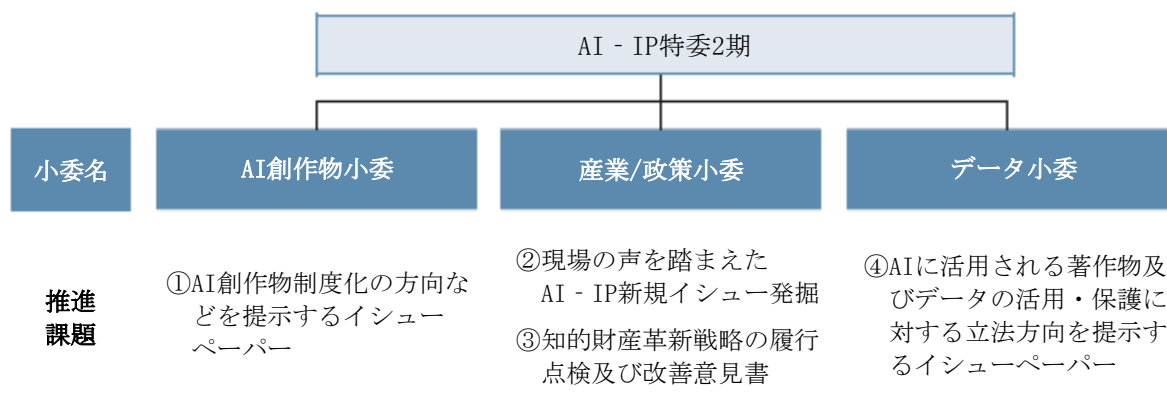
2) AI - IP 特委 2 期

(1) 進行経過及び主要内容

AI - IP 特委 1 期で策定した「知的財産革新戦略」の多部処中核課題（人工知能による創作物の制度化の方向（案））に対する持続的議論と、知的財産革新戦略の主要事業・政策の進捗状況を点検するために、第 29 次知財委では AI - IP 特委の延長・運営計画を策定した。

AI - IP 特委 2 期は 2021 年 6 月 29 日に発足し、「AI 創作物小委」、「データ小委」、「産業/政策小委」の 3 つの小委で構成され、小委ごとに推進課題を選定して運営された。

[図 II-5] AI - IP 特委 2 期の構成



AI - IP 特委 2 期は今年 3 回の全体会議を開催して小委別に議論された内容を共有し、主要部処で進めている協議体の内容を共有するなど、AI - IP 特委 2 期中核である「人工知能の創作物制度化の方向」を確定する議論を続けた。

[写真 II-12] AI - IP 特委 2 期



AI - IP 特委 2 期の発足



AI - IP 特委 2 期第 2 回全体会議

[表Ⅱ-24]AI - IP 特委 2 期の日程

区分	内容		
第 1 回全体会議 (2021. 06. 29)	・ 知的財産革新戦略の推進実績を報告、AI - IP 特委 2 期の中核課題及び推進方向について議論		
第 2 回全体会議 (2021. 10. 19)	・ 小委別推進課題の状況を点検、部処別業務状況を共有		
	小委別 推進 課題	AI 創作物小委	▶AI 創作物制度化などのための立法方向を設定 ▶AI 創作がどのように展開できるかを基に立法方向性を提示
		産業/政策小委	▶知的財産革新戦略の履行点検の結果を共有 ▶AI を活用した創作物に関する企業懇談会の内容を共有
		データ小委	▶データ関連法律（案）争点の検討事項を共有
	部処別 業務 状況	特許庁	▶「AI 発明専門家協議体」の運営内容を共有
		科技部	▶データ保護基準、データ基本法の内容を共有
		文体部	▶「新技術環境知的財産権協議体」の運営内容を共有
		産業部	▶産業デジタル転換促進法の制定事由など共有
中企部		▶中小企業の AI 活用などをモニタリング	
第 3 回全体会議 (2021. 12. 16)	・ 主要部処（文体部、特許庁）協議体の運営内容を共有		
	文体部 「新技術環境知財権協議体」	▶AI 創作物の保護可否（著作権決定など） ▶AI 創作物の保護方法と責任 ▶データ関連法と著作権法の調和方策など	
	特許庁 「AI 発明専門家協議体」	▶AI 発明の創作可否 ▶特許法上の制度的空白の有無 ▶産業上の保護及び先制的立法の必要性 ▶立法関連の議論など	

小委別に AI 創作物小委は会議を 4 回開催し、「AI 創作物制度化の方向の確定に向けた新しい立法方向」の導出、「AI の創作と保護」、「AI の創作（著作物）と発明の区別」、「AI による責任など」について議論した。

データ小委では会議を 4 回開き、第 21 代国会で係留中の多様なデータ関連法律間の争点を分析し、IP イシューを導出した。

産業/政策小委も会議を 4 回行い、知的財産革新戦略の部処別履行状況を点検して改善計画を導出し、産業界現場で発生する AI - IP 関連イシュー分析のための懇談会を行った。

[表Ⅱ-25]AI - IP 特委 2 期会議別の主要内容

小委員会	会議別の主要内容
AI 創作物小委	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1 次) 2021. 07. 28 (水)、オンライン ・ 小委の役割、AI 創作物の定義及び権利帰属方策、委員別専門性による業務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2 次) 2021. 09. 01 (水)、オンライン ・ 総論及び国益レベルでの方向性、AI 発明と著作物の差別性、AI 創作のリスク及び解消策
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (3 次) 2021. 10. 06 (水)、オンライン ・ AI 発明に対する保護など
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (4 次) 2021. 12. 03 (金)、オンライン ・ AI 創作物を保護するための「新しい立法方向」の提示
データ小委	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1 次) 2021. 07. 26 (月)、オンライン ・ 小委の役割、データ保護方法に関する議論、データ取引など産業面での活用策、委員別専門性による業務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2 次) 2021. 08. 09 (月)、オンライン ・ データ関連法律 (案) の争点・検討、データ活用・取引の状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (3 次) 2021. 08. 30 (月)、オンライン ・ AI 学習におけるデータ訓練、AI でのデータ活用、データ学習のための著作物の利用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (4 次) 2021. 09. 13 (月)、オンライン ・ データ関連法律 (案) ガイドライン作成の方向性議論、著作権法上 TDM 規定議論
産業/政策小委	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1 次) 2021. 08. 06 (金)、オンライン ・ 小委の役割、産業界からの意見聴取方策、知的財産革新戦略の履行点検方策議論
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2 次) 2021. 09. 23 (木)、オンライン ・ 知的財産革新戦略の履行状況の点検
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (3 次) 2021. 09. 29 (水)、韓国知的財産研究院の会議室 ・ AI 創作物関連企業懇談会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (3 次) 2021. 11. 30 (火)、韓国知的財産研究院の会議室 ・ AI 創作物関連の第 2 次企業懇談会

(2) 今後の計画

AI - IP 特委 2 期は小委別の議論内容を踏まえて推進課題の成果物を導出する予定である。小委別に確立した成果物の草案をもとに、民間委員、専門委員及び産業界などを対象に意見聴取を行う計画である。意見聴取を行った後で修正された最終成果物は、AI - IP 特委 2 期第 5 回全体会議の案件として上程し、知財委本会議の案件として上程する予定である。

4. 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）の運営

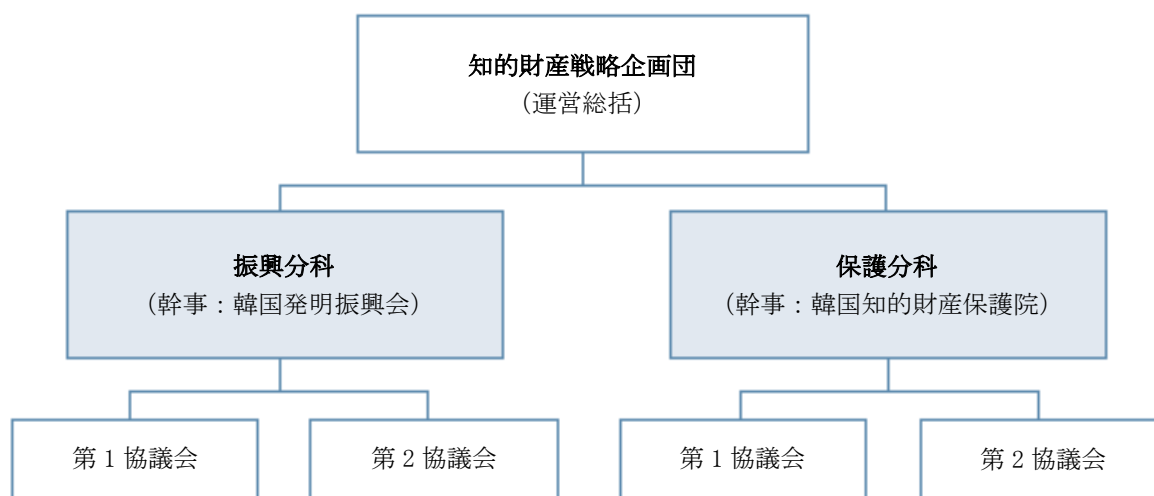
国家知的財産ネットワーク（Korea Intellectual Property Network、以下「KIPnet」）は、現場の需要を中心とする知的財産（IP）課題の発掘と情報交流のために、産・学・研・官が参加して疎通する官民 IP 協議体として、2012 年 4 月 5 日に発足して以来、毎年知的財産関連の懸案をテーマに参加機関間のコミュニケーションと政策議論を進めてきた。

KIPnet では IP 業界関係者間の参加と交流・協力を活性化させるために、分科別協議会・ワークショップ・セミナー・フォーラムなど多様なネットワーク活動を展開し、IP 専門家と利害関係者が参加して新規 IP 政策需要を発掘するとともに、政策課題（案）を確立するなど、IP 政策を発掘するためにも活発な交流と協力を強化している。また、定例カンファレンスを開催して産・学・研・官を包括する各界の多様な現場の意見を聴取し、時宜性のある IP 懸案に対する国民との疎通・協力を推進するなど、疎通窓口の役割を果たしている。

1) 2021 年の運営体系及び現状

2021 年には KIPnet を政策分野別に 2 つの分科（振興・保護）で構成し、計 48 人の専門家が参加して分野別の状況とイシューを共有・討論した。分科運営の効率性のために、分科別幹事機関と知的財産戦略企画団内の担当官を指定し、分科の活性化及び参加専門家間の協力を積極的に支援している。

[図 II-6]2021 年 KIPnet の運営体系



2021 年の KIPnet 活動は、第 3 次国家知的財産基本計画（以下「基本計画」）の政策課題の発掘・提案のための専門家議論及び意見聴取の形で推進された。基本計画策定指針（案）を参考に、分科別研究主題を選定し、協議会を開催して主題を議論し、提案課題を発掘した。

[表 II-26]分科別議論の主題

分科	議論の主題
振興分科	◇IP 創出・活用連携の強化及び IP 人材育成分野について重点的に議論
	①IP - R&D の普遍的適用による革新能力の強化策
	②R&D 成果物の活用促進のための IP 管理体系の改善策
	③大学・公共研分野の IP 活用向上のための先進化方策
	④AI・SW 新技術の知的財産活用のための専門家育成及び活用策
⑤融合・複合型知的財産専門人材育成及び基盤構築方策	
保護分科	◇ブロックチェーンやメタバースなど新たな環境の保護 이슈について重点的に議論
	①産業財産権・著作権・アイデア保護分野のブロックチェーン技術活用に対する政策提案
	②メタバース環境における著作権 이슈、メタバース事業者と利用者のガイドライン、メタバース事業者の既存 OSP の責任関連法規適用可否などに対する政策提案

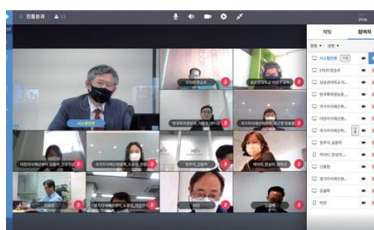
(1) IP - 振興分科

IP - 振興分科では「IP の創出と活用の連携強化策」と「デジタル転換時代の知的財産専門家の活用及び専門人材の育成」を研究主題にし、2つの協議会を構成・運営した。協議会には約 24 人の専門家が参加し、主題別に 4 回ずつ会議を開催して発表と討論を通じて政策意見をまとめた。IP - 振興分科から導出された細部主題別の議論内容は次のとおりである。

最初の主題である「IP の創出と活用の連携強化策」では、IP - R&D の普遍的適用による革新能力の強化策として、①IP - R&D の拡大②IP の創出・活用の連携強化のための IP データ活用③中小企業の IP - R&D 能力向上策などについて議論した。また、R&D 成果物の活用促進のための IP 管理体系の改善策として、①公共 R&D 評価体系の改善による成果物の活用促進、②源泉技術の IP 管理体系の改善策などが議論された。大学・公共研分野の IP 活用向上のための先進化方策としては、①大学の IP - R&D 支援体系の強化、②大学の IP 人材育成のための IP 教育の質的向上策について集中的に議論した。

2 つ目の主題である「デジタル転換時代の知的財産専門家の活用及び専門人材の育成」では、AI・SW 新技術の知的財産活用のための専門家の育成及び活用策として、①AI 創作物の積極的創出のための専門人材育成、②コンピュータソフトウェア紛争における IP 専門家の活用策などが議論された。また、融合・複合型知的財産専門人材の育成及び基盤構築方策として、①IP 専門人材教育体制の確立、②専門性強化のための実務連携教育、③融合・複合型 IP 人材育成のための実務キャリア開発の経路提供、④IP 専門家マッチングプラットフォーム構築方策について深く議論した。

[写真Ⅱ-13]KIPnet IP - 振興分科の活動



第1 協議会 1 次会議



第1 協議会 3 次会議



第2 協議会 4 次会議

(2) IP - 保護分科

2021 年 IP - 保護分科では「ブロックチェーン技術の IP 産業における活用策」と「メタバース環境における創作及び IP 利用の活性化策」の 2 つの主題を選定し、主題別協議会を構成・運営した。計 25 人の専門家が参加し、協議会ごとに 3 回ずつ会議を開催して発表と討論を通じて政策意見をまとめ、協議会を区別せずに中間点検及び最終点検の会議を 1 回ずつ開催して議論内容を共有し点検した。また、2021 年 IP - 保護分科は新型コロナウイルス感染症によるソーシャルディスタンスを遵守するために、オンライン会議とオフライン会議を並行して行った。

主題別に細部議論内容を見ると、最初のテーマである「ブロックチェーン技術の IP 産業における活用策」では、①ブロックチェーンを基盤とする特許プール (Patent Pool) プラットフォーム構築方策、②特許及びライセンス取引システム導入方策、③商標使用事実証明手段としてブロックチェーンを基盤とするプラットフォーム活用策、④ブロックチェーンを基盤とするデジタル著作権管理システムプラットフォーム構築方策、⑤ブロックチェーン技術を活用した孤児著作物問題の解決策、⑥ブロックチェーン技術を基盤とするアイデア原本証明サービス方策など、産業財産権、著作権及びアイデア保護の分野でブロックチェーン技術を活用できる方策について幅広く議論した。

2 つ目の主題である「メタバース環境における創作及び IP 利用の活性化策」では、①実感コンテンツ創作のための著作権利用許可問題の解決策、②マイクロコンテンツ (材料コンテンツ) の活用策、③メタバース内の知的財産権侵害制限事由の検討、④メタバース事業者に必要な知的財産ガイド目次、⑤メタバース環境での知財権侵害に対するオンラインサービスプロバイダーの責任検討など、メタバースで発生し得る知的財産関連問題点をいち早く予測し、対応策について議論した。

[写真Ⅱ-14]KIPnet IP - 保護分科の活動



第1 協議会 1 次会議



第2 協議会 2 次会議



保護分科の中間点検会議

2) KIPnet カンファレンス開催

2021年9月1日には「デジタル大転換の時代を先導する知的財産（IP）革新戦略」をテーマに「2021 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）カンファレンス」を開催した。12 回目を迎えた今回のカンファレンスは、韓国政府の新型コロナウイルス感染症の防疫指針に従い、聴衆なしで事前録画の形で行われ、行事当日に知財委の公式 YouTube チャンネルなどでオンラインで配信された。

今年はデジタル大転換という時代的使命に直面している状況で、人工知能、ビッグデータ、メタバース、ブロックチェーンなど新しい技術がもたらす変化に、韓国の知的財産政策はどのような準備をすべきかについて集中的に議論し、その結果を今回のカンファレンスで主題発表のときに伝えた。

主題発表には5人の専門家が参加し、△知的財産の創出と活用の連携強化策（韓国知的財産研究院ソン・スンウ院長）△コンピュータソフトウェア紛争における知的財産専門家の活用策（檀国大学キム・ビョンナム教授）△融合・複合型知的財産専門人材育成のための基盤構築方策（韓国知的財産研究院イム・ソジン副研究委員）△ブロックチェーン技術の IP 産業での活用策（インハ大学キム・ウォン教授）△メタバース環境における創作及び IP 利用の活性化策（梨花女子大学パク・キョンシン教授）について発表した。

主題発表後は発表内容に対する総合討議が行われた。知的財産の観点からデジタル大転換の意味は何かについて専門家が意見を述べ、発表内容に関してより具体的な政策提案について議論された。特に、新たなデジタル資産に対する所有権の概念の必要性、NFT 産業における知的財産関連ガイドラインの必要性に対する提案について深く議論された。

今回のカンファレンスで発表された内容は、さらなる検討と関係部処の協議を経て第3次国家知的財産基本計画の推進課題として反映された。

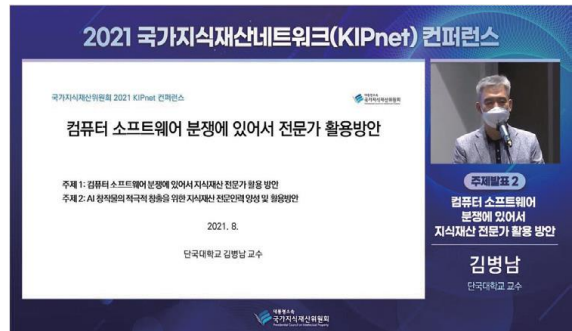
[表 II-27]2021 年 KIPnet カンファレンスのプログラム

プログラム	主要内容
主題発表 (80 分)	・ [主題 1] 知的財産の創出と活用の連携強化策 - 韓国知的財産研究院ソン・スンウ院長
	・ [主題 2] コンピュータソフトウェア紛争における知的財産専門家の活用策 - 檀国大学キム・ビョンナム教授
	・ [主題 3] 融合・複合型知的財産専門人材育成のための基盤構築方策 - 韓国知的財産研究院イム・ソジン副研究委員
	・ [主題 4] ブロックチェーン技術の IP 産業での活用策 - インハ大学キム・ウォン教授
	・ [主題 5] メタバース環境における創作及び IP 利用の活性化策 - 梨花女子大学パク・キョンシン教授
総合討議 (30 分)	・ 主題発表の内容に関する総合討議 * 討議主宰：ソン・スンウ院長／討論者：主題発表講師 5 人

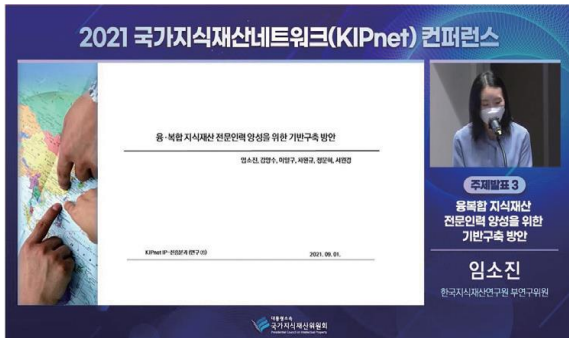
[写真 II -15] 2021 年国家知的財産ネットワークカンファレンス



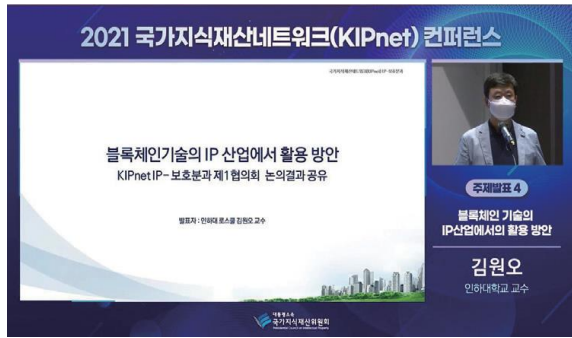
主題 1 発表



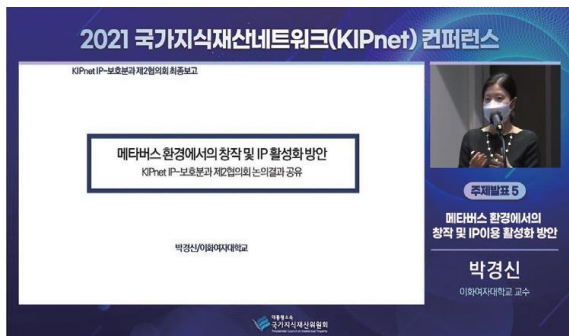
主題 2 発表



主題 3 発表



主題 4 発表



主題 5 発表



総合討議

第4節 委員会の発刊資料

1. 研究者のための分かりやすい知的財産活用指針書の改訂版

知財委では、研究者の知的財産の活用と優秀な研究開発の成果を創出できるようにするために、「研究者のための分かりやすい知的財産活用指針書の改訂版」を発行した。

2017年12月、研究開発における知的財産戦略理論を説明した初版を発刊したが、研究開発過程で直接活用できる指針書を求める需要層の要求があった。これを受け、研究開発段階別の知的財産戦略について、事例などをもとに研究者が対応できるように説明した。また、「国家研究開発革新法」の施行及び特許ビッグデータセンター開所など、最近の研究開発・知的財産環境変化の情報まで提供するために指針書の改訂版を発行した



< 研究者向け指針書の改訂版 >

同指針書は、研究開発段階別の知的財産戦略と活用方法論、関連事例、知的財産戦略の必要性、研究者が知っておくべき主要法令及び関連支援事業などを含んで構成され、政府出捐研、大学産学協力団など関係機関に配布してオンラインで誰でもダウンロードできるように知財委のホームページ（資料室）にも公開している。

[表Ⅱ-28] 研究者のための分かりやすい知的財産活用指針書改訂版の目次別主要内容

目次	主要内容
第1章 序論	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発における知的財産戦略の必要性及び優秀事例 論文と知的財産権の関係 研究者が知っておくべき知的財産に関する主要法令
第2章 研究企画段階	<ul style="list-style-type: none"> 特許情報及び特許検索サイトの案内 技術動向の調査方法及び主要グラフの活用方法 主要技術分野別の特許検索方法及び戦略
第3章 研究遂行段階	<ul style="list-style-type: none"> 有効特許及び中核特許の導出方法 無効化調査及び回避設計など中核特許の対応戦略 研究成果保護策の提示（特許、営業秘密など）知的財産権ポートフォリオ構築方策
第4章 成果管理及び活用段階	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の評価方法 技術マーケティングなどによるロイヤリティ創出の手続き及び戦略
付録	<ul style="list-style-type: none"> 関連支援事業

2. バイオ - IP イシューペーパー

バイオヘルス分野は一つの中核特許が市場を先取りし、企業の成否を左右するほど知的財産と密接な関連がある分野の一つである。したがって、バイオヘルス分野の企業または研究機関は、技術開発及び事業化の際に IP を必ず考慮しなければならないが、活用できる情報が不足している。これは、知財委で2019年～2020年に運営した「バイオ - IP 特別専門委員会」でも提起された問題の一つであった。これを受け、知財委では現場の需要に対応して質の高い情報を提供するために「バイオ - IP イシューペーパー」を定期的に発刊して配布した。

「バイオ - IP イシューペーパー」は2021年5月の創刊号を皮切りに、10月に第2号、12月に第3号が発刊された。創刊号は、バイオ - IP 関連の最新イシューを分析する「HOT Issue」、主な IP 紛争・訴訟事例を分析して示唆点を導く「深層 Study」、優秀なバイオ特許ポートフォリオを分析した「Search & Analysis」、バイオ分野の細部技術分野別に国内外の特許動向を分析した「バイオ - IP 動向」などの Section で細部内容を構成してオンラインを中心に配布し、読者から反響を呼んだ。そのため、第2号からはバイオ - IP 分野の主要政策及び支援事業などについて紹介する「政策/支援/インフラ」Section 及びバイオ産業の主要人物/企業を取材した「人物/企業探求」Section を追加した。第2号は「新型コロナウイルスのワクチン」、第3号は「製薬」のように各号の主要コンセプトを決めてコンテンツ構成を充実させた。

知財委は今後も本イシューペーパーを年3回以上発刊する計画である。イシューペーパーは知財委のホームページ（資料室）でダウンロードできる。



< 創刊号 >



< 第2号 >



< 第3号 >

3. 2020 知的財産保護政策執行年次報告書

2020 年、韓国は新型コロナウイルス感染症によるデジタル転換と防弾少年団（BTS）・映画パラサイトなど世界的な韓流コンテンツの消費増加などに伴い、海外での韓流コンテンツ保護の必要性など予想外の知的財産保護 이슈が発生した。世界的に見ても人工知能（AI）が創作した創作物（著作物、発明など）に対する知的財産保護の可否、最近急浮上しているメタバースで創出・活用される知的財産の保護策などが新たな知的財産保護 이슈として注目された。

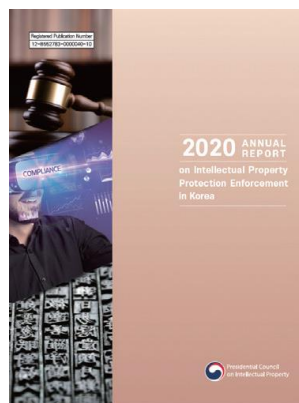
このように知的財産保護が注目される状況で、知財委は前年度の知的財産保護に関する政策の推進状況及び執行成果を集約して発表することで、韓国の知的財産保護政策に対する強い意志と努力、成果を国内外に紹介するために「2020 年知的財産保護政策執行年次報告書」を発刊した。

2013 年から発刊された同報告書は韓国政府の知的財産保護政策及び成果を振り返り、今後の戦略を策定する指針書として活用されており、今回の報告書では海外で発刊する主な国際知的財産保護指数まで検討し、さらに実効性のある今後の政策提言をまとめている。

同報告書は韓国語版と英語版で発刊され、関係部処、在大韓民国外国大使館、海外知的財産センター及び海外韓国文化院など関係機関に配布され、オンラインで誰でもダウンロードできるように知財委のホームページ（資料室）にも公開している。



<韓国語版報告書>



<英語版報告書>

国家知識財産委員会 2021 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property
Annual Report 2021



国家知識財産委員会

第3章

2021年度国家知的財産施行計画の主要成果

第1節 2021年国家知的財産施行計画

第2節 施行計画の点検・評価体系

第3節 5大重点方向及び21大課題別主要推進成果

第4節 地方自治体別主要推進成果

第3章 2021年度国家知的財産施行計画の主要成果

第1節 2021年度国家知的財産施行計画

1. 推進体系

1) 策定体系

国家知識財産委員会（以下「知財委」）は、知的財産基本法第9条²⁰⁹に基づき、「第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）」の政策目標を実現するための年度別細部実践計画である「2021年度国家知的財産施行計画」を策定した。施行計画の策定手続きに従い、2020年10月29日に知財委は関係部処及び自治体に2021年施行計画の策定指針を送付し、2021年1月15日に関係機関が提出した計画（案）を総合して施行計画（案）を策定した。施行計画（案）に対する関係機関の協議と知財委委員の意見をまとめ、2021年3月29日に知財委の審議・議決を経て2021年施行計画が最終的に確定した。

2) 主要特長

「5大戦略及び21の中核課題」の5大戦略別予算（案）のうち「戦略2 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護の強化」の予算を2020年の4,348億ウォンから2021年には6,541億ウォン（2021年度部処別施行計画基準）に増額した。一方、IP政策環境の変化と国政課題との整合性などを考慮して「2020年施行計画の点検・評価の結果」と「2021年施行計画」を有機的に連結させ、国家知的財産戦略策定の実効性を高めた²¹⁰。また、政策変化に伴う第2次国家知的財産基本計画及び2021年施行計画の重点方向との一致性を検討し、これを反映した。

²⁰⁹ 知的財産基本法第9条（国家知的財産施行計画の策定）

①政府は関係中央行政機関の長と市・道知事に第8条の基本計画に基づく推進計画を提出させ、毎年国家知的財産施行計画（以下「施行計画」）を策定しなければならない。

②政府は施行計画を策定又は変更したい場合、委員会の審議を経て確定する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更するときは、この限りではない。

²¹⁰ 施行計画の点検・評価の結果及び改善意見を関係部処に通知し、改善意見を反映した関係部処の改善計画は2021年度施行計画と並行して推進するようし、次年度施行計画の点検・評価時に入れる。

[表Ⅲ-1]5 大重点戦略 21 の中核課題

ビジョン 第四次産業革命を先導するIP国家競争力確保	
5大重点戦略	21の中核課題
① 市場の需要を反映したIP資産化	01. IP - R&Dによる優秀なIP創出促進 02. 事業化有望技術の商用化開発の支援強化 03. IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化 04. 新技術分野のR&D標準特許との連携強化 05. 公共研究機関のIP経営戦略の高度化
② 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護を強化	06. IPを基盤とする起業活性化及びIPサービスの費用の支援強化 07. 中小企業のIP競争力強化の支援拡大 08. 中小企業のIP・技術保護強化
③ 韓国国内のIPのグローバル進出の支援強化	09. 海外進出企業へのIP活動の支援強化 10. 韓流コンテンツの海外進出拡大強化 11. 国際協力による知的財産権の保護 12. 生物遺伝資源の確保及び国際ルール対応 13. 新品種事業化の促進及び品種保護制度の運営の効率化
④ デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムを造成	14. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化 15. 著作物の流通及び活用支援の活性化 16. 有望コンテンツへの投資活性化及び産業育成 17. 職務発明制度の拡大による正当な補償文化の定着
⑤ 人と文化を中心とするIPの土壌を構築	18. 実務及び起業連携のIP専門人材の育成 19. 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡大 20. 特許審査インフラ整備及び専門能力の向上 21. 地域のIP競争力強化

2. 5 大戦略別重点課題

1) 市場の需要を反映した IP 資産化

(1) 推進の背景及び目的

第一に、R&D 企画段階から R&D によって創出される知的財産の権利化・技術保護、活動などを管理するための制度的支援が必要である。また、研究開発の全過程に特許情報を活用することで、研究開発の生産性向上と優秀な特許を確保する可能性を高める必要がある。

第二に、中小企業の技術開発の成功率は 96%であるが、事業化の成功率は 48%に過ぎないのが現状である。開発された技術を事業化するためには、技術開発資金の約 7.1 倍の費用と市場の不確実性を克服しなければならないため、これに対する対策が必要である。一方、保健医療分野の特性を反映した事業化体系を構築し、保健医療 R&D の投資効率を高め、研究成果の事業化率を上げる必要がある²¹¹。

第三に、「第四次産業革命」の時代を迎え、新市場の主導権を先取りするために外部技術を導入する開放型イノベーションが競争力の核となっている。したがって、優秀な研究開発の成果物が強い知的財産として権利化され、産業界に効果的に移転・事業化されるように、知的財産の活用体系を構築する必要がある。

第四に、研究開発、標準案の開発、標準化活動など、標準特許創出の全過程にわたって標準特許を確保できるように支援し、研究生産性と技術貿易収支を改善する必要がある。また、国際公式（ITU、ISO、IEC など）と事実上の標準化機構（IEEE、IETF、3GPP など）でグローバル主導権を確保²¹²して融合革新技術の標準特許を開発する必要がある。

第五に、公共研究機関の人材規模と R&D 投資額に比べて活用価値²¹³が高い成果は少ないのが現状である。したがって、出捐（研）別 IP 経営戦略コンサルティングによって IP 経営戦略の高度化、成果を拡大させる専門担当組織（TLO）の実務者の力量強化と保有特許資産に対する管理を強化する必要がある。

²¹¹ 保健医療分野のR&D予算：（2020）5,278億ウォン→（2021）7,912億ウォン（49.9%増加）、バイオヘルス産業の革新戦略を発表（関係部処合同、2019.05）

²¹² ICTイノベーション技術分野の国際標準化の専門家を集中支援するとともに、議長団を進出させることで、韓国の技術が円滑に国際標準に反映され、主要国と協力して国際標準対応協力体制を確立することを要求

²¹³ 出捐（研）の特許の自己活用、他機関への移転、現物出資などの割合が約35%、大学・その他公共研究機関の場合でも20%台水準（2015年知的財産実態調査）

(2) 主要内容

第一に、IP - R&D によって優秀な IP の創出を促進する。公共研究開発を対象とした特許動向調査²¹⁴と分析能力教育²¹⁵を実施して研究企画の効率性を高める。また、特許ビッグデータに基づく専門家分析を行って国家戦略産業の革新と社会問題を解決する²¹⁶。

第二に、事業化有望技術に対する商用化開発の支援を強化する。すなわち、国家技術銀行に登録されている公共研が保有する技術などを中小・中堅企業に移転したり、事業化促進のために企業と公共研がさらに商用化することができるように開発支援を拡大する²¹⁷。また、優秀な IP を保有する中小・中堅企業に対して民間資本投資と政府出捐金の共同支援を行い、安定的かつ迅速な事業化を支援する²¹⁸。

第三に、IP・技術取引、金融及び事業化の支援を活性化させる。保証・投資・担保貸付といった用途の IP 価値評価に対する支援を拡大し²¹⁹、そのためのインフラを整備する²²⁰。また、発明振興法施行令を改正し、現在の IP 評価機関認証制度を2段階（1段階・2段階）にし、昇降制への改編を推進する²²¹。

第四に、新技術分野における R&D 標準特許の連携を強化する。研究開発または標準活動中の産・学・研を対象に特許 - 標準分析を行い、カスタマイズされた標準特許の確保戦略を提供する²²²。また、研究課題の企画の際、R&D - 標準連携課題の発掘と標準技術力向上事業を行って R&D の結果に対する標準開発を支援し、標準成果を統合的に管理する²²³。

第五に、公共研究機関の IP 経営戦略を高度化する。2020 年 12 月に出捐（研）別に策定した IP 経営戦略を実施し、本格的な IP 経営戦略の導入を推進する。また、良質の特許出願のために、出願に対する事前審議の強化、定期的な資産実査を行って保有特許の管理を強化する。

²¹⁴ （特許動向調査）新型コロナウイルス感染症への対応及びデジタルニューディール研究分野の企画段階に特許動向調査を優先して支援し、政府の重点投資分野に集中支援

²¹⁵ （特許能力支援）R&D専門機関や研究機関の企画・研究担当者を対象に特許分析及び企画管理教育を実施して力量強化を支援

²¹⁶ 国民生活と密接な社会問題を特許ビッグデータを分析することで、国レベルの対応のための特許基盤を構築し、少資本起業を奨励

²¹⁷ 技術成果活用促進（産業部）：（2020）91億ウォン→（2021）103億ウォン

²¹⁸ スケールアップ技術事業化（産業部）：24億ウォン（2021年新規）

²¹⁹ IP金融価値評価支援件数：（2020年）2,262件→（2021年目標）2,300件

²²⁰ （3大ガイド普及、2021.02～）①IP価値評価実務ガイド、②品質管理ガイド、③IP投資実査ガイド

²²¹ （既存）評価人数10人以上→（改善）1段階は5人以上、2段階は10人以上（1→2段階昇格）2段階評価機関の要件を満たした場合、（2→1段階降格）評価品質が不十分な場合

²²² 標準特許創出支援事業（特許庁）：（2020）27億ウォン→（2021）39億ウォン

²²³ 国家標準技術力向上事業（産業部）：（2020）305億ウォン→（2021）374億ウォン

2) 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護の強化

(1) 推進の背景及び目的

第一に、低成長時代の経済成長と雇用創出²²⁴のためには革新的な起業²²⁵が必要である。しかし、起業企業の約70%が5年と続かず、廃業²²⁶しているため、起業企業の生存と成長のために、IP能力の強化は欠かせない。IPを保有するスタートアップの売上高と雇用創出の増加の幅が大きいと調査されるなど、IPは起業企業の生存と成長の中核要因となった²²⁷。

第二に、中小企業が中核特許を確保できるように支援してグローバルな競争力を強化する必要がある。つまり、企業ニーズに合わせた特許戦略を支援し、第四次産業革命など未来の新産業分野で優秀な特許を確保し、企業の持続的成長を牽引する必要がある。また、中小・ベンチャー企業の知的財産競争力を高め、素材・部品・装置、未来新産業など革新成長分野での技術自立のため、IP-R&Dとの連携支援が必要である。

第三に、中小企業のIPと技術を保護するための政府の政策的支援が必要である。すなわち、産業財産権をめぐる紛争を迅速に解決することで、紛争による社会・経済的費用のムダ遣いを防止できるように、代替的紛争解決制度の活性化が必要である。また、中小企業自らが自社の中核技術を保護できる環境を造成し、中小企業の能力を強化させて公正な技術取引秩序を確立する必要がある。

(2) 主要内容

第一に、IPを基盤とする起業を活性化させ、IPサービスに対する費用の支援を強化する。IPティディムドル（礎）プログラム²²⁸、IPナレ（翼）プログラム²²⁹、スタートアップ向けの知的財産バウチャー²³⁰などによる支援を強化する。さらに、IP共済加入者の継続的拡大²³¹と貸出活性化により、安定的な成長基盤を構築する。

第二に、中小企業のIP競争力を強化するための支援を拡大する。つまり、関係部処が協業して中核戦略技術関連の素材・部品・装置のR&D課題に対する支援を拡大する。また、中小・ベン

²²⁴ 技術・アイデアで起こす起業で、革新型起業の3年目の生存率は全体平均の2倍、雇用規模は3倍（2015サムスン研究所）

²²⁵ イノベーション型起業の割合：フィンランド66%、イスラエル58%、米国54%、韓国21%（2014 OECD）

²²⁶ 起業企業の生存率：（1年）62.4→（3年）38.8→（5年）27.3%（2015企業生命行政統計）

²²⁷ 特許を保有する起業企業の廃業率50%減少（韓国知的財産研究院、2014年）起業企業は最初の特許登録後、5年間で平均雇用54.5%及び売上高79.5%増加、3年以内のVC投資確率47%、特許担保貸付の確率76%増加（全米経済研究所、2017年）

²²⁸ 起業創業者のアイデアを事業アイテムとして導出できるよう、地域別IP創業ゾーンを拠点に知的財産を基盤とする起業を支援

²²⁹ IP戦略なしで起業に飛び込んだスタートアップの生存率を高めるため、起業企業に特化した知的財産コンサルティングを提供

²³⁰ スタートアップが望むIPサービスをタイムリーに支援することで、第四次産業革命関連の有望スタートアップのIP競争力強化を図る（スタートアップの競争力強化への貢献度（（2020）89.1→（2021）89.3）

²³¹ 共済加入者数（目標/実績）：（2020）3,500人/3,749人→（2021）3,700人

チャーの革新成長分野の中核品目に対する R&D 事業を新規支援²³²し、技術起業企業を対象に R&D とともに IP - R&D を支援できるように事業を連携する²³³。

第三に、中小企業の IP と技術に対する保護を強化する。知的財産保護法制の先進化の観点から、データの不正取得・使用、非営利業務標識の無断使用など、知能化する取引秩序毀損行為に対する制裁を強化する。また、秘密保持契約の義務化、懲罰的損害賠償の導入²³⁴、受託企業の立証責任の負担緩和など技術奪取を根絶するための法²³⁵・制度の強化を推進する。

3) 韓国国内の IP のグローバル進出の支援強化

(1) 推進の背景及び目的

第一に、最近、高度な技術的・法理的²³⁶判断が必要となり、輸出入規模が相当な先端部品・製薬などの特許権侵害関連事件の増加²³⁷に伴い、貿易委の判定を不服として行政訴訟も増加している。また、中国、ASEAN などでは韓流ブームによって K - ブランド関連無断先取りとオンライン上の模倣品の被害が増加している。したがって、通関段階から積極的に取り締まって韓国企業の知的財産権関連国際競争力を向上させ、対応基盤を整える必要がある。

第二に、海外拠点の効率的な運営や新興市場の開拓など韓流コンテンツが進出できる国を多様化してコンテンツの海外進出を拡大し、韓流が持続的に拡大できるようにする。また、互恵的な双方向交流などで反韓感情にいち早く対応し、韓流コンテンツの海外拡大のために現地での受容性を高める必要がある。

第三に、韓国は国際出願が多い出願国で、国際 IP 利害関係に敏感であるため、国際 IP イシューに対していち早く対応することで、存在感を高める必要がある。したがって、韓国企業の進出が拡大する新興国・途上国を対象に、韓国の IP 行政サービスを普及し、知的財産権強化を支援して韓国企業に対する友好的な環境を構築する。また、南北韓の知的財産権利の相互的な認定のために制度的基盤を造成し、交流協力の活性化が必要である。

第四に、公海上の海洋遺伝資源で発生する IP 規律のための新規規体制 (BBNJ²³⁸) の設立議論が国連 (海洋法条約) 主導で進んでいる。国連は、海洋遺伝資源の IP 関連国際規範を含む公海上の海洋活動を規制する BBNJ 協定草案を 4 回にわたる政府間会議²³⁹で作成する予定である。また、

²³² 素材・部品・装置、第四次産業革命、3大新産業分野など計40の課題

²³³ (R&D) 4億ウォン以内支援、民間10%以上負担、(IP - R&D) 0.8億ウォン以内支援、民間20%以上負担

²³⁴ 中小企業に対する委託企業の技術保護義務を強化し、技術奪取による損害が発生すると、裁判所が損害額の3倍以内の懲罰的損害賠償を委託企業に賦課

²³⁵ 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」改正案を国会に提出 (2020. 11. 20) → 国会 (産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の全体会議) で議決 (2021. 03. 18)

²³⁶ 制裁措置の実効性向上に向けた課徴金制度の改善、調査・判定の専門性向上に向けた専門人材の拡充など諮問組織の整備が必要

²³⁷ 海外で韓国企業の知財権侵害事例が増加しているが、現地の知財権制度に対する韓国企業の理解不足及び紛争発生時の対応力不足により、政府レベルの支援が欠かせない。

²³⁸ Biodiversity Beyond National Jurisdiction: 国家管轄権外区域における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用のための協定

²³⁹ 第1次会議 (2018. 09)、第2次会議 (2019. 03)、第3次会議 (2019. 08)、第4次会議 (2021. 08 予定)

生物の多様性に関する条約の締結（1992年）と名古屋議定書の発効（2014年）などにより、世界各国は自国の生物資源に対する権利を強化している。特に、名古屋議定書（ABS）の批准により遺伝資源法が施行され、国内の遺伝資源の搬出と海外遺伝資源の搬入に伴うABS手続遵守の義務が強化された。

第五に、国内優秀品種の育成を活性化させ、輸出市場の進出拡大のために支援を強化し、品種保護権の侵害から育種家を保護する必要がある。また、2012年から品種保護対象の作物が全作物に拡大したため、水産分野の品種保護制度を効率的に運営するための対応が必要である。

（2）主要内容

第一に、海外進出企業に対するIP活動の支援を強化する。企業の需要や被害状況などを考慮して、海外商標の無断先取り²⁴⁰とオンライン上の模倣品の流通に対応する²⁴¹地域を拡大する。また、AI技術と通関分野でデータを基盤とする違法複製品の読取システムに対する実証を支援して国内企業の被害を最小限に抑え、通関業の効率性を高める²⁴²。

第二に、韓流コンテンツの海外進出を拡大する。コンテンツの海外進出を拡大するために海外現地拠点を運営²⁴³し、海外進出企業を対象に情報を提供し、事業者間の連携、広報・コンサルティングなどの支援を拡大する。また、最新の著作権懸案について理解を高め、これに効果的に対応するためにWIPOとの協力²⁴⁴と国際著作権フォーラム²⁴⁵を開催する。

第三に、国際協力によって知的財産権を保護する。特許庁と科技情通部など部処間融合事業²⁴⁶とNGOとの連携事業²⁴⁷など具体的な協力を行ってIP ODA事業を推進する。また、著作権分野での国際リーダーシップを強化するために、韓流コンテンツの進出先である途上国などの著作権政策担当者を対象に認識を高め、管理・保護能力を強化するなど、公衆の認識を向上させる事業を展開する²⁴⁸。

²⁴⁰ 海外商標無断先取りへの対応：（2020）中国・ベトナム+タイ→（2021）中国・ベトナム・タイ+インドネシア

²⁴¹ 海外オンライン模倣品流通への対応：（2019）中国→（2020～2021）中国+アセアン6カ国（ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン）及び台湾

²⁴² AI融合型違法複製品読取システム構築（科技情通部）：（2020）48億ウォン→（2021）59億ウォン

²⁴³ （2020年）韓国コンテンツ振興院ビジネスセンター7カ所（米国LA、中国北京・深セン、日本東京、欧州パリ、インドネシアジャカルタ、ベトナムハノイ）及び市場調査人材（マーケター）1カ所（UAEアブダビ）を運営→（2021年）センター新規設立（UAEアブダビ）及び市場調査人材（マーケター）2カ所（タイ、ロシア）に派遣予定

²⁴⁴ WIPO（World Intellectual Property Organization）協力事業で国際著作権保護人材ワークショップ、アジア太平洋地域著作権ハイレベル会談、訪韓研修ワークショップを開催

²⁴⁵ 中韓及び日韓著作権フォーラム定例学術行事、韓・東南アジア（タイ・フィリピン・ベトナム）著作権フォーラムを開催

²⁴⁶ モンゴルの大気環境改善のためのばい煙削減技術開発など2つの課題を推進する予定

²⁴⁷ グッドネーパーズ（NGO）と連携事業を開発、現地事業性の高い適正技術の成果物を大量普及

²⁴⁸ （画像）会議及びワークショップ、（ウェブ）セミナー、資料・映像制作、専門家諮問など

第四に、生物遺伝資源を確保し、国際規範に対応する。国家生物資源総合インベントリ構築事業²⁴⁹と生物資源国際協力事業²⁵⁰を推進する。また、生物・遺伝資源に関する新国際規範に対応できる人材を育成し²⁵¹、名古屋議定書（ABS）に対応するための国内利用者の認識を高める²⁵²。

第五に、新品種の事業化促進と品種保護制度の運営を効率化する。海外現地品種の展示・試験圃場の設置地域を拡大²⁵³するなど輸出を支援する。また、森林生命資源の収集を支援²⁵⁴し、管理機関を運営²⁵⁵するなど森林生命資源の保存を強化する。

²⁴⁹ 国家生物種（環境部、蓄積種）：（2020）52,628種→（2030）68,000種

²⁵⁰ 生物多様性優秀地域（タンザニア、ベトナム、ミャンマー、ミクロネシア連邦など）の生物標本2,000点を確保

²⁵¹ 生物・遺伝資源関連の新国際規範に対応する人材育成事業（環境部）（2020）10億ウォン→（2021）19億ウォン

²⁵² バイオ産業博覧会で現場コンサルティングブースを運営、企業・研究所向けの訪れる名古屋議定書（ABS）コンサルティングを開催（40回）

²⁵³ （2020）12地域（中国4、ベトナム3、インド2、米国1、メキシコ1、トルコ1）→（2021）13地域

²⁵⁴ 森林資源保存量（累積；千点）：（2020）315千点→（2021）317千点

²⁵⁵ 管理機関の運営（カ所）：（2020）12カ所→（2021）13カ所

4) デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムの造成

(1) 推進の背景及び目的

第一に、コンテンツ産業内の不公正な慣行を改善することで、市場参加者の自主的かつ創造的な成長エコシステムを造成する必要がある。つまり、権利者と利用者の両方が信頼できる著作物利用情報の不在により著作権料の精算・分配に関する紛争が増加するなど、市場内の取引費用が上昇している。また、第四次産業革命の展開に伴うAI、ビッグデータ、IoTなど新技術が発展するにつれ、SW著作権の侵害タイプが多様化・複雑化している。したがって、SW著作権事件に専門性のある調停人が必要となり、信頼できる鑑定の需要に応える必要がある。

第二に、コンテンツ市場の急速な成長と1人メディア産業の活性化、非対面経済時代の到来による国内のオープンソースSWの市場規模が継続的に拡大し、著作権の流通と自由利用著作物の活用に対する需要が拡大している。したがって、著作物の円滑な利用のために権利情報の連携を強化し、活用の需要に対応できるように自由利用著作物を能動的に収集・提供する事業推進が必要である。また、コロナ禍によって始まった遠隔授業が長期化することで、デジタル基盤の教育課程、教育学習方法が変化し、教育目的の著作物の利用環境に対する改善も求められている²⁵⁶。

第三に、コンテンツ産業の特性上、プロジェクトの成功予測が難しいうえ、物的担保が足りないため、民間金融機関からコンテンツ企業に対する投資・融資が誘引できていないのが現状である。したがって、コンテンツ産業に特化した信頼できる価値評価²⁵⁷を実施してコンテンツを担保に金融投資を促進させることができる環境造成が必要である。また、無形資産中心のコンテンツ企業が民間金融機関から融資を受ける際、保証書²⁵⁸を提供するなど、コンテンツ企業に対する融資の活性化が必要である²⁵⁹。

第四に、職務発明制度の導入と拡散が進むにつれ、職務発明制度を充実化させて発明者の革新意欲を高める必要がある。また、政府部処の研究機関内の公務員が創出した職務発明について中小企業などに移転を促進できる制度の改善が必要である。

²⁵⁶ 遠隔授業における最大の問題点、教員を対象に行ったアンケート調査の結果（22万人参加）で著作権問題が41.3%

²⁵⁷ 文化産業振興基本法上、価値評価の根拠を新設（第16条の2価値評価機関の指定など）及び「コンテンツ価値評価機関指定告示」（2015.12.30、文体部告示第2015-48号）

²⁵⁸ 信用保証基金や技術保証基金の保証書により、別途担保なしで与信（ローン）できる。

²⁵⁹ コンテンツ産業内の資金調達ギャップ年間最小9,378億ウォン～最大2兆1,903億ウォン不足と推定される。（2018、韓国コンテンツ振興院）

(2) 主要内容

第一に、創作者を保護し、デジタル著作権侵害に対する対応体系を先進化する。コンテンツ公正共生センター²⁶⁰で不公正取引被害申告を受け、法律・訴訟費用などを支援する。また、標準契約書の使用実態調査²⁶¹を実施し、義務使用・点検²⁶²を行って放送分野での標準契約書の利用の実効性を強化し、公正な契約の基盤を構築する。

第二に、資産の流通及び活用の支援を活性化させる。これまで分離されていた権利管理情報収集を権利者検索システムに一元化し、取引所で利用されていないサービスを廃止する。また、同様の機能の場合、権利者検索システムに統合して運営する。これにより、デジタル著作権取引所は「取引」機能に集中し、権利者検索情報システムは「権利情報管理」機能に集中してシステム間の差別化を強化する。また、遠隔授業での著作権支援のために法律相談ができる専門担当機関を指定し、苦情・紛争に関連して中央コールセンターを運営する。さらに、教育用コンテンツを支援する「（仮称）ICT 連携教育サービス（教師専用授業資料制作プラットフォーム）」を構築する²⁶³。

第三に、有望なコンテンツへの投資を活性化させ、関連産業を育成する。コンテンツの価値評価に連携するファンド²⁶⁴を組成する。また、コンテンツ企業への融資を活性化させるため、民間金融機関が融資を行う際、保証を拡大し²⁶⁵、制度権金融支援の死角地帯である起業・零細企業に重点的に支援する。

第四に、職務発明制度を拡大させ、正当な補償文化を定着させる。職務発明補償の優秀企業認証制の活性化のための運営要領²⁶⁶の改定を推進する²⁶⁷。また、公務員職務発明の民間活用を促進するために、専用実施更新制限の緩和²⁶⁸と更新許可理由を新設する²⁶⁹。

²⁶⁰ 相談件数：（2018）51件→（2019）106件→（2020）124件

²⁶¹ 放送外注制作の取引に関する実態調査及び放送制作の労働環境に関する実態調査を実施

²⁶² 政府支援事業の標準契約書の義務使用、公共財源放送会社及び放送映像コンテンツ制作支援対象に標準契約書の使用点検を継続推進

²⁶³ （2021.03～）試験的に運営 → （2021.08～）全面開始

²⁶⁴ 韓国コンテンツ振興院のコンテンツ価値評価を受けたプロジェクトに投資するファンド（100億ウォン規模：2021年に組成、2022年から投資実行）

²⁶⁵ 文化産業完成保証の出捐予算（文部）：（2020）200億ウォン→（2021）250億ウォン

²⁶⁶ 特許庁告示第2017-3号

²⁶⁷ 再認証申請企業及び多出願・登録企業の申請書類を簡素化

²⁶⁸ 現在、国有特許の専用実施契約は1回のみ更新できるが、追加で更新できるように発明振興法を改正

²⁶⁹ 事業化に必要な場合等1回を超えて更新できる理由を明かすように改正（公務員職務発明に対する処分・管理及び補償等に関する業務運営要領を改定）

5) 人と文化を中心とする IP の土壌の構築

(1) 推進の背景及び目的

第一に、第四次産業革命によって革新的な技術進歩が進み、産業とサービスが融合するにつれ、新たな職務能力の需要が増大し、SW 著作権と技術力を持つ融合人材の育成が必要である。また、グローバル OTT²⁷⁰の活性化などコンテンツ産業の変化に対応する統合的な知識と融合マインドを備えたコンテンツ産業の現場型専門人材の育成が必要である。

第二に、発明教育はデジタル転換と第四次産業革命の時代に必要な創造・融合型人材を育成し、革新成長のための起業・雇用創出のための中核的な教育である。したがって、毎年増加する青少年発明教育の需要に対応し²⁷¹、未来の革新人材を育成するためには、発明教育の高度化・充実化が重要である。また、コロナ禍により、オンライン・非対面の需要が急速に拡大するとともに、デジタル経済・社会を加速させ、著作権教育の需要が高まった。

第三に、第四次産業革命における中核技術の超知能・超融合的な特性により、伝統的な審査体系や方式では技術の権利保護には限界がある。したがって、専門審査人材を積極的に増やし、先行技術調査事業を拡大する一方、審査官のインサイト（洞察力）を向上させて審査能力を強化する必要がある。

第四に、知的財産を基盤とする地域特化型企業の競争力向上と革新型起業の促進などによる地域経済の活性化が必要である。つまり、地域特化 IP 戦略を中心に自治体と地域中小企業間の協力を強化し、地域起業の活性化による IP 戦略の強化が必要である。また、部処と自治体が協力して知的財産を基盤とする IP スター企業を育成し、地域中小企業の起業支援を強化する必要がある。

(2) 主要内容

第一に、実務及び起業を連携した IP 専門人材を育成する。起業保育センターの IP 教育を拡大し²⁷²、デジタル分野の IP 人材育成²⁷³など、主な産業分野別に実務能力を培養するための集中教育訓練を実施する。また、研究成果を起業につなげる大学発起業活性化²⁷⁴のために、大学内の実験室で起業した優秀な企業を発掘し、起業後に起業の成功を支援する。

²⁷⁰ Over The Top：既存の通信・放送事業者とともに、第3事業者がインターネットを通じてドラマや映画などの多様なメディアコンテンツを配信するサービス

²⁷¹ 発明教育需要の年平均増加率：5.7%（2016）→8.3%（2017）→9.8%（2018）→10.3%（2019）

²⁷² 需要調査を実施して一部の起業保育センター内に教育拠点センターを拡大：（2020）8カ所 → （2021）10カ所

²⁷³ 特許庁、雇用部、事業参加機関、自治体などと協力し、ビッグデータ・AIなどデジタル分野に必要なIP教育のコンテンツ開発及びIP教育の定例化の基盤（MOUなど）を構築する。

²⁷⁴ （2019）5校→（2020）15校（累積、新規10校）→（2021）25校（累積、新規10校）

第二に、発明・特許素養教育を強化し、著作権尊重文化を拡散する。つまり、能力別発明教育プログラム²⁷⁵と発明英才選抜ツール²⁷⁶を開発し、特性化高校向けの専門教科を開発して新設するなど、発明教育を体系化する。また、著作権体験教室²⁷⁷、出張型著作権教育²⁷⁸、著作権遠隔教育²⁷⁹など小・中・高校及び脆弱部門の需要に合わせた IP 教育を提供する。

第三に、特許審査のインフラを整備し、専門能力を高める。審査請求期間の短縮などによる審査処理対象物量の増加などに対応して適正審査投入の時間を確保するために、審査人材の増員を継続的に推進する。また、特許ビッグデータを分析して産業別審査基準を確立し、審査品質の管理、産業支援の観点から審査能力を強化する。

第四に、地域の IP 競争力を強化する。地域の IP を基盤とする地域特化型中小企業を育成する²⁸⁰。また、地域別の特性と環境を考慮して知的財産戦略を策定し、地域特化型産業を支援・育成する²⁸¹。

²⁷⁵ 関連教育（メーカー教育、STEAM教育）と発明教育プログラム分析及び研究結果をもとに、職業群別に求められる能力を高めることができるプログラム開発

²⁷⁶ 17の市・道教育庁に所属する発明英才教育機関で活用する段階別選抜選考に合わせて3つ（教師の観察・推薦チェックリスト、筆記検査紙、深層面接検査道具）の選抜道具を開発・普及

²⁷⁷ 小・中・高校で1校当たり1つの学級以上、または学内の部活などを対象に教師が著作権体験教室を運営するように支援（300校）

²⁷⁸ 小・中・高校などを訪れる出張型著作権教育（青少年や教職員など、5.5千回以上）、文化芸術・公共など脆弱・需要部門を訪れる出張型著作権教育（年中、120回以上）

²⁷⁹ 教員向け12コース、アカデミー40コース、生涯教育10コースなど、学校・公共機関など関係機関が要請する教育映像コンテンツを提供

²⁸⁰ スマートシティ、スマートグリーン融合部品素材事業支援（世宗）、SW融合クラスター2.0事業及び希少金属高純度化の実証基盤造成（仁川）、地域輸出先導企業などグローバルな強小企業育成（大田）、浮体式洋上風力など環境配慮型エネルギー開発企業支援（蔚山）、歯科生体吸収性素材中小パートナー支援（光州）、デジタルヘルスケア規制の自由特区実証支援（江原道）、特許ゾーンワンストップサービス、中小企業著作権事業化支援（忠北）、機能性ゲーム開発企業育成（全北）、地域特化型知的財産コンテンツ開発・発掘・育成（全南）、地域IP基盤優秀企業の成長事例共有・拡大（済州）

²⁸¹ バイオ産業育成（江原道、仁川、大邱）、農水産業支援育成（世宗、釜山、全南、全北）、自動車部品産業（仁川、蔚山、大邱）、デザイン産業育成（大田、仁川、光州、忠南）、IPハブ都市拠点機能化（大田）、郷土企業IP土台構築（忠北）、連合技術持株運営（釜山）、非英語圏ブランド開発（忠南）、造船海洋基材（蔚山）、炭素素材開発（全北）、地域固有コンテンツ発掘及び確保（済州）、光融合隠れたチャンピオン（hidden champion）育成（光州）、ロボット産業成長支援（仁川）

第2節 施行計画の点検・評価体系

1. 概要

1) 法的根拠

知財委は「知的財産基本法」に基づいて国家知的財産基本計画を策定し、関係中央行政機関及び自治体に基本計画に基づく推進計画を提出させて国家知的財産施行計画を策定する。これにとどまらず、同法第10条で知財委が施行計画の推進状況を点検・評価して改善意見を通知できるように規定することで、国家知識財産委員会は毎年、施行計画の点検・評価の結果を公開し、関係中央行政機関及び自治体が今後政策の策定及び執行に反映できるようにする。

「知的財産基本法」

第6条（国家知識財産委員会の設置及び機能）

②委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。

1. 第8条による国家知的財産基本計画及び第9条による国家知的財産施行計画の策定・変更に関する事項
2. 第10条による基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項
3. 知的財産関連の財源の配分の方向及び効率的運営に関する事項

第9条（国家知的財産施行計画の策定）

①政府は、関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画による推進計画を提出させ、毎年、国家知的財産施行計画（以下「施行計画」という）を策定しなければならない。

第10条（推進状況の点検及び評価）

①委員会は、基本計画と施行計画の推進状況を点検・評価しなければならない。

②委員会は、基本計画と施行計画の円滑な推進のために、必要な場合は関係中央行政機関の長や市・道知事に第1項による点検・評価の結果を反映した改善意見を通知することができる。

③第2項により改善意見を通知された関係中央行政機関の長や市・道知事は、その改善に必要な計画を策定して委員会に提出しなければならない。委員会は当該機関が提出した計画の履行状況を点検しなければならない。

2) 基本方向

2021 年度国家知的財産施行計画の点検・評価は、関係中央行政機関（以下「中央部処」）及び広域地方自治団体（以下「自治体」）が提出した 2021 年の推進実績を対象に全般的な推進の成果を検討した。2021 年には成果管理及び評価の実効性を強化し、2023 年の財源配分の方角を効果的に導出するために、以下の基本方向に従って点検・評価を実施した。

2021 年度施行計画の点検・評価は以下の基準により施行された。第一に、評価対象事業の範囲を事業の特性に応じて設定し、評価の結果の提示方法も区別するなど、評価の実効性を高めた。すなわち、施行計画の対象事業を R&D、人力育成など基盤造成、促進・支援・活性化、制度など特性を区別して点検・評価を施行した。

特に、中央部処の場合、財政（細部・内訳）事業、非財政事業（制度）に分けて事業単位を基準にして評価を実施し、財政（細部・内訳）事業については評価の結果に基づき、IP 政策環境と未来展望などを総合して財源配分の方角に対する意見を提示した。自治体の場合、自主推進課題と中央部処委任課題に分け、知的財産と関連性の高い 10 の事業を中核課題に設定し、これを中心に評価した。第二に、部処別（主務／非主務）、事業特性格（または評価者別）に過度な偏りや集中をなくすために交差評価を行った。

また、部処の受容性を高めるために、不十分な課題は関係機関に召命する機会を付与し、分科長と評価委員間で総合討論をして最終結果（評価等級または財源配分の方角）を調整した。

2. 評価対象

評価対象機関は、2021 年度国家知的財産施行計画の事業を遂行する 16 の中央部処（12 部・2 庁・2 委員会）と 17 の自治体である。評価対象となる事業は財政事業と非財政事業に分け、財源配分の方角は 55 の財政事業に限って策定・適用した。一方、部処で推進した知的財産関連法令の制定・改正、制度改善など非予算事業は制度分野で評価し、改善意見を提示した。

[表Ⅲ-2]2021 年度施行計画の点検・評価対象機関

区分	機関名
関係中央行政機関 (16)	教育部、科学技術情報通信部、外交部、統一部、法務部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、金融委員会、関税庁、特許庁
広域地方自治体 (17)	ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南道、忠清北道、全羅南道、全羅北道、慶尚南道、慶尚北道、済州特別自治道、世宗特別自治市

3. 評価体系

中央部処の事業及び自治体に対する成果指標の達成、優秀性及び波及効果、事業推進戦略及び対応体系（中央部処）、地域の特性及び需要対応戦略（自治体）、改善実績などの指標に従って評価した。今年の評価指標と配点は前年度の評価配点を準用するが、文体部、特許庁など主務部処と非主務部処を区別して評価し、改善事項、知的事項の履行実績など一部の評価項目を具体化した。また、資料提出の充実化のために提出が遅れる場合、最大 10 点を減点する項目を導入した。

[表Ⅲ-3]2021 年度知的財産施行計画の評価指標及び配点

2020 年度の点検・評価など		2021 年度の点検・評価など	
(中央部処、自治体) 評価指標	配点	(中央部処、自治体) 評価指標	配点
成果指標の達成	10	成果指標の達成	10
成果の優秀性と波及効果	35	成果の優秀性と波及効果	35
(中央部処) 事業推進戦略及び対応体制 (自治体) 地域の特性と需要への対応戦略	35	(中央部処) 事業推進戦略及び対応体制 (自治体) 地域の特性と需要への対応戦略	35
前年度の改善意見など 事業問題点の改善実績	20	前年度の改善意見など 事業問題点の改善実績	20
		2020 施行計画の点検・評価の 結果、改善意見に対する履行実績	
		2021 年事業推進時の問題点及び 今後の改善・補完の必要事項	
忠実性（遅延提出）	-10		
合計	100	合計	100

また、定められた割合（前年と同じ水準）に応じて個別評価及び交差評価方式²⁸²を通じて事業別評価点数を付与、分科内等級候補（案）を導出するが、対面評価（2 次評価、部処召命）及び調整会議を開いて等級を確定する段階別評価（1 次評価・調整会議→2 次評価・調整会議）を経て最終等級を付与した。

[表Ⅲ-4]等級別中央部処事業及び自治体数

等級	中央部処事業（財政事業（内訳以上）基準）			自治体	
	2020 (55)	2021 (55)		2020 (17)	2021 (17)
		全体	非主務		
最優秀	4	4	2	1	1
優秀	9	9	5	3	3
普通	42	42	22	普通	13
不十分					
非常に不十分					

²⁸² 1人の評価者（主/副）が分科内の事業全体を交差評価、事業別比較評価

第3節 5大重点方向及び21大課題別主要推進成果

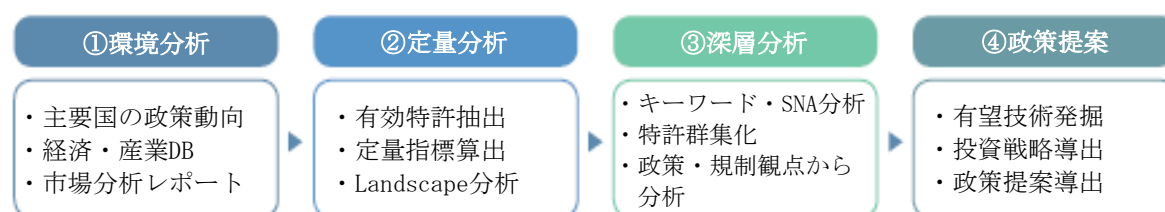
1. 市場の需要を反映した IP 資産化 【戦略1】

1) IP - R&D による優秀な IP 創出促進 [中核課題1]

(1) 特許技術調査分析 [細部課題1] 特許庁

特許庁は政府 R&D 事業の課題発掘、研究企画及び課題選定、研究遂行などの全周期に特許情報の活用を積極的に促進し、研究開発の効率性を高めようとした。このために特許ビッグデータを分析して未来の有望技術を発掘し、国家特許の先取り戦略を提示した。課題発掘段階では全産業分野と産業革新戦略分野²⁸³で韓国、米国、欧州、中国、日本など五庁（IP5）の特許ビッグデータを分析し、政府の R&D 戦略策定を支援した。

[図Ⅲ-1]特許ビッグデータベースの産業革新戦略推進手続き



これに加え、研究企画段階では政府の革新成長分野と素材・部品・装置の源泉技術分野で R&D 企画段階の際に特許動向調査を実施して企画の効率性を高め、研究遂行及び完了段階では優秀特許の確保戦略と最適な権利範囲が設計できるように支援する特許設計支援を強化した。

事後管理段階では政府 R&D 事業で創出された不適法な個人名義の特許出願に対して継続的に管理・監督を行った。また、公共機関が保有する未活用特許を継続的に診断した。

(2) 中小企業の R&D 能力の向上 [細部課題2] 中企部

中企部は R&D 能力が足りていない中小企業の R&D 企画力を強化するための教育を実施することを目指した。また、課題の企画を支援し、大学及び出捐（研）の技術の専門家を活用して企業の技術関連隘路事項の解決を支援することで、企画力を高めるとともに、産学協力のエコシステムを活性化させようとした。主要内容は次のとおりである。

中小企業が開発しようとする新技術の技術と市場分析、技術開発と事業化戦略の策定などのために企画機関をマッチングした後、企画を支援した²⁸⁴。企画終了後は評価を実施して優秀課題を選定し、優秀課題に対しては R&D 連携事業の申請時に優遇した。その後、中小企業の役職員と団体を対象に企画、開発、事業化に至る R&D の全段階に対する教育を実施し、マンツーマンコ

²⁸³ 半導体、5G (+6G)、ホワイトバイオ、環境配慮型モビリティ、製造業の低炭素化

²⁸⁴ R&D企画力が足りていない計130社（33.2億ウォン）を対象に技術（技術状況、展望、先行特許分析）、事業性及び経済性分野を企画支援

ーディングも支援した。特に、第四次産業革命、韓国型ニューディールなど政策環境の変化に対応し、企業の R&D 実務能力を強化するための新規教育課程を開発した²⁸⁵。

[表Ⅲ-5]非対面アカデミー教育課程名

教科名	詳細プログラム (チャプター)	教育目標
第四次産業革命を基盤とする R&D 経営	第四次産業革命の本質	ポストコロナに触発された第四次産業革命とデジタル経済の重要性を理解
	産業構造の変化の理解	プラットフォームビジネスの登場と技術プラットフォーム設計の全体的な領域と知識を理解
	産業別の事例分析	BIG3 分野 (システム半導体、バイオヘルス、未来の自動車) 中心の産業別適用事例など
韓国型ニューディール政策の理解とビジネス機会の発掘	ニューディール政策の理解	韓国型ニューディール政策の誕生とイシュー、中核など
	機会創出戦略	従来の産業と新産業の比較、組合による機会創出戦略など

また、大学の高級人材を活用して中小企業の技術関連隘路事項を解決し、R&D 能力を高めて産学協力エコシステムの活性化を支援した。

(3) グローバルフロンティア [細部課題 3] 科技情通部

科技情通部はグローバルフロンティア事業により大型 R&D 事業の成功可能性を高め、優秀成果を創出するために IP 成果管理の強化を目指した。その一環として、グローバルフロンティア事業の IP 戦略を強化し、成果の創出を加速させるために特許専門担当官 (CPO) を導入した²⁸⁶。また、専門機関である研究成果実用化振興院と連携し、IP 創出コンサルティング、技術マーケティング、事業化診断総合コンサルティングなど事業化を支援し、研究団起業 (予定) 企業を対象に投資誘致説明会を開催した。

(4) 中小企業の商業化技術開発事業 [細部課題 4] 中企部・特許庁

中企部と特許庁は中小企業の商用化技術開発事業を展開することで、需要先の購入需要がある購入連携 R&D を支援してバリュー (サプライ) チェーンの競争力を確保し、安定的な収益を創出する基盤を構築しようとした。すなわち、購入条件付き新製品開発事業の素材・部品・装置の専用課題を遂行し、IP - R&D との連携を希望する中小企業を中企部と特許庁が共に支援した

²⁸⁵ (オフライン教育) 2021年起業R&Dを行う企業を対象に課題遂行のための実務課程教育課程を新規運営 (6回、279名修了)

(オンライン教育) 第四次産業革命、韓国型ニューディール関連プログラムを新規開発

²⁸⁶ 第四次産業革命関連の研究団を中心に「特許専門担当官」を段階的に運営

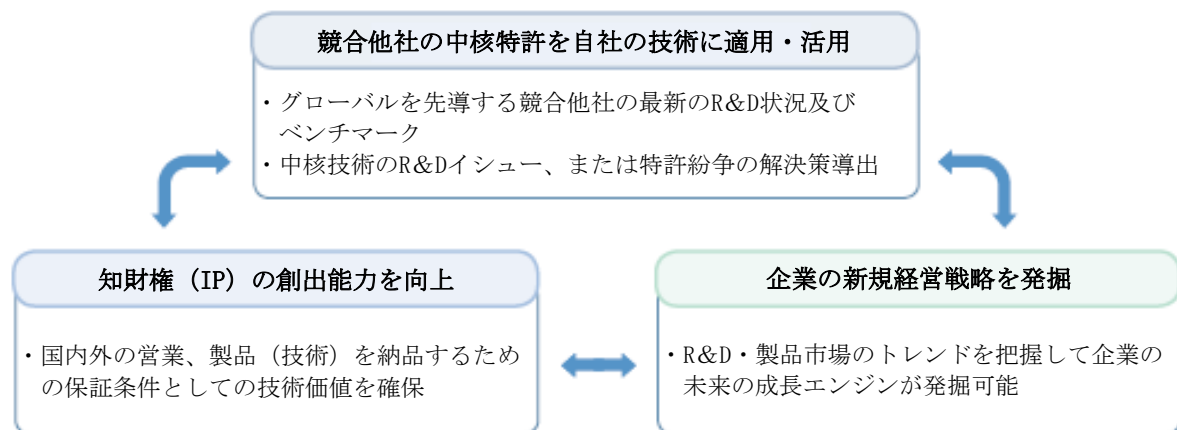
287。また、安定的に研究開発に専念できるよう、特許重点のカスタマイズ型・密着型 IP 戦略の策定を支援した²⁸⁸。

[表Ⅲ-6]素材・部品・装置分野の中小企業向けのカスタマイズ型・密着型特許戦略支援

戦略タイプ	詳細支援内容
①中核特許対応戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・主要技術の特許 DB を確保 ・競合他社の特許を分析 ・中核特許の導出及び対応戦略の策定
②R&D 精巧化戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・中核特許・ノウハウの確保のための R&D の方向（課題）を提示 ・国内外の特許分析から研究開発に活用できる中核情報を提供
③新規 IP 創出戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の強い特許確保戦略を策定 ・知財権ポートフォリオ確保戦略など

本事業で企業別に必要な IP 戦略に対する支援を行い、多様な IP 連携 R&D の効果を導出した。

[図Ⅲ-2] IP 連携 R&D の効果



²⁸⁷ (購入連携型) 需要先が素材・部品・装置分野の購入意思を明らかにし、開発を提案した課題を遂行する中小企業の R&D を支援

(共同投資型) 投資企業が素材・部品・装置分野の技術開発に投資意思を明らかにし、開発を提案した課題を遂行する中小企業の R&D を支援

²⁸⁸ 2021年の新規72の課題のうち6つの課題 IP - R&D を支援 (8.3%)

2) 事業化有望技術の商用化開発の支援強化 [中核課題 2]

(1) 研究産業の育成 [細部課題 5] 科技情通部

科技情通部は研究産業企業とマッチングされた大学・出捐研が保有する事業化有望技術に対して需要を基盤とした追加 R&D などを支援し、技術事業化（技術移転、起業）を促進しようとした。

大学・出捐研が保有する公共研究の成果のうち、事業化有望技術に対してマッチング企業の需要を基盤とする試作品、性能改善及び向上の追加などの R&D 支援を行って技術移転による技術事業化を支援した。これにより、23 件の国内外の新規特許の出願及び登録を創出した。これとともに、研究産業企業（研究開発業、研究開発支援業）の起業を希望する大学・出捐研の研究者、または既に起業した研究産業企業がマッチングした起業チームを支援して技術を基盤とする研究開発サービス業の起業を支援した²⁸⁹。

(2) バイオヘルス技術、ビジネスエコシステム [細部課題 6] 福祉部

福祉部は何よりも技術発掘と技術移転により、保健産業の技術移転及びマーケティングを支援した。つまり、知的財産権の創出力が高い機関の成果活用を重点的に支援し、研究成果の事業化を促進した。また、民間専門機関との協力体系を運営して事業化有望技術（知的財産）を発掘し²⁹⁰、移転・仲介を支援した²⁹¹。

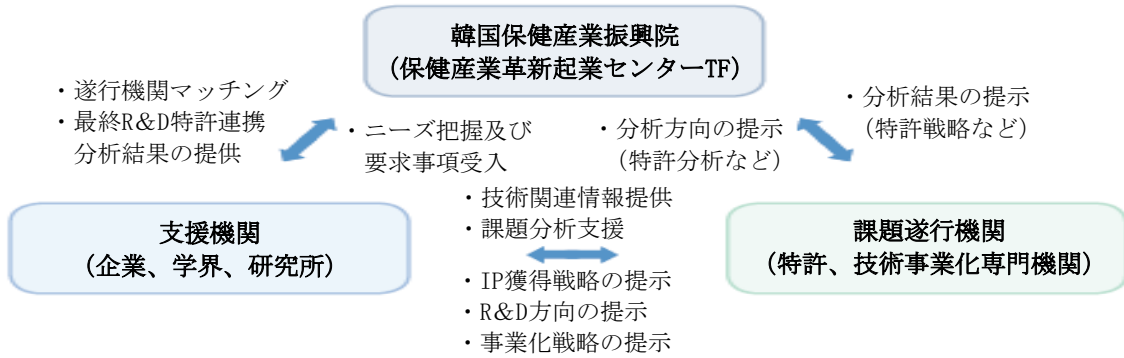
また、特許連携コンサルティングで保健産業の事業化の全周期に対するコンサルティングを支援した。すなわち、保健産業分野の R&D 課題を遂行している企業及び研究者を対象に当該技術を強く保護できる特許戦略と R&D の方向性を提示した。

²⁸⁹ 大学・出捐研の研究者が技術を基盤として起業すると、その事業化を支援（3件）することで、技術基盤研究開発サービス企業（注文研究事業者）の起業による研究開発サービス能力の強化を誘導

²⁹⁰ 保健医療分野（製薬、医療機器分野など）の事業化有望技術625件を発掘することで、知的財産を確保し、技術移転・事業化などの基盤を構築

²⁹¹ 双方向の技術発掘体系（需要及び供給技術発掘）、事業化の企画、多角的な技術マーケティングなどで計294件、642億ウォンの技術移転の成果を達成

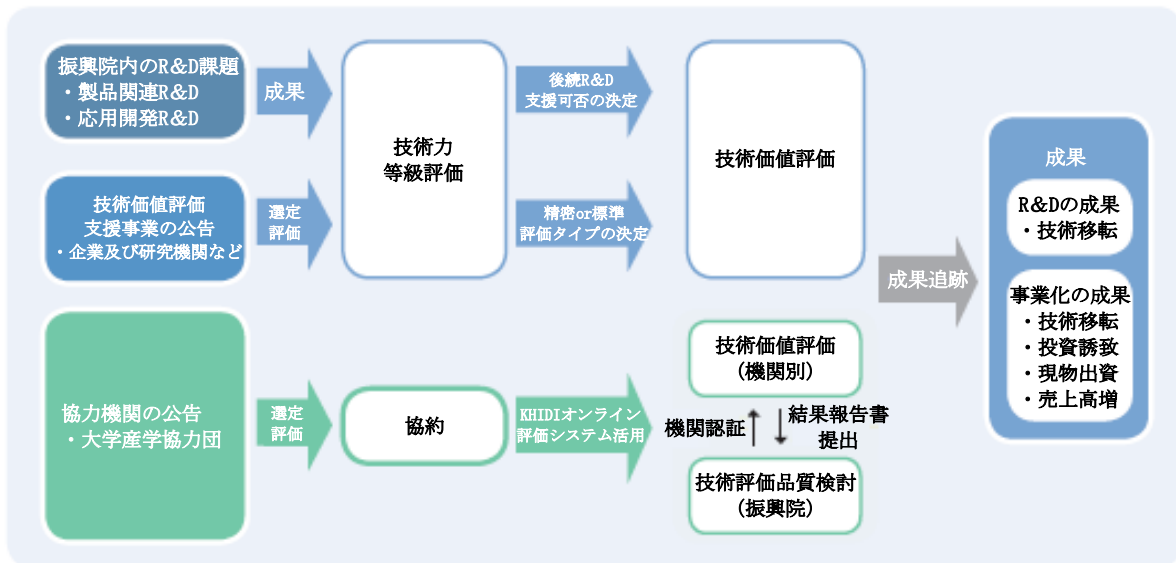
[図Ⅲ-3]特許連携コンサルティング



これに加え、製品化 - 許認可コンサルティングで保健産業の事業化の全周期に対するコンサルティングを支援した。保健産業分野の有望技術のうち、知財権を確保した後、製品化または許認可など事業化の企画段階の技術に対して企業の需要とシナリオ中心のコンサルティングを提供した。

また、保健産業に特化した技術価値評価オンライン評価システムを活用して保健産業の技術価値評価を支援し、保健産業技術価値評価のオンライン評価システムに対する機能を高度化した。

[図Ⅲ-4]保健産業に特化した技術価値評価オンライン評価システムを活用した技術評価



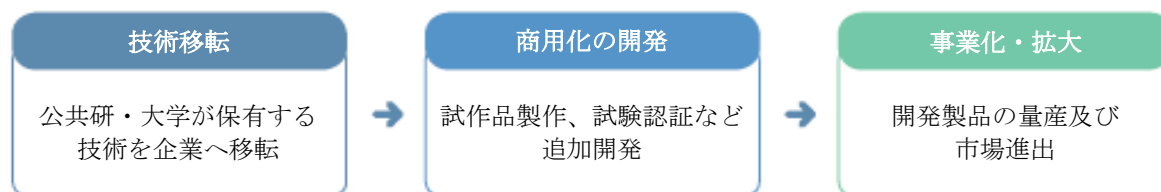
これだけでなく、保健産業分野の専門人材を育成し、協力体系の構築を支援した。保健医療 TLOの実務者及び起業企業を対象に技術移転の実務、法律（契約、特許、税制など）及び事業化戦略の策定など実務分野の専門教育を実施した。また、保健産業分野における国内外の知的財産の動向、保護・対応戦略の事例など、保健医療の実務者のグローバル IP 実務力を強化するためのセミナーを開催した。

(3) 技術成果の活用促進〔細部課題7〕産業部

産業部は潜在的に市場価値のある公共 R&D 成果物の移転及び事業化を支援して中小・中堅企業の競争力向上に貢献しようとした。R&D 再発見プロジェクトを通じ、中小・中堅企業に移転された公共研究機関の技術を事業化するために、後続の商用化の開発を支援した。

最初の段階では、企業に移転された公共技術の市場価値を検証するために、タイプ別に事前企画段階を新設して支援した²⁹²。続いて、事前企画段階の課題の中で市場性の高い公共移転技術課題を選定し、後続の商用化 R&D を支援し²⁹³、事業の成果を分析して優秀事例を発掘し、事業の改編及び成果について広報した²⁹⁴。

[図Ⅲ-5]R&D 再発見プロジェクト



(4) 事業化連携技術開発事業〔細部課題8〕産業部

産業部は中小企業が保有する研究開発 (R&D) の成果技術の事業化を促進し、新製品の開発を支援して企業の革新成長を図ろうとした。すなわち、ベンチャーキャピタルなど民間資本の投資と連携して企業が保有する市場志向的な技術が知的財産権を確保し、製品化・事業化により売上が増加できるように支援した²⁹⁵。政府出捐金はビジネスモデル (BM) の企画・R&D・試験認証・標準化などを支援し、ベンチャーキャピタル (VC) 投資誘致金は量産・販売などを間接支援して事業化の全過程を支援した。

(5) 中小企業の需要に基づく R&D 活性化〔細部課題9〕科技情通部

科技情通部は中小企業の技術需要に対応して企業を支援し、企業の技術の商用化を連携するために需要基盤技術開発、現場需要への対応、公共基盤活用支援、実用化支援など出捐 (研) ・中小企業の需要型を中心に共同研究を行った²⁹⁶。また、出捐 (研) と企業の需要基盤 R&D 支援の中から優秀な成果を発掘して事例集を発刊し、これを圏域別に説明会などを開催して出捐 (研) と企業の事例を共有し、研究成果の拡大に貢献した²⁹⁷。

²⁹² 2021年の事前企画40件の課題支援、6億ウォン (市場牽引型18件、技術主導型12件)

²⁹³ 事前企画40の課題の中で20件を選定し、事業化R&Dを支援 (20の課題、計97億ウォン)

²⁹⁴ 成果分析報告書を発行 (2021. 04)、事業改編関連プレスリリース (2021. 05)、事業成果をSNSで広報 (2021. 07. 27) など

²⁹⁵ 政策資金23億ウォンを支援して民間資本投資誘致513億ウォンを達成し、R&Dを含む中小企業の量産資金を確保して技術事業化を加速 (当該年度政府資金に比べて22. 3倍規模)

²⁹⁶ 2021年度の需要基盤研究開発のうち、共同研究の割合が64%と目標 (38%) を超過して達成

²⁹⁷ 2020年度出捐 (研) - 中小企業協力の優秀事例集の発刊完了 (2021. 03)

(6) 政策ファンド活用事業化支援〔細部課題 10〕産業部

産業部は現在運営中の産業技術政策ファンドの回収金の財源を活用し、デジタル産業革新など新産業分野の企業、政府 R&D に成功した企業、技術評価の優秀企業などに対して事業化資金を支援した。特に、計 1,020 億ウォン規模のデジタル産業革新ファンド第 1 号を組成した。

3) IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化〔中核課題 3〕

(1) 知的財産の戦略的活用の支援〔細部課題 11〕特許庁

特許庁は大学・公共研及び中小企業の特許技術が積極的に活用できるよう、特許技術の事業化、取引、評価を支援した。知的財産取引の活性化のために参加主体別に IP 活用ネットワークを運営した。具体的には技術取引、投資及び事業化を連携するネットワーク (IP - PLUG) を IP 取引の参加主体別に特性化した²⁹⁸。また、大学・公共研の事業化で需要基盤の発明インタビューを行い、出願前の発明について審議・評価することで、優秀特許の選別出願を誘導し、有望技術を発掘して技術移転を支援した²⁹⁹。さらに、特許を製品単位でパッケージ化し、マーケティングを支援し、大学・公共研が保有する特許に対する技術移転・事業化を支援した³⁰⁰。

[表Ⅲ-7] 需要基盤の発明インタビューの代表例

支援機関	事例
〇〇大学	・ 需要基盤の発明インタビューで職務発明と申告された 484 件のうち 116 件 (24%) を出願せず、節減予算で特許権利化及びマーケティングを強化 ・ 需要企業及び需要技術の発掘 (2021.01) → 企業需要対応権利補強及び国内優先権主張出願 (2021.06) → 技術移転契約 (2021.08、技術料 1.1 億ウォン)

これだけでなく、IP 価値評価を実施して物的担保なしで企業が保有する優秀な IP を基に資金調達ができるよう支援し、企業の革新成長に貢献した³⁰¹。また、IP 金融管理システムを開業、高度化し、IP 担保貸付回生企業を支援して金融機関の回収リスクを軽減するためのインフラ造成を完了した³⁰²。

(2) 母体組合出資〔細部課題 12〕特許庁

特許庁は優秀な特許技術を保有する中小・ベンチャー企業に安定的に資金を投資し、革新成長と雇用創出を促進しようとした。そのために知的財産投資市場を造成し、IP 基盤の革新企業に資金を調達するために IP 投資ファンドを組成した。IP ファンド (母胎ファンド特許勘定) の投資規模は 2021 年時点で 1,622 億ウォンで、目標値の 1,600 億ウォンを上回った。また、民間投

²⁹⁸ 知的財産取引の仲介手数料 247.8 百万ウォン、業務提携 (MOU) 29 件を達成

²⁹⁹ 27 の機関を支援、技術移転 84 件、110 億ウォンの技術料の収入を創出

³⁰⁰ 18 の課題 (平均 403 の特許をパッケージ化) に対して共同技術移転マーケティングを進め、技術移転 90 件、431.4 億ウォンの技術料の収入を創出

³⁰¹ 非優良等級 (BB 以下) 企業の 74.4% が低信用等级にもかかわらず、資金調達可能

³⁰² IP 回収支援対象を回生企業まで拡大し、企業の経営の正常化を支援する制度を構築し施行 (9 月)

資機関との懇談会を2回開催し、2021年3月にキム・ギョンマン議員室と共同でIP金融政策討論会を開催するなど、IP投資基盤を造成した。

(3) 技術信用貸付の質的改善及び技術ベースの投資拡大〔細部課題13〕 **金融委**

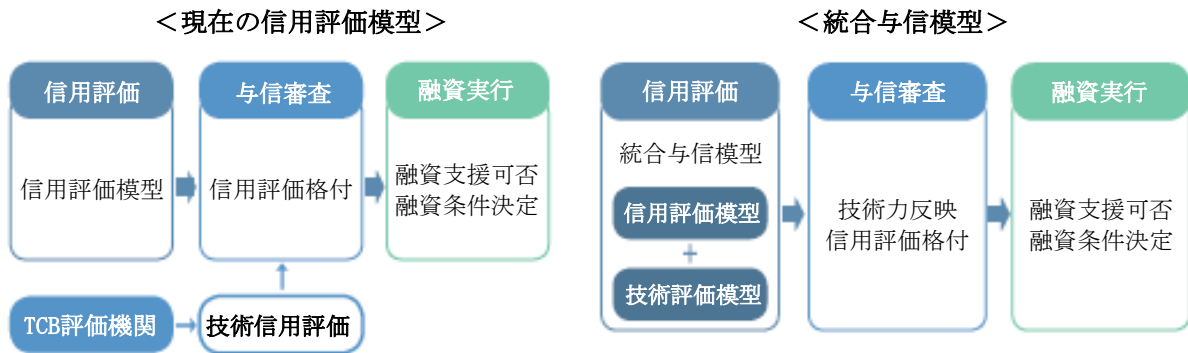
金融委は中小・ベンチャー企業が知的財産などを活用して資金を調達できるように投資活性化を推進した。ひとまず、IP金融などの革新金融に資金が供給されるようにTECH評価³⁰³指標を改編して信用・担保の中心からIP・動産、投資など革新金融を強調する方への一連の誘因体系を構築した。これとともに、IP担保貸付などの配点を6点から8点に引き上げ、特許のような知的財産権を担保とした中小・ベンチャー企業に資金供給を拡大した。

なお、評価機関(TCB、銀行)別に技術評価の指標・基準が異なり、一貫性がないという一部の指摘を受け、標準技術評価モデルを設けて技術評価システムの信頼性を高めた。つまり、不渡り弁別力などを考慮して28の重要指標を標準項目として定め、評価基準を標準化して質的水準を高めた。

また、技術評価の品質を継続的に管理しなければ技術金融体系の信頼性が維持されないため、技術評価に対する品質管理体系を構築した。業界の専門家などからなる品質管理委員会で技術評価の品質を半期ごとに客観的に審査した。優秀、普通、不十分など評価品質の審査結果に応じ、結果の公示などを含めてインセンティブを差別的に付与した。そして、技術評価が与信システムに内在化して「技術力・IP能力」があれば、「信用格付」まで改善できるよう、統合与信モデルを段階的に推進した。技術要素の反映範囲によって統合与信モデルは3段階に分けて段階的に推進する予定である。

³⁰³ TECH評価とは、銀行の技術金融実績を半期別に評価して、信用保証基金・技術保証基金の出捐料などインセンティブを付与する評価システムで、銀行業界の革新金融を誘引する体系

[図Ⅲ-6]統合与信模型



(4) 食品技術取引移転支援事業〔細部課題 14〕農食品部

農食品部は優秀な食品の R&D の成果について技術移転を行い、産業的活用を広げるために食品技術移転協議体の運営を活性化させ、機関間の協業体系を高度化した³⁰⁴。新規食品技術を確保するために、大学・研究所など技術保有機関を拡大してネットワークを構築し、技術移転の活性化と事業化の成果創出・拡大を行った。

さらに、優秀な R&D の成果を早期に拡大させるために戦略的なマーケティングを繰り返した。その結果、技術移転 73 件の成果をあげ、機能性の中心からフードテクノロジーへと食品技術分野を多様化し、技術移転の成果を拡大した。また、優秀な技術を拡大させるために「優秀な食品技術パートナーリング」行事などでオン・オフライン上の技術相談と大 - 中小企業間の販路相談などを推進した³⁰⁵。

[写真Ⅲ-1]技術相談と販路相談



技術相談（メタバース）



技術相談（現場）



販路相談（現場）

これとともに、技術移転を受けた中小食品企業の事業化を支援するために、技術移転の成果をモニタリングし³⁰⁶、事業化促進のための支援を拡大した。技術移転の優秀事例を中心に非対面マーケティングなどによる技術移転事業化を支援することで、売上高の拡大などの成果を収めた。

³⁰⁴ 食品技術移転協議体の拡大（2020：36→2021：41）

³⁰⁵ （技術相談）研究者 - 取引機関 - 企業間の相談：（2020）19件→（2021）45件、（販路相談）大 - 中小企業間の相談：（2020）27件→（2021）30件

³⁰⁶ （2019）24件→（2020）56件

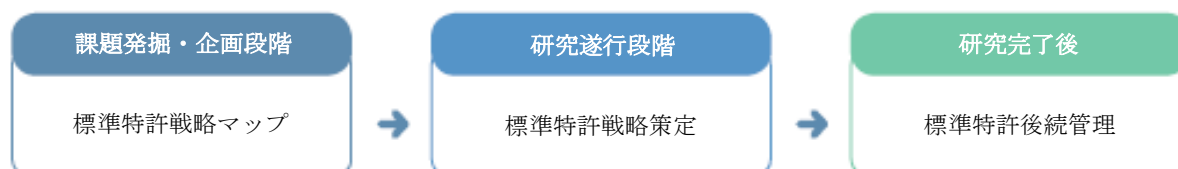
また、食品企業向けに国内のオンライン流通チャンネルの理解及び流通環境、主な流通チャンネル別進出に対する教育を行い、食品企業の競争力を強化した³⁰⁷。

4) 新技術分野の R&D 標準特許との連携強化 [中核課題 4]

(1) 標準特許創出支援 [細部課題 15] 特許庁

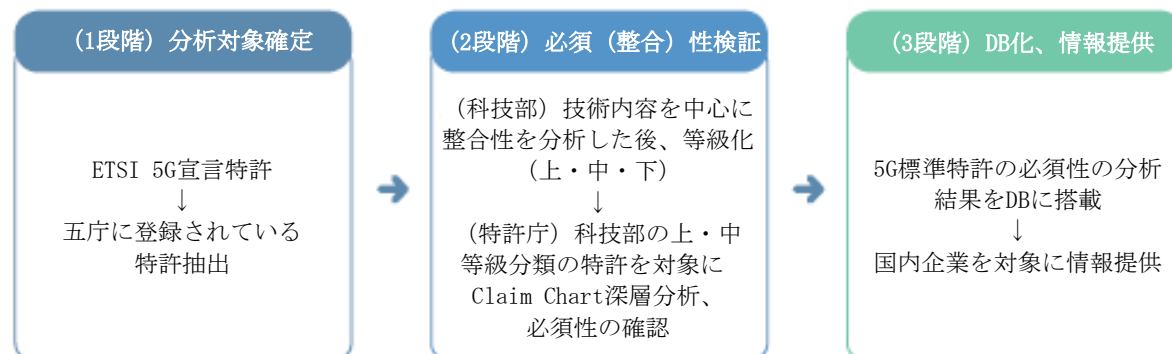
特許庁は研究開発、標準案の開発、標準化活動など、標準特許創出の全過程にわたって標準特許の確保を支援し、研究生産性及び技術貿易収支の改善に寄与した。その間、国際標準の獲得を目指す産・学・研に標準特許の確保戦略を支援し、標準特許を含め優秀特許を創出した。本事業支援により、2012年～2021年6月の間、主要標準化機構に宣言（申告）された標準特許の件数は182件となった。また、標準特許創出の全過程にわたって標準特許の確保戦略を支援した。

[図III-7]標準特許確保戦略支援体系



これだけでなく、産・学・研の標準特許の創出力を強化するために関連インフラを拡充した。具体的には中小・中堅企業が海外企業との標準特許交渉などで活用できるよう、宣言標準特許400件に対して標準特許の必須性の検証を推進した³⁰⁸。

[図III-8]科技部 - 特許庁の協業基盤推進プロセス



一方、ISO、IEC、ITU、IEEE、ETSI、ATSC など主要標準化機構別に散在している標準特許情報をDBに統合・構築し、現状の統計と詳細情報を毎年半期ごとに更新して提供した。また、需要者が最新の標準特許情報に簡単に確認できるように、国内外の情報を収集・分析して四半期ごとに専門紙で提供した。最後に、標準専門機関（TTA、KSA）、産・学・研など関係機関と協力して把握した需要をもとに、標準特許専門人材の育成を推進した。

³⁰⁷ 食品技術の取引移転に参加した企業などを対象とする、教育に対する満足度9.2点/10点満点

³⁰⁸ (5G) NPEなど海外企業の宣言特許360件、(紛争企業)映像コーデック分野40件

(2) 情報通信放送標準開発支援事業〔細部課題 16〕 科技情通部

科技情通部は ICT 標準を基盤として全産業分野でイノベーションを促進し、韓国企業がグローバル市場を先取りするなど、韓国が第四次産業革命を主導できるように、標準開発と標準化活動、国際標準化機構への対応を支援した。最優先的に国際標準化機構の議長団を輩出・育成してグローバル市場を先取りするための踏み台を作り、国際標準化機構で韓国の影響力を拡大した。具体的に見ると、ITU 電気通信標準化部分 (ITU - T) のイ・ジェソプ局長が局長職を再任し、標準制定議決グループ議長団世界 3 位、ITU 全体議長団で 137 席を確保し、通信分野における韓国の国際標準化に対する影響力を拡大した。また、韓国の中核技術を国際標準に反映し、韓国の技術・政策の影響力を強化した。

[表Ⅲ-8] 国別 ITU 国際会議への寄稿書の提出状況 (2021)

区分	欧州	米国	中国	韓国	日本	その他	計
寄稿数	825	440	1,194	423	241	13,678	28,357

※ITU 国際標準寄稿に占める韓国の割合：ITU 全体の寄稿に対して 6.1%、世界 3 位

また、米国、欧州、アジア太平洋地域の国々と協力して国際標準に対応した協力体制を確立し、将来の中核技術の標準化分野への共同対応を期待させた。ASTAP/AWG などアジア太平洋地域の国家間の相互利益を図るために標準協力を強化し、これを韓国主導で技術の国際標準を反映するための土台に活用した。つまり、5G、セキュリティなど韓国が強い分野で米国、欧州など主要標準化機構と共同ワークショップを開催し、これをもとに標準化協力を強化した³⁰⁹。

(3) 中小・中堅企業の国際標準化スキル及び R&D 標準連携の強化〔細部課題 17〕 産業部

産業部は中小・中堅企業などに開発技術の標準化によるグローバルな競争力強化と標準特許の創出基盤を構築した。最初に標準能力の強化のために、中小・中堅企業などを対象に標準コンサルタントのマッチング³¹⁰をして標準化活動を支援した。そして政府 R&D 事業の全周期に対して標準連携の強化を推進した。すなわち、R&D 課題企画時に 45 の標準連携課題を発掘し、標準技術力向上事業で第四次産業の分野の NTB 登録技術など 17 の標準開発を支援した。また、2021 年 1 月には R&D 標準成果を管理する専門担当機関を指定した。最終的には褒賞など成果報告会の開催、優秀成果事例集の発刊などで標準成果に対する広報・普及・拡大を推進した³¹¹。

³⁰⁹ TTA - ETSI (欧州) 間の共同ワークショップでIoT及びサイバーセキュリティ分野における標準開発協力について議論

³¹⁰ 40社 (累積) を対象に標準コンサルタントをマッチングして標準化活動を支援

³¹¹ 今年の標準R&Dクリエイター (長官賞3名)、今年の標準クリエイター (院長賞9名)

5) 公共研究機関の IP 経営戦略の高度化 [中核課題 5]

(1) 国家科学技術研究会の研究運営費支援事業 [細部課題 18] 科技情通部

科技情通部は出捐研別 IP 経営戦略コンサルティングを行って IP 経営戦略の高度化、成果拡大専門担当組織 (TLO) の実務者の力量強化、保有特許の資産に対する管理の強化を行った。また、IP 経営戦略に対するコンサルティングを推進し、IP 経営戦略の策定を支援した。

[表Ⅲ-9]出捐 (研) に対する IP 経営戦略コンサルティング支援事業

事業名	支援内容	実績
出捐 (研) の IP 経営戦略コンサルティング支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ (内容) IP 経営戦略コンサルティングが必要な出捐 (研) の需要に応じてタイプ別コンサルティングを支援 ・ (事業期間) 2019.03~2020.03 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出捐 (研) 向けに 112 種類のコンサルティングを行い、24 の機関の IP 経営戦略の策定と高度化が完了 ・ 2022 年度機関別事業計画及び予算 (案) IP 経営戦略の反映

これに加え、出捐 (研) の教育需要とコロナ禍による対面集合教育の環境変化を考慮し、業務段階・能力に合わせて教育課程を企画・運営し、戦略型 TLO の能力強化に貢献した。2 回にわたる教育需要調査と環境の変化、関係機関との協議などにより教育課程をより弾力的に企画し、教育生 (受講生) の参加を誘導した³¹²。これにより、出捐 (研) の専門担当人材に対する専門性を高め、技術事業化の活性化に寄与するものと期待される³¹³。

さらに、出捐が保有する技術に関連する共同マーケティングを推進し、関係機関との協力で継続的に特許の事業化を活性化させようとした。また、機関別に特許管理体系の強化を継続的に運営し、未活用特許の割合の減少に取り組んだ。そして出捐 (研) の特許評価方法を改善するための政策課題を遂行し³¹⁴、知的財産権放棄関連の管理体系の履行推進³¹⁵など特許管理体系の改善のために取り組んだ。

[表Ⅲ-10]2021 年度未活用特許の割合

保有特許件数 (A)	活用特許件数 (B)	活用推進特許件数 (C)	未使用特許	
			件数 (D=A-B-C)	割合 (D/A)
47,126	16,859	25,515	4,752	10.1%

※活用推進特許：戦略的保有特許 (国家セキュリティ、秘密など戦略的に活用できない特許)、活用予定及びマーケティング推進、5 年未満の特許など

³¹² 教育修了生：入門課程 (2020) 23名 (2021) 28名 / 深化課程：(2020) 83名 (2021) 54名

³¹³ 教育に対する満足度：入門課程 (2020) 4.53 (2021) 4.31 / 深化課程：(2020) 4.89 (2021) 4.84

³¹⁴ 「出捐 (研) の特許評価方法の調査・分析及び改善策の導出に関する研究」 (2021.09~2022.03)

³¹⁵ 「出捐 (研) の知的財産権の放棄申請及び承認手続きの運営計画」作成 (2021.11)

2. 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護の強化【戦略2】

1) IPを基盤とする起業活性化及びIPサービス費用の支援強化 [中核課題6]

(1) 知的財産を基盤とする起業促進 [細部課題19] 特許庁

特許庁は起業に特化したIP支援事業を展開して起業企業の生存率を高め、安定した市場参入を促進して新たな付加価値と雇用を創出しようとした。このため、起業予備軍のアイデアを、IPを基盤とする起業アイテムとして導出するコンサルティングを支援し、起業予備軍に特許850件の出願を支援し、270件の起業を達成した(起業の成功率32%)。また、優秀な特許技術が起業につながるように、中企部など他部処の起業支援事業と連携し、資金調達、試作品製作、R&D開発など379件を支援した。

[表Ⅲ-11] IPを基盤とする起業 (単位: 件)

年度	アイデア権利化支援件数	受益者起業件数	外部起業支援連携件数
2019年	942	243	275
2020年	946	261	312
2021年	850	270	379

※2021年には予算削減により権利化支援件数は減少したが、起業及び外部連携件数はむしろ増加し、予算執行の効果が増大

これとともに、起業企業に対して特許経営の水準を診断し、事業アイテムのIP検証に基づいて高品質のIP融合(商標、デザイン特許)ポートフォリオを構築し、知的財産経営戦略の策定を支援した。585の政府・自治体の起業支援事業、金融機関・民間投資会社などと連携し、受益企業のうち433社が政府機関・金融機関などから1,625億ウォンの資金を確保した。

[表Ⅲ-12] IP技術・経営融合支援

区分	他機関連携支援	技術金融など融資	外部機関投資	合計
企業数	363社	161社	34社	433社(重複除外)
連携件数	751件	201件	70件	1,022件
支援金額	46,677百万ウォン	39,565百万ウォン	74,278百万ウォン	162,562百万ウォン

(2) スタートアップ向けの知的財産バウチャー [細部課題20] 特許庁

特許庁は第四次産業革命、素材・部品・装置など革新分野の有望スタートアップ197社に204件の知的財産バウチャーを発行し、スタートアップのIP基盤の成長と海外市場進出などに寄与した。また、150件の海外出願サービスを支援し、成果目標の達成に貢献した。

[表Ⅲ-13] スタートアップ向けの知的財産バウチャー支援実績

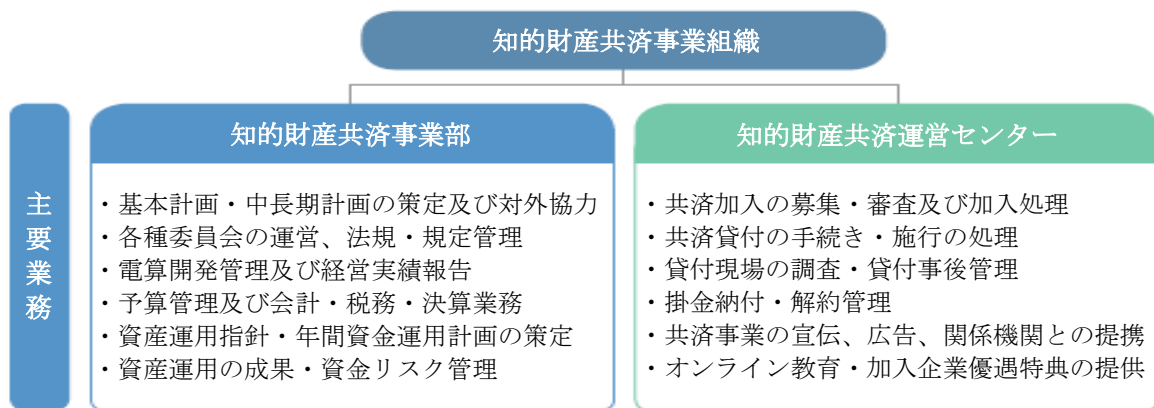
区分	2019年	2020年	2021年
予算(億ウォン)	10.0	18.26	16.86
支援実績(社)	105	269	197

(3) 知的財産共済〔細部課題 21〕 特許庁

特許庁は、企業間の相互扶助である共済により中小企業の海外特許出願と国内外の特許紛争などに対する知的財産関連の費用負担を分散・軽減し、経営安定に基盤を提供しようとした。2021年11月30日時点で新規加入件数は3,700件を達成し、成果目標を上回った。

この他にも、特許庁は法・制度、予算支援及び管理・監督を行い、委託機関である技術保証基金は共済運営組織の設立、広報、加入者確保などの業務を遂行した。また、円滑な事業推進のために委託運営機関である技術保証基金に知的財産共済事業部を新設した。

[図Ⅲ-9]委託運営機関（技術保証基金）の組織体系



2) 中小企業の IP 競争力強化の支援拡大〔中核課題 7〕

(1) IP - R&D 戦略支援〔細部課題 22〕 特許庁

特許庁は IP - R&D 戦略を提示して中小・中堅企業の R&D 重複投資を防止し、中核・源泉特許の確保と R&D 効率の向上のためにコンサルティングを提供した。IP - R&D 戦略とは、特許³¹⁶など知的財産権を R&D の成果物としてのみ見る視点から脱し、特許を R&D の出発点で R&D の目標とする R&D 遂行方法をいう。特許戦略専門家 (PM) と特許分析機関が専門担当チームを構成し、617 の中小・中堅企業を対象に IP 獲得戦略、障壁特許対応戦略、R&D の方向を提示するなど、IP - R&D 戦略の策定を支援した。これに加え、女性家族部傘下の 5 つの女性セロイラギセンター（女性再就労センター）³¹⁷と協業して需要者カスタマイズ型知的財産 (IP - R&D) 戦略専門家コース 7 つを開設して運営した³¹⁸。

³¹⁶ 特許ビッグデータ（世界約5億件の特許情報）は市場志向の技術情報であり、これにより競合他社の技術開発の状況、産業・市場の情報、技術トレンドなどが把握できる。

³¹⁷ ソウル科学技術セイルセンター（再就労センター）、南部サイルセンター、城南サイルセンター、大田培材大学ICTサイルセンター、大田広域サイバーセンター

³¹⁸ (2019) 4つのコース→(2020) 5つのコース→(2021) 7つのコース

(2) グローバルな中小企業育成プロジェクト支援事業〔細部課題 23〕 中企部

中企部は世界的企業を育成するために、潜在成長力の高い中小企業を支援する「World Class 300 プロジェクト」を 2011 年から推進して中長期的な未来戦略と源泉技術の開発を支援した。これにより、2021 年度の技術開発支援関連の国内外の特許は計 343 件で、投入金額 491 億ウォンに備えて 10 億ウォン当たり 6.99 件の実績を達成した。特に、2021 年の特許実績のうち、三極特許は出願 7 件、登録 2 件（計 9 件）で、全実績のうち 2.6%を占め、前年（三極特許の割合 1.2%）に比べて高い伸び率を記録した。

[表Ⅲ-14]2021 年 World Class 300 プロジェクトの IP 実績

2021 年		実績 (件)
特許出願	国内 (件)	164
	国外 (件)	52
特許登録	国内 (件)	103
	国外 (件)	24
合計		343

また、2021 年度の R&D 関連新規雇用数は 184 人で、投入金額 491 億ウォンを考慮して 10 億ウォン当たり 3.75 人の雇用創出を実現した。

(3) 中小企業技術イノベーション開発〔細部課題 24〕 中企部

中企部は R&D 推進過程で発生する試行錯誤を減らし、最適な R&D の方向を提示するために、IP - R&D 連携を拡大した。技術的成果の創出を強化するために、輸出企業及び素材・部品・装置分野に連携している「IP - R&D 戦略策定プログラム」の連携対象を 6 つの全内訳事業に拡大した。つまり、一般会計内訳事業は全周期 IP 型プログラムと連携し、素特会計（素材・部品・装置の競争力強化のための特別会計）内訳事業は IP パッケージ型支援プログラムと連携した。

[図Ⅲ-10]IP - R&D 戦略策定プログラム連携

区分	現行	改善
全周期IP型	<ul style="list-style-type: none"> ・ (必須) 輸出指向型 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (必須) 輸出指向型 ・ (選択) 市場拡大型、市場対応型
IPパッケージ型	<ul style="list-style-type: none"> ・ (選択) 素材・部品・装置戦略、 素材・部品・装置一般 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (必須) 強小100 (拡大) ・ (選択) 素材・部品・装置戦略、 素材・部品・装置一般

また、中企部は IP - R&D 連携規模を拡大し、企業懇談会、協力体制などを構築して IP の重要性に対する認識向上と全周期観点からの連携支援の強化を推進した。2021 年 1 月と 7 月に IP - R&D 連携支援の受益企業を対象に支援実績と優秀成果の共有、満足度調査、隘路事項の聴取などを行って IP 戦略政策の改善策を導出した。

[写真Ⅲ-2]知的財産戦略策定遂行機関懇談会



さらに、IP - R&D 連携支援政策の実効性を高めるために 2021 年 11 月、特許戦略開発院（IP - R &D 戦略の策定、連携支援など）、発明振興会（IP 全周期教育）などの関係機関と協力体制を構築した。

(4) 起業成長技術開発事業〔細部課題 25〕 中企部

中企部は起業企業に対する戦略的 R&D を支援して技術を基盤とするスタートアップの革新成長を促進し、起業強国への飛躍を図った。ひとまず、中小・ベンチャー企業の革新成長分野の中核品目に対して R&D 事業を重点的に支援した。素材・部品・装置の分野 80 件、第四次産業革命の分野 44 件、BIG3 の分野 26 件など計 150 の課題に 17, 989 百万ウォンを支援した。また、デジタル及びグリーン経済への加速化に積極的に対応するために、韓国版ニューディール分野（デジタル・グリーン）の計 264 の課題に 5, 418 百万ウォンを新規支援した。

そして技術起業企業を対象に R&D 支援と IP - R&D 支援は、受益企業の選択的な形で支援した。2019 年から推進してきた IP 戦略コンサルティング連携事業を承継し、戦略的支援のために第四次産業革命、3 大新産業の分野、素材・部品・装置の分野を品目指定型事業として運営した。

なお、スタートアップを対象に R&D を支援して特許 6, 230 件、デザイン 592 件、商標 725 件、実用新案 19 件など計 7, 566 件の知的財産権を創出した³¹⁹。これに加え、韓国発明振興会など IP 及び起業を支援する機関と連携して有望な R&D を支援し、事業化を促進させた。

[表Ⅲ-15]R&D 及び起業支援事業間の連携支援

区分	外部推薦連携	内部推薦連携（専門機関）
機関	① 起業振興院 ② 中小ベンチャー企業振興公団 ③ 起業保育協会 ④ 韓国発明振興会 ⑤ 女性経済人協会 ⑥ 技術保証基金 ⑦ 社会的企業振興院	① R&D 能力向上 ② 技術交流ネットワーク ③ 開放型革新ネットワーク
連携件数	126 件	44 件

これとともに、スタートアップの技術保護のために技術寄託制度を義務付け、寄託費を支援した³²⁰。

³¹⁹ 2020年起業成長技術開発事業の成果に関する調査・分析研究（2015～2019終了課題累積成果基準）

³²⁰ （2021）ティディムドル（礎）645件、戦略型199件、TIPS 400件、計1,244件の技術寄託費用を支援

3) 中小企業の IP・技術保護強化 [中核課題 8]

(1) 国内の知的財産権の保護活動の強化 [細部課題 26] 特許庁

特許庁は 2021 年 12 月、不正競争防止法を改正してパブリシティ権とデータ保護制度を設け、努力による成果を保護しようとした。つまり、国内で広く認識されている他人の氏名、肖像などを無断で使用した場合、不正競争行為として制裁し、禁止・損害賠償請求と行政調査・是正勧告を可能にした。また、取引目的で生成したデータを不正取得・使用する行為を不正競争行為として規制し、禁止・損害賠償請求と行政調査・是正勧告を可能とした。さらに、中小企業の営業秘密保護支援事業の成果として、管理体系診断と深化コンサルティングなどを実施した。

[表Ⅲ-16] 中小企業の営業秘密保護支援事業

区分		2021 年実績
営業秘密保護コンサルティング	管理体系診断	107 社
	管理体系深化コンサルティング	60 社
営業秘密流出紛争法律諮問		30 回
営業秘密管理システム普及		100 件
デジタルフォレンジック支援		96 件
営業秘密保護教育	オンラインセミナー	2 回
	説明会など	22 回

一方、2021 年 11 月、発明振興法を改正して産業財産権の紛争調停を活性化した。産業財産権紛争調停を申請すれば、審判長（特許審判院）が当事者の同意を受け、当該事件の審判手続の中止とともに紛争調停委員会に付託できるようにし、調停が成立すれば審判取下とみなされる。また、審判長が必要であると認め、当事者が同意する場合、当該審判合意体の全部または一部が紛争調停部に直接参加できるように改正し、調停の効率性を高めた。

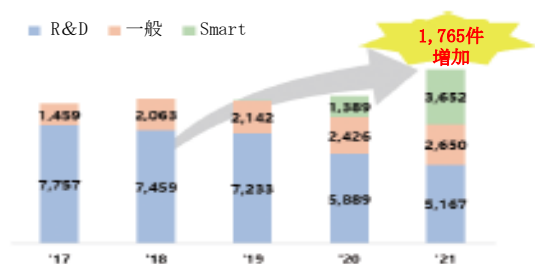
(2) 中小企業の情報化能力の強化 [細部課題 27] 中企部

中企部は中小企業の技術保護能力レベルを強化するために、政策的支援として技術保護サービス（オンラインセキュリティ管制）、技術流出防止システム（技術的・物理的セキュリティシステム構築）、技術資料寄託制度（技術資料の保管及び開発事実の証明）などを実施した。

技術流出防止システム構築事業として、2021 年に 175 社の申請企業に対して事前診断と選定評価を経て計 54 社を選定し支援した。詳細に見ると、素材・部品・装置 100 大企業（9 社）、国家中核技術保有企業（4 社）、技術流出・奪取企業（4 社）など技術保護が急がれる企業に、内部情報流出防止（45 件）、文書中央化（27 件）、PC 文書セキュリティソリューション（11 件）、セキュリティ統合管理（10 件）など流出防止システム構築を支援した。

これとともに、技術保護サービスでオン・オフラインによる技術流出を防止するために、中小企業を対象に専門化された技術保護（管制）サービスと技術流出防止を支援した。特に、中小企業 12 社を訪問して現場で技術保護サービスの案内、技術保護相談、セキュリティコンサルティングを行った。また、企業の自主的な寄託とスマート工場の寄託増加により、2021 年度の寄託契約件数は 11,469 件を記録した。

[表Ⅲ-17]年度別寄託契約の状況



(単位: 件、2021. 12. 27 時点)

区分	2017	2018	2019	2020	2021	累計
一般	1,459	2,063	2,142	2,426	2,650	10,740
R&D	7,757	7,459	7,233	5,889	5,167	33,505
Smart	-	-	3	1,389	3,652	5,044
合計	9,216	9,522	9,378	9,704	11,469	49,289

(3) 技術イノベーションの基盤造成 [細部課題 28] 中企部

中企部は中小企業の中核技術の奪取、流出などを根絶し、技術保護力のレベルを強化して企業間の公正な技術取引環境を造成しようとした。技術侵害の被害を受けた企業に対して迅速な救済を推進し、297.5 億ウォンの被害を救済した³²¹。特に、技術保護に関する法律・制度を改善して中小企業が開発した技術を保護し、訴訟などの紛争発生時の中小企業の法的対抗力を強化しようとした。行政調査の対象及び範囲を中小企業技術侵害行為、技術流用、アイデア奪取までに拡大した³²²。また、立証責任の緩和、懲罰的損害賠償の拡大、損害額算定基準の提示などを行って訴訟段階における中小企業の不利益を解消した³²³。

[表Ⅲ-18]技術保護に関する法制度の主要改善事項

法律名	主要内容
共生法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持契約の義務化 (第 21 条の 2、第 43 条の第 1 項第 1 号の 2 新設) ・ 技術資料の不当な使用・提供行為禁止 (第 25 条第 2 項) ・ 懲罰的損害賠償 (第 40 条の 2 第 2 項)、損害賠償額算定方法 (第 40 条の 3) ・ 立証責任の負担軽減 (第 40 条の 4)、資料提出命令 (第 40 条の 5) <p>* 改正経過: 推進 (2019 下半期) → 発議 (2020. 11. 20) → 産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で議決 (2021. 03. 18) → 法制司法委員会で議決 (2021. 07. 22) → 本会議で成立 (2021. 07. 22) → 公布 (2021. 08. 17) → 施行予定 (2022. 02. 18)</p>
技術保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術保護政策保険支援の根拠新設、技術侵害事件電子届出

中小企業の技術保護力の強化も支援して中小企業のセキュリティ能力を高めた。具体的にはセキュリティ専門家、弁理士、弁護士を活用して技術保護が脆弱な中小企業の現場に派遣し、1,085 件の現場諮問を支援した。現場諮問の支援後、中小企業のセキュリティ能力点数が 67.2% 上昇したことが分かった。

³²¹ 長期 (5年) 未解決紛争事件解決など制度施行以来、調停の成立率60%台を突破 (64%)、過去最大の297.5 億ウォン (前年比1,062% ↑) の被害救済を実現

³²² 2021. 02 「共生協力法」、2018. 12 「技術保護法」 施行など

³²³ 2021. 02 「共生協力法」、2021. 04 「技術保護法」、2019. 07 「特許法」「不正競争防止法」 施行など

これに加え、中小企業の役職員と中小企業の予備在職者を対象に、中小企業のセキュリティ実務などの技術保護教育を 42 回実施し、2,297 人が受講し、技術奪取の根絶、公正な技術取引の文化を定着させるために、政策対象別に 24 件、105 回にわたって広報した。また、技術保護法第 5 条に基づいて 2021 年 12 月、第 3 次中小企業技術保護 3 カ年（2022～2024）計画を予定通り策定し、国務総理に報告した。

[表Ⅲ-19]第 3 次中小企業技術保護支援計画の反映事項

区分	概要	主要内容
ビジョン	「正当な技術価値を認める公正な革新国家づくり」	
法制度	技術侵害法制度の改善努力	紛争解決プログラム運営、政策保険、専門担当機関強化など
紛争解決	技術被害救済の実効性向上	司法機関との連携、調停委の改編など
能力強化	先導中小企業のロールモデル発掘、育成	技術保護認証制、先導企業育成など
技術取引	公正な取引基盤造成	寄託企業の技術取引

(4) 中小企業の営業秘密保護強化〔細部課題 29〕 **公取委**

公取委は技術奪取行為に対して厳重な制裁と大・中小企業間の自主的な共生協力を誘導し、中小企業の技術保護の強化に寄与した。例えば、技術流用など下請法違反行為に対する法執行で計 224 億ウォンの課徴金を課し、法違反行為に対する抑止力を高めた。

また、下請法を改正することで、下請業者の技術をより手厚く保護し、損害賠償訴訟時に被害業者の資料確保の困難を解消できると期待される。

公正取引協約は大企業が協力会社と同伴成長するために、さまざまな方策を盛り込むようにした。つまり、下請法を順守するための業務処理システム構築に関する事項に加え、協力企業に対する技術開発・資金支援、コスト削減・輸出増大など効率性を高めた実績も評価に含めた。公正取引条約を締結した企業が増加すれば増加するほど、市場での下請法の遵守実態が改善されることを意味するため、中小企業の競争力強化に実質的に役立つ方向に政策的効果の発生が期待される。

一方、2021 年度公正取引協約の履行評価の結果、中小企業の技術保護のための大企業と中堅企業の共同協力努力が続いたことが分かった。評価対象の大企業の 77.4%（86 社）、中堅企業の 55%（33 社）に中小協力会社の技術競争力の強化のための具体的な実績があった。つまり、無償技術移転、新製品・国産化研究開発費の支援などの形で計 8,133 億ウォンが支援され、技術資料寄託制度・営業秘密原本証明制度の利用実績、共同特許出願など技術保護件数は計 4,599 件となった。これに加え、2021 年 9 月に下請法を改正して標準契約書の制定・改定方式をボトムアップ（bottom-up）方式に転換し、業種別固有特性が標準下請契約書に反映されるようにした。2021 年度には 14 の業種に対する標準下請契約書を制定・改定し、公正な下請取引の秩序を誘導した。

(5) 不正競争行為の拡大及び処罰・行政措置の強化〔細部課題 30〕 産業部

産業部は不正競争行為を拡大し、処罰・行政措置を強化した。特に、国家中核技術の指定などに関する告示を改正して国家中核技術を拡大した。つまり、これまでの産業環境の変化、国内外の技術水準などを反映して 12 の分野、73 の技術を国家中核技術に指定した。また、産業技術保有機関を対象とする技術保護指針を定めた（産業部告示）。

これとともに、国家中核技術総合管理システムを構築した。つまり、国家中核技術に対する輸出申告・承認業務方式を効率化し、データセキュリティを強化するために電算システムを構築した。また、セキュリティ強化（ネットワーク、エンドポイント、セキュリティ管制など）、機能の高度化（新規機能開発）などにより、国家中核技術総合管理システムを試験的に運用できるように基盤を固めた。また、需要に応じた産業セキュリティ教育、コンサルティング支援などで産業技術保護の基盤を強化し³²⁴、2021 年 11 月 19 日、「第 11 回産業技術保護の日」を記念して産業技術保護の有功者を褒賞し、関連行事を共同開催し、産業技術保護週間行事を開催した。

(6) 捜査技術人材の高度化及び関係機関との協力強化〔細部課題 31〕 法務部

法務部は全国 28 の検察庁の知的財産権専門担当検事室と文化体育観光部、特許庁、産業通商資源部、関税庁、韓国著作権委員会など関係機関と協力し、オンライン知的財産権の侵害者に対して継続的に取り締まりを行った。

[表Ⅲ-20]2021 年度取り締まり実績

合計		商標法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律		著作権法		(ゲーム産業・映画及びビデオ、音楽産業) 振興法		デザイン法、特許法、実用新案法	
件	名	件	名	件	名	件	名	件	名
15,987	22,208	3,816	4,637	4,319	5,696	7,522	10,991	330	884
70	99	5	7	6	7	59	83	0	2

※ 2021.01.01～2021.12.31 まで累計、下は拘束件数

知的財産権に対する捜査力を強化するために、特許捜査諮問官の任期を延長した。大検察庁で採用してソウル中央地検に勤める特許捜査諮問官（専門任期制、弁理士）3 人の勤務期間が 2021 年 12 月に満了することにより、行政安全部に特許捜査諮問官の継続的勤務が必要であることを説明し、2023 年 12 月までに 3 人全員の任期延長に対する承認が完了した。また、特許犯罪捜査重点庁（大田地検）、産業技術流出専門担当刑事部（水原地検）を運営し、特許捜査諮問官（特許庁書記官及び弁理士）で知的財産関連先端犯罪を捜査する成果を収めた。

さらに、先端化、知能化している知的財産権侵害者に効果的に対応するために、関係機関と懇談会、セミナー、ワークショップなどを開催し、情報交流を行い、協力捜査体系を構築した。

³²⁴ 産業セキュリティオンライン教育（40,746人が履修）、CEOセキュリティ教育（2,671社、3194人が履修）など

2021年12月には下半期の知的財産権専門検事コミュニティセミナーを開催し、著作権委員会紛争調停制度も試験的に実施した。

3. 韓国国内の IP のグローバル進出の支援強化【戦略3】

1) 海外進出企業への知的財産活動の支援強化 [中核課題 9]

(1) 知的財産権の保護強化支援 [細部課題 32] 関税庁

関税庁は海外で K - ブランド製品の知的財産権侵害事例が増加しており、海外に進出した国内企業を保護し、企業の競争力を強化するために積極的に対応基盤を固めた。

何よりも K - ブランドの海外知的財産権の保護を強化した。つまり、中国、タイなどの海外主要国の税関知財権報告マニュアル³²⁵を作成して配布し、説明会を開催して韓国企業の海外税関での知財権申告を支援した（2021 年 12 月 6 日）。また、中国など税関職員を対象に、K - ブランドの知財権侵害情報と本物・偽物の識別方法などを含む K - ブランドの侵害識別ハンドブックを制作・配布した（2021 年 11 月 30 日）。

これとともに、知的財産権の保護のために国内外の協力及び情報を交流した。関税庁は特許庁と模倣品の国内搬入を遮断する目的で 2 回にわたって業務会議を実施し、知財権侵害（疑い）業者の輸出入の内訳に関する情報を共有するなど知財権保護基盤を構築した。また、科技情通部と協業し、デザイン権判別のための AI 融合違法複製品の読取システムを開発中にある。

2021 年 2 月には知的財産権の保護申告制度に関する規定を整備した。専用使用権が設定された商標権などの知財権を税関に申告するとき、専用使用権者の同意書を受けて税関申告をするように関連告示を改正した（第 10 条第 2 項）。また、知的財産権税関申告時、申告書の記載誤り、証拠資料不備などの場合、補完手続及び期間を明文化して改正した（第 10 条 4 項、5 項）。

一方で、知財権税関申告業務に対して民間に委託し、巡回教育を実施した。知財権税関申告業務を専門性を備えた知財権専門団体に委託し、効率的かつ専門的に業務を処理した。また、通関現場で輸出入物品の知財権侵害を一次的に判断する税関職員の力量強化を目的とした知財権税関巡回教育を実施した。

さらに、通関段階での知財権侵害物品に対する取り締まりを強化し、AI 違法複製品読取システムの開発を進めている。つまり、個人輸入の繁忙期などにシーズンイシュー品目に対して知財権侵害物品に対する一斉取り締まりを行い（2021 年 11 月 8 日～12 月 31 日）、デザイン権判別のために自動車部品など 6 の分野、30 品目についてデータ制作及びアルゴリズム開発のためにラボの装置を増設した（2 年目）。

³²⁵ 中国、タイなど27カ国の知財権保護税関申告方法及び必要書類などを収録

[表Ⅲ-21]知財権侵害事犯の品目別取り締まり実績

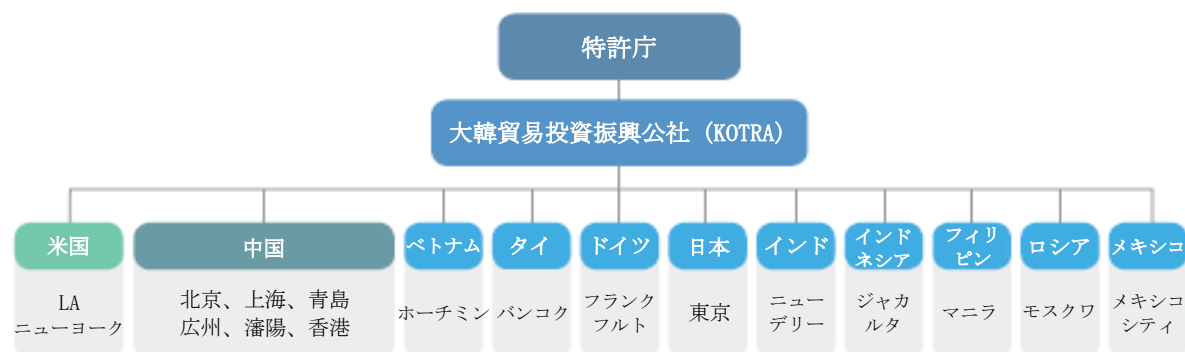
(単位：件、億ウォン)

区分	2021 年	
	件数	金額
衣類織物	34	316
運動具	5	196
時計	6	107
家電製品	4	6
機械器具	10	13
玩具文具	15	97
雑貨	6	8
かばん	28	651
靴	13	45
バイアグラ	1	1
その他	22	1,136
合計	144	2,583

(2) 海外知的財産権保護活動の強化〔細部課題 33〕 特許庁

特許庁は海外知的財産権保護活動の一環として、11 カ国に設置された 17 の海外知的財産センター（IP - DESK）で、海外現地で韓国企業の知財権保護のための総合サービスを提供した³²⁶。特に、2021 年 6 月に海外進出企業の知財権保護支援のためのインフラを拡充するため、ロシア、メキシコに IP - DESK を新規開所した。これにより、18 件の知財権関連相談と 16 回の説明会・広報などを行った。

[図Ⅲ-11]海外知的財産センター（IP - DESK）の現状



※ロシア・メキシコ IP - DESK 2021.06 開所

³²⁶ 知財権相談（10,368 件）、出願支援（1,726 件）、紛争対応（15 件）、セミナー及び説明会（83 件）、移動式 IP - DESK の運営（34 件）など（2021 年 11 月時点）

その後、現地の法律事務所を活用して IP - DESK が進出していない地域での知財権支援活動を強化した。2021 年には支援対象国を 20 カ国から 24 カ国（コロンビア・サウジアラビア・トルコ（テュルクキエ）・ニュージーランドを追加、ロシア・メキシコを除く）に拡大した。

IP - DESK などのサービスにより、中国 2,742 件、ベトナム 661 件、インドネシア 840 件、タイ 554 件の無断先取りが疑われる商標を見つけて当該企業に情報提供をし、これに対する措置を誘導した。また、在宅モニタリング団を運営して ASEAN 地域でのオンライン対応を拡大した³²⁷。一方、本物と見分けられないほど模倣品が巧妙になっている状況でも中国 21,711 件、ASEAN 及び台湾 225,685 件のオンライン上の模倣品に対する販売揭示物（URL）の削除を支援した。

(3) 知的財産の創出支援〔細部課題 34〕特許庁

特許庁は知的財産創出支援のために第一に、地域の輸出有望な中小企業 820 社を発掘して海外での権利化、特許&デザイン融合など IP 総合支援を行い、グローバルな強小企業に育成した。

第二に、中小企業 IP 即時支援事業により直近 2 年間、受益企業の IP 隘路事項の解決度は平均 89.7%、IP 事業化率は 110.6%となり、企業成長の障害要因を解消し、事業化促進に寄与したことが分かった。

[表Ⅲ-22]2019～2020 年受益企業の IP 隘路事項の解決度及び IP 事業化率

区分	2019 年	2020 年	平均	備考
IP 隘路事項の解決度	84.25 点	95.05 点	89.65 点	隘路解決期間、隘路解決満足度、隘路解決、期待効果など
IP 事業化（製品化）率	117.3%	103.9%	110.6%	Σ 製品化件数 ÷ 年間合計支援件数

第三に、2016 年に「知的財産経営認証」制度を導入した後、2021 年現在まで 893 社が認証を受けた。

[表Ⅲ-23]知的財産経営認証企業の数

区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計（累積）
認証企業数（社）	53	150	180	154	197	159	893

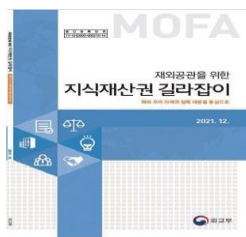
³²⁷ (2020) Lazada・Shopee → (2021) Lazada・Shopee +Tokopedia・Qoo10（試験的）

(4) 多国間の経済外交の推進及び経済協力の強化〔細部課題 35〕 外交部

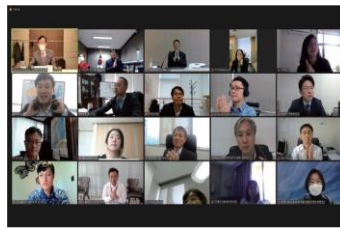
外交部は海外知財権侵害に対応するために在外公館の支援を活性化した。ひとまず、侵害防止及び対応のために公館主導で知財権事業で現地に必要な事業を展開した。知財権担当官の積極的活動を支援し、地域別に現地に必要な知財権保護事業を展開するために、「海外知的財産権保護支援事業」を2020年4つの公館で推進し、2021年には7つの公館で推進した³²⁸。

また、在外公館の知財権担当官の業務能力を強化するために取り組んだ。知財権担当官向けの教育³²⁹を最初に実施し（2021年12月10日）、知財権担当官会議³³⁰を年2回実施したうえ、2021年度知財権対応の優秀事例を反映して「在外公館知財権業務マニュアル³³¹」の増補版を発行した（2021年12月24日）。

[写真Ⅲ-3]在外公館の知財権担当官業務に対する力量強化



知財権ガイド増補版



知財権担当官会議 (11. 26)



知財権担当官講演会 (12. 10)

また、外交部は海外の知財権当局と交流して協力チャンネルを強化した。北京、広州など韓国企業の被害侵害が頻繁に発生する地域の公館は、地域別の知識産権局、知識産権法院など中央と地方の関係機関と学界にわたって訪問・面談を行い、友好的なネットワークを形成しようと努力した。

米国、日本など主要公館でも現地担当官とネットワークを構築しており、ジュネーブ代表部では世界知的所有権機関（WIPO）内でネットワークを構築している³³²。在外公館が海外知財権に関連する法の制定・改正事項と政策の動向、知財権侵害への対応状況などに関する情報を在外公館のホームページ及びSNSに掲示し、韓国企業に知財権侵害時の対応の基礎情報を提供した³³³。

³²⁸ 現地知財権制度に対する理解が先行されなければ、知財権の被害を防止し、権利を救済しやすくなることを踏まえ、▲現地企業の知財権保護専門教育課程を開設（中国）、▲知財権相談会、セミナーを開催（中国、米国、広州、LA、サウジ）、▲知財権法令・制度冊子を発刊・配布（アラブ首長国連邦、米国、LA）、▲韓国ブランド商品の識別会及び流通モニタリングを開催（香港、広州）などで現地に進出する韓国企業の知財権被害を防止し・侵害発生時の対応を支援

³²⁹ 専門家が権利別侵害判断プロセス、現地での対応戦略について説明

³³⁰ 韓国企業の知財権被侵害が多く発生する中国・日本・東南アジア地域の知財権担当官及び知財委、特許庁、文体部など関係部処が出席し、知財権政策の動向及び対応策について議論し、優秀対応事例を共有

³³¹ 海外で知財権被侵害事例が発生した際、在外公館の対応手続、2021年度対応事例を追加

³³² 知財権関連ネットワーキング活動：（2020）238回 → （2021）245回

³³³ 在外公館の関連報告：（2020）529回 → （2021）574回

また、在外公館の主導で企業説明会、懇談会及びセミナーなどを開催して現地進出企業の知財権に対する認識を高め、知財権登録を奨励して被害を防止しようとした。

[表Ⅲ-24] 在外公館の企業説明会など開催

在外公館	開催
在広州（総）	<ul style="list-style-type: none"> ・成都市進出企業知的財産権セミナー（05. 20） ・惠州市進出企業知的財産権セミナー（10. 20） ・広州韓国学校知的財産権セミナー（07. 05） ・広東省進出企業知的財産権懇談会（11. 29）
在ロサンゼルス（総）	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易関連知的財産権オンラインセミナー開催（04. 28） ・e-commerce 知的財産権オンラインセミナー開催（10. 07）
在米国（大）	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン IP フォーラム 3 回開催（08. 18、10. 22、11. 09）：韓国人発明者団体の存在感を高め、能力を強化し、在米特許弁護士協会の活動を米国全土に拡大することなどについて議論 ・米国知的財産権者協会年次会議、米国南部知財権相談会（09. 19～21） ・米国知的財産戦略セミナー（特許）及び米国東部知財権相談会（11. 18～19） ・米国知的財産戦略セミナー（商標）（12. 16）
在サウジアラビア（大）	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権保護説明会開催（12. 22）：現地の支社・商社・建設会社及びKOTRA、貿易保険公社、輸出入銀行など公共機関の駐在員 30 人余りが参加
在アラブ首長国連邦（大）	<ul style="list-style-type: none"> ・KOTRA 中東地域本部との懇談会（10. 24）：KOTRA 中東地域本部（ドバイ所在）と知財権保護関連協力関係を構築。アラブ首長国連邦内の知財権保護に関する協力及び役割分担案などを協議
在中国（大）	<ul style="list-style-type: none"> ・煙台・済南地域に進出した企業向けの知財権巡回説明会を開催（04. 20～21）：韓国企業の知財権紛争に対する対応策を提示
在香港（総）	<ul style="list-style-type: none"> ・香港海関で模倣品識別セミナーを開催（05. 26）

一方、事後対応の側面では企業の知財権侵害に対する苦情要請に対して相談を行い、現地当局に協力を要請するなど積極的な措置をとり、成功裏に対応した事例を多数導出した。

在日本・在中国韓国大使館など在外公館で KOTRA 貿易館などと協業して KF94 虚偽表示マスクが流通されているショッピングモールに是正を要求し、多数のショッピングモールで虚偽表示マスクの出店・販売停止または KF94 表記が削除されるなどの成果を収めた³³⁴。また、韓国の伝統食品「キムチ」の商標権を無効化した。アルゼンチンで韓国の伝統食品「キムチ（Kimchi）」が特定の個人によって当該国の知財権担当機関に商標として登録された事実を認知した後、当該国に公式に無効化を申請し、異議を申し立てるなど積極的な対応を行って「キムチ」の商標

³³⁴ 虚偽表示マスクが多く流通されている地域の現地語でKFマスクの説明リーフレットを製作し、在外公館（苦情室・SNSなど）を介して現地人に配布（2021. 12）

権を最終的に無効化した³³⁵。そして、外交部は高官レベルの外交行事をきっかけに知財権問題を議題化した。つまり、重要な知財権問題が発生する際、経済共同委など二国間高官レベル協議チャンネルを積極的に活用し、韓国企業に対する知財権侵害問題に対する対応強化を促し、これに対する協力を要請した。

(5) 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置〔細部課題 36〕 **産業部**

産業部は知財権侵害などの不公正貿易行為により被害を受けた企業を実効的に救済するために、不公正貿易行為調査制度を改善した。第一に、課徴金制度の改編案を設けて制裁措置と権利救済の合理性と実効性を高めた。すなわち、課徴金対象期間に調査開始日直前の期間が含まれるようにし、取引金額算出方法は合計方式に統一し、分割納付の許容金額を下方修正した³³⁶。

〔図Ⅲ-12〕課徴金制度の変更前後の比較要約表

現行	変更
1. 課徴金対象期間及び算定方式の改善	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査開始決定日の直前の3年 ・ 年平均取引金額または取引金額合計の30% (以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査開始決定日の直前の36カ月間 ・ 取引金額合計の10% (以内)
2. 課徴金納付基準緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付期限：20日以内 ・ 分割納付：3億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30日以内 ・ 3000万ウォン以上

第二に、調査の専門性を高めるために、特許庁の弁理士2人を派遣し、民間弁護士1人を補充するなど内部の専門人材を増やした。また、新たな政策需要を反映し、諮問団の機能を拡大するために諮問団を拡大・再編した³³⁷。

2) 韓流コンテンツの海外進出拡大強化〔中核課題 10〕

(1) 文化コンテンツ国際協力及び輸出基盤造成〔細部課題 37〕 **文体部**

文体部は海外拠点の効率的運営と新興市場の開拓など韓流コンテンツの進出先を多角化し、コンテンツの海外進出と韓流の拡大を図った。

東南アジアなど新興市場進出のためのコンテンツ輸出企業の成長段階別（準備 - 進入 - 成長）に応じた情報提供と現地マーケティングを支援した。K - コンテンツエキスポを代替した非対面行事の「オン：韓流フェスティバル」などに192社が参加した。

³³⁵ 2021年9月 在アルゼンチン韓国大使館、キムチの商標権の無効化を申請 → 当該国知財権当局、登録済キムチの商標権の無効化を決定（2021. 12. 16発効） → 2021. 12. 29同決定をアルゼンチン官報に掲載

³³⁶ 改編案作成（2021年9月） → 各種影響評価及び規制審査（10月） → 再入法予告中

³³⁷ 諮問団再編案作成（2021年3月） → 募集公告及び選抜（5月） → 第7期諮問団発足（6月）

[表III-25]2021年の主要実績

事業名	日程/場所	実績
K-コンテンツ 画像輸出相談会	06.23 COEX (オンラインイベント)	- (協力機関) 韓国貿易協会 - (B2B) 輸出相談件数: 214 件 輸出契約: 3,800 万ドル 参加企業数: 韓国企業 47 社、海外企業 81 社
オン: 韓流フェス ティバル	11.01~11.30 COEX など (オンラインイベント)	- (協力機関) KOTRA、韓国貿易協会など - (B2B) 輸出相談件数: 499 件 輸出契約: 1.1 億ドル、 参加企業数: 韓国企業 76 社、海外 137 社 - (B2C) 160 カ国 173 万回再生
中国の 国際輸入博覧会に 参加	11.08~11.11 中国の現地 (オンラインイベント)	- (B2B) 輸出相談件数: 20 件 参加企業数: 国内企業 56 社、現地 20 社参加

これとともに、双方向文化交流と親韓ネットワークの拡大のために、海外韓流コミュニティを支援し、現地進出の韓国企業と連携したマーケティングを推進した。特に、インド、インドネシア、ロシアの3カ国を主貧国として現地に進出した韓国企業と連携して韓国の生活文化を広報するモコジコリアなどを行った。また、韓国コンテンツ振興院の輸出マーケティングプラットフォーム（ウェルコン）と連携して海外動向情報を提供することで、海外進出企業のマーケティングを支援した。

(2) WIPO 信託基金支援〔細部課題 38〕**文体部**

文体部は世界知的所有権機関（WIPO）に信託基金を出捐して著作権分野の発展を支援し、主要韓流進出先など途上国を対象に著作権保護認識の改善と能力強化のための事業を実施した。漫画、ガイドブックなど著作権に対する認識向上のための資料を制作し、オンライン研修で国内外の出版産業における著作権能力の強化を支援した（2021年11月）。

また、視覚障害者の著作物へのアクセスを高めるための関連条約の履行を支援し、著作権政策担当者を対象に遠隔会議とウェブセミナーを開催した（2021年1月、5月、6月、10月）。

さらに、代替的紛争解決制度で著作権関連国際紛争の解決を支援した。調停制度の広報のためのウェブセミナーを開催し（4月）、国際著作権・コンテンツ紛争解決のための代替的紛争解決制度をテーマにWIPO - 文体部で共同研究を行い、その結果を発表した（11月）。

最後に主な韓流進出先など途上国のコンテンツ・著作権政策担当者など著作権関連国の官僚、関連団体の関係者、専門家を対象に韓国著作権制度を紹介し、関連経験を共有した³³⁸。

³³⁸ 韓国・中国・ロシア・モンゴルの著作権小地域オンライン会議（2021年10月、中国・ロシア・モンゴルの政策担当者約10人参加）、韓国著作権関係機関オンライン研修（2021年5月、28カ国の関係者約100人参加）、南太平洋地域小地域会議（2021年6月、8カ国約30人参加）など

3) 国際協力による知的財産権の保護 [中核課題 11]

(1) 国際知的財産共有 [細部課題 39] 特許庁

特許庁は、韓 - サウジの知的財産協力事業を継続するための長期協力計画に合意した。第1期韓 - サウジ知的財産協力 (2019年～) の成果をもとに、知的財産エコシステムの構築など今後3年間推進する新規協力プロジェクトを設定した³³⁹。同プロジェクトの実施のためのアクションプランは、2022年1月に予定されている庁長会議 (特許庁長官会談) で締結することで合意した。これに加え、新興国を対象に韓国型知的財産システムを拡大し、審査協力も拡大した。フィリピン (特許代理人制度)、ベトナム (知財権審判制度)、カンボジア (特許代理人制度及びスキルアップ教育) を対象に制度及び政策コンサルティングを実施し、カンボジアを対象に地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の技術支援関連「音商標」部分の技術教育支援を提供した。

一方、韓国の信託基金をもとに KIPO - WIPO 国際知的財産教育課程 Summer School と AICC (Advanced International Certificate Course) を運営した³⁴⁰。また、WIPO - KIPO - KDI School - 世宗市が共同で知的財産学の修士課程を運営し、IP 分野の発展と経済成長を成功に導いた韓国事例をもとに、IP とイノベーション、開発を連携した修士課程第2期を運営した³⁴¹。

なお、知的財産を活用した適正技術とブランドの開発を支援し、途上国現地の生活問題を解決して生活の質を高めた。スリランカの場合、2019年に実施した浄水装置の使用状況を点検し、持続可能性を向上させるために追加的な支援を行った。キルギスの場合、エネルギー効率的な水耕栽培が可能な温室を開発し、トマト、キュウリなど温室作物のブランドを開発した。

(2) 審査品質向上のための主要国間の審査協力強化 [細部課題 40] 特許庁

特許庁は審査品質を高めるとともに、重複した審査業務を防止するために、国家間の審査を協力し、協力を強化・拡大した。韓国 - 米国及び韓国 - 中国の特許庁が施行している特許共同審査 (Collaborative Search Program, CSP³⁴²) を英国、サウジなどの出願規模が大きい主要国を対象に拡大して推進した。

新興国との特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway, PPH³⁴³) の施行を拡大して韓国企業の迅速な海外特許取得を支援し、審査品質を高め、五庁間で施行している PCT 協力審査 (PCT Collaborative Search & Examination, PCT CS&E³⁴⁴) の調査報告書の品質など実務的な運営体系の改善について議論し、PCT 審査品質を高めた。

³³⁹ (2019～2021) 国家知的財産戦略の策定、審査能力の強化、情報化、知的財産相談センター、(2022～2025) 知的財産エコシステムの構築、国家知的財産戦略の履行、情報化、特許審査支援

³⁴⁰ コロナ禍により、すべての教育課程をオンラインで運営、教育を受ける対象者が前年に比べて増加 (58人→202人) し、先進国 - 後進国間のIP格差解消に貢献

³⁴¹ 16カ国18名を対象に第2期教育課程 (2021.02～11) をオンラインで実施

³⁴² 両国に同じ発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を相互共有する制度

³⁴³ 第1庁 (先行庁) で特許可能と判断された場合、第2庁 (後続庁) にその結果を提出して優先審査を申請できる制度

³⁴⁴ PCT国際調査を1つの特許庁単独ではない五庁が検討し、意見交換を経て行う制度

(3) 世界知的所有権機関（WIPO）への参加拡大及び地域事務所の誘致など

[細部課題 41] 外交部

外交部は在ジュネーブ代表部を中心に WIPO 議論に積極的に参加し、外交部本部 - 在外公館 - 特許庁、文体部などの関係機関間の協力体系を構築して情報共有を強化した。在ジュネーブ（表）担当官は特許庁、文体部など関係機関とともに WIPO の主要会議に参加し（2021 年に計 20 回）、会議の結果は電文で外交部本部と迅速に共有した。

[表Ⅲ-26]国際会議への参加及び活動支援

日付	主要会議と内容
2021.02.01～03	第 8 回図形商標国際分類ウィーン協定専門家会議
2021.04.19～23	第 31 回ニース国際商標分類専門家会議
2021.05.17～19	第 44 回商標法常設委員会（SCT）
2021.06.10	在ジュネーブ大使 - WIPO 事務局長の二国間協議
2021.06.14～17	第 14 回特許協力条約（PCT）実務グループ会議
2021.06.28～07.01	第 41 回著作権常設委員会（SCCR）
2021.07.12～16	第 32 回事業予算委員会（PBC）
2021.07.26～30	第 26 回 IP と開発委員会（CDIP）
2021.08.30～09.03	第 41 回遺伝資源等政府間委員会（IGC）
2021.09.13～17	第 33 回次事業予算委員会（PBC）
2021.09.21	執行諮問委員会（ACE）オンライン会話
2021.09.22～23	WIPO 知的財産と先端技術（Frontier Technologies）政策対話
2021.10.04～08	第 62 回 WIPO 一般総会
2021.11.01～05	第 9 回標準委員会（CWS）
2021.11.08～10	第 46 回国際特許分類（IPC）改正実務会議
2021.11.15～19	第 19 回マドリッドシステム改善実務会議
2021.11.22～26	第 27 回 IP と開発委員会（CDIP）
2021.11.25	MIKTA セミナー開催（技術移転の触媒としての政府の役割）
2021.12.06～09	第 33 回特許法常設委員会（SCP）
2021.12.13～15	第 10 回ハーグデザイン国際出願実務会議

また、WIPO 地域事務所を誘致するため、在ジュネーブ（表）を通じて関連動向を入手し、韓国に有利な戦略を策定するために特許庁、文体部と緊密に協力した。

4) 生物遺伝資源の確保及び国際ルール対応 [中核課題 12]

(1) 国家生物資源総合インベントリの構築 [細部課題 42] 環境部

環境部は国家生物種一覧 56,248 種（累積）を構築し、確証標本 37,034 種の情報を確保し、韓国の自生生物の国際的な権利確保の根拠資料として活用した。国家生物種一覧実務委員会を運営し、流入注意生物 102 種に対して国名を付与するなど関係部処間の協業を推進した。

(2) 生物資源の国際協力事業〔細部課題 43〕 環境部

環境部はミャンマーなど9カ国の生物標本3,800点と有用生物素材182点を確保した³⁴⁵。また、有用生物資源200種の抗酸化、抗炎症、抗菌、抗アレルギー、抗ウイルス、免疫増強などの効能を分析した。

また、カンボジア栽培地で海外生物資源の特許種3種の苗木を生産した。これに加え、韓-ネパールの生物資源協力のために「山林環境部植物資源局」と共同研究協約(MOU)を締結(2021.10.12)するなど、国際協力を継続的に推進した³⁴⁶。最後に論文出版22編、生物多様性図鑑3冊を出版、特許出願5件、特許登録4件など実績を達成した。

(3) 名古屋議定書対応国内の利用者の認識向上〔細部課題 44〕 環境部

環境部は遺伝資源法の履行及び名古屋議定書への対応のために官民協力体系を構築し、遺伝資源利用の対応策について議論した。すなわち、遺伝資源法の履行のために責任機関及び点検機関など関係部処の実務者が参加する実務作業班を開催した(2021年5月、11月)³⁴⁷。また、産業界からの意見聴取のために、韓国バイオ協会、大韓化粧品協会、韓国製薬バイオ協会、韓国健康機能食品協会、韓国医薬品輸出入協会、韓国種子協会の6つの協会が参加した協議会を運営した(2021年6月9日)。

そして、バイオ産業界のABS法律支援のために専門家を育成し、協力体系を構築した。ひとまず、ABS法律支援団³⁴⁸のスキルアップのための教育を実施(2021年5月、9月)し、海外現地でのアクセス申告及び利益配分交渉、特許取得などの支援のため、ABS法律支援団と連携した海外法律支援協力体系を2021年10月から試験的に運営している。

[写真Ⅲ-4]ABS法律支援団スキルアップ教育



³⁴⁵ コロナ禍が長引き、海外生物多様性調査が全面取消となったため、現地の研究者が標本と素材を確保

³⁴⁶ 韓国-モンゴルの生物多様性協力のために、「モンゴル科学アカデミー植物研究所」(2021.09.09)、「モンゴル国立大学」(2021.10.28)と共同研究合意覚書(MOA)を締結、韓国-カンボジアの生物資源協力のために、「農林水産部森林庁」と共同研究合意覚書(MOA)を締結(2020.09.01)、韓国-ベトナムの生物資源協力のために「ダラット大学」と共同研究合意覚書(MOA)を締結(2021.12.24)、韓国-ネパールの生物資源協力のために「山林環境部植物資源局」と共同研究協約(MOU)を締結(2021.10.12)

³⁴⁷ 環境部、外交部、農林畜産食品部、保健福祉部、海洋水産部、科学技術情報通信部、産業通商資源部の7つの部処の担当者

³⁴⁸ 弁理士・弁護士など33人からなる、遺伝資源へのアクセス申告及び利益配分など法律相談を行う。

また、遺伝資源へのアクセス・利益配分に関連する法律支援のために、バイオ企業・研究所を対象に45回ABSコンサルティングを実施した。

[写真Ⅲ-5]ABSコンサルティング



ABSコンサルティング（訪問）



ABSコンサルティング（非対面オンライン）



これとともに、企業の実務者と研究者を対象にABS対応教育と説明会を実施した。遺伝資源情報検索及び手続き遵守の申告方法、ブラジル・中国・マレーシアの法律と手続き、ABS実務マニュアル、知財権 이슈及び契約時の注意事項などの内容でABS実務者のスキルアップ教育を実施し（2021年6月、10月、29人）、公共機関、研究所を対象に「遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関するオンライン説明会」を開催した³⁴⁹。

一方、名古屋議定書及び遺伝資源法に対する認識向上と認知度を把握するために、バイオ産業関連企業、大学、協会協議会など加盟会社の名古屋議定書の担当者、生物資源研究及び原料購入担当者などを対象に「名古屋議定書に関する認識度調査」を行った（2021年6月～7月）。そして遺伝資源へのアクセス申告のためにオンライン統合申告システムを改善し、遺伝資源情報共有体系（www.abs.go.kr）で海外法律情報を検索できるように機能を改善した。同サイトでは最新の国際動向、78カ国の遺伝資源に関連する国別法律と生物資源へのアクセス手続きと適用範囲、制裁形態、利益配分の方式など重要な情報提供を行っている。

（4）農林畜産検疫検査技術開発事業〔細部課題45〕農食品部

農食品部は国内資源を確保するために獣医遺伝資源を体系的に収集し保存した。国家研究開発事業の産物寄託に対して継続的に広報して獣医生命資源銀行の遺伝資源667点を収集し、長期保存病原体556点を対象に生存度・真空度などの検査を行った。また、国家災害型家畜感染症病原体の保存とワクチン株を開発し、国内家畜の疾病防疫と動物薬品開発の活用基盤を構築した。

一方、国外の資源を確保するために、国家共同課題などの資源を継続的に収集し、主要家畜感染症関連の有用資源309点を確保した。名古屋議定書及び遺伝資源法に基づく適法手続により資源を収集・管理することで、国際紛争が発生する可能性を払拭した。

また、利用活性化のために獣医生命資源銀行が保有する資源のうち、分譲可能病原体資源5,295点を追加的に発掘した。特に、高病原性鳥インフルエンザウイルス9株、口蹄疫ウイルス4株、

³⁴⁹（対象機関）国立湖南圏生物資源館（06.29）、国立ナクドン江生物資源館（06.30）、江原道自然環境研究公園、春川バイオ産業振興院、洪川メディカルハブ研究所（10.27）

アフリカ豚熱ウイルス1株など、国家災害型家畜感染症病原体に対して分譲を推進した。一方で従来、分譲できる資源、できない資源が混在した分譲システム上の対象資源一覧を整備し、苦情に対応した。

(5) 海洋生物資源館の運営〔細部課題 46〕 海水部

海水部は海洋生物資源館を運営することで、国内の専門家及び利害関係者 29 人を対象にアンケート調査を行い、出所開示に関連する対応の論理と戦略を設けた。また、POST 2020 グローバル生物多様性フレームワークの対応のために国際専門家テレビ会議を開催し、生物の多様性に関する条約にある知的財産権関連議題について議論し、今後関連締約国総会での対応戦略を設けた。

[写真Ⅲ-6]POST2020 グローバル生物多様性フレームワークビデオ会議



そして海洋バイオ産業の保護のために海洋資源関連の知的財産権業務会議を開催して国際協約、知的財産権の動向を把握し、関連知識を共有するなど業務関係者の認識向上に寄与した。さらに、名古屋議定書に関連する主要国の動向モニタリングと対応力を強化するための多部処ワークショップ、現場コンサルティングを支援した。

(6) 生物・遺伝資源に関連する新国際ルール対応人材育成〔細部課題 47〕 環境部

環境部は 7 つの事業団、17 の大学が参加し、国内の研究インフラが脆弱な未開拓生物分類群の専攻 56 人の修士・博士課程の学生を育成した。国外研修、国内外の専門家によるオン・オフライン指導、国内の特異な生息地の共同採集・研究で専門知識と研究ノウハウなどを習得した。

また、生物学、国際法、エコメディアなど生物の多様性に関する条約に対応できる多学際的専門人材（博士／修士／学士後研究員、大学（院）生）15 人を育成した。このような人材が生物の多様性に関する条約の映像コンテンツ 80 件、生物多様性関連の国際動向ニュースレター70 件、生物多様性関連冊子 1 件を作成し、生物多様性関連の関係者と国民の認識向上に寄与した。

5) 新品種事業化の促進及び品種保護制度の運営の効率化 [中核課題 13]

(1) 品種審査及び栽培試験 [細部課題 48] 農食品部

農食品部は海外現地の品種展示圃場及びGSP海外試験圃場を拡大運営して国内育成優秀品種の輸出市場の多様化を図り、広報・マーケティングを支援することで、種子輸出額は初めて6千万ドルを超えて6,091万ドルとなり、過去最高値を記録するなど輸出拡大に寄与した。7カ国、13地域³⁵⁰に展示圃場を設置・運営し、20社の450品種が参加した。また、3カ国、11地域³⁵¹に試験圃場を設置・運営し、17社の706品種が参加した。

これに加え、種子輸出協議会を運営して広報・マーケティングなどを支援した。2021年上半期・下半期に提案事項を聴取するための会議を2回開催し³⁵²、11社、36地域で海外現地品種展示圃場事業への参加を支援し、海外バイヤーを対象に共同広報、マーケティングを支援した³⁵³。また、輸出支援関連事業の海外現地品種展示圃場事業、国内菜種基盤構築事業などについて、アンケート調査の結果と現地実査からの提案事項を2022年事業改善事項に反映し、輸出有望(拠点)国の種子産業など現地の市場情報を随時提供した。農食品部は国内種子分野の最高賞である大韓民国優秀品種賞大会を運営した。最終受賞作は8品種を選定し、2021年12月7日に表彰式を開催した³⁵⁴。

[写真Ⅲ-7]大韓民国優秀品種賞大会



³⁵⁰ 中国4カ所(新疆・貴州・河北・広東)、ベトナム3カ所(メコンデルタ・ダラット・ハノイ)、インド2カ所(アウランガバード・グントゥール)、米国1カ所(オックスナード)、メキシコ1カ所(グアナファト)、エジプト1カ所(カイロ)、カザフスタン1カ所(アルマトイ)

³⁵¹ 中国6カ所(甘粛・河北・遼寧・貴州・河南・雲南)、ベトナム3カ所(メコンデルタ・ダラット・ハノイ)、インド2カ所(アウランガバード・グントゥール)

³⁵² (上半期)04.28、オンライン(Zoom)(下半期)11.23、国際種子生命教育センター、50人参加

³⁵³ 11事業者(地域):クォンノン種苗(1)、ノンウバイオ(4)、ザキバン(2)、トンオシーズ(2)、デルバイオ種苗(5)、アジア種苗(9)、エース種苗(1)、ジェノン種苗(3)、パートナー種苗(1)、ハナ種苗(3)、韓国種苗(5)

³⁵⁴ (運営)運営委員会(01.19~27)→分野別審査委員会(3~7月、書類審査及び栽培現場確認、出品36品種のうち14品種を選定)→総合審査委員会(10.06、最終受賞品種及び勲章の種類を決定)

一方、民間育成品種の商業化と輸出の活性化を支援した。花卉民間育成新品種の市場進出を促進するために、試験栽培用入植費（種苗費）を5社、32品種に対して計58百万ウォンを支援した。また、中・小規模の種子企業の市場競争力を高めるために、需要者カスタマイズ型の広報、マーケティングを支援した。

さらに、国際機関との協力と国際交流を強化した。UPOVの分野別小グループ会議及びUPOV総会にオンラインで参加し、国際審査基準の標準化に対応した³⁵⁵。また、アジア太平洋種子協会（APSA）総会と分科会議³⁵⁶に対応し、任期3年の執行委員に当選された。

また、途上国を対象に政府開発援助事業（ODA）を推進した。2021年10月25日から28日までアジア種子産業の発展に向けた能力強化研修を推進し³⁵⁷、キルギスで野菜種子の生産基盤構築支援事業を推進した（2022年～2025年）。

[写真Ⅲ-8]アジア種子産業の発展に向けた能力強化研修



オンライン研修の現場

講義

研修生

(2) 森林品種保護・採種園管理〔細部課題49〕農食品部

農食品部は品種保護制度の運営を効率化し、審査体系を改善した。このために、国際水準の特性調査要領の開発に関する情報を収集して動向を把握し³⁵⁸、UPOV品種保護制度の運営に関連する主要イシューに関するセミナーに参加してその結果を共有した。特に、国際基準に基づいてさまざまな森林植物の特性調査要領を継続的に制定し、科学的な品種保護制度を運営し、審査の基盤を強化した。そしてUPOVのサイバー教育により、審査業務担当者の能力を強化し、国内有望新品種の海外進出のためにUPOVの電子出願システムを積極的に活用した。UPOV電子出願シ

³⁵⁵ 野菜実務技術委員会（2021.05.07）、花卉（2021.06.07～11）、食料（2021.06.21～25）、果樹（2021.07.12～16）、情報処理（2021.09.20～22）、UPOV総会・諮問委・行政法制司法委員会・技術委（2021.10.25～30）

³⁵⁶ （日程）総会：11.25（木）15：00～17：00、分科会議セミナー：11.22～24（オンライン）、常任委員会（3）：①国際貿易・検疫②種子技術③知的財産権/作物分科（2）：①農作物②野菜・花卉

³⁵⁷ 参加国（10カ国10名）：カンボジア、中国、インド、キルギス、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、内容：韓国の種子産業の紹介、種子検定技術研修など13の講義及び国別報告（10国）、研修評価：（講義）平均5点満点4.5点（90点）、（研修運営）4.4/5点（88点）

³⁵⁸ 果樹（TWF）、花卉（TWO）などUPOV分科会議別の主要懸案を把握し、国際標準特性調査要領と国内で制定される特性調査要領の調和（harmonization）を推進

システム（PRISMA）を施行するために、栗の木、シイタケの英文特性調査要領を提供し、品種保護出願関連のUPOV統計資料を更新して国内新品種の海外出願を積極的に支援した。

これに加え、植物及び海洋水産新品種の開発支援を強化した。コロナ禍で需要者のニーズに合わせて現場が必要とするコンサルティングを非対面で拡大、推進して低迷した育種活動を促進した。2020年に比べ、約300%増の31件の非対面現場コンサルティングを推進した。また、品種保護説明会を開催し、森林新品種育種家の専門性を強化した。

さらに、品種保護のために侵害を防止し、侵害に対する対応を強化した。品種保護権の侵害及び違法種子流通を58カ所で取り締まった。特別司法警察を活用して保護品種の違法流通を取り締まり、種子業登録、品種の生産・輸入販売申告、品質表示、輸入要件の確認など、種子流通のための法規順守に対する取り締まりも実施した。

一方、生物遺伝資源の保存・管理体系を強化した。森林生命資源の個体木(individual tree)、DNA、種子など317千点を保存した。また、森林生命資源管理機関が相互協力して産業的利用価値の高い森林有望資源を発掘し、利用価値を最大化した³⁵⁹。

また、自生種森林資源である絶滅危惧の高山針葉樹のチョウセンモミ、トドマツ、エゾマツなど15樹種200点、暖帯・亜熱帯の森林遺伝資源の種子（25樹種37点）及び標本収集（160樹種202点）、山林薬用素材銀行構築（55樹種95点）、天然記念物第459号驪州（ヨジユ）孝宗大王陵チュウセンヒメツゲ（淮陽木）など後継木の育成のための栄養体確保7件35点などを集中的に確保した。また、トネリコヤチダモなど20種2,477点などについてDNAバンクを構築する一方、43種30.2haに対して森林生命資源の現地外保存を行った。

（3）水産種子産業の育成〔細部課題50〕海水部

海水部は品種保護の基盤を強化するために審査体系を改善し、審査の専門性を高めた。水産植物の特性調査要領（TG）の最終案を作成して制定し、対照及び参照品種を選定するために韓国産スサビノリ5品種など既存品種の特性を調査した。

また、品種保護権が侵害されるなど種子紛争の発生時に紛争解決のための品種確認マーカーを開発した。すなわち、わかめミトコンドリア塩基置換マーカーを発掘し、海苔の出願品種の遺伝子を分析し、遺伝子DBを構築した³⁶⁰。

さらに、品種保護品種の無断流通行為を事前に防止するために、水産種子の流通を管理した。水産種子生産業者を対象に21件のカスタマイズ型現場コンサルティングと教育を行い、水産植物の流通種子20件のDNAを分析した。

³⁵⁹ 管理機関の運営：（2016）5カ所→（2017）7カ所→（2019）10カ所→（2021）12カ所

³⁶⁰ 海苔の出願品種に対する品種確認DNA分析（種子5件、葉体5件）

(4) Golden Seed プロジェクト [細部課題 51] 海水部

海水部は Golden Seed プロジェクトでグローバル種子市場を先取りすることで、グローバル種子強国を実現し、民間種子産業の基盤を構築するために、国家戦略型輸出と輸入代替種子を開発しようとした。ひとまず、疾病や高水温など環境変化に強い優良種子 21 品種を開発し³⁶¹、国際基準による品種別種子生産管理の標準基準を開発した。続いて開発した種子を 17 カ国、計 2,699 万ドルに輸出し、産業化を促進するために開発種子の国内普及を拡大、推進した³⁶²。

また、種子の輸出活性化と広報のために、博覧会に 13 回参加し、技術移転と養殖投資のための海外投資説明会を開催した。これとともに、優良水産種子を開発して 2021 年の種子輸出 2 億ドル達成に貢献し³⁶³、輸入代替によって種子自給率が向上した³⁶⁴。

さらに、水産種子の生産と育種の民間企業の力量を強化した。水産種子の場合、スクープ主導の研究開発事業と普及事業が主軸となったが、GSP 事業を通じて民間への技術移転を推進できるようになった。

[図Ⅲ-13]Golden Seed プロジェクト開発種子



³⁶¹ 21品種：ヒラメ3、ハタ4、アワビ5、海苔9品種

³⁶² 2020年までの国内売上高：8,112百万ウォン

³⁶³ 種子の輸出：(2018) 360万ドル→(2019) 703万ドル→(2020) 723万ドル→(2021) 737万ドル

³⁶⁴ 種子自給率(海苔)：(2019) 10.41% → (2020) 26.4% → (2021) 26.1%

4. デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムの造成 【戦略4】

1) 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化 [中核課題 14]

(1) 韓国著作権委員会の支援 [細部課題 52] 文体部

文体部は韓国著作権委員会の調停制度と鑑定制度を支援した。起訴前に SW 著作権刑事事件を著作権調停制度で迅速に解決するために、ソウル中央地検・大田地検と連携した調停を 2022 年 12 月までに試験的に運営する予定であり、以後全国的に施行を拡大する予定である。また、既存の書面中心の調停制度手続きをデジタル・オンライン化する著作権電子調停システムを構築した。こうすることで、SW 著作権紛争当事者のアクセスのしやすさ・利便性を高め、積極的な制度の利用を誘導する計画である。さらに、SW 紛争解決の効率的な支援のために鑑定団を拡大して運営した³⁶⁵。SW 紛争の法律的判断の結果に対する信頼性を確保するために、非対面ワークショップを開催し、鑑定人向けの教育プログラムを運営した。

(2) 文化産業政策の開発及び評価 [細部課題 53] 文体部

文体部はコンテンツ産業内の不公正な取引慣行を改善し、自主的かつ創造的なコンテンツ産業のエコシステムを造成するために取り組んだ。しかし、2021 年には不公正取引行為の被害申告関連相談 69 件を受理して成果目標は達成できなかった。その理由としては、不公正行為の法的根拠が不十分であること、不公正行為に対する調査権限がないこと、被告人に対する制裁措置の限界により申告件数が少ないと把握された。したがって、今後、公正共生センターの政策機能を強化し、関係機関との協力体制を構築し、標準契約書を普及するなど、公正な文化を拡大するために取り組んでいく予定である。

(3) 著作権保護活動の活性化 [細部課題 54] 文体部

文体部は著作権保護の活動として優先的に正規品の SW の使用を管理し、違法 SW の根絶を強化した。具体的には SW 著作権紛争防止と正規品使用に対する認識を高め、自主的な SW の管理体系の構築などのために、公共機関の SW 管理業務担当者を対象に教育を行った³⁶⁶。また、83 の公共機関の役職員を対象に訪問教育とコンサルティングを行った。

一方では、デジタル著作権の保護に向けた総合対応体系を構築した。違法複製物の流通に対応するコントロールタワーとして韓国著作権保護院に 24 時間侵害に対応する総合状況室を運営してリアルタイムで状況を把握し、迅速な措置をとった。また、オンライン保護要請システムを利用して権利者、韓国著作権保護院、流通事業者など官民が協力し、権利者の保護要請に応じて侵害事実を通知することで、オンライン上の違法複製物の流通に迅速に対応した。

また、オンライン違法流通に対する多様な対応を講じた。違法複製物の流通に対するモニタリングと是正勧告を拡大し、違法サイトへのアクセス遮断と違法複製物の流通サイトに対する取

³⁶⁵ (2019) 65名→(2020) 81名→(2021) 90名 鑑定団を拡大

³⁶⁶ 頻繁な人事異動に備え、新規SW管理担当者向けの分かりやすい実務用SW管理教育(理論中心→実務中心)を実施

り締まりを強化した³⁶⁷。これに加え、違法複製物の広告収益を遮断し、ドメインの廃止と流通事業者の技術的保護措置に対する点検を強化する一方、インターポール国際協力協業事業（I-SOP、INTERPOL Stop Online Piracy）を新規に推進してオンライン著作権侵害対応のため国際協力システムを構築した³⁶⁸。

さらに、海外著作権事務所を運営し、侵害に対する対応を強化した。海外に進出したコンテンツ業界を対象に著作権侵害防止や情報提供などの事業を推進する拠点機関である海外著作権事務所を運営した。海外著作権事務所を中心に韓流コンテンツの違法流通モニタリングを行い、中韓ホットラインを構築して違法コンテンツを削除するなど侵害対応を支援した。

（4）将来の著作権環境に適した法制度の改善の方向の研究など〔細部課題 55〕 文部部

文部部は人工知能（AI）、メタバース、ブロックチェーン、データなど新技術分野をテーマに国内外の動向と著作権関連問題についていち早く議論した。2021年6月、著作権、産業財産権分野の法学者、技術専門家、政策担当者などが参加する新技術環境の知的財産権協議体を発足し、主題別に会議を開催した³⁶⁹。本協議体における主な議論の結果は以下のとおりである。第一に、人工知能の創作物は現在、著作物として認められておらず、今後の保護の可否などについて学界でも多様な主張が提起されている。したがって、国際的議論と調和をとらなければならず、人工知能の権利の主体性を認めるために、民法、商法、刑法などとの体系的整合性を考慮する必要がある。第二に、メタバース、NFTに関連する著作権紛争について現行法上の解釈を議論する一方、著作権紛争を最小限に抑えるために、市場参加者の認識向上など支援、市場モニタリング、いち早い制度的改善事項の検討などが行われる必要がある。第三に、著作権法、データ産業法、不正競争防止法、産業デジタル転換促進法など、関連法のデータ関連条項の整合性の向上策についても議論した。第四に、データ取引とデータセット保護対策、データ関連法案と著作権法の調和方法について議論した。

（5）標準契約書の活用拡大、商業用レコードの公演権の範囲拡大など〔細部課題 56〕 文部部

文部部は放送分野で標準契約書の活用を拡大するために継続的に努力した。その結果、2021年度に行った放送番組外注制作の取引実態の点検で標準契約書の使用率は89.8%と高い水準を維持していることが分かった³⁷⁰。また、放送映像コンテンツ制作支援事業により、制作費を支援される作品70点は業務提携書に放送分野の標準契約書の使用が義務付けられ、これを遵守しない場合、支援金の返還などの制裁措置について明示し、標準契約書の使用に関するコンサルティングをするなど標準契約書を100%使用した。

³⁶⁷ リンクサイト（2件）の運営者を検挙、ウェブトゥーンの最初の無断転載者（翻訳者・写植者）を検挙（2件）、ゲームの違法プライベートサーバ運営者を検挙（8件）、違法複製物のヘビーアップローダー75件など

³⁶⁸ （国際協力捜査）インターポールとの国際協力捜査作戦会議を開催（3回）し、米国土安全保障調査部（HSI）との捜査協力会議を開催（2回）するなど、著作権侵害サイト関連の協力捜査を実施（2021年12月時点、計27件）、（国際協力体系の構築）△著作権侵害対応インターポール協業事業（I-SOP）業務提携を締結（2021.04.30）、△キックオフミーティングを開催（2021.10）、△各国の法・政策研究を行う。

³⁶⁹ 計6回会議（7～10月）、公開セミナーを開催（12.09/オン・オフライン）

³⁷⁰ 過去3年間の標準契約書の使用率：（2019）81.6%→（2020）91.9%→（2021）89.8%

2) 著作物の流通及び活用支援の活性化 [中核課題 15]

(1) 著作権の流通支援及び利用の活性化 [細部課題 57] 文部部

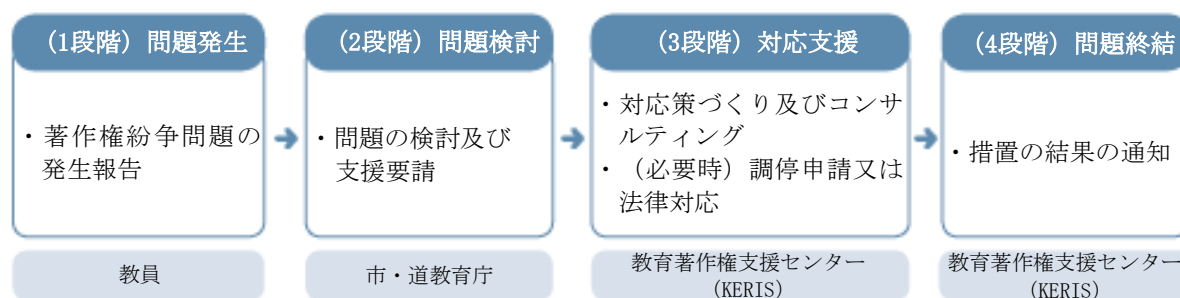
文部部は著作権の流通支援及び利用活性化のために著作権ビジネス支援センターを運営し、著作権の権利情報をオンラインで簡単に確認する基盤を構築し³⁷¹、利用許可契約を支援³⁷²して流通の透明性と利便性を高めた。また、「国民著作物の宝物探し」など民間の需要を反映して良質な共有著作物を収集し、主題別推薦サービスなどを積極的に提供した。特に、著作権の侵害紛争が頻繁に発生するフォントなど、需要が大きい自由著作物を収集して制作するなど、提供を拡大した³⁷³。

これに加え、オープンソース SW を活用して SW を開発したり、IT システムを運用する企業・研究所・機関団体と開発者を対象に広報を行い、オープンソース SW ライセンスに対する認識向上を拡大した。継続的にオープンソース SW の専門教育を実施し、青少年・大学生を対象に教育を行い、正しい著作権文化を定着させるための基盤を構築することで、オープンソース SW の利用活性化に貢献した³⁷⁴。

(2) 教育著作権共有支援体制 [細部課題 58] 教育部

教育部は遠隔授業の拡大に伴って著作権紛争が懸念されるなか、教員の遠隔授業が萎縮しないように中長期的に制度を改善し、安全網を構築しようとした。そのために EBS と協力して遠隔授業で著作権を心配せずに利用できる教育用コンテンツ約 1 万 7 千本を制作して普及した。また、教員に著作権紛争が発生したとき、これを支援するための対応体系を構築し、法律や教育の専門家などとの相談を支援した。

[図Ⅲ-14]教育著作権支援センター対応体系



³⁷¹ 8分野の著作権権利情報4,821万件を提供（前年の4,114万件に比べて17%増加、目標の4,731万件を2%超過）

³⁷² 音楽、語文、ニュースの著作権分野におけるオンライン利用許可契約、計8,006件（2021年時点）

³⁷³ CCL著作物（9,751件）、寄贈著作物（2,889件）、満了著作物（1,800件）、その他（2,700件）計17,140件（2021年権利確認支援（65万件）及び権利処理（1.7万件）、拡充（1,845件）による高品質な公共著作物の開放拡大（2020）1,731万件→（2021）1,978万件、前年比247万件増加

³⁷⁴ オープンソースSWライセンス総合情報システム及び検査システムの利用件数14,961件（2021）

さらに、学校現場で授業目的の著作物利用に対する教員の認識を高め、著作権紛争を防止する能力を強化するために、21種の教員用著作権教育映像資料を開発して配布した。

[図III-15]著作権利用物の配布



著作物利用ガイド

課題	作成 時間	課題	作成 時間
1. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	10:18	12. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:30
2. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	07:11	13. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:46
3. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	12:04	14. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:01
4. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:33	15. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:18
5. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	04:30	16. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:33
6. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	05:02	17. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:37
7. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	05:04	18. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:47
8. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	05:37	19. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:11
9. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:46	20. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:10
10. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:14	21. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:58
11. 著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	08:30	著作権フリーアプリ、アプリが著作権フリーか?	

教員用著作権教育映像資料 (21種)

3) 有望コンテンツへの投資の活性化及び産業育成 [中核課題 16]

(1) 文化コンテンツへの投資の活性化 [細部課題 59] 文体部

文体部は文化コンテンツ分野の投資活性化のためにコンテンツ価値評価のモデルを拡大し、金融に連携した。2020年のゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル、音楽、eラーニング、漫画、キャラクターの分野に2021年にはコンサートを追加してモデルのジャンルを拡大した。また、コンテンツ価値評価連携ファンドを組成して金融と連携した³⁷⁵。

文化産業完成保証の財源を拡充し、供給を拡大した。国庫出捐と金融機関との協約により、新規保証の供給のための財源を確保して保証供給の規模を拡充し³⁷⁶、これでコンテンツ産業の資金供給に貢献した³⁷⁷。

(2) 実感型コンテンツ育成 [細部課題 60] 文体部

文体部は最先端の融合・複合コンテンツである仮想現実、拡張現実など実感コンテンツ技術を活用したコンテンツの制作を支援してコンテンツ産業の育成を推進した。文化遺産を含む文化、スポーツ、観光など多様な分野で活用可能な実感型コンテンツの制作支援事業を展開し、先導的に実感コンテンツ産業を育成し、そのための基盤を構築した³⁷⁸。

代表的に2020～2021年に実感コンテンツ制作支援を受けた(株)△△△ホールディングスは済州(2020.09)、麗水(2021.09)、江陵(2021.12)に没入型実感コンテンツを展示する「アルテミュージアム」を開館し、累積観覧客113万8千人、売上高149億ウォンを達成し、実感コンテンツ分野で代表的な成果を上げた。

³⁷⁵ 2021年9月、第3号価値評価連携ファンドを組成(計122億ウォン、運用会社:△△ベンチャーズ)

³⁷⁶ 完成保証出捐予算:(2020)200億ウォン→(2021)250億ウォン→(2022)300億ウォン

³⁷⁷ 完成保証供給規模:(2020)1,434億ウォン→(2021)1,847億ウォン→(2022)2,000億ウォン

³⁷⁸ 2021年仮想現実コンテンツ制作支援件数31件を達成(市場主導型12件・公共享受型19件)

[写真Ⅲ-9]実感コンテンツ制作支援の代表例



ニューヨーク Times Square
(ウォーターフォール)



香港 Central Building
(ダンシングウィズ香港)

(3) コンテンツ産業エコシステム造成 [細部課題 61] 文体部

文体部はコンテンツ産業のエコシステムを造成するために、コンテンツマルチユースラボを実施した。歴史文化素材を活用した新規コンテンツを制作するプロジェクト 21 件、コンテンツ IP の活用教育のためのメンタリングプログラム参加者 50 人と商品化支援に 30 人を選定し、IP 活用商品化プログラム 4 つを運営し、1 人メディアコンテンツ活用のためのコンテンツスタジオを貸館して運営した。また、17 の教育運営機関で創作予備軍 440 人を教育した。

また、創造的かつ革新的な人材育成のために、企業やクリエイターとの協業プロジェクトを 37 件実施し、193 人が教育に参加した³⁷⁹。さらに、産・学・年・官が協力してプロジェクト教育を実施し、融合複合コンテンツに対する教育カリキュラムを運営し、1,290 人が履修した³⁸⁰。

4) 職務発明制度の拡大による正当な補償文化の定着 [中核課題 17]

(1) 職務発明の活性化 [細部課題 62] 特許庁

特許庁は職務発明補償の優秀企業に対する認証制により、企業が職務発明制度の運営状況を診断し改善できるようにし、補償優秀企業には多様なインセンティブを提供し、制度導入の普及に寄与した³⁸¹。

[表Ⅲ-27]職務発明補償の優秀企業認証の実績

区分		2013.04~12	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
認証 状況	申請	120	152	162	180	257	259	309	346	452	2,237
	認証	91	132	123	131	147	147	184	253	305	1,513

³⁷⁹ プロジェクトの実施：(2019) 37件→(2020) 40件→(2021) 37件

³⁸⁰ 教育受益者の拡大：(2019) 1,617人→(2020) 1,705人→(2021) 1,290人

³⁸¹ SGIソウル保証と協力して優遇（保証保険料の割引、保証限度の拡大など）（2021～）

(2) 発明奨励文化造成〔細部課題 63〕 特許庁

特許庁は技術の特性上、事業化に長期間かかる、または開発に多額の費用が投入される場合、企業の期待収益が低下するおそれがあるという指摘を受け、国有特許の専用実施契約を1回以上更新できるように「発明振興法」を改正した³⁸²。ただし、現行制度は誰にも実施を許可する通常実施が原則であるため、使用許可の延長が必要な場合を大統領令に明示した³⁸³。また、同制度の実施の活性化のために、発明者が所属する発明機関と国有特許権の処分・管理業務の委託機関などを対象に技術説明会とセミナーを行った³⁸⁴。

³⁸² 発明振興法第10条の2（公務員等の職務発明処分の特例）を新設

³⁸³ 専用実施権者が事業化して発生した収益が投資した費用より少ない場合、事業化のために後続研究又は法令による許可登録に必要な試験をする場合など

³⁸⁴ 農村振興庁技術説明会（06.15）、国立水産科学院国有特許の生産・活用のためのセミナー（08.31）

5. 人と文化を中心とする IP の土壌の構築 【戦略 5】

1) 実務及び起業連携の知的財産専門人材の育成 [中核課題 18]

(1) 需要者中心の知的財産専門人材の育成 [細部課題 64] 特許庁

特許庁は需要者中心の知的財産専門人材の育成のために、教育部の地域革新プラットフォーム事業³⁸⁵と連携して圏域別に IP 教育拠点の役割を果たす IP 重点大学を指定して支援した³⁸⁶。つまり、教育需要と大学の特性、地域主力産業などと連携して IP 融合の専攻課程を学部 - 大学院に開設し、IP 融合に特化した人材を育成した。また、IP 教育先導大学に知的財産正規教科目を開設し、融合教育を運営して知的財産に強い R&D 人材を育成した³⁸⁷。大学別に教科・非教科プログラムを企画して知的財産の未来教育環境を構築し、持続可能性を確保した³⁸⁸。また、自治体、地域大学、企業が協力して企業が望む IP 人材を育成し、地域企業で採用できる好循環構造を整備した。大田、江原、釜山の全国 3 つの自治体を選定した後、地域別に 3 つの大学を選定し³⁸⁹、企業の需要などを反映して大学に実務中心の知的財産正規講座を開設し、自治体との協業プログラムを運営した。さらに、IP 専門学位課程を運営して企業の知的財産人材など現職の人材を対象に産業現場の需要を反映した専門家 IP 教育課程を開発・運営した³⁹⁰。これに加え、キャンパス特許ユニバーシアード³⁹¹、D2B デザインフェア³⁹²など産・学協同型知的財産大会を運営した。キャンパス特許ユニバーシアードには 72 の大学から 1,747 組 (4,050 人) が参加し、123 組が受賞し、D2B デザインフェアでデザイン出願 191 件、ライセンス契約 5 件が締結された。

一方、現場で直ちに活用できる IP 実務人材を育成するために、関係機関と協力して支援体系を構築し、教育課程を運営した。代表的には起業保育センターに入居したスタートアップを対象に技術分野別に特化した IP 教育と IP コンサルティングを実施し³⁹³、「素材・部品・装置の革新 Lab」に選定された 5 つの技術課題 (10 の細部課題) の遂行企業を対象に IP 汎用教育とコンサルティング型教育を実施した³⁹⁴。最後に、実務に強い弁理士を育成するために、弁理士の実務修習・試験制度の改善を推進した。弁理士実務修習制度を強化するために、実務修習関係法令

³⁸⁵ 地域産業の特性に合わせて大学教育体系を改編し、地域に必要な R&D・人材を育成し、地域革新機関 (研究所、企業など) と協業して部処事業を遂行する。

³⁸⁶ (2021) 慶尚国立大学 (蔚山・慶南)、全南大学 (光州・全南)、忠北大学 (忠北)

³⁸⁷ (2021) 11 大学 : ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学、成均館大学、漢城大学、慶星大学、崇実大学、安養大学、清州大学、東明大学

³⁸⁸ (清州大学) 研究室の技術及びアイデアが実際の商業化まで進むようにワンストップの知的財産サービスを提供するラボトーマーケット (Lab to Market) を運営、(崇実大学) IP 融合専攻の新設及び非連携専攻学生のための IP Track 制度の構築を推進

³⁸⁹ (2021) 大田 (忠南大学・ハンパツ大学・大徳大学)、江原 (漢拏大学・翰林大学・カトリック関東大学)、釜山 (慶星大学・東西大学・慶南情報大学)

³⁹⁰ (2021) 東国大学が運営

³⁹¹ 特許データの分析・活用に関する教育を拡大することで、企業が望む IP 人材を育成し、大学の創造的アイデアを産業界に供給する。

³⁹² 若いデザイナーにデザインを権利化・事業化する機会を提供し、IP に強いデザイナーとして育成する。

³⁹³ 教育満足度 93.35 点、教育前後の業務への適用度向上度 70.97%

³⁹⁴ (汎用教育) オフライン教育 (124 人、業務への適用度向上度 69.21%)、オンライン教育 (89 人、業務への適用度向上度 69.64%)、(深化教育) 忠清・江原・首都圏 (42 人、69.92%)、湖南・済州・慶北・慶南圏 (41 人、69.66%)

の改正に関する研究用役を進め³⁹⁵、IP 実務能力を高めるために集合教育の新規科目を開設した³⁹⁶。

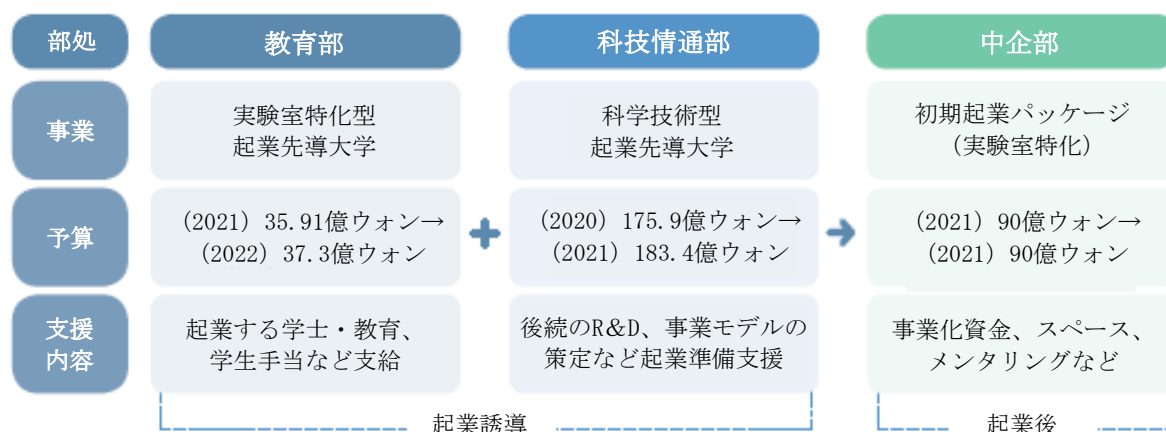
(2) 実験室特化型起業先導大学〔細部課題 65〕 教育部

教育部は大学の人事・学士制度の改編と技術起業専門人材を確保し、R&D 資金を支援するなど、実験室での起業に特化した起業先導大学を育成した。367 の実験室（累積 25 校）を対象に大学院レベルの起業教育を実施し³⁹⁷、技術起業コンサルティングなどを支援した。その結果、2021 年に累積 136 の実験室（37.1%）が起業に成功した。また、高付加価値の雇用を創出する大学の起業人材 2,051 人を育成した。

(3) 実験室起業支援〔細部課題 66〕 科技情通部

科技情通部と教育部が研究成果と起業支援能力に優れた大学を共同で選定・支援し、中企部の初期起業パッケージで後続支援を連携した。20 の大学の 210 の起業有望技術を支援した結果、起業企業 22 社設立、特許出願 18 件、売上高 30 百万ウォン、新規雇用創出 25 人という成果を上げた。

〔図Ⅲ-16〕部処間の協業「大学院実験室起業支援」の体系



(4) 起業成功パッケージ〔細部課題 67〕 中企部

起業成功パッケージとは、有望な起業アイテムと革新技術を保有する優秀起業者を発掘して起業事業化などの起業全段階³⁹⁸をパッケージ方式で一括支援することをいう。中企部は本事業で起業 3 年以内の起業初期の青年起業者を対象に知的財産権関連教育を実施し、卒業後の技術開発な

³⁹⁵ 「弁理士実務修習の集合教育に関する法令の改正（案）について研究」（2021.08～11、法務法人（有限）ダレ）

³⁹⁶ 3科目（知的財産金融、知的財産価値評価、特許ビッグデータ活用戦略）を新規開設

³⁹⁷ 実験室起業専門学科、講義を開設、市場探索の支援など

³⁹⁸ （起業準備）教育及び事業計画の検証→（起業実行）製品開発及び起業事業化の支援→（卒業後の連携支援）政策資金、輸出・マーケティング、投資及びR&D連携支援など

どの連携支援を行って知的財産権能力を強化した。また、青年起業士官学校の卒業後は技術開発費、試験・認証費など後続の連携支援を行って技術開発と知的財産権活用の優秀企業を育成した。一方、国内外の発明展示会に参加して客観的な技術力を検証した。2021年スイスジュネーブ国際発明展³⁹⁹に15社が参加し、金賞10件、銀賞5件、審査委員賞2件を受賞し、ソウル国際発明展示会（SIIF⁴⁰⁰）に20社が参加し、大賞1件、金賞8件、銀賞10件、銅賞9件、特別賞2件を受賞した。

（5）医療機器の特性化大学院の支援〔細部課題68〕福祉部

福祉部は医療機器産業に特化した特性化大学院を運営（3校⁴⁰¹）して産業界に人材を輩出した⁴⁰²。医療機器 R&D、技術経営、許認可・規制、製品化、グローバル進出など全周期的な実務型専門人材を育成し、R&D・許認可・保険・技術経営など各大学の自律専攻（自由に専攻が選べる）をトラック別に運営して各実務分野に特化した専門家を育成した⁴⁰³。また、産学協力プロジェクト、インターンシップ、外部から招待した専門講師から講義を受けて実務能力を育成する機会を拡大した⁴⁰⁴。

（6）製薬産業の特性化大学院の支援〔細部課題69〕福祉部

福祉部は東国大学、成均館大学、延世大学の製薬産業特性化大学院を支援した。その結果、全日制卒業生の就業率が89.5%となり、製薬産業関連産業体と関係機関への高い就業率を記録した⁴⁰⁵。薬学・医学・経営・法学など多学際間の融合知識を教育するために、体系的な学位課程プログラムを運営し、国内製薬企業の人的資源の力量強化に寄与した。

2) 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡大〔中核課題19〕

（1）発明教育の活性化〔細部課題70〕特許庁

特許庁は発明教育を活性化させるために、「発明教育の活性化及び支援に関する法律」に基づいて「発明教育活性化の基本計画」を施行し、体系的な発明教育を推進した。市・道教育庁別に発明教育の施行計画を策定し、発明教育政策協議体を運営した。

また、体系的な創造・融合型発明教育のために広域拠点別に「発明体験教育館」を設置し、発明教育センターで発明素養教育を活性化した。つまり、全国207の発明教育センターで小・中・

³⁹⁹ 世界最大規模のグローバル発明展示会で世界各国の特許技術に関する情報交流の場であり、創造性・技術及び事業性などを総合的に考慮して選定

⁴⁰⁰ 特許庁が主催、韓国発明振興会が主管する韓国最大規模の知的財産関連行事

⁴⁰¹ 医療機器特性化大学（3つ）：東国大学（2019.01～2021.12）、延世大学（2021.01～2023.01）、成均館大学（2020.09～2022.01）

⁴⁰² 2021年度計222名の人材を育成（在学生基準）、2021年度累積卒業生数255名を達成。全日制卒業生109人のうち92人が就職、就業率98.9%を達成（2021年累積、外国人留学生及び進学生など除外者計16人）

⁴⁰³ 医療機器産業特性化大学院は、在学生の専攻選択により実務育成課程を区別して運営

⁴⁰⁴ インターンシップによる企業採用機会の拡大、別途プログラム運営による就職メンタリングの活性化

⁴⁰⁵ 薬学大学（6年制）卒業者の多くは薬局・病院の医薬品調剤及び服薬指導の分野、少数は研究開発の分野に進出するが、特性化大学院の卒業生は産業体（製薬会社、CRO/コンサルティングなど）にR&D管理、許認可、経済性評価などさまざまな分野へ進出

高校生の 9.2% (計 489,665 人) を対象にオン・オフラインの混合型発明教育を提供し、発明・知的財産関連進学、進路、起業の全般にわたって肯定的な影響を与えた。

[表Ⅲ-28]年度別発明教育センターの教育実績 (単位：人)

区分		2017	2018	2019	2020	2021
教育生 (受講生)	学生	486,753	556,670	564,085	344,541	489,665
	教員	5,162	8,047	6,650	5,623	7,038
	保護者	10,182	13,903	11,100	4,259	6,065
	小計	502,097	578,620	581,835	354,423	502,768

また、知的財産を基盤とする社会をリードするリーダーを育成するために発明の英才を発掘し、知的財産を基盤とする次世代の英才企業人として育成した。IP 教育、起業家精神など発明英才教育課程を KAIST、POSTECH で運営して知的財産基盤の青少年・青年 CEO を育成し、修了生に分科別ネットワーク活動 (ACCEL) を提供して起業エコシステムを造成した⁴⁰⁶。これにより、産業財産権の出願 446 件、事業化推進 8 件、郊外受賞実績 41 件などの成果を上げた。

一方、特性化高・マイスター高を対象に発明・特許教育を体系的に支援し、高校段階で職務発明の能力を備えた産業技術人材を育成した。14 校の発明・特許特性化高を運営し、職業係高校 (専門高校) の生徒を対象に IP 教育プログラムを運営した。

[表Ⅲ-29]職業係高校の知的財産教育体系

区分	教科単位 (新設)	学科単位 (新設)	学校単位
対象	5 校	3 校	6 校
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 単位以上の教科編成 ・ 発明サークル、大会参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 単位以上の教科編成 ・ 産学協力型教育 ・ さまざまな発明活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 単位以上の教科編成 ・ 産学協力型教育 ・ 地域発明教育の拡大
支援期間	1 年	3 年	5 年

学生発明展、創造力チャンピオン大会なども開催して創造的な発明人材を発掘した。大韓民国学生発明展には 7,537 点 (教員展を含む) が出され、創造力チャンピオン大会には 2,256 人が参加した。また、青少年発明家プログラムには 552 点 (組) が参加し、このうち修了生 40 組、20 人が全員特許を出願した。

⁴⁰⁶ 517 人の発明英才に知的財産、起業、人文教育など特化教育を提供

(2) 著作権文化の基盤造成〔細部課題 71〕 文体部

文体部は著作権の文化基盤を構築するために、著作権体験教室を運営した。計 300 校を選定して 290 校が完了し、4 回にわたってオン・オフラインで運営教師向けの研修も実施した。また、出張型著作権教育を拡大して実施した⁴⁰⁷。計 8,581 回、310,727 人が受講し、コロナ禍でも前年(7,604 回)に比べて教育回数は 12.8%増加した。

一方、著作権専門人材を育成するために新規運営大学を選抜した。慶尚国立大学など 6 校を 2 期事業の運営主管大学として協約を締結し、補助金交付、事業支援、成果点検と交流協力などを強化した⁴⁰⁸。また、産業従事者を対象に専門教育を強化した⁴⁰⁹。文化・コンテンツなど関連企業を対象に需要調査や要求分析などを行い、現場に適した実務能力向上課程を企画、運営して計 25 回にわたり 359 人が受講した。さらに、教員、産業従事者、公務員、一般人など学習対象別に著作権遠隔教育課程を運営した⁴¹⁰。

上記のような教育以外に著作権教育の内在化のために中等用著作権標準教材を開発し、著作権教育の基本構造と方法をレベル別に構成した 4 種の標準教案を開発した。また、オンライン開学などによる教育格差を解消するために、遠隔教育用コンテンツ 6 種を新規に開発し、5 種は更新した。

[表Ⅲ-30]年度別教科内容研究実績

年度	研究科目／主題	対象学年
2019	著作権専門人材需要調査及びコアコンピテンシー教育案の研究	-
2020	著作権内容の教科書への反映実態及び教育プログラムの開発研究初	小中高
2021	中等用著作権標準教材の開発研究	中等

一方、13 の地域著作権サービスセンターを運営して著作権教育、相談、SW 管理体制コンサルティング、著作権産業現場コンサルティングなどを提供し、サービス受益者の数は目標を 124%上回った⁴¹¹。

[表Ⅲ-31]2021 年地域著作権サービスセンターの実績 (単位：人)

区分	著作権教育著	作権相談	著作権育成支援	産業現場 コンサルティング	計
サービス受益者	5,893	1,429	81	741	8,144

※出処：中小企業著作権サービス統合管理システムの統計

⁴⁰⁷ 小・中・高校など出張型著作権教育（青少年及び教員など8,259回、295,714人）、文化芸術・公共・大学など脆弱・需要部門に出張型著作権教育（322回、15,013人）

⁴⁰⁸ 運営大学の拡大：2020年1期（5校）→2021年2期（6校）へと参加拡大、成果点検・協力拡大：懇談会（1回）、現場点検（1回）、セクハラ・性暴力防止教育（1回）、事業成果還流及び運営成果向上のための事例集を製作・配布（500部）

⁴⁰⁹ 参加企業の業務提携拡大（2020）393件→（2021）418件、6.6%増加

⁴¹⁰ 教員（12コース/8,387名）、アカデミー（40コース/44,745名）、生涯教育（10コース/57名）

⁴¹¹ コロナ禍での環境対応のための非対面サービスの強化及び経営上の苦境に立たされている零細企業を対象にサービスを拡大するなど、目標を超過して8,144人が教育を受けた（124%達成）

最後に40本の著作権広報映像を制作し、YouTubeチャンネルを運営した。YouTubeは著作権ニュースなどの情報伝達、著作権に対する興味誘発など、多様な需要を満たす著作権広報映像を制作し、YouTubeのチャンネル登録者が256%増加した⁴¹²。また、インスタグラム、Facebook（Meta）、ブログ、カカオトークのチャンネルなど、著作権SNSチャンネルも運営して著作権キャンペーン、著作権トークコンサートなどを開催した。

3) 特許審査インフラ整備及び専門能力向上 [中核課題 20]

(1) 特許審査支援事業 [細部課題 72] 特許庁

特許庁は審査品質を高めるために主要国レベルで1人当たりの審査投入時間を確保し、安定した審査処理期間を維持するために特許審査人材の増員を推進した⁴¹³。

また、特許審査の主要業務の一つである先行技術調査を民間専門機関に依頼し、審査に投入される時間を追加的に確保した。専門機関の先行技術調査の品質を管理し、公正な評価などのために事業管理専門担当機関を導入し、安定的に審査業務を支援するようにした⁴¹⁴。特許先行技術専門調査機関を拡大し⁴¹⁵、民間IPサービス業を育成し、民間先行技術調査員155人の雇用効果を生んだ⁴¹⁶。特に、特許チーム長の主導で特許チーム所管の産業分野別の産業・特許・審査の動向を分析し、所管産業に対する見識を得て審査政策を確立した。

一方、AIを基盤とする高品質な機械翻訳サービスを開発し、知能型検索システムを高度化した。すなわち、審査官の英-韓翻訳量の98%、中-韓翻訳量の94%に対してAI機械翻訳を使用した。また、ニューラル機械翻訳の学習データ構築事業を展開して公共データを国民に開放することで、AI翻訳分野の産業発展に寄与した。すなわち、民間で構築が難しい特許新技術分野の意見提出通知書と審判関連文書基盤の学習データをさらに構築して開放した⁴¹⁷。また、2021年2月8日、カカオエンタープライズと技術協力業務提携(MOU)を締結し、AI技術移転と実証研究(POC)を通じてAI特許自動検索試験システムを構築した。

⁴¹² YouTubeチャンネル登録者：(2020) 5,453人→(2021) 19,400人、256%増加

⁴¹³ 特許審査官の増員：(2020) 14人→(2021) 20人→(2022) 4人

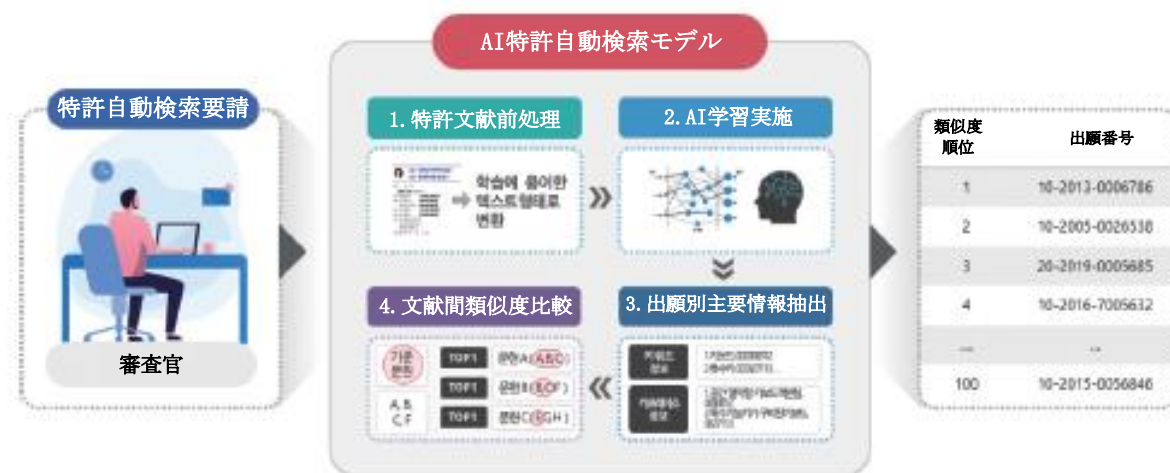
⁴¹⁴ 特許法を改正(2018.04)することで、韓国特許戦略開発院を事業管理専門担当機関に指定し、専門担当組織を新設(審査支援センター)して専門機関の管理及び評価に関する業務を遂行

⁴¹⁵ (2017) 3→(2022) 11

⁴¹⁶ 民間機関の先行技術調査員数(人)：(2017) 104→(2021年11月末) 259

⁴¹⁷ 人工知能学習データをKIPRISplusで2020年15万件、2021年15万件を開放

[図III-17]AI を基盤とする特許自動検索サービスモデル紹介



最後に、先行技術検索の利便性と効率性を向上させるために機能を高度化した。正確度とバイオテクノロジー配列検索、比較、分析など、利便性を大幅に改善した新規バイオテクノロジー配列検索システムを提供した。

4) 地域 IP の競争力強化 [中核課題 21]

地域の IP 競争力を強化するために、地域 IP 基盤の地域特化中小企業を育成し、地域別特性と環境を考慮して知的財産戦略を策定し、地域特化産業を支援・育成した。各自治体別の主要実績は、第4節地方自治体別主要推進成果で記述した。

第4節 地方自治体別主要推進成果

1. ソウル特別市

ソウル特別市は固有事業として、ソウル型 R&D 支援によるソウル型新成長企業育成と雇用創出を図り、ポストコロナに対応するための技術開発を支援した。新成長産業の拠点を基盤として、企業の競争力を高め、コロナ禍を克服するための有望技術を発掘し、63 の課題に 145.7 億ウォンを支援した。

[表Ⅲ-32]ソウル型 R&D 支援

区分	バイオ・医療	人工知能 (AI)	ICT 融合複合	ファッション	フィンテック・ブロックチェーン
拠点地域	洪陵	良才	G バレー	東大門	汝矣島
支援対象	企業単独または産学研コンソーシアム (主管機関企業必須)				
総支援金 (億ウォン)	66.4	36.8	16	16	14
最大支援金 (億ウォン/課題)	5 (2年)	3	2	3	2
選定課題 (コロナに特化した課題)	21 (4)	13 (3)	8	6	7 (7)
課題の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬、医療機器、ヘルスケア ・防疫 (診断)、遠隔医療の分野 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚・音声・聴覚など5感認識 ・ビッグデータ学習推論技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT - 製造業の融合 ・将来の新技术分野 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、流通・販売プラットフォーム ・生産環境革新・協業システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単決済 ・認証・セキュリティなど

また、「テストベッドソウル」実証事業で市政のすべての現場を企業の革新製品・サービスが適用できるテストベッドとして提供し、革新技術の性能を検証し、革新企業の製品を商用化できるように支援した。これにより、第四次産業革命の革新技術を保有する 32 社を選定し、計 98 億ウォンの実証費用を支援した。一方、ソウル市民、中小企業の役職員を対象に非対面オンライン講義で IP 教育を行い、電話・電子メール・訪問・ホームページで相談申請を受けて IP 相談・コンサルティングを行った。

[図Ⅲ-18]知的財産認識向上教育動画コンテンツ制作

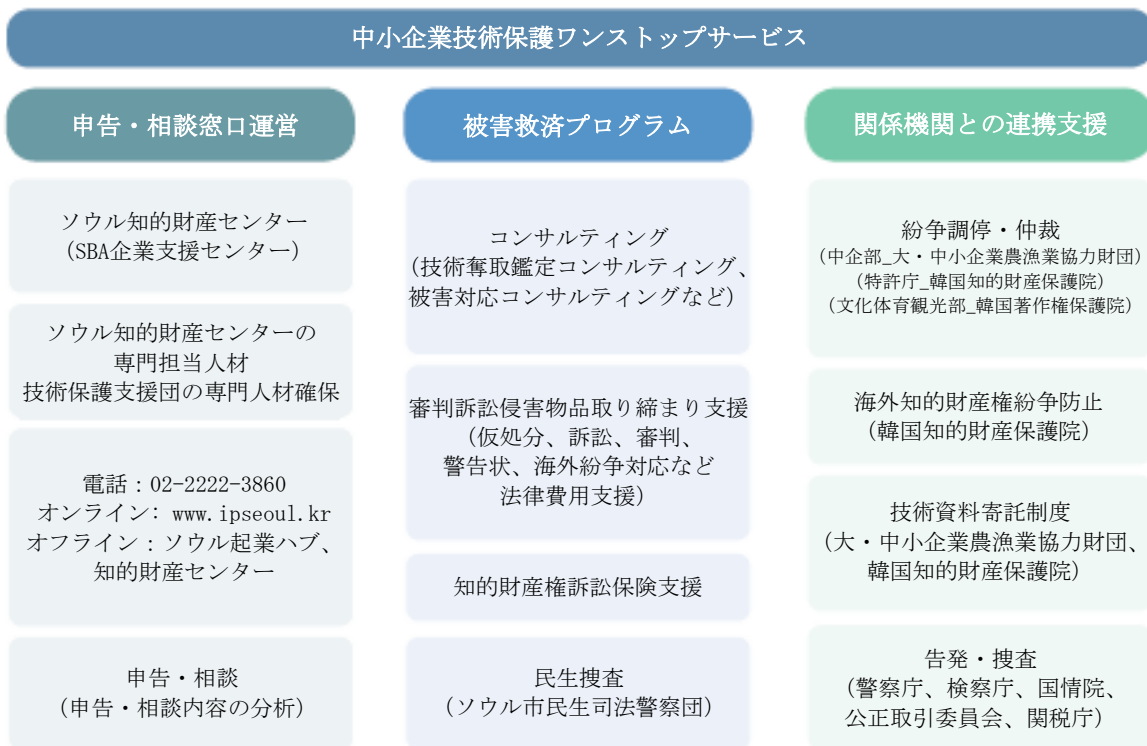
コロナ禍での非対面教育に向けた講義のコンテンツ化

- ・ 知的財産に対する認識を高める講義の動画の撮影及び編集
- ・ 講師が承認した資料に限ってYouTubeに掲載
- ・ YouTubeで 配信し、教育を広報
(<https://www.youtube.com/channel/UCd1V18zAzJf1wCM0Nr0IQ6g>)
- ・ 全15本制作（上半期6本、下半期9本）



これとともに、知的財産権創出支援事業で海外に進出した中小企業（ソウル市民）に海外出願費用を支援し、紛争支援の死角地帯に置かれた中小企業（ソウル市民）の知的財産紛争を防止し、権利を保護するために中小企業技術保護ワンストップサービスを提供した。

[図Ⅲ-19]ソウル市中小企業の技術保護の段階別支援体系



ソウル特別市は委任事業として、中小ベンチャー企業部、産業通商資源部、保健福祉部など政府部処と共同でソウル所在の中小企業、大学、研究機関などが遂行する産学研の R&D 課題を支援し、ソウル市の経済発展と雇用創出に貢献した。また、有望技術を保有する輸出中小企業をグローバル IP スター企業に選抜し、知的財産経営能力強化のための知的財産サービスを提供（特許マップ 27 件、選択型 IP16 件、海外出願費用 87 件、海外中間事件/登録費用 21 件）した。

また、中小企業を対象に現場を訪問して知的財産コンサルティング及び支援プログラムを提供するとともに、知的財産関連問題を解決し、企業の競争力を強化した。中小企業 IP 即時支援の特性上、多くの中小企業と小商工人からお問い合わせと申請があるが、限られた資源でサービスを提供することができないため、ソウル市（SBA）の支援機能と R&D、マーケティング、投資、技術保護など対外関係機関の協力サービスを提供した。

[表Ⅲ-33] 中小企業 IP 即時支援の対外関係機関協力

ソウル市（SBA）関連部処支援機能連携	対外関係機関協力サービス提供
・ マーケティング ：ブランド支援連携「SEOULMADE」ブランド	投資誘致 ：ソウル市（SBA） 技術保証基金 信用保証基金 ソウル信用保証財団 都市銀行など
・ 試作品制作 ：G バレーメーカースペース支援連携	
・ R&D ：ソウル型 R&D、ソウル市公共テストベッド、イノベーションチャレンジ	
・ 起業立地 ：ソウル起業ハブ、ソウル起業ディディンターなど	
・ ブランド ：「SEOULMADE」商標権確保戦略コンサルティング	

最後に起業初期（7 年以下）における中小企業の技術基盤成長能力を高めるための知的財産戦略の策定を支援する「IP ナレ（翼）プログラム」、起業予備軍のアイデアを高度化し、国内権利化を支援するなど知的財産基盤の起業の成功を支援する「IP ティディムドル（礎）プログラム」を実施した。

2. 釜山広域市

釜山広域市は固有事業として、釜山地域大学連合技術持株（株）を運営することで、地域内の大学及び公共技術を技術起業に連携できる技術事業化専門企業の育成を支援し、技術起業の成功モデルを拡大した。首都圏と対比して起業インフラが劣悪な状況で、地域の技術起業企業に対して直接投資（出資会社を設立）を行い、起業企業の成長に実質的に役立った⁴¹⁸。

また、釜山の名品水産物のブランドマーケティングを推進し、75 の製品に名品水産物の商標使用を許可し、博覧会の参加（10 社）を支援することで、釜山の水産物に対する消費者の信頼を高め、製品の国内外の競争力を強化した。さらに、K - Ground 知的財産ファンド組成事業を実施した。本事業は、政府の政策資金である韓国母胎ファンド公募事業に選定された地域基盤の起業投資会社が結成する知的財産ファンド出資に参加するもので、IP 直接投資、新成長特許技術事業化企業への投資など 8 年以内に釜山地域の企業に 20 億ウォン以上を投資することで企業の特許権、商標権、デザイン権など知的財産の重要性を認識させ、IP 投資環境の造成に寄与した。そして、公務員職務発明制度を運営し、8 件の職務発明申告 2 件の職務発明特許登録と 1 件の移転登録を完了した⁴¹⁹。

⁴¹⁸ 78社の出資会社、173.8億ウォンのファンド組成、632人の雇用創出など

⁴¹⁹ 埋設型信号灯を備えたハンプ型横断歩道（登録2021.01.19）、取水塔用緑潮遮断スクリーン装置（登録2021.05.24）、垂直移動式消防ホース巻き取り機（移転登録2021.01.25）

一方、釜山広域市は委任事業として、グローバル IP スター企業を支援し、釜山市 4 大戦略産業に該当する「先端融合機械部品、知能型情報サービス、環境配慮型未来エネルギー、ライフケア」を手掛けるグローバル企業を集中的に育成した。つまり、特許マップ分析、今後の R&D 推進戦略及び中長期総合 IP 確保策の提示など IP 分析事業を活用し、今後の輸出市場の開拓時に発生しかねない特許侵害の可能性を源泉的に遮断し、海外権利化の確保策を提案した。また、グローバル企業の海外進出がスムーズにできるように保有技術の海外権利化の支援を拡大し（2020 年 90 件→2021 年 113 件）、グローバル IP スター企業の段階的成長のために企業担当専門コンサルタントが当該企業を総括管理し、細部支援課題の遂行時には機械金属、電気電子、化学生命など当該分野別に専門コンサルタントが共同で参加した。IP ナレ（翼）プログラムも運営することで IP を基盤とする起業企業の成功を導き、雇用創出の効果と地域経済の活性化を図った⁴²⁰。つまり、他機関支援事業、資金誘致など IP を基盤とする起業企業の支援事業を連携して技術競争力を強化し、安定した製品事業化を推進した⁴²¹。また、IP ティディムドル（礎）プログラムを運営して導出された事業アイテムがイノベーション型起業につながるように、起業支援関係機関と連携して協力し、起業予備軍の IP 事業化と起業を促進した。20 社が新規起業し、そのうち 15 社が起業支援関係機関事業（予備起業パッケージなど）に連携し、計 62,300 万ウォンの起業資金を確保することで釜山地域内の起業エコシステムの活性化に寄与した。

一方、技術取引促進ネットワーク事業で最新技術の動向を提供し、企業間の技術マッチング、技術移転・事業化を促進した⁴²²。これにより、大学、研究所、企業支援機関など地域革新資源間の技術交流・連携を活性化することで、「研究開発 - 技術事業化 - 収益 - 再投資」の好循環構造を構築した。また、就職に連携する IP 地域人材育成事業で大学に産学連携の実務を中心とする教科課程を開設し、体系的な知的財産教育システムを構築した⁴²³。また、計 15 件の就労条件付き多者間協約及び計 30 名⁴²⁴就職という成果など企業の需要に応える知的財産人材の採用を活性化した。最後に、優秀なアイデアや起業アイテムを保有する釜山地域の市民を対象に市民発明コンテストを開催して 197 件のアイデアを受理し、事業化の可能性を評価して優秀入賞作品（事業アイテム）に授賞した。

3. 大邱広域市

大邱広域市は固有事業として、R&D 成果管理システム（大邱科学技術情報サービス、DTIS）を運用して知的財産権など研究開発事業の成果を体系的に収集・管理・活用するためにプラットフォームを構築した。また、政府出捐研との協力で融合複合 R&D を育成し、公共研究機関と地域企業間の研究開発の連携協力により、地域産業と企業の新産業の創出能力を強化した。一方、未来型自動車の先導技術に対する開発支援を行い、地域の自動車部品産業を高付加価値の未来型自動車を中心に体質改善を誘導し、未来型自動車の基盤を造成し、R&D を支援して企業の能

⁴²⁰ 59社基準、売上高53.7%増加（（2020）289億ウォン→（2021）444億ウォン）、雇用人員54.7%増加（（2020）327人→（2021）506人）

⁴²¹ 他機関事業連携件数：（2020）76件、39社、（2021）68件、37社

⁴²² 技術移転の仲介：（2019）105件、（2020）137件、（2021）144件、技術事業化支援件数：（2019）161件、（2020）146件、（2021）150件

⁴²³ 計2,942人が受講（慶南情報大学：1,243人、東西大学：825人、釜慶大学：874人）

⁴²⁴ 慶南情報大学：10人、東西大学：10人、釜慶大学：10人

力を強化した。つまり、地域の自動車部品企業の未来型自動車の時代（電気自動車、水素自動車、自動運転車の分野）に対する技術開発を支援して技術を先取りし、事業構造を拡大した。さらに、C-Seed 青年スタートアップ育成事業を展開することで、有望なアイテムを保有する地域の起業企業 20 社に事業化資金を支援した。また、起業教育プログラムである C-Academy の 3 つのコースを開設して 42 回実施し、5 組に起業アイデアの高度化・事業化を支援し、地域内の起業活性化の雰囲気盛り上げ、起業エコシステムを造成した。公務員職務発明制度も運営して計 14 件（特許 12 件、実用新案 1 件、デザイン 1 件）の市有特許（県有特許）の活用計画を策定し、このうち 4 件の市有特許を活用した。また、3 件を通常実施し、2021 年に 556,920 ウォンの収入を上げた。

一方、大邱広域市は委任事業として、技術取引促進ネットワーク事業を繰り広げて大学・研究機関などの優秀技術を発掘し、独自の技術開発が困難な企業を対象に技術移転と事業化を支援し、企業の成長を牽引した。特に、単純な技術取引を控え、技術移転後の技術事業化をパッケージ化して事業化の成功率を高めた⁴²⁵。大邱の地域企業、地域大学、地域研究所など地域所在の需要と供給技術に対する技術移転の割合を拡大するなど、地域基盤の中小・中堅企業の技術競争力を確保した。

また、研究中心病院育成 R&D 事業を実施して産、学、研、病院を中心に研究するビジネスプラットフォームを構築するとともに、心・脳血管疾患の画期的な治療技術を開発し、医療サービスを高度化し、地域医療産業を活性化させた。これにより、2 件の技術移転が行われ⁴²⁶、大動脈瘤 AOCT システム⁴²⁷を活用した共同研究が進んでいる。また、需要者中心の研究支援プラットフォームを構築して地域企業の競争力の強化に貢献した。Core lab を通じて病院の研究機器を内外の研究者、大邱・慶北所在企業、大学などに開放し、外部の研究者に臨床的有用性サービスを提供する一方、臨床医の中心の医療現場のニーズと臨床的有用性を把握する方向を提示するなど、専門的なコンサルティングを提供した。

さらに、委任事業として、グローバル IP スター企業 45 社を対象に海外出願・登録費用の支援 165 件、特許マップ・デザインマップ 10 件、製品・画像・包装デザインの開発支援 21 件、ブランド新規開発及びリニューアル支援 8 件、非英語圏ブランド開発 4 件、特許&デザインコンバージョン 4 件、特許技術の広報映像制作 10 件の実績を達成した。特に今年、新規指定したグローバル IP スター企業 17 社のうち 11 社は、素材・部品・装置の分野に従事する企業で、地域所在の素材・部品・装置の企業のグローバルな競争力の強化に積極的に努力した。また、中小企業 IP 即時支援サービスを運営して 49 社を支援し、PCT 出願支援 13 件、特許マップ・デザインマップ 7 件、製品・画像・包装デザインの開発支援 18 件、ブランド新規開発及びリニューアル支援 7 件、特許技術の広報映像制作 4 件の実績を達成した。

なお、大邱・慶北先端医療産業振興財団と CE（医療機器）認証のための業務協力を推進し、地域内の大学起業支援団を対象に随時事業を広報し、現場相談を実施した。

⁴²⁵ 移転技術を対象に商用化支援事業を実施（13社、322百万ウォン）

⁴²⁶ （株）コヨンテクノロジー：血流測定技術、（株）第一メディカルコーポレーション：運動自由度を最大化した手術用クリップ操作装置

⁴²⁷ 手術中の微小血管の構造と血流を検査できる血流映像技術

4. 仁川広域市

仁川広域市は固有事業の一つとして、第四次産業革命の中核技術基盤センター構築事業を展開して 10 社を支援することで、第四次産業革命の中核技術分野の企業を対象に事業化の能力を強化し、競争力を確保した。つまり、国内外の知的財産権を確保し、企業が保有する技術、製品に対する知的財産権を支援して独自技術を保護できるようにすることで、製品の商用化基盤を固めた。同時に広報マーケティング戦略も共に支援した。一方、人材育成のために現場で活用される実務中心のビッグデータの収集・分析・視覚化教育を実施することにより、データ職務分野の就業・起業人材を輩出した。2021 年度の定量目標は 60 人であったが、データ産業の人気に便乗して最終 83 人が修了する実績を収めた。

また、地域内の中小企業の技術競争力を高めるために、バイオヘルスケア製品（医薬品、医療機器、機能性化粧品、機能性食品など）の開発の全周期を支援した。つまり、工程開発、品質管理、コンサルティングを支援して地域内のバイオヘルス企業の製品の競争力を高め、販路を拡大した。支援企業を対象に実施した満足度に関する調査で、2021 年に 4.2 点（5 点満点）を獲得し、成果目標を達成した。

さらに、自動車部品企業の育成及び競争力強化のために、技術転換コンサルティング 4 件、現場が抱える隘路技術 10 件、実験的分析 10 件を支援した。自動車部品企業の研究開発も支援（自動車部品の技術開発課題 8 件、R&D 共同企画 2 件）、未来の自動車部品産業の育成戦略の企画 2 件、部品企業のネットワーク運営 8 件により、部品産業の協力体系を構築した。

仁川の代表的な未来戦略産業であるロボット産業の革新成長を支援することで、ロボット産業の競争力強化に貢献した。ロボット企業 15 社の事業化を支援し、中小企業 10 社にロボットを導入して競争力強化を支援した。

[写真Ⅲ-10]非対面サービスロボットの実証支援



サービス案内ロボット



<室内型>



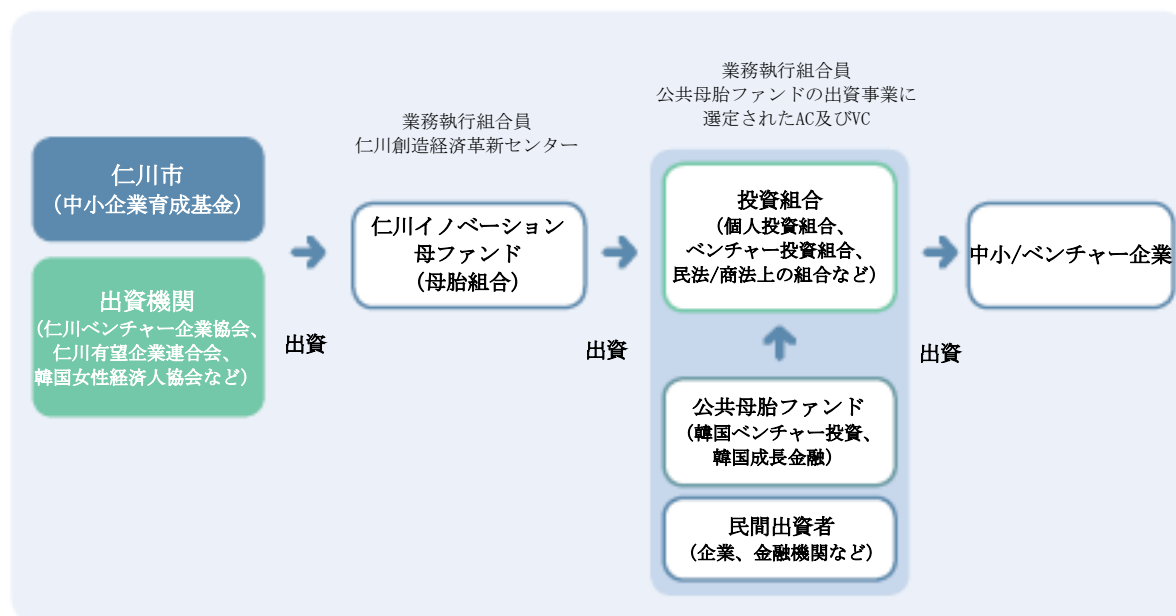
<室外型>

自動運転防疫ロボット

一方、知的財産投資組合を運営し、第四次産業革命の時代に重要性が増している知的財産権に特化したファンドを組成し、技術集約型起業企業と中小ベンチャー企業に投資し育成した。市費（県費）10 億ウォン規模の出資事業で仁川知的財産第 4 号投資組合の業務執行のための組合員を選抜し、375 億ウォン規模の投資組合を結成した。これにより、知的財産起業企業と支えとなる企業のための投資財源を確保した。また、仁川イノベーション母ファンドと仁川知的財産

投資組合など多様な出資事業により、投資関係者（VC、AC など）の管内の投資エコシステムに対する関心が高まっており⁴²⁸、差別性があり、競争力のある仁川だけの投資インフラが構築されている⁴²⁹。

[図Ⅲ-20]仁川イノベーション母ファンドの運用構造



※公共母胎ファンド（韓国ベンチャー投資、韓国成長金融など）の出資事業に選定された優秀な運用会社（VC、AC など）が結成した組合に「仁川イノベーション母ファンド」が出資する仕組み

また、地域特性化産業を育成してデザイン - ESG を融合するための環境認証（EPD）認証関連業務提携を推進した。ポスコ（POSCO）と韓国環境産業技術院が協業し、新規支援プログラムを発掘した。

仁川広域市は委任事業として、SW 融合クラスター2.0 事業でバイオ情報サービス産業と連携した D. N. A 基盤の SW 融合関連の新製品・サービス 7 件を 2021 年に新規創出した。つまり、バイオ関連産業に D. N. A 基盤のビジネスモデルを取り入れ、SW 融合分野の新製品・サービスを創出して商用化を促進した。これにより、地域の SW 企業の技術力向上と商用化を拡大し、8 社の課題を通じて商用化関連売上高が約 8.87 億ウォン発生した。一方、第四次産業革命の先導 SW 技術分野に対する教育を行い、地域企業の人手不足を解消し、青年雇用を創出した⁴³⁰。

また、技術革新 IP 起業企業の青年就業連携プロジェクトにより、地域の中小企業に青年非対面雇用を支援し、技術及び製品の知的財産権の確保を支援して企業と青年の同伴成長を支援した。

⁴²⁸ 起業企画者TAP ANGEL PARTNERS及びベンチャーキャピタルのNautilus Investmentが仁川に移転

⁴²⁹ 仁川地域のアクセラレーター事業者が増加（2018年4社→2019年8社→2020年10社→2021年12社）

⁴³⁰ 教育生73人、修了生55人を達成（前年教育生42人、修了生32人）、教育生に就職支援を行って17人が就職（就業率30.9%）

特に、ポストコロナ関連産業分野の企業に対し、製品と技術 32 件に対する知的財産権利化費用約 28 百万ウォンを支援した。

[図Ⅲ-21]技術革新 IP 起業企業の青年就業連携プロジェクト



さらに、人材育成のために青年労働者を対象に IP スキルアップ教育プログラムを推進し、知的財産権基盤のデジタル人材育成とスキルアップのために「知的財産（IP）青年キャンプ」も開催した。

[写真Ⅲ-11]知的財産（IP）青年キャンプ



①知的財産教育及び実習課程



②IP コンテストのテーマ選定



③先行技術調査及び特許分析



④先行技術調査及び特許分析



⑤各組の発表・審査委員の評価



⑥表彰式

5. 光州広域市

光州広域市は固有事業として、光州産業化デザインプロジェクトで地域に蓄積された産業技術とデザイン開発の能力を総合した「光州の代表製品化」の開発システムにより、グローバルビジネスマーケット中心の成功モデルを創出した。先行デザイン開発支援 2 件、デザイン企業と製造企業の協業による新規製品デザイン 4 件、BI&パッケージデザイン開発 4 件など、新規課題 10 件のデザイン開発を支援した。また、既存の 10 件のデザイン開発製品に対して後続の量産化のための支援を継続し、YouTube を活用して地域の中小企業の優秀製品を広報しマーケティングを支援し、2021 光州デザインビエンナーレ展示と国際光融合産業展示会への参加を支援した。

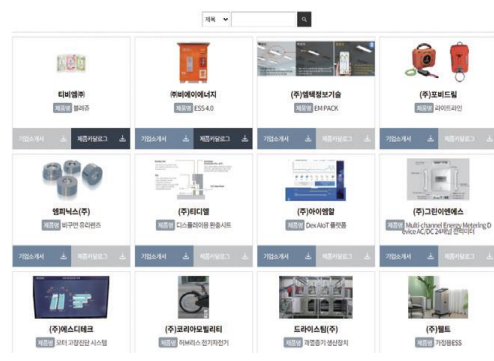
光融合産業の隠れたチャンピオン育成を支援することで、零細な光産業界の脆弱な部分である認証、試作品の製作などを効果的に支援し、地域の光産業界の競争力を高めた。6社の売上高が前年比9.3%増加し、雇用は33.6%増加した。他産業の融合複合施設とインフラを活用して企業の品質競争力を確保し、光技術や他産業と連携したスマート製品、デジタルなどの融合産業を先導して地域のバランスがとれた発展を遂げた。

一方、委任事業として、IP ティディムドル（礎）プログラムで起業教育の修了95人、権利化支援45件を達成した。また、IP 協力基盤を強化するために知的財産プロボノ⁴³¹、IP 経営者クラブ運営、技術事業化起業投資会開催⁴³²、自治体ネットワーク運営、光州事業化の優秀な10大特許認証事業、地域IP有功者の褒賞などを実施した。

また、委任事業として、グローバルIPスター企業育成事業を展開することで、海外輸出支援のための特許分野47件、デザイン分野9件、ブランド分野9件、海外出願61件を支援し、売上高など企業指標が向上した⁴³³。さらに、中小企業IP即時支援により、計64件の知的財産サービスを支援し、企業成長の障害要因を取り除いた。特に、知的財産に対する認識が低い小商工人を対象にIPサービスを支援することで、持続可能な成長と経営安定を促進し、安定した雇用を図った。なお、IPナレ（翼）プログラムで技術を基盤とする起業企業の知的財産権の競争力を強化するために、起業初期から集中的コンサルティングを支援し、中小・中堅企業に成長できるようにした。特に、経営コンサルティングでは実際の知的財産を企業経営に活用できる政策資金を確保し、IP金融戦略を策定し、企業が生存できる資金を調達できるようにしている。

技術取引促進ネットワークで需要技術を発掘し、技術移転も仲介した。地域内の大学、企業支援機関など連携協力ネットワークを拡大するために、13の機関から16の機関へ協議体を拡大して構成し、四半期ごとに1回協議会を開催し、供給企業の発掘及び需要技術に対応した。

[表III-34]光州優秀企業オンライン製品展示会

光州優秀企業オンライン製品展示会	
<p>オンラインで光州企業の優秀製品の展示会を開催し、企業が販路を開拓できるチャンスを提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：10.25（月）～10.31（土） ・場所：技事起投（技術・事業化・起業・投資）ホームページ ・対象：地域の中小、中堅企業33社 ・主管：朝鮮大学、韓国光技術院など5つの機関 ・運営策：企業及び製品を紹介するカタログを展示することで、閲覧者の興味を誘発 ・主要成果：閲覧者計706人、71製品（技術）紹介 	

⁴³¹ 先行技術調査11件、ブランド開発8件、知的財産相談16件

⁴³² 地域45の機関、計243企業、約13,496人参加

⁴³³ 輸出額増加：（2020）116,422百万ウォン→（2021）117,875百万ウォン（2021年12月未確定）

6. 大田広域市

大田広域市は固有事業として、中小企業の革新成長を支援するとともに、技術競争力強化事業を展開することで、地域の中小・初期中堅企業に産・学・研の優秀な特許技術を移転し、事業化を支援し、事業資金の融資・保証のための特許技術の価値評価などで企業の技術競争力を強化し、新成長エンジンの確保を支援しようとした。政策資金 8.26 億ウォンを支援して平均売上高 21.8%が増加し、雇用者数 304 人を達成した（雇用創出率は前年比 46.4%増加）⁴³⁴。また、地域の研究機関のネットワークを活用して企業の需要技術を仲介し、技術移転や事業化など需要者中心の支援を行って事業の効率化を高めた。特に、製品化過程で発生する技術的難題については異種特許情報を分析・活用して解決し、解決された内容の後続支援を推進した。

また、地域の知的財産のインフラの強みを活用して IP サービス業を活性化させるために、IP サービス業 14 社を対象にブランド開発、IP 検索管理システム、製造業共生プロジェクト、マーケティングなどを支援し、30 人を新規雇用した。大田広域市は特許庁、特許法院、特許審判院、国際知的財産研修院、韓国特許情報院、大徳研究開発特区など世界レベルの知的財産サービス環境が整っているが、弁理士業、情報分析業など IP 民間企業の起業は主に首都圏で行われている⁴³⁵。したがって、地域内の IP サービス企業の新規起業と首都圏企業の大田広域市への誘致により、知的財産サービス産業の戦略的育成と地域経済の革新成長を図った⁴³⁶。

さらに、革新成長企業の技術事業化総合支援事業を展開して優秀技術を保有する管内の中小企業を対象に技術開発・権利化・製品生産・マーケティングなど、技術事業化全過程に対して支援を行い、製品競争力を高め、安定した市場参入を図った。

一方、大田デザイン産業を育成して地域の優秀なデザイナーを発掘し、起業・中小企業のデザイン開発需要を支援することで、地域のデザイン企業の質的成長を図った。企業を支援してデザイン企業と地域企業の同伴成長を図るために、技術融合デザイン革新、特許技術商品化のデザイン開発など、デザイン産業の能力を強化した。さらに、現場が求める融合複合型デザイン創造人材を育成するためにオンタクト（Online+Contact）デザインキュレーターを育成し、デザイン文化を拡大するためにデザインシンキングオンタクト講演、ワークショップなどを開催した。これに加え、技術とデザインの融合、地域の革新機関 - 専門家 - デザイン関係者などのネットワークを構築し、デザイン産業と地域産業の共生エコシステムを造成した。

この他、国際知財権紛争対応戦略事業を行って地域の中小企業の国際知財権紛争に対する対応力を高め、海外輸出競争力を強化した。同事業に対する企業需要の増加に伴い、事業計画を変更して追加的に支援した。

⁴³⁴ (2020) 企業の平均売上高9.1億ウォン→(2021) 11.1億ウォン予想(2億ウォン、21.8%増) (2020) 支援企業の従業員数655人→(2021) 959人予想(計304人創出、46.4%増加)

⁴³⁵ 弁理士の開業状況：2019年の開業件数3,771件、そのうち大田地域139件(3.7%)、首都圏3,453件(91.5%以上)で主に首都圏で開業していることが分かる(2019.12)。

⁴³⁶ 企業の広報、IP検索システムの利用支援及び新ビジネス発掘など、企業の安定した早期定着を支援

[表Ⅲ-35]国際知財権紛争対応戦略事業の主要内容

支援タイプ		支援内容
特許／実用新案	モジュール型 対応戦略 (A、B、C)	紛争状況に応じて必要な対応戦略を企業が直接選択（モジュール）して無効分析、回避設計、侵害分析、逆攻撃特許検討など A type：モジュール1つ選択、 B type：モジュール2つ選択、 C type：モジュール3つ選択
商標／デザイン	海外現地権利化	海外現地化段階で発生可能な紛争所地を検討する回避戦略を提供
	無断権利先取り	商標ブローカーなどに対応する海外現地の韓国企業の権利先取りへの対応戦略
	商標被害対応戦略	オンライン以外のオフラインでの行政取り締まり及び民事訴訟戦略
	形態模倣対応戦略	デザインなどの形態模倣事例に対する権利行使及び訴訟対応戦略

大田広域市は委任事業の一つとしてグローバル IP スター企業育成と中小企業 IP 即時支援を行った。同事業により地域のグローバル IP スター企業 56 社を育成し、輸出額 38%増、雇用創出率 18%増の効果を上げた⁴³⁷。また、知的財産経営認証を支援して知的財産経営を中小企業の普遍的経営方式に拡大させ、知的財産経営企業の信頼性と企業の競争力を高めた。

知的財産基盤起業促進事業として、IP ナレ（翼）、IP ティディムドル（礎）プログラムを運営した。IP ナレプログラムの支援会社 30 社のうち 22 社を、新規 R&D、強い特許権を創出する IP 技術戦略及び IP 経営戦略コンサルティングと連携支援した。また、地域内の起業予備軍を発掘し、アイデア権利化と IP 起業成長を支援し、18 社が起業した。IP - R&D 戦略コンサルティングにより知的財産能力を高度化し、知的財産事業化に 22 社が支援して売上高 100%増と雇用創出率 66%の効果を上げた。

さらに、産・学連携により、参加大学の知的財産教育を体系化して就職を活性化させることで、大田地域の創造的人材を育成し、知的財産経営基盤の構築を支援した⁴³⁸。3 つの地域大学内の知的財産教育課程を 96 単位で開設・運営し、単位を取る大学生を対象に特許戦略コンテストを開催して創造的なアイデアを発掘し、現場中心の特許マインドを高めた。特に、さまざまな知的財産就業連携プログラムを開設し、大学生 86 人が就職した。

また、地域の青年を採用する企業に人件費・職務教育費を支援することで、青年には良質の雇用を提供し、企業は優秀な能力を備えた人材を採用し、革新成長の土台を整えた。地域主力産

⁴³⁷ 企業の売上高：（2020）395,253 百万ウォン→（2021）395,575 百万ウォン
企業の輸出額：（2020）102,577 百万ウォン→（2021）141,385 百万ウォン
支援企業の従業員数：（2020）2,182人→（2021）2,576人

⁴³⁸ （参加大学）忠南大学、ハンバツ大学、大徳大学

業の分野に約 23 億ウォンを支援して 100 社に 134 人を雇用し、知的財産サービス業の分野に約 20 億ウォンを支援して 74 社に 95 人を雇用することで、大田地域への青年の流入を活性化させ、安定した雇用基盤の構築に貢献した。したがって、同事業で創造的人材を育成し、人材の流入により大田地域の知的財産サービスが量的・質的に向上し、地域研究機関の R&D 成果が拡大した。

その他、知的財産協力ネットワークで地域企業の CEO・公務員の IP に対する認識を高め、知的財産オピニオンリーダーを育成し、地域 IP 経営の優秀企業を育成した。地域企業のほとんどが特許出願・登録など単純な管理に重点を置いて知財権を活用した経営戦略の策定などに消極的であるため、企業CEOのネットワーク形成を支援し、IP経営マインドの拡大を誘導した。また、知的財産政策フォーラムなどで未来産業の予測と革新成長の中心にある知的財産の役割と重要性に対する認識向上を図った。

7. 蔚山広域市

蔚山広域市は固有事業として、ベンチャー企業 R&D 技術情報提供事業で蔚山広域市内の中小・ベンチャー企業 50 社を対象に技術特許情報の調査・分析、R&D コンサルティング、技術情報活用教育を実施した。また、中小企業が技術革新企業に成長するために、既存の中核技術情報の提供から脱し、R&D 戦略企画のコンサルティングで企業の R&D 競争力を高めた。さらに、蔚山広域市と「韓国東西発電（株）」と共生協力し、蔚山主力産業、エネルギー・発電、第四次産業革命、安全及び前後方関連分野での有望起業企業を発掘し、グローバルな成長能力の強化を支援⁴³⁹した。

知的財産統計を活用して地域産業技術の能力も診断した。すなわち、蔚山地域の知的財産活動を産業別、技術別、主体別に深化分析し、地域の革新成長を牽引する蔚山型ライジング技術（Rising Tech.）を発掘した⁴⁴⁰。また、地域知的財産の革新能力を、地域が知的財産を創出・活用できる総体的な能力とみなして投入→活動→成果に構造化して分析することで、地域の産業技術の特性と推移を定量指標として算出し、時系列資料を蓄積して政策の策定に活用した。毎年年度別に地域の産業技術の能力を診断して地域産業技術の特性と推移を体系的に分析・診断し、中央政府に依存する体系から脱して自主的・差別的に R&D を企画し、投資の方向を設定した。

一方、蔚山広域市は委任事業の一つとしてゲノムベースのバイオメディカル産業育成事業を展開して蔚山ゲノム DB の AI 分析と活用を行い、新型コロナウイルスのような感染症への対応のための治療候補物質を発掘するなど、精密医療産業の活性化を推進した。ひとまず、蔚山一万人ゲノムプロジェクトを推進し、一万人を対象に韓国人の全ゲノム及びマルチオミックススペースのビッグデータを構築した。また、蔚山ゲノムサービス産業規制自由特区事業を推進してゲノ

⁴³⁹ 集中スタートアップ：10 社、245 百万ウォン支援（1 社当たり最大 30 百万ウォン）
カスタマイズされたスタートアップ：13 社、50 百万ウォン（1 社当たり最大 500 万ウォン）
優秀なスタートアップ：5 社、50 百万ウォン支援（1 社当たり最大 10 百万ウォン）

⁴⁴⁰ 地域内の有意味な産業シェアと成長率を示す技術群の導出

ム特区参加企業と協約を締結し⁴⁴¹、バイオ産業発展戦略報告会を開催する一方、バイオデータファームを構築・運営して人体由来物銀行を設立した。

これとともに、浮体式洋上風力産業を育成した。2020年から2022年まで計55億ウォンを支援し、政府主導で浮体式洋上風力装置（技術）の国産化を研究した。すなわち、デジタルツイン技術基盤で浮体式システムの予知メンテナンス技術研究と浮体式風力発電機の状況監視概念設計及びシミュレーション技術開発を進めた。一方、民間主導で浮体式洋上風力発電団地を造成した。つまり、産業部の発電事業許可と各種規制改革に関連して行政的支援を行った。また、浮体式洋上風力総合支援コンプレックス造成基本計画（2021年～2022年）を策定した。

また、がん制御の基礎から診断、治療、事業化まで統合型融合研究体系を確立し、バイオメディカル分野の経済基盤を構築した。がん細胞と周辺細胞間のシグナル伝達物質の発掘と制御技術の開発により、がん診断及び分析技術を開発した。また、がん診断及び制御技術開発の商用化で精密医療を実現し、地域内のバイオ産業の高級人材を育成することで、不足する専門人材を供給した⁴⁴²。国内外の学術大会に7回参加して論文を発表し、韓国研究財団の創造的挑戦研究基盤支援事業に再選定された⁴⁴³。

さらに、知的財産の創出及び起業促進事業として、グローバルIPスター企業の育成、中小企業IP即時支援、IP協力基盤の強化を運営した。同事業で34社のIPスター企業を育成し、海外権利化、特許支援、ブランド・デザイン支援など計161件を支援した。また、2021年にはブランド保護のための海外商標出願支援の割合が増加し⁴⁴⁴、特許・ブランド・デザイン支援規模も増加した⁴⁴⁵。

中小企業IP即時支援の場合、前年に比べて予算が25.8%削減されたにもかかわらず、30件を支援し、一般中小企業の場合でも輸出競争力の強化のために海外出願に最大の重点を置いて支援した。

蔚山広域市は知的財産起業促進事業のために、IPナレ（翼）プログラムとIPティディムドル（礎）プログラムを運営した。IPナレプログラムコンサルティングの受益企業は平均6.2億ウォンの資金誘致に成功し、雇用創出率が77.2%増加し、売上高は30.3%増加した。IPナレプログラムのコンサルティングを受けた企業18社のうち12社でIPナレコンサルティングを活用し、他機関との連携事業37件、111億ウォンの資金誘致に成功した。

一方、IPティディムドルプログラムは計100件のアイデアコンサルティングに基づいて起業アイテム47件に対して特許出願を行った。また、専門コンサルタントの高度化コンサルティングに基づいてアイデアを権利化し、起業した企業は計20社で、支援件数に比べて42.5%の起業率を達成した。

⁴⁴¹ 2021年時点、30の機関とMOUを締結、共同研究協力

⁴⁴² 地域企業と共同研究による診断から治療までの事業化可能な技術開発を推進

⁴⁴³ 研究教授2人、それぞれ年間5千万ウォンの研究費を支援

⁴⁴⁴ (2020) 3% → (2021) 17.1%

⁴⁴⁵ (2020) 47件 → (2021) 50件

このほか、著作権サービスセンターを運営して著作権紛争を事前に防止し、知的財産の創出・活用能力を強化するために、著作権に弱い 1 人創造企業と中小企業を支援した。同事業で 51 人を新規雇用し、13 件の著作権を登録した。また、選定企業に対する著作権連携サービスとして 137 人に著作権教育を、32 人に SW 管理コンサルティングを実施した。

8. 京畿道

京畿道は固有事業として、技術保護デスクを運営して知的財産関連の専門家（弁理士）との無料相談により技術奪取及び流出を防止し、中核技術を保護しようとした。京畿道と大韓弁理士会が業務提携を締結し、道内の中小企業、ベンチャー企業、道民を対象に道内の技術侵害・流出企業に対する専門的な相談を行った。また、コロナ禍により、訪問、電話、オンライン相談など需要者中心の相談窓口を運営した。

[写真Ⅲ-12]優秀相談事例集の制作



また、知的財産の保護を強化するために、深層相談と審判・訴訟費用を支援した。技術保護デスクの相談の結果、深層相談が必要な 65 社について専門家との深層相談を行い、知的財産権紛争関連審判や訴訟が必要な道内の中小企業に対して審判・訴訟費用を支援した。

さらに、就職していない青壮年層（18～49 歳）の就職競争力を知的財産教育により強化し、IP サービス支援企業を対象に就業連携を実施した。273 人の教育生のうち 53 人が修了し、11 人が就職に成功した。

その他にも、京畿道公務員の職務発明に関しては、知的財産権専門担当部処（京畿道科学技術課、京畿知的財産センター）を指定して知的財産権管理を一元化し、弁理士など専門家を通じて事前コンサルティングと先行技術調査を実施し、優秀な知的財産権を確保した。先行調査 30 件、出願 36 件、登録 29 件、年次管理 130 件などの実績を上げ、民間技術 43 件を移転して 139 百万ウォンの税外収入を創出した。

一方、京畿道は委任事業の一つとして IP ティディムドル（礎）プログラムを運営し、参加者 55 人のうち 22 人が起業した。京畿道は板橋テクノバレーの地域の特性上、IT、IoT、ICT 分野の起業需要が多く、これを反映した差別化戦略を策定し、知的財産権を確保するようにした。プログラム内の IP 起業クラブ（ネットワークング）を通じ、起業競争力の向上のための教育と初期起業企業の隘路事項を解決するための分野別の小規模な集まりなどを支援した。特に、京畿創

造経済革新センターの企業支援ハブなどの関係機関と協力し、優秀な起業予備軍を発掘し、支援事業を連携した。

また、IP ナレ（翼）プログラムで 46 社を支援し、このうち 28 社で 56 件の連携実績を上げて政府課題と IP 金融など計 4,497 百万ウォンの資金を確保した。また、京畿道戦略産業を体系的に育成するために、次世代成長エンジン産業、グローバル産業、伝統産業、知識基盤サービス業に対して加点を付与した。

中小企業 IP 即時支援サービスでは京畿道内の 103 社（中企業 7 社、小企業 14 社、小商工人 82 名、女性企業 8 社、社会的企業 3 社）を支援し、製品化支援課題 59 件のうち 11 件が製品化を完了し、販売先を確保した。特に、「京畿道型グローバル IP スター企業」136 社に総合支援を推進し、特に輸出企業支援政策の方向に合わせて海外権利化支援事業を拡大し、計 433 件を支援した。

一方、技術取引の促進及び京畿道内の製造企業の新成長エンジン創出のために、技術移転専門組織を構成した。京畿テクノパーク、京畿大真テクノパーク、特許法人 Namchon とコンソーシアムを構成し、多様な研究機関と協約を締結して優秀な技術を発掘した。また、大企業の特許技術を道内の中小企業に無償で譲渡して事業化を支援し、技術コーチングを行い、現場を点検したり現場の隘路事項（技術）を解決して需要基盤の中小型 R&D 資金の適時適切な支援を行った。マーケティング対象技術についても技術選別と研究者インタビューによって E-SMK を製作し、マーケティングでさまざまな需要企業の京畿技術市場への流入を促進した。

その他、京畿道中小企業の実務者 231 人を対象に技術分野別、国家別知的財産集中教育を実施した。また、京畿圏所在の生徒・学生 137 人を対象に発明創造力教室を運営し、実用的で体験的な科学教育を実施し、発明に対する好奇心を持つことができるようにし、495 人の京畿道民が IP 協力基盤事業に参加して知的財産関連の体験、相談サービスを受けた。

9. 江原道

江原道は固有事業として、春川「ジャガイモパン」論争⁴⁴⁶のような被害事例を防止するために、2021年に既存事業を「江原道小商工人を支援するための知的財産第一歩支援」に全面改編し、本事業の継続的な広報と成果の共有により、参加する市郡が増えている⁴⁴⁷。

[表Ⅲ-36]江原道知的財産第一歩支援の事業内容

細部事業	支援内容
知的財産（IP） コンサルティング支援	試作品製作（リーフレット、包装材、ショッピングバッグなど）、画像デザイン開発（アプリ・オンライン詳細ページなど）、新規・リニューアルブランド開発、「とりあえず注文して」など配達アプリ、オンライン伝統市場（江原マート、市郡モールなど）チャンネルを確保するための連携コンサルティング
国内外の権利化支援	特許、実用新案、商標、デザイン出願費用の支援
小商工人の営業秘密保護支援	営業秘密保護教育、オン・オフライン相談

また、スクリップスコリア抗体研究院（SCRIPPS KOREA ANTIBODY INSTITUTE）を運営してバイオ抗体医薬品の研究開発、治療（診断）抗体候補物質の発掘、R&D ネットワークを構築した。グローバル抗体新薬に開発できる知的財産について特許5件、論文5件を確保し、国内の技術移転新薬開発企業の早期商用化と技術競争力を高めた。また、抗体（診断）産・官・学・研・病が共同研究を行って知的財産を確保することで専門企業を誘致し、雇用を創出するなど地域の経済活性化を図った。

これに加え、洪川郡の戦略産業である生命・健康産業の成長基盤を拡充するために、洪川メディカルハブ研究所を育成した。研究所との共同 R&D によって、新製品開発及び能力強化を希望する食品製造加工業者と農産物栄農組合法人などを対象に、企業の成長段階別に差別化された支援を推進した。つまり、洪川メディカルハブ研究所が持つ研究能力をもとに、小規模法人・営農組合の需要に合わせた共同研究の開発を支援し、優秀な技術力を確保した。また、R&D 認識向上のための教育を行い、技術開発の戦略を共有し、間接的に知的財産の確保に努めた。

その他、公務員の職務発明を支援して出願16件、登録8件、権利維持65件を獲得し、8社に技術移転を行った。また、研究遂行過程で導出される発明を出願・登録して体系的に管理し、特許権登録及び技術移転による補償金を支給し、発明意識を高めた。特に、道有特許を技術移転して、道内企業の売上高と地域経済の活性化に貢献した⁴⁴⁸。

⁴⁴⁶ 春川の青年企業が開発した「ジャガイモパン」の類似商品を有名フランチャイズ企業で販売→江原西部知的財産センターの支援を受けて商標及びデザインを出願

⁴⁴⁷ (2019) 5→(2022) 14

⁴⁴⁸ 口蹄疫ウイルス抗体検査、口蹄疫診断方法に関する特許を道内の春川市に所在する企業に技術移転することで、口蹄疫の検査・防疫のための動物用体外診断キットを国内外に販売し、経済活性化及び口蹄疫検査・防疫に寄与（毎年500,000テスト製品を生産）など

一方、江原道は委任事業として、生活医療機器産業などに特化した 20 社、素材・部品・装置 26 社、BIG3 産業⁴⁴⁹12 社など 58 社をグローバル IP スター企業に指定し、経営活性化と海外出願費用支援、輸出連携コンサルティング支援などを実施した。また、中小企業 IP 即時支援により、全周期的に合わせたコンサルティングを提供して広報映像 2 件、製品デザイン 7 件、包装デザイン 10 件、画像デザイン 2 件、ブランド開発 1 件など計 22 件を支援し、このうち 10 件を商品化した。

知的財産を基盤とする起業を促進するために IP ティディムドル（礎）プログラムと IP ナレ（翼）プログラムを運営した。IP ティディムドルプログラムにより、権利化支援 60 件、IP 起業教育 6 件、後続支援 18 件を支援し、新規起業 11 件を達成した。IP ナレプログラムにより、コンサルティング支援、事業アイテムの IP 検証、保有技術の分析・診断、優秀な特許権利の設計、ブランド・デザイン戦略の策定など 42 社を支援し、他部処との連携支援 62 件を達成した。また、IP 基盤の技術・経営融合・複合コンサルティングを支援して新規 R&D の方向性を設定し、強い特許権を創出した。

さらに、道内大学の知的財産地域人材を育成するために、カトリック関東大学、漢拏大学、翰林大学など道内 3 つの大学に 7,100 万ウォン（年間）を 3 年間支援した。知的財産標準モジュールに従って理論と産学連携の実務中心のカリキュラムを運営し、客観的な知的財産実務能力を備えた準備された知的財産人材を育成した。また、道内大学生の知的財産に対する興味と関心を誘導し、知的財産強化のために就職プログラムを開発し、74 人の知的財産専門人材が就業に成功した。

江原知的財産フェスティバルを開催⁴⁵⁰（江原科学技術大祭典連携）し、江原地域の出捐、特化機関、大学、企業など科学文化専門機関が保有する多様な技術と製品を家族と共に生徒・学生が体験する場を設けた。江原道の地理的な特性上、道内のさまざまな市郡で開催しており、最近では新型コロナによりオン・オフライン行事を並行して開催することで、地理的限界を克服するために努力した。また、知的財産ゴールデンベル、IP 模擬投資オーディション、知的財産経営優秀企業広報館など知的財産関連プログラムを拡大して構成した。

最後に江原デジタルヘルスケア規制自由特区を実証支援した。すなわち、遠隔医療及び先端医療機器分野の中核規制を先制的に解除して社会的・経済的コストを削減し、江原道をデジタルヘルスケア産業の拠点地域として造成した。実証 R&D によって優秀な中小・ベンチャー企業を誘致して育成し、地域経済の活性化に貢献した⁴⁵¹。また、生命健康分野であり、認証と特許が欠かせない産業群を育成して医療脆弱地である江原道ならではの先導産業を育成し、安全性を立証することで臨時許可に転換され、保健福祉部の診断用放射線安全管理に関する規定の改正を推進した。

⁴⁴⁹ BIG3産業：中企部の3大新産業（未来の自動車、バイオヘルス、システム半導体）

⁴⁵⁰ 2021. 10. 28（木）～30（土） / 江陵科学産業振興院

⁴⁵¹ （2021）新規雇用56人、投資誘致118.5億ウォン、特許及び認証11件

10. 忠清南道

忠清南道は固有事業として、環境にやさしい農産物の広域ブランドである「ザイロウン（よりためになる）忠南」のブランドを開発した。これにより、「ザイロウン忠南」は売上高と認知度が高まり、「2021 韓国人気ブランド大賞」を受賞した。

一方、委任事業として、グローバル IP スター企業 21 社に対して計 119 件を支援した。グローバル IP スター企業を選定する際、地域特化産業である環境配慮型モビリティ、次世代ディスプレイ、スマートヒューマンバイオ関連会社に加点を付与した。

特許・ブランド・デザインなど知的財産の創出も支援した。グローバル IP スター企業を対象に個別相談とコンサルティングを提供して需要を発掘し、事業の支援を設計した⁴⁵²。特許技術動向調査分析支援 21 件、特許&デザイン融合支援 3 件、ブランドとデザイン融合支援 1 件の実績を達成した。また、各企業向けの知的財産の創出を支援した。グローバル IP スター企業を対象に選定された企業のニーズに応じて特許マップ、デザイン開発、ブランド開発などを支援した。知的財産関連の隘路事項を抱える中小企業を対象に支援を行って技術格差を解消し、知的財産を創出するなど、競争力を高めた。特に、ディスプレイ分野 3 社、モビリティ分野 1 社、ヒューマンバイオ分野 10 社など、地域特化産業分野への支援を強化した。その他、知的財産の基盤が相対的に劣悪な起業初期、小規模な零細企業を対象に技術支援と知的財産保護戦略の策定により、グローバルな競争力の強化を図った。忠南 IP 経営者クラブ、センターが保有する企業の DB などを活用して新規企業を発掘し、地域の関係機関を通じて事業を広報するなど知的財産の保護を促進した。特に、追加予算を編成して最初の目標であった 7 件を 13 件に拡大して支援した。

一方、(財)忠南テクノパークが主管し、済州 TP、特許法人セシン、LEEON IPL が参加して技術取引促進のためのネットワークを支援した。つまり、技術移転の仲介、情報発掘・分析、事業化コンサルティングなどで技術事業化を推進し、技術発掘、技術移転・事業化の全過程を支援して技術の隘路事項を解消した。地域中小企業の技術需要と外部との協力が可能な技術、忠南市郡別及び研究機関が保有する知的財産を発掘した。

さらに、グローバル IP スター企業を運営し、海外権利確保 74 件、知的財産創出事業（特許・ブランド・デザイン）15 件、カスタマイズ型知的財産創出事業 16 件の総合支援の実績を達成した。道内の優秀な中小企業を対象にグローバル IP スター企業を選定して支援し、企業別に担当コンサルタントを指定し、カスタマイズされた事業支援戦略とロードマップを策定した。また、IP ナレ（翼）プログラムと IP ティディムドル（礎）プログラムを運営して知的財産を基盤とする起業を促進した。IP ナレプログラムの場合、保有 IP 180 件、従事者 203 人、売上高 317.8 億ウォン、新規 IP 出願 47 件を達成した。IP ティディムドルプログラムの場合は知的財産を基盤とする起業予備軍を育成するプロセスを構築し、IP 起業教育を 4 回実施し、アイデア権利化支援 57 件のうち 34 件が起業するなどの成果を上げた。

その他、地域基盤の代表コンテンツを創出した。忠清南道内の優秀な資源と連携したコンテンツを開発し、事業化を通じて企業の売上高の上昇、輸出増加、投資誘致、雇用創出などの地域

⁴⁵² 1件当たりの支援額20,000千ウォンを超える事業（特許&デザイン融合、非英語圏ブランド開発、ブランド&デザイン融合）の場合、入札による遂行機関の選定が必要（事業着手まで約2カ月かかる）

経済の活性化を図った⁴⁵³。企業の支援課題ごとに1人以上の雇用創出の効果を達成し、受益企業で制作したキャラクター6件に対して著作権登録を完了する一方、専門家コンサルティングを受けて著作権管理、投資誘致及びマーケティング支援などを連携した。

また、主要特化作目の優良品種を開発し、競争力を強化した。つまり、作目別に差別化された育種目標を設定し、新品種を育成した。稲の場合、忠南特化品種の米食用の稲を開発し、有色米、極早生種などニッチ市場を攻略する品種を開発した。その他特用作物として機能性強化及び食品、医薬品素材用品種を開発した。

11. 忠清北道

忠清北道は固有事業として、市郡巡回型移動特許相談を運営して国内権利化を支援した。知的財産が必要な道内の小商工人、中小企業のIP能力を診断し、これを強化できるようにIP創出を支援し、知的財産権の確保を支援した。2021年には移動特許相談11件、国内権利化支援213件を達成し、忠北地域に所在する中小企業219,501社の0.1%である213件の知的財産創出を支援した。

また、輸出企業の海外知的財産権の獲得を支援した。資金と人材の不足などにより海外権利の獲得が困難な道内の中小・中堅企業に海外知的財産権の創出を図り、安定的に海外マーケティング活動ができるよう支援することで輸出競争力を高め、輸出増加に寄与した(39社、76件を支援)。

忠清北道は委任事業として、グローバルIPスター企業育成事業でPCT国際出願、PCT国内段階進入、特許個別国出願、商標マドリッド及び個別国出願、デザインハーグ及び個別国出願、特許・デザイン・商標OA及び登録費用を支援した。また、グローバルIPスター企業のニーズを把握し、企業を診断してコンサルティングを実施した。細部事業を推進する前に懇談会を開催して企業のニーズを把握し、現場実査、相談会などで企業の懸案とニーズを反映して3カ年支援のロードマップを作成した。

[写真Ⅲ-13] グローバルIPスター企業のニーズ把握



企業育成関係機関との懇談会 (3月11日)



下半期相談会 (11月18日)

⁴⁵³ [主要成果] 舒川郡の渡り鳥のキャラクター「カミとトヨ」を舒川郡の文化観光キャラクターに指定
- 地域通貨「舒川愛カード」のデザインに採用、カカオトークの絵文字を販売開始
- 関連契約計28件(金額257,933千ウォン)

また、IP ナレ（翼）事業で支援企業に約 100 日間、特許専門家が密着して知的財産コンサルティングを提供し、保有技術に対して国内外の知的財産権の出願を行った。忠北センターでは 33 社の国内外の特許出願 36 件を支援し、忠北北部センターでは 25 社の特許出願 32 件を支援し、計 58 社の知的財産権 68 件の出願を支援した。

IP ティディムドル（礎）事業では 45 件の権利化を支援し、IP ティディムドル高度化コンサルティングと並行して受益者が自らアイデアを具体化し、中核技術を特定するよう誘導する実習中心の起業教育を 4 回実施し、計 60 人が修了した。その他、2021 年には 17 件の新規起業、5 件の IP 起業クラブ運営、説明会 3 回開催、MOU4 件締結など対外協力実績を達成した。

一方、忠北創造経済革新センター（アクセラレーティング室）は特許ゾーンワンストップサービスを運営した。特許分析支援 32 社、IP - R&D 戦略支援 20 社、特許技術価値評価支援 3 社、IP 製品革新支援 2 社の実績を達成した。

他に、（財）忠北科学技術革新院（忠北中小企業著作権サービスセンター）を運営して中小企業を対象に著作権事業化を支援した。つまり、関係機関・企業を訪問して広報を行い、著作権センターの支援事業について案内し、優秀な著作物を保有する企業を発掘し、集中的に育成した。また、権利確保、随時相談、事業化資金支援、事業化・法律専門コンサルティングなど優秀な著作物を事業化できるよう総合的に支援した結果、20 社、50 百万ウォンの著作権事業化支援実績と 10 社の 85 件の著作権登録支援実績を達成した。

12. 全羅南道

全羅南道は固有事業として、小商工人及び伝統市場、商店街のデザイン開発支援事業を実施した。地域特化資源を基盤とする商品や市場の競争力を高めるために、19 社を支援対象に選定した⁴⁵⁴。また、全羅南道唯一の知的財産定例行事である全南知的財産フェスティバルを 6 回開催し、事業対象者と関係機関・団体が参加する情報共有の場を設けた⁴⁵⁵。

また、道内の中小企業及び大学・研究機関などを対象に、地域の需要に合わせた研究開発事業を推進した。製造業基盤の中小企業の特性を考慮した能力別需要中心の R&D 支援、研究成果の最大化のための事業化支援、R&D 段階別全周期管理を主要内容として 31 の課題⁴⁵⁶に計 33.60 億ウォンを支援した。主要成果としては新規採用 51 人、企業研究組織の確保 15 社、国内出願 52 件、国内登録 3 件、国外出願 1 件など計 56 件の知的財産権を確保した。

一方、気候変動に対応した新品種を開発した。鳥貝、アワビ、海苔、ワカメ、昆布、アラメ、キグチの 7 品種を対象に新品種開発、種保存、養殖技術開発、漁家への技術普及など 8 つの課題を行った。同事業で水産分野で国内初の海苔（「ヘブン 1 号」）品目について、通常実施権を通じて国内 3 つの民間種子培養業者に技術移転を行った。また、新品種「ヘブン 1 号」、「ヘモドル 1 号」、「ヘッバディ 1 号」の分譲で養殖業漁家の所得向上につながった。

⁴⁵⁴ 小商工人、伝統市場及び商店街18カ所、青年商人1カ所

⁴⁵⁵ イベント：2021. 11. 08、実施：オンラインYouTube配信、参加：約5,300人

⁴⁵⁶ 戦略策定4件、能力強化7件、成果事業化14件、農漁村問題解決型6件

[表Ⅲ-37]海苔の分譲による予想生産額

区分	分譲量 (g)	箇所	施設策数	予想 生産量		予想 生産額 (億ウォン)	生海苔 平均価格 (kg/ウォン)
				(トン)	(千束)		
合計	5,038	79	149,891	115,070	35,407	1,057	
ヘブン1号	3,061	42	102,033	95,503	29,386	762	798
ヘモドル1号	1,111	28	37,033	13,332	4,102	173	1,298
ヘッパディ1号	866	9	10,825	6,235	1,919	122	1,958

※2021年産基準

さらに、地域特化養殖品種の産業化のために現場技術を開発した。つまり、地域の特性に適した代表品種の名品・産業化を拡大し、需要者中心の現場研究課題を解決するために技術開発を行った。マハタ、ウナギ、ムツゴロウ、ハイガイ、アワビ、タコ、クルマエビ、コウライエビ、ニベ、カラアカシタビラメ、マナガツオの11品種を対象に人工種子の生産と種子の放流、中間育成技術開発などを行った。その結果、主な所得品種の資源が回復し、漁家の所得が増えた⁴⁵⁷。特に、ウナギの場合、効果的な親魚活用のために適正ホルモン濃度を調査し、機能性物質であるペプチドを活用して生産を管理した。

一方、委任事業として、知的財産専門担当機関である全南知的財産センターで50のグローバルIPスター企業を対象に知的財産権の創出とグローバル海外出願などを促進した。

また、中小企業IP即時支援事業で48社を対象に全南知的財産センター所属の常勤コンサルタントの業務専門性を活用してコンサルティングを行い、研究開発の企画段階から知的財産権獲得のための企業向けの支援プログラムを推進して知的財産権の紛争を事前に防止した。その他、IPナレ(翼)プログラムで23の中小企業が保有技術に対して独占的に権利を確保し、ブランド・デザインを開発するなど、知的財産基盤の経営コンサルティングを支援し、IPティディムドル(礎)プログラムではアイデアの深層分析を実施した後、登録可能性の高い特許の出願と登録を支援し、起業企業の技術と市場競争力を強化することができるように支援した。

さらに、全南の知的財産インフラを構築した。コロナ禍では既存のオフライン中心のイベントを推進することはできないため、地域の特性に合ったオンラインイベントに変更して成功裏に開催した⁴⁵⁸。一方、全南知的財産センターで全南に所在する22の市郡を直接訪問して1:1対面ネットワークを推進することで、担当部処が知的財産に対する業務を理解して参加度を高めることができた。

上記のようなインフラ構築に続き、技術取引促進のためのネットワークも構築した。技術移転システムを高度化し、持続可能な事業化の基盤を構築した。また、地域の大学と研究機関で供給技術を発掘し、需要企業に技術移転を行うことで技術取引市場を活性化させた。技術移転需

⁴⁵⁷ [放流効果]事業費に対してコウライエビ29倍、クルマエビ14倍収益効果

⁴⁵⁸ 全南知的財産フェスティバル：全国知的財産センターで初めて2020年から2年連続オンラインで開催する。(イベント参加者数は前年比112%増(2020)2,500人→(2021)5,300人)、全南知的財産経営者クラブ：政府防疫規則内を守って小規模なイベントを開催

要調査によって全南企業の需要技術を発掘し、地域の技術事業化協議体（大学・研究機関など）を活用して需要中心の供給技術を発掘、マッチング、技術移転を行い、地域企業の技術競争力を強化した。2021年の需要技術発掘は116件、技術移転契約は70件、技術移転金額は19億ウォン、技術事業化支援は31件、技術事業化DB構築は150件を達成した。

なお、知的財産コンテンツを発掘・育成し、ソフトウェアの品質を高めた。全南地域の文化資源を活用して地域に特化したコンテンツの制作を支援し、地域の文化産業の高付加価値を創出した⁴⁵⁹。特に、コンテンツ分野の専門人材を確保（17人雇用創出）して地域の文化産業の発展のための基盤を構築し、羅州伏岩里古墳展示館、康津茶山博物館、靈巖王仁博士遺跡地など地域特化IP所在地に観光客が増加し、地域経済の活性化につながった。一方、GS、ISO9001など8件のSW品質認証を獲得し、保有著作物を活用した事業化を支援し、4人の新規雇用を創出し、投資協約3件などを達成した。

その他、全南著作権サービスセンターを運営して出張型著作権サービス及び事業化を支援した。権利保護と紛争防止のために著作権諮問とコンサルティングを拡大して運営し、「著作権の日」行事の開催など多様な著作権サービスを支援して地域民、地域企業のアクセシビリティを向上させるとともに、著作権関連情報を提供して著作権に対する認識向上に貢献した。

13. 全羅北道

全羅北道は固有事業として、高品質な炭素繊維用添加剤を開発した。日本から全量輸入している炭素繊維用添加剤（乳剤及びサイジング剤）を韓国炭素産業振興院を施行主体として独自に開発して国産化を行い、企業に技術移転を行った。コア素材の源泉技術を確保することで、データベースとノウハウが蓄積され、炭素繊維の高性能化、差別化された炭素繊維の生産に寄与すると見込まれ、添加剤の国産化により高性能な炭素繊維の輸入代替効果と輸出が期待される⁴⁶⁰。

また、素材・部品・装置分野の技術開発とR&Dを支援してグローバルサプライチェーンの再編に対応し、技術自立化と企業の競争力向上を図った。道内企業の能力を集結するために産・学・研R&D共同協議会を運営し、企画研究会を通じて素材・部品・装置分野の政策指定型R&Dを発掘・企画した。

さらに、革新成長R&D+事業でエネルギー新産業、未来輸送機械、先端融合複合素材、ライフケア、スマート農生命、情報通信融合など、革新成長産業関連分野を対象に商用化できるアイテムに対する40のR&D課題を支援した。同課題を推進して売上高16.3%増加、新規雇用創出38人、事業化売上高81.2億ウォン、特許出願及び登録59件を達成した。

なお、戦略産業に対し、道内の零細中小企業に企業付設研究所を設立できるように支援し、研究所の能力強化を支援し、持続可能なR&D遂行体系を構築した。2021年には研究所設立コンサ

⁴⁵⁹ 道内の寺院と連携（AR・VRで楽しむスマート寺院旅行）プログラムの著作権登録5件、羅州馬韓の古墳文化関連コンテンツの著作権登録3件、康津の茶山丁若鏞関連コンテンツの著作権登録2件、靈巖の王仁博士関連コンテンツサービスの国際特許出願1件

⁴⁶⁰ 輸入代替効果：炭素繊維4,000トン/年基準40億ウォン/年（2020年時点）

輸出期待効果：世界炭素繊維100,000トン/年時点240億ウォン/年（2028年暁星先端素材増設完了時）

ルティング 15 件、能力強化サービス 14 件、融合複合 R&D 課題企画クラスタの運営支援 7 件の実績を達成し、企業付設研究所の能力強化のための教育も実施した。その結果、30 の研究所を設立した。

その他、パプリカ及びスイカの新品種を育成し、高品質の技術開発を行った。農食品部、農振庁、民間企業（アジア種苗など）、道内大学などと連携してパプリカの水耕栽培用品種を開発し、現場で実証を行った。これにより、パプリカ優良系統選抜のための 68 点の遺伝資源を収集し、パプリカ機能性品種育成のために 32 品種の特性を分析した。また、抵抗性系統の育成と組み合わせ作成により 6 品種の新品種を育成し、2ha 規模で農家現場に普及した。また、消費性向の多様化により、スイカの優秀資源を収集して有用資源 3 種を選抜した。消費しやすい種なしスイカと中・小果種スイカの品種を育成した⁴⁶¹。消費者の購入性向に適した中・小果種と種なしスイカの品種育成を推進するために、全北大学、圓光大学と連携して協業を進めた。

一方、委任事業として、炭素複合材工程装備を活用して中小企業の事業化を支援した。つまり、道内の研究機関に構築されている研究インフラを活用し、道内の中小企業の商用化を中心に製品を開発し、市場進出を支援した。KIST 全北分院に構築されている装置と研究人材を活用し、中小企業の商用化品目を中心に企業を支援することで、その他の関連産業分野への技術的、経済的波及効果が大きいと期待される。

また、機能性ゲーム産業を育成して道内のゲームコンテンツ企業の同伴成長を支援し、企業を育成し、雇用創出を拡大することで、ゲーム産業の活性化のためのエコシステムを構築した。全北グローバルゲームセンターを拠点に地域のゲーム企業のクラスターを造成し、地域のゲーム産業の安定化のための基盤を固めた。コロナ禍で国内外の展示会に参加できなくなり、マーケティング活動が予定通りできず、地域内のゲーム企業のオンラインゲームのためのコンテンツ広報スペースを運営してゲーム企業の販路拡大を図った。特に、10 社がオンライン展示館を構築し、非対面（Untact）時代におけるあらゆる世代との新コミュニケーションのために「ゲーム」と「家族」が融合された新しい形の「全北家族 e スポーツ家族ゲーム大会」を開催した。これに加え、インターンシップ支援 5 人、教育運営及び成果発表会 30 人など、ゲーム開発の専門人材も育成した。

さらに、IP 起業ゾーンと IP ティディムドル（礎）プログラムを運営した。起業予備軍を対象に IP 起業教育と IP 支援を行って、技術起業の中核である特許ポートフォリオの構築を支援し、革新技术基盤の起業企業への成長を誘導した。起業教育 6 回、IP 権利化 55 件、起業企業の発掘 19 社、後続支援 22 件など成果を上げ、16 件を起業パッケージ事業と連携した。このほか、全北創造経済革新センターを運営してアイデアをもとにした技術革新型及び地域基盤型の起業を支援した。また、特化戦略産業を中心に試作品製作、マーケティング、販路を支援し、地域の革新起業のハブを強化するために協業事業を推進した。これにより、起業保育企業の数が前年目標を 20% 上回り、全北創造経済革新センターの役割を初期起業に集中することで再確立し、初期起業（予備～3 年以内）の発掘と育成に集中した。特に、全北創造経済革新センターワンスト

⁴⁶¹ 特性検定 (F1) : 有色中・小果種16交配組合の検定 (1組合選抜)、優良系統育成世代進展及び特性評価 : 40系統 (大果5、中小果35)、種なしスイカの交配母本誘導技術及び選抜 : コルヒチン0.2%注入、1系統

ップゾーン（知財権分野）の弁理士など専門家を活用し、全北知的財産センターと連携して協業を進めた。

14. 慶尚南道

慶尚南道は固有事業として、知的財産人材を育成するために、地域内の関係機関、大学、関連部処及び研究所と協力して知的財産戦略報告書の作成能力を高め、知的財産産業の予備人材を選別する場を設けた。これにより、地域内の知的財産に対する認識を拡大させ、知的財産の裾野を広げることに寄与した。また、アイデアと知的財産を基盤として就職と起業を促進し、雇用創出につなげ、優秀なアイデアを事業化して地域の産業発展に貢献した。大賞を受賞した、海外の高価装置の国産化に関わるアイデアは技術移転される予定であり、地域革新プラットフォーム事業に参加した。

15 社を対象に優秀技術の認証と事業化も支援した。地域内の優秀な知的財産権の活用のために認証方策を講じ、それにより地域の中小企業の付加価値を創出した。また、地域内の優秀な知的財産権を適用した製品に対する展示と、大会出展を支援して優秀な技術と製品を広報してバイヤーを発掘し、販路を開拓した。優秀な技術を適用した製品のデザイン要素を組み合わせることで製品の競争力も向上させ、付加価値を創出して有形的・経済的価値を創出した。

さらに、地域内の大学、研究機関などが保有する技術を中小企業に移転し、中小企業の技術競争力を強化した。また、IP 金融を活性化させて知的財産の資産化及び知的財産取引の活性化を図った。技術取引協議会の構成及び運営、東南圏技術取引の場の開催（オンライン）、昌原大学産学協力団の技術移転（オン・オフライン）などで技術移転及び技術事業化の能力を強化した。特に、年に2回技術取引の場を設けることで、地域内の大学、出捐研の供給技術について紹介し、移転を活性化させ、技術事業化機関のネットワークを形成した。その他、企業の抱える隘路事項（技術）に対する技術相談と技術マッチングを行い、海外展示、オンライン相談会などで地域企業の事業化を支援した。特に、地域内の基礎自治体産業団地などの現場を訪問して現場密着型知的財産相談に乗り、関係機関との連携支援の活性化を図った。知的財産の能力が不足している地域の中小企業に初期段階から相談とコンサルティングを支援し、現場型知的財産を支援し、知的財産脆弱階層を保護するために専門家による無料相談室を運営した⁴⁶²。

その他、知的財産支援のための協議体（ネットワーク）を運営した。慶尚南道を主管として自治体、慶南知的財産センター、研究開発強小特区（科学技術情報通信部によって R&D 特区に指定・育成される、地域に所在する大学、研究所、公企業など主要拠点となる技術革新機関を中心とした小規模・高密度の集約スペース）、慶南テクノパーク、慶南創造経済革新センター、金海産業振興の生命融合財団、慶南中小企業庁、技術保証基金などが参加し、地域の優秀な中小企業を支援し発掘するために、関係機関間の有機的な協力体制を構築した。これにより、企業の成長を支援し、企業の成長周期に応じた支援策を設け、支援の効率性を高めた。

一方、慶尚南道は委任事業として、慶南知的財産センターを中心に研究開発強小特区の企業の IP を支援した。地域の研究開発強小特区内の中小企業を対象に知的財産の隘路事項を常時発掘

⁴⁶² 慶南知的財産センター内の会議室を活用（2021年3月～12月、2週間で1回、17件相談）

し、短期間で隘路事項を解決して支援した。これは、中小企業向けの IP 即時支援と IP ナレ（翼）プログラムにより行われ、計 6 社に 7 件を支援した。

また、慶南スター企業を対象に R&D を支援し、IP を確保した。同事業で潜在成長力が高く、雇用及び付加価値の創出が高い優秀企業を育成しようとし、このような地域の有望企業の地域産業を支援して地域産業の成長を牽引した。計 15 社を慶南スター企業に指定し、直近 3 年間で計 21 社に対して商用化 R&D 課題を支援した。特に、企業要求課題を選択的に支援して企業成長を支援した。指定企業の事業及び発展方向に適した支援を行い、企業の成長エンジンを創出した。また、長期的な支援により、企業が段階的に成長できる環境整備を行った。

さらに、知的財産の活用と起業支援のために、IP ティディムドル（礎）プログラム、IP ナレプログラム、知的財産プロボノ、起業予備軍向けの教育などを行った。IP ティディムドルプログラムで 42 件のアイデア権利化、22 件（3D 設計 14 件、3D 形状化 8 件）のアイデア有形化、海外権利化 2 件、デザイン開発 4 件、ブランド開発 1 件、価値評価 1 件など計 8 件の起業者への後続支援を行った。IP ナレプログラムでは 36 社に知的財産の技術戦略及び経営戦略を提供し、14 社に知的財産プロボノを支援し、起業予備軍向けの教育を実施して 113 人が修了した⁴⁶³。そして、グローバル IP 能力強化のために、37 社を対象に総合支援を実施した。海外市場に進出または進出予定の中小企業を対象に知的財産の能力を強化し、海外市場に安心して参入できるように支援した。これにより、地域内の中小企業のグローバル IP 能力が強化し、技術自由度及び技術競争力が高まった。

その他、中小企業 IP 即時支援サービスで地域内の中小企業の現場が抱えるさまざまな知的財産関連の隘路事項を適時に解消するために、知的財産関連緊急支援を実施した。出張型訪れる産業団地特許チームを運営して 16 件相談を行い、地域経済の中核を担当する地域の産業団地内に所在する中小企業の知的財産基盤の成長エンジンを創出し、市場進出を促進した。

15. 慶尚北道

慶尚北道は固有事業として、職務発明補償制度を運営した。慶尚北道は所属公務員と職員の創造的なアイデアを発掘、支援して知的財産権を創出することで、IP 権利の強化及び知的財産人的資源の育成に寄与した。職務発明補償制度の導入により、発明者に対する正当な補償を支給し、補償に伴う発明者の発明意識を高め、発明の持続的な導出など、IP 創出の好循環の効果を示した（特許登録 20 件、デザイン登録 5 件、技術移転による処分補償 12 件）。

一方、委任事業として、中核 IP 発掘（PM）事業で特許技術に対する調査分析を行い、研究技術の開発に対する方向を提示し、特許活用の戦略が策定できるように資料を提供した。要請した技術に関連する特許技術の動向を調査・分析し、受益企業が必要とする詳細な活用戦略を策定して特許マップ報告書を作成した。

また、グローバル製品の競争力強化（ブランド&デザイン開発）を支援した。地域の中小企業の地域的特性に合ったブランドとデザインを開発し権利化することで、中小企業の競争力強化とブランド・デザインを保護した。海外市場への進出増加に伴い、ブランド開発の要求が増加

⁴⁶³ 一般コース：4回（オフライン、40時間）90人修了、深化コース：1回（オンライン、15時間）23人修了

したため、目標の 15 件を超えて 17 件を達成した。また、R&D 初期から製品のデザインを考慮することで、量産段階でデザイン開発による設計変更によるコストを最小限に抑え、これで支援目標は 23 件から 32 件となり、超過達成した。

さらに、優秀な IP マーケティングを支援した。登録された特許技術を動画で制作することで、より効率的な対外広報が可能になり、輸出国の言語を入れて攻撃的なマーケティングができるように支援した。特に、グラフィック、ナレーションなどを加えて 3 次元シミュレーションの広報映像に製作し、輸出国の言語で技術の説明ナレーションを支援することで、広報効果が高くなった。

マーケティング支援に加えて、IP 動向を分析して R&D 戦略を策定した。知的財産 (IP) 経営診断により、輸出企業が保有する技術、製品及び知的財産権を診断し、企業の知的財産 (IP) 経営全般に対する問題点とともに現在進めているか、今後進める予定の R&D 懸案などを診断し、能力を強化した。また、海外競合他社及び主要出願人が保有する特許を分析し、支援企業の中核特許抽出、IP ポートフォリオ構築、競合他社の技術の動向把握、回避設計技術を導出して知的財産経営認証を獲得するよう支援し、企業現場で特許、ブランド、デザイン別に IP を診断して企業の懸案に適合する事業を推進した。同事業で全量輸入している製品を国産化する過程で、海外競合他社の特許権を分析して侵害を未然に防止し、回避設計によって知財権を確保し、製品の競争力向上のためにブランドとデザインの開発を支援した。

IP ナレ (翼) プログラムで中核技術を保護した。96 社を支援して売上高 7,894 百万ウォンが増え、100 人の雇用創出をした。また、資金を必要とする起業初期企業を対象に、特許、ブランド、デザインを支援して地域の関係機関と連携事業、IPR 投資が行われた。これだけでなく、IP 起業ゾーンを運営して知的財産の起業基盤を促進した。慶北北部知的財産センター内に所在する IP 起業ゾーンに相談窓口を運営し、関係機関と連携支援を行って起業予備軍を対象に特許を出願できる分野のアイデアを発掘した。また、慶北道民なら誰もが創造性とアイデアを創出し、アイデアを実現できる創造スペースを設けて新規アイデアを創出し、3D モデル制作などを学習できる教育課程を運営した。IP ティディムドル (礎) 事業を支援して起業者数 24 人、売上高 1,105 百万ウォン、新規雇用 24 人 (起業者以外) などの成果を上げた。さらに、中小企業 IP 即時支援によって知的財産紛争に備えた。中小企業 IP 即時支援事業の受益企業の売上高は 79,393 百万ウォンが増え、235 人の雇用創出を行った。商品化の障害要因を取り除くことで、事業化と売上高の成長を牽引し、有望技術の導出、IP 紛争防止のための戦略策定、強い特許権確保、競合他社の技術分析、特許ポートフォリオによる戦略確保、R&D 方向の設定などを行って企業の市場競争力を強化した。

また、韓東大学、嶺南大学、大邱大学など道内大学のデザイン学科教授と卒業予定の学部生でつくられるプロボノ POOL を構成し、小資本の社会的企業や中小企業を対象にデザイン・ブランドを支援した。同事業で大学、特許法人、企業、弁理士など 44 人が起業予備軍 2 人、社会的企業 2 社、小企業 17 社に先行調査 6 件、ブランド開発 8 件、デザイン開発 7 件を支援して目標を追加達成した。その他、IP 経営者クラブを運営して知的財産の認識を高めた。随時、企業のニーズを反映して企業を訪れる出張型知的財産権一般教育と集中教育を行った。また、慶北 IP 経営者クラブを運営し、道内 60 社以上の企業の CEO を対象に IP 政策協議及び教育を実施し、地域 IP の創出と拡大のための活動を行った。

16. 濟州特別自治道

濟州特別自治道は固有事業として、特許技術の事業化を行った。優秀な特許技術を保有していても資金不足で製品化が困難な中小企業を対象に試作品の製作費用を支援した。登録された優秀な特許技術を高付加価値化して企業の競争力を強化し、地域経済の活性化を図った。特許技術事業化（試作品製作）事業に計9社が申請し、5社が選定された。

国内外の出願費用も支援した。優秀な技術を開発したが、出願費用が負担となっている道内の中小企業の特許、実用新案、商標、デザインの権利化を支援し、知的財産権の創出を図った。海外知的財産の権利獲得に苦しんでいる地域の中小企業の海外知的財産権の創出を図り、地域の中小企業のグローバルな競争力を高めた。国内特許26件、ブランド55件、デザイン11件を支援し、海外特許8件、商標5件、デザイン1件を支援し、2021年の目標を111%達成した。

ICT専門人材の育成のための教育も実施した。地域内に分散されているICT教育のインフラを統合し、専門教育課程の企画・運営によって急変する第四次産業革命の時代で能動的に対応できる専門人材を育成した。また、ICT専門人材と地域企業の雇用を連携して濟州地域のICT人材育成エコシステムを造成し、産業の競争力を強化した。7つのICT専門教育課程を運営して173人が修了し、国家公認ドローン資格取得8件、雇用創出4人などの成果を創出する一方、関係機関とのMOU締結2件、関係機関との協議会運営4件及び共同プログラム5回開催など、地域内のICT専門人材の懸案事項に対する解消と協力体系を構築した。

固有事業として、特に濟州化粧品認証制度を活性化させた。道内の化粧品企業を対象に濟州産清浄原料の含有量及び効果の差別性を効果的に強調できるマーケティング戦略を策定できるように支援した。つまり、SNS・YouTube・インフルエンサーの活用など最新コンテンツを活用したマーケティング戦略、有名ビューティーストアへの入店のための品質認証及びマーケティング広報などの戦略を策定できるように支援した。これにより、濟州産の原料、濟州で生産した化粧品に対する信頼性を確保し、濟州化粧品産業の活性化に寄与した。濟州認証化粧品の売上高41.44億ウォンを達成する一方、国内の有名デパートとの協力、オン・オフラインでのプロモーション実施の結果、濟州化粧品の入店を拡大した。

また、生物資源の保存体系の管理を強化した。濟州地域で大量発生している有機性廃資源を活用して産業化のための支援策を模索した。濟州産特用作物の効能及び安全性を究明して健康機能性食品の産業化を推進し、濟州生物資源の産業化のためにストーリーテリング構築事業を行い、濟州生物資源の価値を高めた。特に、濟州産スダチ、緑色の柿を素材とする健康機能食品の個別認定原料登録により、濟州原物を栽培する農家の所得が上がった。

他に、濟州生物資源の産業化を支援した。食品機能性評価の人体適用試験と有機性大量廃資源を活用した産業化支援事業で、有効な濟州郷土生物資源を活用してストーリーテリング事業として広報を推進し、濟州生物資源の産業化を推進した。

一方、委任事業として、IPティディムドル（礎）プログラムで地域主力産業連携企業を支援し、地域産業の競争力を強化した。受益企業の70%以上の14社を地域主力産業群に割り当てた⁴⁶⁴。

⁴⁶⁴ スマート観光6社、クリーンバイオ6社、グリーンエネルギー2社

また、済州地域企業の技術競争力を強化するために技術革新総括協議会を運営した。地域内の産・学・研・官などの協議会を構成し運営して交流協力の連携を活性化し、済州型強小企業を発掘した。同事業には済州特別自治道未来戦略課、済州テクノパーク、済州産学融合院、済州術保証基金、済州知的財産センター、済州輸出支援センターなどの団体が参加した。

また、グローバル IP スター企業育成プログラムを強化した。特許マップ 23 件、製品デザイン及びモックアップ 9 件、新規及びリニューアルブランド 4 件、包装デザイン開発 7 件、広報映像製作支援 6 件、海外出願費用 85 件、海外 OA 対応支援 9 件、海外登録費用 17 件支援などで支援企業の満足度を高めた。特に、優秀な特許を保有する企業の事業化を支援し、輸出有望企業に対して海外出願及び権利保護などを支援し、企業の売上高増加及び雇用安定化に寄与した⁴⁶⁵。一方、中小企業 IP 即時支援サービスでブランドの開発支援と知的財産コンサルティングを実施した。代表例として済州の原料を活用して伝統餅を新たに再解釈した「フュージョンオメガトック（栗餅）」や「液状茶（テンユジャチョン（清）、済州の柚子の実を蜂蜜に浸して作ったもの）」などを製造・販売する清浄バイオ企業であるイマム(株)は、新しいブランドを開発して海外市場進出に成功する一方、他人が保有する「オメオメ」の登録商標権を移転し、知的財産権紛争を未然に防止し、IP ポートフォリオを構築した。

その他、済州 IP 起業ゾーンを運営した。IP 起業ゾーンで教育と権利化支援を行い、13 社が新規起業し、地域の雇用創出を図った。また、アイデアの権利化で起業成功率を高め、女性の経済活動の再開を支援し、地域の共生方策を設けた。

17. 世宗特別自治市

世宗特別自治市は固有事業として、起業保育支援事業で起業企業のイノベーションサービス実証及びテストなど市場性を確保するための事業化資金の支援、スマートシティのコア技術の起業企業に対する実証課題支援、世宗市の新産業分野の起業企業の広報及び販路開拓を支援した。スマートシティのコア技術を保有する企業 10 社を発掘し、事業化資金を支援して世宗市の新産業分野のコア技術起業企業の育成体系を構築した。また、企業別イノベーションサービスの実証のために、試作品製作、テスト、試験分析、コンサルティング、共同研究などに所要資金 150 百万ウォンを 10 社に支援した。

その他、世宗起業育成センターを運営して市の起業の需要に効果的に対応し、起業企業の活性化及び雇用創出を誘導した。企業入居空間の提供及び投資と連携した教育、メンタリング、コンサルティング支援により、入居企業の売上高・雇用が増加した⁴⁶⁶。そして起業関連情報交流、相談、会議空間の提供及び起業企業のネットワーク活性化のために新規起業保育センター（BI）を指定し、入居企業を対象に起業教育 6 回、メンタリング 20 回、入居企業懇談会 4 回を実施した。

また、世宗起業ビル及びスマートファームのインフラを運営した。世宗市の特化産業であるスマートファーム、スマートシティ分野の起業企業を育成するための集積施設である起業ビルに

⁴⁶⁵ 2021年のグローバルIPスター企業の売上高は2020年比24%増（2020年：196,417百万ウォン→2021年：258,664百万ウォン）、雇用11.8%増（2020年：838人→2021年：950人）

⁴⁶⁶ 13社、売上高289百万ウォン、新規雇用13人を達成（2021年6月時点）

15 室を作り、農業ベンチャー企業製品（サービス）の高度化のためのテストベッドを 3 カ所支援した。さらに、スマートファーム、スマートシティ分野の起業ベンチャーを集積させ、入居企業間の製品（サービス）融合などの協業を推進し、テストベッド活用企業の需要に合わせて実証事業のためのベッド型 3 棟、土耕型 1 棟のテストベッド環境を構築した。

一方、委任事業として、主力産業であるスマートシティ、スマートグリーン融合部品・素材の地域特化産業を育成した。R&D で主力産業を先導できる能力を備えた企業の技術開発を支援する一方、技術事業化支援など細部プログラムを支援して地域企業の売上高・輸出など目に見える成果を支援した。R&D の成果として特許 14 件が創出され、主力産業 R&D 課題のうち、先端輸送機器部品産業の特許が 7 件で最も多く、精密医療産業は 3 件となった。また、グローバル IP 企業を育成して細部支援課題 31 件（一般課題 13 件、海外権利化 18 件）のうち、国内出願は 7 件⁴⁶⁷、海外権利化は 18 件⁴⁶⁸、その他広報映像 4 件、先行技術調査報告書 2 件などの成果を上げた。

中小企業 IP 即時支援事業ではスマート IP ケア 17 件及び直接コンサルティング 5 件の成果を上げた。このうち特許 8 件、デザイン 4 件、商標 1 件の国内出願、PCT1 件で海外権利化の成果を導出した。また、IP ナレ（翼）事業を運営し、市場のニーズに合った知的財産基盤の経営による初期起業企業の生存力を高めた。初期起業企業 6 社を支援し、国内特許 7 件、国内商標 2 件、海外権利化（PCT）1 件など計 10 件を創出した。さらに、IP ティディムドル（礎）事業では国内権利化（40 件）の支援を受けた起業予備軍のうち 45%以上（19 人）が新規起業につながるように成果を創出した。特に、起業以後の継続的成長の土台を作るために、知的財産権後続支援を実施して計 14 件の後続課題を支援した。一方、女性起業に特化した IP 起業カリキュラムと非対面教育といった知的財産教育を実施し、53 人が受講した。

その他、世宗型アイデアエコシステムを造成し、地域特化資源を活用してアイデアを融合する企業を発掘するためのプログラムを運営し、事業化を支援した⁴⁶⁹。また、女性のアイデア発掘のための起業女風プロポーズ IP（知的財産）起業 Zone を運営して新規起業企業 5 社を発掘し、11 人が知的財産教育を修了した。一方、起業キャンプ（60 人、特講 1 回、起業トークコンサート 1 回、メンタリング 12 組 2 回）、起業コンテストオンライン共通教育 2 回（再生回数 60 回）、コンテストメンターリング 45 回（13 組、45 人）、起業コンサート特講 3 回（175 人）などを開催した。

⁴⁶⁷ 特許 2 件、デザイン 4 件、商標 1 件

⁴⁶⁸ （出願）個別国 9 件、（登録）個別国 7 件、OA 2 件

⁴⁶⁹ メンタリング 15 回、ローカル協業ネットワーク（11 回）、クラウドファンディング（2 千万ウォン誘致）、ローカル研究会（10 回）、2021 年ローカルフェスタ（49 社、93 人参加）

2021 国家知識財産委員会年次報告書

発刊登録番号	12-B552783-000027-10
発行日	2022 年 3 月
発行元	国家知識財産委員会知的財産戦略企画団
住所	世宗特別自治市カルム路 194 (オジン洞) 世宗ファイナンスセンター II 608 号
ホームページ	http://www.ipkorea.go.kr Tel : 044-202-4227

本年次報告書は、知的財産基本法第 15 条及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、知的財産関連動向と前年度の知的財産施行計画の主要内容及び成果に関する内容を収録し、2022 年度国会提出のために作成されました。



国家知識財産委員会

大韓民国政府